ISSN 1349-9793

政府統計

平成３０年

２０１８

就労条件総合調査報告

General Survey on Working Conditions

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）

Director-General for Statistics, Information Policy and Policy Evaluation,

Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan

ま　え　が　き

この報告書は、平成30年1月に実施した「就労条件総合調査」の結果を取りまとめたものです。

就労条件総合調査は、我が国の主要産業に属する民間企業の賃金・労働時間制度等についての基本的事項を総合的に把握することを目的として、昭和41年に「賃金労働時間制度総合調査」として開始され、本調査への名称変更を経て、今回が51回目に当たります。

我が国において見られる国際化、情報化の進展、人口減少社会への突入などといった経済・社会構造の変化は、企業の人事・労務管理に様々な影響を与えており、賃金・労働時間制度等の在り方が重要な課題となっております。

こうした状況を的確に捉えるため、賃金・労働時間制度等に関する全国的、総合的な統計として、本調査結果が企業を始め、広く各方面で活用されることを期待しております。

本報告書を刊行するに当たり、調査に多大な御協力をいただいた企業の皆様に対し、厚く御礼申し上げるとともに、今後とも一層の御協力をお願いいたします。

平成31年1月

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）

大　西　　康　之

厚生労働省政策統括官
（統計・情報政策、政策評価担当）
担当係：参事官（企画調整担当）付
賃金福祉統計室　就労条件係
電　話：03-5253-1111　内線 7639,7638
03-3595-3147（夜間直通）
ＵＲＬ：http://www.mhlw.go.jp

平成 30 年就労条件総合調査報告

目　　次

まえがき

Ⅰ　調査の概要

1　調査の沿革 3

2　調査の内容 3

(1) 調査の目的 3

(2) 調査の範囲及び対象 3

(3) 調査の時期 3

(4) 調査事項 3

(5) 調査方法 3

(6) 集計・推計方法 4

(7) 調査系統 4

(8) 調査客体数、有効回答数及び有効回答率 4

3　用語の説明 5

4　調査対象の抽出 8

5　調査結果利用上の注意 8

（参考）調査項目の変遷 9

Ⅱ　調査結果の概要

1　労働時間制度 17

(1) 所定労働時間 17

(2) 週休制 18

(3) 年間休日総数 19

(4) 年次有給休暇 20

(5) 特別休暇制度 21

(6) 変形労働時間制 22

(7) みなし労働時間制 24
(8) 勤務間インターバル制度 25
2　賃金制度 27
(1) 時間外労働の割増賃金率 27
(2) １か月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率..... 27
3　退職給付（一時金・年金）制度 28
(1) 退職給付制度の有無及び形態 28
(2) 退職一時金制度の支払準備形態 29
(3) 退職年金制度の支払準備形態 29
(4) 退職一時金制度の見直し 30
(5) 退職年金制度の見直し 31
4　退職給付（一時金・年金）の支給実態 32
(1) 退職者の状況 32
(2) 退職事由別退職給付額 33
(3) 退職給付制度の形態別退職給付額（定年退職者） 34

Ⅲ　統計表

集計事項一覧表 38

労働時間制度

（１日の所定労働時間）

第１表　産業・企業規模、主な１日の所定労働時間階級別企業割合及び１企業平均
１日の所定労働時間 44
第２表　産業・企業規模、１日の所定労働時間階級別適用労働者割合及び労働者１人平均
１日の所定労働時間 45

（週所定労働時間）

第３表　企業規模、産業、主な週所定労働時間階級別企業割合及び１企業平均週所定労働時間..... 46
第４表　企業規模、産業、週所定労働時間階級別適用労働者割合及び労働者１人平均
週所定労働時間 58
第５表　産業、企業規模、主な週休制の形態、主な週所定労働時間階級別企業割合及び１企業平均
週所定労働時間 70
第６表　産業、主な週休制の形態、主な週所定労働時間階級別企業割合及び１企業平均
週所定労働時間 76

（週休制）

第７表　企業規模、産業、主な週休制の形態別企業割合..... 80
第８表　企業規模、産業、週休制の形態別適用労働者割合..... 86

（年間休日総数）

第９表　産業・企業規模、年間休日総数階級別企業割合及び１企業平均年間休日総数..... 92
第10表　産業・企業規模、年間休日総数階級別適用労働者割合及び適用労働者１人平均
年間休日総数 93

（年次有給休暇）

第11表　年次有給休暇の計画的付与制度の有無、性別、産業、企業規模別労働者１人平均
年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率..... 94
第12表　産業・企業規模、年次有給休暇の計画的付与制度の有無、計画的付与日数階級別
企業割合及び１企業平均年次有給休暇の計画的付与日数..... 112
第13表　産業・企業規模、年次有給休暇の時間単位取得制度の有無、時間単位取得日数階級別
企業割合及び１企業平均年次有給休暇の時間単位取得日数..... 114

（特別休暇制度）

第14表　産業・企業規模、特別休暇制度の有無、特別休暇制度の種類別企業割合..... 116
第15-1表　産業・企業規模、夏季休暇制度がある企業の賃金の支給状況別
企業割合及び１企業平均１回当たり最高付与日数..... 118
第15-2表　産業・企業規模、病気休暇制度がある企業の賃金の支給状況別
企業割合及び１企業平均１回当たり最高付与日数..... 119
第15-3表　産業・企業規模、リフレッシュ休暇制度がある企業の賃金の支給状況別
企業割合及び１企業平均１回当たり最高付与日数..... 120
第15-4表　産業・企業規模、ボランティア休暇制度がある企業の賃金の支給状況別
企業割合及び１企業平均１回当たり最高付与日数..... 121
第15-5表　産業・企業規模、教育訓練休暇制度がある企業の賃金の支給状況別
企業割合及び１企業平均１回当たり最高付与日数..... 122
第15-6表　産業・企業規模、その他１週間以上の長期の休暇制度がある企業の賃金の支給状況別
企業割合及び１企業平均１回当たり最高付与日数..... 123
第16-1表　産業・企業規模、病気休暇制度がある企業の賃金の支給状況別
１企業平均年間の最高付与日数 124
第16-2表　産業・企業規模、ボランティア休暇制度がある企業の賃金の支給状況別
１企業平均年間の最高付与日数 125
第16-3表　産業・企業規模、教育訓練休暇制度がある企業の賃金の支給状況別
１企業平均年間の最高付与日数 126
第16-4表　産業・企業規模、その他１週間以上の長期の休暇制度がある企業の賃金の支給状況別
１企業平均年間の最高付与日数 127

第17表　産業・企業規模、特別休暇制度の種類、平成29年の利用状況別企業割合..... 128

（変形労働時間制）

第18表　産業・企業規模、変形労働時間制の採用の有無、変形労働時間制の種類別企業割合..... 130

第19表　産業・企業規模、変形労働時間制の適用の有無、変形労働時間制の種類別
適用労働者割合 131

（みなし労働時間制）

第20表　産業・企業規模、みなし労働時間制の採用の有無、みなし労働時間制の種類別
企業割合 132

第21表　産業・企業規模、みなし労働時間制の適用の有無、みなし労働時間制の種類別
適用労働者割合 133

第22表　産業・企業規模、専門業務型裁量労働制を採用している企業の適用業務別企業割合..... 134

第23表　産業・企業規模、専門業務型裁量労働制適用業務別採用企業割合..... 136

（勤務間インターバル制度）

第24表　産業・企業規模、終業時刻から始業時刻までの間隔が11時間以上空いている労働者の状況別
企業割合 138

第25表　産業・企業規模、勤務間インターバル制度の導入状況別企業割合及び
平均勤務間隔時間 139

第26表　産業・企業規模、勤務間インターバル制度を導入していない理由別企業割合..... 140

賃金制度

（時間外労働の割増賃金率）

第27表　中小企業該当有無、産業・企業規模、時間外労働の割増賃金率の定めの有無、時間外労働の
割増賃金率の定め方別企業割合 145

第28表　産業・企業規模、時間外労働の割増賃金率階級別企業割合..... 148

第29表　産業・企業規模、特別条項付き時間外労働協定の締結の有無及び限度時間を超える
時間外労働に係る割増賃金率階級別企業割合..... 149

第30表　中小企業該当有無、産業・企業規模、１か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の
定めの有無及び割増賃金率階級別企業割合..... 150

第31表　産業・企業規模、１か月60時間を超える時間外労働に係る代替休暇の有無別企業割合及び
平均代替休暇取得労働者数 156

退職給付（一時金・年金）制度

（退職給付（一時金・年金）制度の有無）

第32表　産業・企業規模、退職給付（一時金・年金）制度の有無、形態別企業割合..... 158

（退職一時金制度）

第33表　産業・企業規模、退職一時金制度の支払準備形態別企業割合..... 159
第34表　産業・企業規模、退職一時金算定基礎額の種類別企業割合..... 160
第35表　賃金改定の種類、産業・企業規模、定期昇給・ベースアップによる賃金改定分の算定基礎額への反映の有無、範囲別企業割合 162
第36表　産業・企業規模、退職一時金の保全措置の有無別企業割合..... 163
第37表　産業・企業規模、退職一時金の保全措置の方式、保全額の範囲別企業割合..... 164
第38表　退職事由、産業・企業規模、退職一時金の受給に必要な最低勤続年数階級別企業割合.... 166

（退職年金制度）

第39表　産業・企業規模、退職年金制度の支払準備形態別企業割合..... 167

（退職給付（一時金・年金）制度の見直し）

第40表　退職一時金制度の見直しの時期、産業・企業規模、見直し内容別企業割合..... 168
第41表　退職年金制度の見直しの時期、産業・企業規模、見直し内容別企業割合..... 170

退職給付（一時金・年金）の支給実態

（退職者）

第42表　退職給付（一時金・年金）制度の形態、産業・企業規模、退職者の有無別企業割合、退職事由別退職者割合 174
第43表　産業・企業規模、年金受給資格者の有無別企業割合、退職年金の受給方法別退職者割合.. 178

（退職給付額）

第44表　学歴・職種、勤続年数階級、企業規模別定年退職者１人平均退職給付額..... 180
第45表　学歴・職種、勤続年数階級、企業規模別会社都合退職者１人平均退職給付額..... 182
第46表　学歴・職種、勤続年数階級、企業規模別自己都合退職者１人平均退職給付額..... 184
第47表　学歴・職種、勤続年数階級、企業規模別早期優遇退職者１人平均退職給付額..... 186
第48表　学歴・職種、勤続年数階級、企業規模別定年退職者１人平均退職一時金額（退職一時金制度のみ） 188
第49表　学歴・職種、勤続年数階級、企業規模別定年退職者１人平均年金現価額（退職年金制度のみ） 190
第50表　学歴・職種、勤続年数階級、企業規模別定年退職者１人平均退職給付額（両制度併用） 192

（年金月額）

第51表　学歴・職種、勤続年数階級、企業規模別定年退職者１人平均年金月額（退職年金制度のみ） 194

第52表　学歴・職種、勤続年数階級、企業規模別定年退職者１人平均年金月額
（両制度併用） 196
第53表　産業、学歴・職種、勤続年数階級、退職年金制度の支給形態別定年退職者
１人平均年金現価額及び一時金選択額..... 198
第54-1表　年金月額階級、企業規模、学歴・職種別定年退職者割合及び１人平均年金月額
（退職年金制度のみ） 200
第54-2表　年金月額階級、企業規模、学歴・職種別定年退職者割合及び１人平均年金月額
（両制度併用） 200

（特性値）

第55表　勤続年数階級、退職給付額階級、企業規模、学歴・職種別定年退職者割合及び特性値
（退職給付制度計） 202
第56表　退職給付額階級、企業規模、学歴・職種別定年退職者割合及び特性値
（退職一時金制度のみ） 208
第57表　退職給付額階級、企業規模、学歴・職種別定年退職者割合及び特性値
（退職年金制度のみ） 210
第58表　退職給付額階級、企業規模、学歴・職種別定年退職者割合及び特性値
（両制度併用） 212

Ⅳ　時系列表

時系列１表　産業・企業規模別、１企業平均１日の所定労働時間..... 217
時系列２表　産業・企業規模別、労働者１人平均１日の所定労働時間..... 218
時系列３表　産業・企業規模別、１企業平均週所定労働時間..... 219
時系列４表　産業・企業規模別、労働者１人平均週所定労働時間..... 220
時系列５表　産業・企業規模別、何らかの週休２日制採用企業割合..... 221
時系列６表　産業・企業規模別、完全週休２日制採用企業割合..... 222
時系列７表　産業・企業規模別、何らかの週休２日制適用労働者割合..... 223
時系列８表　産業・企業規模別、完全週休２日制適用労働者割合..... 224
時系列９表　産業・企業規模別、１企業平均年間休日総数..... 225
時系列10表　産業・企業規模別、労働者１人平均年間休日総数..... 226
時系列11表　産業・企業規模別、労働者１人平均年次有給休暇の付与日数..... 227
時系列12表　産業・企業規模別、労働者１人平均年次有給休暇の取得日数..... 228
時系列13表　産業・企業規模別、労働者１人平均年次有給休暇の取得率..... 229
時系列14表　産業・企業規模別、年次有給休暇の計画的付与制度がある企業割合..... 230
時系列15表　産業・企業規模別、１企業平均年次有給休暇の計画的付与日数..... 231

時系列16表　産業・企業規模別、１年単位の変形労働時間制を採用している企業割合..... 232
時系列17表　産業・企業規模別、１か月単位の変形労働時間制を採用している企業割合..... 233
時系列18表　産業・企業規模別、フレックスタイム制を採用している企業割合..... 234
時系列19表　産業・企業規模別、事業場外みなし労働時間制を採用している企業割合..... 235
時系列20表　産業・企業規模別、専門業務型裁量労働制を採用している企業割合..... 236

Ⅴ　調査票

平成 30 年就労条件総合調査　調査票 239

Ⅰ　調査の概要

1　調査の沿革

この調査は、従来個別に実施してきた「給与構成調査」、「賃金制度調査」及び「労働時間制度調査」を１つに統合し、昭和 41 年 10 月以降「賃金労働時間制度総合調査」として昭和 58 年まで実施した。更に、「労働者福祉施設制度等調査」と統合し、昭和 59 年以降「賃金労働時間制度等総合調査」として実施してきた。平成 12 年度より名称を「就労条件総合調査」と変更し、調査対象期日を 12 月末日現在から翌１月１日現在に変更し、調査年を表章することとした。

2　調査の内容

(1) 調査の目的

この調査は、主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的として実施している。

(2) 調査の範囲及び対象

ア　地域

全国

イ　産業

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく 16 大産業［鉱業，採石業，砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業，郵便業、卸売業，小売業、金融業，保険業、不動産業，物品賃貸業、学術研究，専門・技術サービス業、宿泊業，飲食サービス業、生活関連サービス業，娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち、家事サービス業を除く。）、教育，学習支援業、医療，福祉、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）（政治・経済・文化団体、宗教及び外国公務を除く。）］

ウ　企業

事業所母集団データベース（平成 28 年次フレーム）の企業（単独事業所及び本社・本店・本所の事業所）を母集団として、上記(2)に該当する産業で常用労働者 30 人以上を雇用する民営企業（医療法人、社会福祉法人、各種協同組合等の会社組織以外の法人を含む）のうちから、産業、企業規模別に層化して無作為に抽出した約 6,400 社。

(3) 調査の時期

平成 30 年１月１日現在の状況について調査を行った。ただし、年間については、平成 29 年（又は平成 28 会計年度）１年間の状況について調査を行った。

(4) 調査事項

企業の属性、労働時間制度に関する事項、賃金制度に関する事項、退職給付制度に関する事項及び退職給付の支給実態に関する事項

(5) 調査方法

厚生労働省が委託した民間事業者が、調査票を調査対象企業へ郵送し、調査対象企業の記入担当者が記入した後、民間事業者に郵送又はインターネットを利用したオンライン報告方式により提出する方法により実施した。

(6) 集計・推計方法

産業、企業規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比等を算出した。

(7) 調査系統

厚生労働省－民間事業者－報告者

(8) 調査客体数、有効回答数及び有効回答率

調査客体数　6,370　　有効回答数　3,697　　有効回答率　58.0%

３　用語の説明

「常用労働者」

次の①又は②のいずれかに該当する者をいう。

① 期間を定めずに雇われている労働者

② １か月以上の期間を定めて雇われている労働者

「パートタイム労働者」

１日の所定労働時間が当該企業の一般の労働者より短い者、又は１日の所定労働時間が一般の労働者と同じであっても、１週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

「所定労働時間」

就業規則等で定められた始業時刻から終業時刻までの時間から、休憩時間を差し引いた労働時間をいう。

なお、労働者によって所定労働時間が異なる場合は、最も多くの労働者に適用されるものを当該企業の所定労働時間とし、変形労働時間制を採用している場合は、期間内で平均したものを当該企業の所定労働時間とした。

「年間休日総数」

企業１年間分の休日の合計日数をいう。休日とは、就業規則、労働協約又は労働契約等において、労働義務がないとされた週休日（日曜日、土曜日などの会社指定の休日）及び週休日以外の休日（国民の祝日・休日、年末年始、夏季休暇、会社記念日などで会社の休日とされている日）をいう。ただし、年次有給休暇分や雇用調整、生産調整のための休業分は含まれない。

「変形労働時間制」

一定の期間内で週 40 時間、１日８時間の労働時間の原則に対して例外を認める制度で、「１年単位の変形労働時間制」、「１か月単位の変形労働時間制」、「１週間単位の非定型的変形労働時間制」、「フレックスタイム制」をいう。

「みなし労働時間制」

特定の事情により労働時間の算定が困難又は通常と同じ算定方法が適切でない場合、労使協定等により定めた時間を労働したものとみなす以下の（ア）～（ウ）の制度をいう。

（ア）「事業場外みなし労働時間制」

外勤の営業社員など、事業場外で業務に従事し、かつ、使用者の具体的な指揮・監督が及ばず、労働時間を算定することが困難な業務を遂行する場合に、所定労働時間、又は労使協定等により、その業務の遂行に通常必要とされる時間を労働したものとみなす制度をいう。

（イ）「専門業務型裁量労働制」

研究開発など、その業務の性質上その遂行の方法や時間配分の決定等に関し具体的な指示をすることが困難として定められている業務に就かせた場合に、あらかじめ定めた時間労働したものとみなすことを労使協定により定める制度をいう。

（ウ）「企画業務型裁量労働制」

事業運営に係る企画、立案、調査及び分析の業務を行うホワイトカラー労働者を対象として、労使委員会で決議した時間労働したものとみなす制度をいう。

なお、導入においては労使委員会における委員の５分の４以上の多数による決議と対象労働者本人の同意が必要である。

「勤務間インターバル制度」

労働者の健康確保などを目的として、実際の終業時刻から始業時刻までの間隔を一定時間以上空ける制度をいう。なお、実際の終業時刻から始業時刻までの具体的な時間数を定めていない場合は、これに該当しない。

「中小企業該当区分」

労働基準法における法定割増賃金率の引上げ関係の猶予対象となる中小企業に該当するか否かの区分をいう。

（参考）労働基準法における法定割増賃金率の引上げ関係の猶予対象となる中小企業の範囲

業　　種	資本金の額又は出資の総額		常時使用する労働者数(※)
小　売　業	5,000万円以下	又は	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸　売　業	１億円以下		100人以下
上記以外の業種	３億円以下		300人以下

（例）製造業（左表「上記以外の業種」）の場合

資本金	労働者数	中小企業 or 大企業
１億円	100人	中小企業
１億円	500人	中小企業
５億円	100人	中小企業
５億円	500人	大企業

※常時使用する労働者数は、常態として使用される労働者数であり、臨時的に雇い入れた場合や、臨時的に欠員を生じた場合については、常時使用する労働者数に変動が生じたものとしない。パート・アルバイトであっても、臨時的に雇い入れられた場合でなければ、常時使用する労働者数に含む。

「時間外労働」

法定労働時間（１日８時間、１週 40 時間）を超えて労働させることをいう。

「時間外労働の割増賃金率」

時間外労働の割増賃金率は、25%以上（１か月 60 時間を超える時間外労働に係るものを除く）とされている。（労働基準法第 37 条第１項）

「退職給付（一時金・年金）制度」

任意退職、定年、解雇、死亡等の事由で雇用関係が消滅することによって、事業主又はその委託機関等から当該労働者（又は当該労働者と特定の関係にある者）に対して、一定の金額を支給する制度をいう。

「退職一時金制度」

退職時に一括して一時金（退職給付手当、退職慰労金、退職功労報奨金等）を支給する制度をいう。

「退職年金制度」

労働者の退職後、一定期間又は生涯にわたって一定の金額を年金として支給する制度をいう。ただし、年金を一時金として受け取ることができる場合を含む。

「中小企業退職金共済制度」

中小企業退職金共済法に基づき企業が退職金の支給を目的に勤労者退職金共済機構と契約を結び、退職金の原資の積立て事務を委託する制度をいう。

「特定退職金共済制度」

企業又は個人事業主が地域の所得税法に定める特定退職金共済団体（商工会議所、商工会連合会等）と契約を結び、退職金原資を定期的に預け、管理・運用してもらう仕組みをいう。

「厚生年金基金」

厚生労働大臣の認可を受けて厚生年金基金を設立し、厚生年金保険法でいう、老齢厚生年金の一部を基金が国に代わって行う代行給付に、企業の実情に応じた給付を上乗せする退職給付（年金）制度をいう。この調査では代行部分を除いた上乗せ給付部分についてのみ対象としている。

「確定給付企業年金」

加入した期間などに基づいてあらかじめ給付額が定められている企業年金制度をいう。規約型（労使合意の年金規約に基づき外部機関で積立）と基金型（厚生年金の代行のない基金）があり、確定給付型の企業年金について、受給権保護等を図る観点から、積立義務、受託者責任の明確化、情報開示といったルールを定めた上で、労使合意に基づき、柔軟な制度設計が可能となるよう必要な措置が講じられている。

「ＣＢＰ（キャッシュ・バランス・プラン）」

労働者ごとに仮想個人口座を設け、その口座に一定のルールに基づいて持分付与額（元金相当部分）を累積していくとともに、一定の再評価率に基づく再評価額（利息相当部分）を付与し、支払い開始時までに積み立てた元利合計額を支給する制度をいう。

「確定拠出年金（企業型）」

拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに給付額が決定される年金制度をいう。対象者により企業型と個人型（iDeCo（イデコ））に分かれますが、この調査では企業型のみ対象としている。

4　調査対象の抽出

(1) この調査は、平成 28 年次フレームにより把握された全国約 186,000 の民営企業の中から層化無作為抽出法によって調査対象約 6,400 企業を抽出した。

(2) 目標精度は、産業（製造業及び卸売業,小売業は中分類をとりまとめた分類、他は大分類）、企業規模別に設定し、下記の算式を用いて、調査項目として取り上げられた特定の属性をもつ企業数の全企業数に対する割合が 50%のときの標準誤差が５%以内になるように設定した。

$$S_i \geqq \sqrt{\frac{N_i - n_i}{N_i - 1} \cdot \frac{P(1-P)}{n_i}}$$

S_i ： **目標精度（比率の標準誤差）（＝５%）**
N_i ： **母集団企業数**
n_i ： **標本企業数**
P ： **特定の属性を持つ企業の割合**
i ： **産業、企業規模区分**

5　調査結果利用上の注意

(1) この調査では、企業全体の全常用労働者のうち、期間を定めずに雇われている労働者（パートタイム労働者を除く。）を対象としている。

(2) この調査は標本調査で、報告書掲載の数値は母集団に復元したものである。表章単位未満は、四捨五入した。

(3) 調査票の記入に当たり、企業全体の記入が困難な場合には、適用労働者の最も多いものについて記入することとしている。

(4) 企業割合は、断りのない限り、該当企業数の総企業数に対する割合である。

(5) この調査は、昭和 45 年から調査単位を事業所から企業に変更し、昭和 50 年には新たにサービス業を追加した。また、平成 19 年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が 30 人以上の会社組織の民営企業（複合サービス事業を含まず)」としており、平成 20 年から「常用労働者が 30 人以上の会社組織の民営企業（複合サービス事業を含まず)」とし、平成 27 年からは「常用労働者が 30 人以上の民営企業（複合サービス事業を含む)」に範囲を拡大したため、過去の調査と比較して用いる場合には注意を要する。

(6) この調査の統計表等に用いてある符号等は次のとおりである。

「　－　」--------　調査を行ったが該当数値が得られなかった場合
「　・　」--------　統計項目のありえない場合
「０．０」--------　四捨五入の結果が、表章単位未満の場合
「　＊　」--------　調査客体数が少ないため利用上注意を要する場合
「　X　」--------　調査客体数が少ないため掲載しない場合
「　…　」--------　該当する数値が不明の場合又は数値を表章することが不適切な場合

(7) 集計の際、不明扱いとしたものは、表章していないことなどから、構成比の合計は必ずしも 100.0%とならない場合がある。

(8) 平成 29 年の調査では東日本大震災による企業活動への影響等を考慮し、平成 28 年７月 12 日に設定されている避難指示区域（帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域）を含む市町村に所在する企業を調査対象から除外し、調査を行った。

（参考）調査項目の変遷

［労働時間制］

調　査　項　目	調　査　年(注)
1　所定労働時間	
(1)　1日の所定労働時間	S49年以降毎年
(2)　週の所定労働時間	S41年以降毎年
(3)　年間所定労働時間	S51,54,57～60,63,H1
2　週休制	S41年以降毎年
3　週休日以外の休日	S41～49,51～58,60～H8
4　年間休日総数	S49～51,54,55,57,58,60年以降毎年
5　年次有給休暇制度	
(1)　年次有給休暇の付与日数	S41,43,44,46,51～53,55年以降毎年
(2)　年次有給休暇の取得状況	S55年以降毎年
(3)　年次有給休暇の計画的付与制度	S63～H3,6,7,9年以降毎年
(4)　年次有給休暇の時間単位取得制度	H23年以降毎年
6　変形労働時間制	S63年以降毎年
7　みなし労働時間制	S63,H2,3,6年以降毎年
8　夏期休暇制度	S41～44,46～49,51
9　連続休暇制度	
(1)　年末・年始	S56,59,62,H2,3,6
(2)　ゴールデンウィーク	S56,59,62,H2,3,6
(3)　夏期休暇	S56,59,62,H2,3,6
10　特別休暇制度	
(1)　夏季休暇	H14～17,19,24,25,30
(2)　病気休暇	S52,56,59,63,H2,6,7,9,14～17,19,24,25,29,30
(3)　結婚休暇	S63,H2,6,7
(4)　忌引休暇	S63,H2,6,7
(5)　配偶者出産休暇	S63,H2,6
(6)　育児休業（休暇・休職）	H2
(7)　介護休業（看護休暇、看護休職）	S63,H2,6
(8)　リフレッシュ休暇	S63,H2,6,7,9,14～17,19,24,25,30
(9)　有給教育訓練休暇	H6,7,9
(10) ボランティア休暇	H7,9,14～17,19,24,25,30
(11) 教育訓練休暇	H14～17,19,24,25,30
(12) 長期休暇	H13,18
(13) 1週間以上の長期の休暇	H14～17,19,24,25,30
11　特別休暇取得状況	S63
12　勤務形態	S50
(1)　交替制	S41～43,45～50,54,57,H1,4,11
(2)　所定内深夜労働	S54,H8,10,11,13,17
13　出欠勤状況	
(1)　欠勤率（欠勤日数）	S56,60,63,H5
(2)　出勤率	S55,57
14　臨時休業日数	S50
15　教育訓練休暇制度	S48
16　所定外労働の上限の定め等	S41,42,56,H25
17　賃金割増率	S41,43,45,46,48,50,54,58
18　パートタイム労働者の労働時間制度	S44
19　週休２日制についての今後の方針	S49,51,52
20　週休２日制の導入又は拡大状況	S60
21　労働時間制度についての今後の方針	S51
22　労働時間制の変更状況	S41～58
23　勤務間インターバル制度	H29～30

(注)S は「昭和」、H は「平成」の略である。以下同じ。

［賃金制度］

調　査　項　目	調　査　年(注)
1　賃金支払形態（日給、月給等）	S41,44,49,53,55,H3,8,10,14,16,17,19,22,26
2　賃金体系	
(1)　基本給の決め方	S41～59,62,H1,4,8,10,13,21,24,29
(2)　基本給の別建ての有無	S45～59,62,H1,4,6,8,10
(3)　出来高払い制	S47,48
(4)　職務給制度	S42
(5)　職能給制度	S42
(6)　職務給・職能給における等級等	S62
(7)　総合（決定）給制度	S42,43
(8)　基本給の決定要素のウエイトの変化	H13
(9)　時間外労働の割増賃金率	H23年以降毎年
3　賃金構成	
(1)　基本給の支給総額	S41～59,61,H1,2,8,11,17,22,27
(2)　諸手当の支給総額	S41～59,61,H1,2,8,11,17,22,27
(3)　賃金の構成	S41～59,61,62,H1,2,8,11
(4)　基本給に占める職能部分の割合	H6
4　賃金表	
(1)　賃金表の採用状況	H6
(2)　賃金表の要素	H6
(3)　賃金表の形態（表示方式）	H6
(4)　昇給方法	H6
5　賃金制度の改定状況	S45,55～59,62,H3,8,11,16,19,22,26,29
6　手当制度	
(1)　諸手当の採用状況	S41～59,61,H2,8,11,17,22,27
(2)　家族手当制度	S43,46,47,52,61,H4,9
(3)　通勤手当制度	S43,47,52
(4)　住宅手当制度	S43～47,52
(5)　役付手当制度	S61
7　賞与制度	S41,42,46,52,55,58,H6,21,24,29
8　年俸制	H6,14,18,24
9　初任給制度	
(1)　初任給の決め方	S41
(2)　初任給の改定状況	H3
10　基本給昇給基準線の変化	S62
11　人事考課制度	S41
12　職務評価制度	S41
13　業績給制度	S41
14　職能資格制度	H6
15　定期昇給制度	S41,45～48,51,52,55,57,62,H8,10
16　業績の賃金への反映	H13,16
17　業績評価制度	H13,16,19,22,24
18　技能検定、職業訓練制度と賃金制度	S41,42,44
19　配置転換と賃金制度	S41
20　定年制と賃金制度	S41,62
21　パートタイム労働者の賃金制度	S44
22　中途採用者の賃金（決め方）	S42,46,56,62
23　モデル賃金（基本給）	S55,57
24　海外勤務者の賃金制度	H3

［退職給付(一時金・年金)制度・支給実態］

調　査　項　目	調　査　年
1　退職給付(一時金・年金)制度の形態	S41,43,46,50,53,56,60,H1,5,9,15,20,25,30
2　退職一時金制度	
(1)　支払準備形態	S46,50,53,56,60,H1,5,9,15,20,25,30
(2)　受給に必要な最低勤続年数	S50,53,56,60,H1,5,9,15,20,25,30
(3)　算定基礎額	S50,53,56,60,H1,5,9,15,20,25,30
(4)　保全措置	S56,60,H1,5,9,15,20,25,30
(5)　早期退職者優遇制度の導入	S53
(6)　算定に用いる支給率	S56
(7)　特別加算	S56
(8)　定昇・ベアの増額分の算定基礎額反映	S56,60,H1,5,9,15,20,25,30
3　退職給付(年金)制度	
(1)　支払準備形態	S41,43,46,50,53,56,60,H1,5,9,15,20,25,30
(2)　年金原資の拠出制	S41,43,46,50,53,56,60,H1,5,9,15
(3)　年金受給資格	S41,43,46,50,53,56,60,H1,5,9,15
(4)　保証期間	S41,43,46,50,53,56
(5)　支給開始時期	S41,50,53,56,60,H1,5,9,15
(6)　支給開始時期の選択	H5
(7)　支給期間による形態	S50,53,60,H1,5,9,15
(8)　年金を一時金として受給の選択	S56,60,H1,5,9,15
(9)　遺族給付制度	S41,50,53
(10) 退職給付の打切支給制度	S50
(11) 年金額のスライド制	S53,56,60,H1,5,9
(12) 年金の受給状況	H5
(13) 財政、資金運営の情報公開	H9,15
4　退職給付(一時金・年金)制度の見直し状況	
(1)　退職一時金制度の見直し	S56,H9,15,20,25,30
(2)　退職給付(年金)制度の見直し	S53,56,H5,9,15,20,25,30
(3)　適格退職年金制度の見直し	H20
(4)　退職給付(一時金・年金)制度の縮小又は廃止による給与の拡大の状況	H25,30
5　パートタイム労働者の退職金制度	S50,60,H1
6　退職給付(一時金・年金)制度における定年延長、勤務延長	H9,15
7　早期退職者優遇制度	H15
8　退職給付(一時金・年金)支給実態	
(1)　定年制	S53
(2)　退職事由	H9,15,20,25,30
(3)　モデル条件別退職一時金額	S41,43,46,50,53,56,H1
(4)　モデル条件別年金現価額	S50,53,56,H1
(5)　モデル条件別所定内賃金	S43,46,50,53,56,H1
(6)　モデル条件別退職金算定基礎額	S50,53,56,H1
(7)　モデル条件別年金月額	S56,H1
(8)　定年退職者の退職一時金額	~~S53,56,~~60,H1,5,9,15,20,25,30
(9)　定年退職者の年金現価額	S53,56,60,H1,5,9,15,20,25,30
(10) 定年退職者の退職時の所定内賃金	S53,56,60,H1,5,9,15,20,25,30
(11) 定年退職者の退職給付算定基礎額	S53,60,H1,5,9,15,20,25,30
(12) 定年退職者の年金月額	S56,60,H1,5,9,15,20,25,30

［福祉施設・制度］

調　査　項　目	調　査　年(注)
1　福祉施設	
(1)　住宅施設	S24,32,39,47,49,52,55,58,H2,6,14
(2)　医療保健施設	S24,32,39,47,52,55,58,61
(3)　食事施設	S24,32,39,47,52,58,H14
(4)　余暇施設	S24,32,39,47,49,52,55,58,61,H2,6,14
(5)　生活援護施設	S24,32,39,47,52,55,58
(6)　通勤施設	S32,39
(7)　体育施設	S24,32,39,47,49,52,55,58,61,H2,6
2　福祉制度	
(1)　持家援助制度	S39,47,48,49,51,52,54,55,57,58,61,62, H2,6,11,16,21,26
(2)　貯蓄制度	S32,39,48,49,51,52,54,55,57,62, H2,4,8,11,16,21,26
(3)　持株制度	S47,48,51,52,54,57,62,H4,8,11,16,21,26
(4)　社内保険制度	S32,39,47,48,51,52,54,57,62,H8,11,16,21,26
(5)　貸付金制度	S24,32,39,47,52,55,57,58,62,H2
(6)　奨学制度	S39,48,54,57
(7)　慶弔見舞制度	S39,47,48,52
(8)　労災付加給付制度	S47,48,50,53,56,63
(9)　生活援護制度	S39,47,48,52,55,58
(10)　健康管理制度	S39,47,55,58,61,H2,6,14
(11)　余暇制度	S24,32,39,47,48,49,52
(12)　表彰制度	S48,55
(13)　定年退職者に対する福利厚生制度	S55,58,61,H6,8,21,26
(14)　単身赴任者に対する援助制度	S58,61,H2,6,10,16
(15)　退職準備のための体系的な指導・援助制度	S61
(16)　退職準備支援	H14
(17)　福利厚生施策	S61,H2,6,10,19
(18)　通勤対策	H2,6,10,17
(19)　新幹線通勤補助制度	H2
(20)　自己啓発援助制度	H6,14
(21)　ストックオプション制度	H11,16,21,26
(22)　カフェテリアプラン	H14

(注)「企業直営福利施設調査報告(昭和 24 年、32 年)」、「企業福祉施設調査報告(昭和 39 年)」、「労働者福祉施設制度等調査報告(昭和 47～58 年、平成 2、6 年)」及び「賃金労働時間制度等総合調査報告(昭和 61 年、62 年、平成 4 年、8 年、10 年、11 年)」

［職場外の生活設計］

調　査　項　目	調　査　年(注)
1　ボランティア休暇制度	H4,7,9
2　リフレッシュ休暇制度	S63,H2,6,7,9
3　ＯＢ会援助制度	H4
4　社会貢献、職場外活動別支援・援助制度	
(1)　地域社会活動	H8
(2)　社会福祉活動	H8
(3)　防災・災害援助活動	H8
(4)　ドナー登録・提供	H8
(5)　国際支援活動	H8
(6)　海外留学	H8
(7)　自己啓発のための社外講座や研修への参加	H8,11,17
(8)　リフレッシュ・ゆとり活動	H8,11,17
(9)　ボランティア活動	H11,17

［労働費用］

調　査　項　目	調　査　年(注)
1　労働費用総額	S47～60,63,H3,7,10,14,18,23,28
2　現金給与総額	S47～60,63,H3,7,10,14,18,23,28
3　現金給与以外の労働費用	
(1)　現物給与の費用	S47～60,63,H3,7,10,14,18,23,28
(2)　退職給付等の費用	S47～60,63,H3,7,10,14,18,23,28
(3)　法定福利費	S47～60,63,H3,7,10,14,18,23,28
(4)　法定外福利費	S47～60,63,H3,7,10,14,18,23,28
(5)　教育訓練費	S47～60,63,H3,7,10,14,18,23,28
(6)　募集費	S47～60,63,H3,7,10,14,18,23,28
4　海外勤務者の労働費用	H3
5　派遣労働者関係費用等	H3,7,10,18,23,28
6　労働費用の動向	H14

(注)「労働者福祉施設制度等調査報告(昭和 47 年～58 年)」及び「賃金労働時間制度等総合調査報告(昭和 59 年、60 年、63 年、平成 3 年、7 年、10 年)」

［出向制度］

調　査　項　目	調　査　年
1　出向制度の実施状況	H7,13
2　出向元企業	
(1)　出向者の年齢区分	H7,13
(2)　今後の見通し	H7
(3)　年齢の決め	H7
(4)　出向前の職種	H7,13
(5)　出向の目的	H7
(6)　出向命令の本人の同意	H7,13
(7)　組合との手続き	H7
(8)　出向先企業との関係	H7,13
(9)　在籍出向者の労働条件	H7,13
(10) 移籍出向への変更	H7,13
(11) 復帰後の地位	H7
(12) 出向者への対応	H7,13
3　出向先企業	
(1)　受入後の職種	H7,13
(2)　職種・地位の変化	H7,13
(3)　受入の目的	H7
(4)　受入の問題点	H7

［定年制等］

調　査　項　目	調　査　年(注)
1　定年制等に関する事項	
定年制の有無及び実施状況	H17～29
2　定年後の措置に関する事項	
(1)　勤務延長制度、再雇用制度の有無及び実施状況	H17～29
(2)　勤務延長制度、再雇用制度の適用対象者の範囲	H17～25
(3)　勤務延長制度、再雇用制度の適用基準の内容	H17～25
(4)　勤務延長制度、再雇用制度の最高雇用年齢	H17～29
(5)　勤務延長制度、再雇用制度の雇用契約期間	H24～29
(6)　勤務延長制度、再雇用制度の賃金	H24～29
3　高年齢者雇用確保措置の導入状況	H18
4　65 歳以上の人が働くことができる仕組み	H20～23

(注)　平成 17 年調査から雇用管理調査より移管された。

Ⅱ　調査結果の概要

1　労働時間制度

(1) 所定労働時間

1 日の所定労働時間は、1 企業平均 7 時間 46 分（平成 29 年調査 7 時間 45 分)、労働者 1 人平均 7 時間 45 分（同 7 時間 43 分）となっている。

週所定労働時間は、1 企業平均 39 時間 31 分（同 39 時間 25 分)、労働者 1 人平均 39 時間 02 分（同 39 時間 01 分）となっている。

週所定労働時間の 1 企業平均を企業規模別にみると、「1,000 人以上」が 38 時間 58 分、「300～999 人」が 39 時間 09 分、「100～299 人」が 39 時間 16 分、「30～99 人」が 39 時間 39 分となっている。産業別にみると、「金融業,保険業」が 38 時間 21 分で最も短く、「宿泊業,飲食サービス業」が 39 時間 56 分で最も長くなっている。（第 1 表）

第 1 表　1 日及び週所定労働時間

（単位：時間、分）　（単位：%）

企業規模・産業・年	1 日の所定労働時間		週所定労働時間		構成比割合	
	1 企業平均[1]	労働者 1 人平均[2]	1 企業平均[1]	労働者 1 人平均[2]	全企業[3]	労働者計[4]
平成30年調査計	7 : 46	7 : 45	39 : 31	39 : 02	[100.0]	<100.0>
1,000人以上	7 : 46	7 : 44	38 : 58	38 : 41	[2.3]	< 37.5>
300～999人	7 : 46	7 : 45	39 : 09	39 : 01	[7.2]	< 19.8>
100～299人	7 : 45	7 : 44	39 : 16	39 : 06	[21.5]	< 21.0>
30 ～ 99人	7 : 46	7 : 47	39 : 39	39 : 35	[69.0]	< 21.7>
鉱業,採石業,砂利採取業	7 : 40	7 : 34	39 : 23	38 : 30	[0.1]	< 0.0>
建設業	7 : 43	7 : 46	39 : 47	39 : 33	[6.3]	< 5.1>
製造業	7 : 50	7 : 49	39 : 26	39 : 07	[21.0]	< 26.6>
電気･ガス･熱供給･水道業	7 : 42	7 : 40	38 : 41	38 : 24	[0.1]	< 0.6>
情報通信業	7 : 44	7 : 40	38 : 50	38 : 24	[3.2]	< 5.0>
運輸業,郵便業	7 : 43	7 : 45	39 : 50	39 : 17	[7.6]	< 8.3>
卸売業,小売業	7 : 46	7 : 45	39 : 44	39 : 08	[18.6]	< 14.7>
金融業,保険業	7 : 38	7 : 32	38 : 21	37 : 22	[1.0]	< 4.2>
不動産業,物品賃貸業	7 : 46	7 : 46	38 : 59	38 : 55	[1.9]	< 1.8>
学術研究,専門・技術サービス業	7 : 42	7 : 41	38 : 40	38 : 30	[2.5]	< 2.9>
宿泊業,飲食サービス業	7 : 45	7 : 48	39 : 56	39 : 40	[6.0]	< 2.9>
生活関連サービス業,娯楽業	7 : 41	7 : 39	39 : 48	39 : 22	[4.3]	< 2.4>
教育,学習支援業	7 : 46	7 : 38	39 : 22	38 : 58	[3.0]	< 3.3>
医療,福祉	7 : 48	7 : 44	39 : 21	39 : 00	[16.5]	< 14.7>
複合サービス事業	7 : 35	7 : 48	38 : 46	39 : 15	[0.4]	< 1.7>
サービス業(他に分類されないもの)	7 : 46	7 : 46	39 : 35	39 : 20	[7.3]	< 5.8>
平成29年調査計	7 : 45	7 : 43	39 : 25	39 : 01		

注：1) 「1 企業平均」は、企業において最も多くの労働者に適用される 1 日の所定労働時間、週所定労働時間をそれぞれ平均したものである。

2) 「労働者 1 人平均」は、企業において最も多くの労働者に適用される 1 日の所定労働時間、週所定労働時間を企業の労働者数（所定労働時間の定めのない者は除く。)によりそれぞれ加重平均したものである。

3) [ ] 内の数値は、全企業に対する企業規模、産業別の企業割合である。

4) < > 内の数値は、全労働者に対する企業規模、産業別の労働者割合である。

(2) 週休制

主な週休制の形態をみると、「何らかの週休２日制」を採用している企業割合は 84.1%（平成 29 年調査 87.2%）となっている。

「完全週休２日制」を採用している企業割合は 46.7%（同 46.9%）となっている。これを企業規模別にみると、「1,000 人以上」が 64.8%、「300～999 人」が 56.7%、「100～299 人」が 52.0%、「30～99 人」が 43.4%となっている。（第２表）

第２表　主な週休制[1)]の形態別企業割合

（単位：%）

企業規模・年	全企業	週休１日制又は週休１日半制	何らかの週休２日制	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度 2)	完全週休２日制	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度 3)
平成30年調査計	100.0	8.9	84.1	37.4	46.7	6.9
1,000人以上	100.0	2.9	86.8	22.0	64.8	10.3
300～999人	100.0	4.1	88.6	31.9	56.7	7.3
100～299人	100.0	6.7	85.0	33.1	52.0	8.3
30 ～ 99人	100.0	10.3	83.3	39.9	43.4	6.3
平成29年調査計	100.0	6.8	87.2	40.3	46.9	6.0

注：1)「主な週休制」とは、企業において最も多くの労働者に適用される週休制をいう。
2)「完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月３回、隔週、月２回、月１回の週休２日制等をいう。
3)「完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月１回以上週休３日制、３勤３休、３勤４休等をいう。

週休制の形態別適用労働者割合をみると、「何らかの週休２日制」が適用されている労働者割合は 86.5%（平成 29 年調査 87.5%）、「完全週休２日制」が適用されている労働者割合は 59.4%（同 58.4%）となっている（第３表）。

第３表　週休制の形態別適用労働者割合

（単位：%）

企業規模・年	労働者計	週休１日制又は週休１日半制	何らかの週休２日制	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度 1)	完全週休２日制	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度 2)
平成30年調査計	100.0	4.4	86.5	27.1	59.4	9.0
1,000人以上	100.0	1.5	87.9	15.3	72.6	10.6
300～999人	100.0	3.4	87.2	29.1	58.2	9.3
100～299人	100.0	5.6	85.5	33.0	52.5	8.9
30 ～ 99人	100.0	9.0	84.7	39.1	45.6	6.4
平成29年調査計	100.0	3.6	87.5	29.2	58.4	8.9

注：1)「完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月３回、隔週、月２回、月１回の週休２日制等をいう。
2)「完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月１回以上週休３日制、３勤３休、３勤４休等をいう。

(3) 年間休日総数

平成 29 年（又は平成 28 会計年度）の年間休日総数の１企業平均は 107.9 日（平成 29 年調査 108.3 日)、労働者 1 人平均は 113.7 日（同 113.7 日）となっている。

１企業平均年間休日総数を企業規模別にみると、「1,000 人以上」が 114.9 日、「300～999 人」が 112.5 日、「100～299 人」が 110.3 日、「30～99 人」が 106.4 日となっている。産業別にみると、「情報通信業」及び「学術研究,専門・技術サービス業」が 118.8 日で最も長く、「宿泊業,飲食サービス業」が 97.1 日で最も短くなっている。(第４表)

第４表　年間休日総数階級別企業割合、１企業平均年間休日総数及び労働者１人平均年間休日総数

（単位：%）

企業規模・産業・年	全企業	年間休日総数階級								１企業平均年間休日総数 1)（日）	労働者１人平均年間休日総数 2)（日）
		69日以下	70～79日	80～89日	90～99日	100～109日	110～119日	120～129日	130日以上		
平成30年調査計	100.0	1.4	3.6	6.3	9.1	34.0	20.5	23.8	1.2	107.9	113.7
1,000人以上	100.0	0.3	0.4	0.4	2.9	25.9	29.8	39.7	0.7	114.9	118.0
300～999人	100.0	0.5	1.6	2.0	4.2	30.0	25.5	35.2	0.9	112.5	114.4
100～299人	100.0	0.7	3.0	4.8	6.0	30.3	25.3	28.7	1.2	110.3	111.9
30 ～ 99人	100.0	1.8	4.2	7.4	10.8	35.8	18.3	20.6	1.2	106.4	107.9
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	－	0.9	13.0	17.4	46.7	10.9	11.0	－	103.8	109.9
建設業	100.0	2.4	3.8	13.7	15.2	31.0	8.5	25.4	0.0	104.0	112.2
製造業	100.0	0.3	0.7	4.0	6.4	29.2	31.0	27.0	1.4	111.4	117.6
電気･ガス･熱供給･水道業	100.0	－	1.3	－	3.9	12.4	23.1	59.3	－	116.8	120.9
情報通信業	100.0	0.5	0.3	－	2.7	8.5	22.2	64.0	1.7	118.8	119.8
運輸業,郵便業	100.0	3.3	8.7	11.5	13.0	40.2	13.3	10.0	－	100.3	106.6
卸売業,小売業	100.0	1.8	4.3	5.2	11.0	41.2	17.8	17.8	0.9	105.7	111.0
金融業,保険業	100.0	－	－	0.4	0.7	4.4	59.9	32.9	1.6	118.4	119.1
不動産業,物品賃貸業	100.0	1.4	0.1	7.1	11.2	29.8	24.7	23.7	1.9	109.6	115.9
学術研究,専門・技術サービス業	100.0	－	0.4	－	1.1	7.5	34.2	55.5	1.3	118.8	119.6
宿泊業,飲食サービス業	100.0	4.6	7.6	18.0	16.9	41.4	3.3	8.2	－	97.1	102.9
生活関連サービス業,娯楽業	100.0	1.7	6.7	11.5	7.1	36.3	15.0	21.2	0.5	104.6	105.6
教育,学習支援業	100.0	1.4	2.6	5.1	10.7	26.3	16.5	26.1	11.3	112.7	113.3
医療,福祉	100.0	－	4.0	4.0	6.2	40.4	24.7	19.4	1.2	109.4	111.5
複合サービス事業	100.0	1.0	2.5	4.0	13.8	18.0	30.0	30.7	－	110.4	119.7
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	2.5	3.5	2.2	9.1	33.5	13.1	35.7	0.5	109.0	112.5
平成29年調査計	100.0	1.2	3.5	6.0	9.9	34.2	16.1	27.7	1.2	108.3	113.7

注：1)「１企業平均年間休日総数」は、平成29年（又は平成28会計年度）1年間で、企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数を平均したものである。

2)「労働者１人平均年間休日総数」は、平成29年（又は平成28会計年度）1年間で、企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数を、その適用される労働者により加重平均したものである。

(4) 年次有給休暇

平成 29 年（又は平成 28 会計年度）１年間に企業が付与した年次有給休暇日数（繰越日数を除く。）は労働者１人平均 18.2 日（平成 29 年調査 18.2 日）、そのうち労働者が取得した日数は 9.3 日（同 9.0 日）で、取得率は 51.1％（同 49.4％）となっている。

取得率を企業規模別にみると、「1,000 人以上」が 58.4％、「300～999 人」が 47.6％、「100～299 人」が 47.6％、「30～99 人」が 44.3％となっている。産業別にみると、「電気･ガス･熱供給･水道業」が 72.9％と最も高く、「宿泊業,飲食サービス業」が 32.5％と最も低くなっている。（第５表）

第５表　労働者１人平均年次有給休暇の取得状況

性・企業規模・産業・年	労働者１人平均付与日数[1)]（日）	労働者１人平均取得日数[2)]（日）	労働者１人平均取得率[3)]（％）
平成30年調査計	18.2	9.3	51.1
男	18.7	8.9	47.5
女	17.2	9.8	57.0
1,000人以上	19.1	11.2	58.4
300～999人	18.0	8.6	47.6
100～299人	17.7	8.4	47.6
30 ～ 99人	17.5	7.7	44.3
鉱業,採石業,砂利採取業	18.4	11.6	62.9
建設業	18.2	7.0	38.5
製造業	18.8	11.0	58.4
電気･ガス･熱供給･水道業	19.5	14.2	72.9
情報通信業	19.2	11.5	59.8
運輸業,郵便業	18.1	9.3	51.4
卸売業,小売業	18.2	6.5	35.8
金融業,保険業	19.3	11.2	58.3
不動産業,物品賃貸業	17.2	8.6	49.9
学術研究,専門・技術サービス業	18.4	10.1	54.7
宿泊業,飲食サービス業	16.1	5.2	32.5
生活関連サービス業,娯楽業	18.3	6.7	36.5
教育,学習支援業	18.6	8.0	43.3
医療,福祉	17.0	8.9	52.2
複合サービス事業	20.1	13.0	64.7
サービス業(他に分類されないもの)	17.3	9.5	54.8
平成29年調査計	18.2	9.0	49.4

注：1) 「付与日数」は、繰越日数を除く。
2) 「取得日数」は、平成29年（又は平成28会計年度）１年間に実際に取得した日数である。
3) 「取得率」は、取得日数計／付与日数計×100(％)である。

(5) 特別休暇制度

夏季休暇、病気休暇等の特別休暇制度がある企業割合は 60.3%となっており、これを特別休暇制度の種類別（複数回答）にみると、「夏季休暇」44.5%、「病気休暇」25.5%、「リフレッシュ休暇」12.4%、「ボランティア休暇」4.3%、「教育訓練休暇」4.2%、「１週間以上の長期の休暇」14.8%となっている（第６表）。

第６表　特別休暇制度の有無、種類別企業割合

（単位：%）

企業規模・年	全企業	特別休暇制度がある企業	特別休暇制度の種類（複数回答）						特別休暇制度がない企業
			夏季休暇	病気休暇	リフレッシュ休暇	ボランティア休暇	教育訓練休暇	左記以外の１週間以上の長期の休暇 1)	
平成30年調査計	100.0	60.3	44.5	25.5	12.4	4.3	4.2	14.8	39.7
1,000人以上	100.0	77.4	41.3	40.0	47.6	22.8	4.4	21.3	22.6
300～999人	100.0	69.5	45.5	31.1	29.9	10.8	3.6	18.9	30.5
100～299人	100.0	65.6	46.5	28.2	18.2	6.4	2.8	18.9	34.4
30 ～ 99人	100.0	57.1	43.9	23.6	7.7	2.4	4.7	12.8	42.9
平成30※年調査計 2)	100.0	58.3	43.4	22.7	12.0	3.3	4.1	12.6	41.7
平成25年調査計	100.0	57.9	44.7	22.4	11.1	2.8	3.2	11.3	42.1

注：「特別休暇」とは、法定休暇（年次有給休暇、産前・産後休暇、育児休業、介護休業、子の看護のための休暇等）以外に付与される休暇で、就業規則等で制度（慣行も含む。）として認められている休暇をいう。
1) 「１週間以上の長期の休暇」には、法定休暇で法律の規定よりも労働者を優遇している場合の上積分は含まない。
2) 「平成30※年調査計」は、「常用労働者30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、平成25年調査と時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

特別休暇制度がある企業について、休暇中の賃金を全額支給する企業割合をみると、「夏季休暇」82.5%、「病気休暇」41.5%、「リフレッシュ休暇」97.0%、「ボランティア休暇」74.6%、「教育訓練休暇」86.4%、「１週間以上の長期の休暇」85.7%となっている。

１企業平均１回当たり最高付与日数をみると、「夏季休暇」4.4 日、「病気休暇」167.7 日、「リフレッシュ休暇」5.5 日、「ボランティア休暇」31.8 日、「教育訓練休暇」23.1 日、「１週間以上の長期の休暇」8.9 日となっている。（第７表）

第７表　特別休暇制度がある企業の賃金の支給状況別企業割合及び１企業平均１回当たり最高付与日数

＜平成 30 年調査＞　（単位：%）

特別休暇制度の種類	特別休暇制度がある企業 1)	賃金の支給状況			１企業平均１回当たり最高付与日数 2)（日）
		全額	一部	無給	
夏季休暇	100.0	82.5	3.0	14.5	4.4
病気休暇	100.0	41.5	19.7	38.8	167.7
リフレッシュ休暇	100.0	97.0	1.2	1.8	5.5
ボランティア休暇	100.0	74.6	12.2	13.3	31.8
教育訓練休暇	100.0	86.4	6.8	6.8	23.1
上記以外の１週間以上の長期の休暇 3)	100.0	85.7	1.5	12.9	8.9

注：1) 「特別休暇制度がある企業」には、「賃金の支給状況」が「不明」の企業を含まない。
2) 「１企業平均１回当たり最高付与日数」は、各企業の休暇制度で定められている最高付与日数の平均である。
3) 「１週間以上の長期の休暇」には、法定休暇で法律の規定よりも労働者を優遇している場合の上積分は含まない。

(6) 変形労働時間制

変形労働時間制を採用している企業割合は 60.2%（平成 29 年調査 57.5%）となっている。企業規模別にみると、「1,000 人以上」が 74.5%、「300～999 人」が 68.8%、「100～299 人」が 62.4%、「30～99 人」が 58.2%となっている。産業別にみると、「鉱業,採石業,砂利採取業」が 80.2%で最も高く、「金融業,保険業」が 27.6%で最も低くなっている。

これを変形労働時間制の種類別（複数回答）にみると、「１年単位の変形労働時間制」が 35.3%、「１か月単位の変形労働時間制」が 22.3%、「フレックスタイム制」が 5.6%となっている。（第８表）

第８表　変形労働時間制の有無、種類別採用企業割合

（単位：%）

企業規模・産業・年	全企業	変形労働時間制を採用している企業 1)	変形労働時間制の種類（複数回答）			変形労働時間制を採用していない企業
			１年単位の変形労働時間制	１か月単位の変形労働時間制	フレックスタイム制	
平成30年調査計	100.0	60.2	35.3	22.3	5.6	39.8
1,000人以上	100.0	74.5	22.0	46.8	24.4	25.5
300～999人	100.0	68.8	29.9	35.6	10.7	31.2
100～299人	100.0	62.4	31.8	28.7	7.6	37.6
30 ～ 99人	100.0	58.2	37.4	18.1	3.9	41.8
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	80.2	66.2	16.0	6.3	19.8
建設業	100.0	61.5	56.1	4.9	2.1	38.5
製造業	100.0	63.6	51.2	8.8	7.8	36.4
電気･ガス･熱供給･水道業	100.0	69.1	27.4	46.3	8.7	30.9
情報通信業	100.0	45.3	8.9	13.9	25.3	54.7
運輸業,郵便業	100.0	76.3	50.1	28.4	3.7	23.7
卸売業,小売業	100.0	58.1	34.9	20.2	4.1	41.9
金融業,保険業	100.0	27.6	4.6	18.1	8.7	72.4
不動産業,物品賃貸業	100.0	46.5	21.6	21.2	6.9	53.5
学術研究,専門・技術サービス業	100.0	35.8	14.0	8.9	13.9	64.2
宿泊業,飲食サービス業	100.0	63.4	26.1	37.5	2.3	36.6
生活関連サービス業,娯楽業	100.0	47.4	25.3	22.5	5.3	52.6
教育,学習支援業	100.0	60.5	43.0	17.9	2.0	39.5
医療,福祉	100.0	68.7	21.8	47.3	1.7	31.3
複合サービス事業	100.0	56.2	29.3	27.2	12.3	43.8
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	46.5	25.3	16.8	8.5	53.5
平成29年調査計	100.0	57.5	33.8	20.9	5.4	42.5

注：1)「変形労働時間制を採用している企業」には、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」を採用している企業を含む。

変形労働時間制の適用を受ける労働者割合は 51.8%（平成 29 年調査 50.7%）となっており、これを変形労働時間制の種類別にみると、「１年単位の変形労働時間制」は 20.9%、「１か月単位の変形労働時間制」は 23.0%、「フレックスタイム制」は 7.8%となっている（第９表）。

第９表　変形労働時間制の有無、種類別適用労働者割合

（単位：%）

企業規模・産業・年	労働者計	変形労働時間制の適用を受ける労働者 1)	変形労働時間制の種類			変形労働時間制の適用を受けない労働者
			１年単位の変形労働時間制	１か月単位の変形労働時間制	フレックスタイム制	
平成30年調査計	100.0	51.8	20.9	23.0	7.8	48.2
1,000人以上	100.0	49.1	8.9	27.0	13.1	50.9
300～999人	100.0	52.5	21.7	24.4	6.4	47.5
100～299人	100.0	53.7	26.5	22.7	4.5	46.3
30 ～ 99人	100.0	54.0	35.7	14.9	3.1	46.0
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	48.4	34.1	11.1	3.3	51.6
建設業	100.0	44.0	34.0	7.0	2.9	56.0
製造業	100.0	53.4	28.3	11.3	13.8	46.6
電気･ガス･熱供給･水道業	100.0	68.9	4.4	34.9	29.6	31.1
情報通信業	100.0	34.0	4.6	5.4	24.0	66.0
運輸業,郵便業	100.0	68.5	28.8	36.6	3.1	31.5
卸売業,小売業	100.0	61.0	28.8	26.5	5.5	39.0
金融業,保険業	100.0	19.2	0.8	12.3	6.2	80.8
不動産業,物品賃貸業	100.0	37.4	12.1	15.0	10.2	62.6
学術研究,専門・技術サービス業	100.0	27.6	7.8	5.7	14.1	72.4
宿泊業,飲食サービス業	100.0	60.9	17.5	40.2	2.5	39.1
生活関連サービス業,娯楽業	100.0	56.3	20.3	32.7	3.3	43.7
教育,学習支援業	100.0	43.2	18.0	24.4	0.7	56.8
医療,福祉	100.0	57.5	11.6	45.6	0.2	42.5
複合サービス事業	100.0	37.0	4.3	30.6	2.1	63.0
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	44.9	15.6	21.8	7.6	55.1
平成29年調査計	100.0	50.7	20.9	21.9	7.9	49.3

注：1)「変形労働時間制の適用を受ける労働者」には、「１週間単位の非定型的変形労働時間制」の適用を受ける労働者を含む。

(7) みなし労働時間制

みなし労働時間制を採用している企業割合は 15.9%（平成 29 年調査 14.0%）となっており、これをみなし労働時間制の種類別（複数回答）にみると、「事業場外みなし労働時間制」が 14.3%、「専門業務型裁量労働制」が 1.8%、「企画業務型裁量労働制」が 0.8%となっている（第 10 表）。

第 10 表　みなし労働時間制の有無、種類別採用企業割合

（単位：%）

企業規模・年	全企業	みなし労働時間制を採用している企業	みなし労働時間制の種類（複数回答）			みなし労働時間制を採用していない企業
			事業場外みなし労働時間制	専門業務型裁量労働制	企画業務型裁量労働制	
平成30年調査計	100.0	15.9	14.3	1.8	0.8	84.1
1,000人以上	100.0	25.9	16.5	11.0	4.7	74.1
300～999人	100.0	19.3	16.5	3.7	1.0	80.7
100～299人	100.0	18.2	15.8	2.8	1.0	81.8
30 ～ 99人	100.0	14.5	13.5	1.0	0.5	85.5
平成29年調査計	100.0	14.0	12.0	2.5	1.0	86.0

みなし労働時間制の適用を受ける労働者割合は 9.5%（平成 29 年調査 8.5%）となっており、これをみなし労働時間制の種類別にみると、「事業場外みなし労働時間制」が 7.9%、「専門業務型裁量労働制」が 1.3%、「企画業務型裁量労働制」が 0.3%となっている（第 11 表）。

第 11 表　みなし労働間制の有無、種類別適用労働者割合

（単位：%）

企業規模・年	労働者計	みなし労働時間制の適用を受ける労働者	みなし労働時間制の種類			みなし労働時間制の適用を受けない労働者
			事業場外みなし労働時間制	専門業務型裁量労働制	企画業務型裁量労働制	
平成30年調査計	100.0	9.5	7.9	1.3	0.3	90.5
1,000人以上	100.0	11.2	8.3	2.2	0.7	88.8
300～999人	100.0	8.7	7.9	0.7	0.1	91.3
100～299人	100.0	9.4	8.2	0.9	0.2	90.6
30 ～ 99人	100.0	7.5	7.0	0.4	0.1	92.5
平成29年調査計	100.0	8.5	6.7	1.4	0.4	91.5

(8) 勤務間インターバル制度

1年間を通じて実際の終業時刻から始業時刻までの間隔が 11 時間以上空いている労働者が「全員」の企業割合は 40.5%(平成 29 年調査 37.3%)、「ほとんど全員」の企業割合は 33.5%(同 34.3%)となっている。また、「ほとんどいない」の企業割合は 2.1%(同 3.5%)、「全くいない」の企業割合は 6.8%(同 9.2%)となっている。(第 12 表)

第 12 表　実際の終業時刻から始業時刻までの間隔が 11 時間以上空いている労働者の状況別企業割合

(単位：%)

企業規模・年	全企業	全くいない	ほとんどいない	全体の4分の1程度いる	半数程度いる	全体の4分の3程度いる	ほとんど全員	全員	不明
平成30年調査計	100.0	6.8	2.1	2.4	5.6	6.9	33.5	40.5	2.1
1,000人以上	100.0	3.7	2.5	3.3	8.8	17.1	46.2	12.7	5.8
300～999人	100.0	4.5	2.0	3.4	8.3	13.5	46.3	19.8	2.1
100～299人	100.0	4.7	1.5	2.9	3.7	9.0	41.9	34.1	2.2
30 ～ 99人	100.0	7.8	2.3	2.2	5.8	5.3	29.1	45.6	2.0
平成29年調査計	100.0	9.2	3.5	2.1	4.6	7.7	34.3	37.3	1.3

勤務間インターバル制度の導入状況別の企業割合をみると、「導入している」が 1.8%(平成 29 年調査 1.4%)、「導入を予定又は検討している」が 9.1%(同 5.1%)、「導入予定はなく、検討もしていない」が 89.1%(同 92.9%)となっている (第 13 表)。

第 13 表　勤務間インターバル制度の導入状況別企業割合及び1企業平均間隔時間

(単位：%)

企業規模・産業・年	全企業	導入している	1企業平均間隔時間 1)(時間、分)	導入を予定又は検討している	導入予定はなく、検討もしていない	不明
平成30年調査計	100.0	1.8	10：58	9.1	89.1	0.0
1,000人以上	100.0	5.1	9：42	23.7	71.1	0.1
300～999人	100.0	3.5	10：27	10.9	85.4	0.1
100～299人	100.0	2.1	9：43	11.6	86.3	－
30 ～ 99人	100.0	1.4	11：55	7.6	90.9	0.0
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	－	－	7.7	92.3	－
建設業	100.0	2.6	11：34	3.7	93.8	－
製造業	100.0	1.6	10：37	7.2	91.2	0.0
電気･ガス･熱供給･水道業	100.0	0.5	…	5.1	93.2	1.3
情報通信業	100.0	2.7	11：05	19.2	78.1	－
運輸業,郵便業	100.0	4.1	8：20	11.2	84.7	0.0
卸売業,小売業	100.0	1.8	10：34	11.0	87.3	－
金融業,保険業	100.0	1.0	9：56	3.7	95.3	－
不動産業,物品賃貸業	100.0	1.4	9：22	10.3	88.3	－
学術研究,専門・技術サービス業	100.0	0.5	8：33	7.5	92.0	－
宿泊業,飲食サービス業	100.0	0.1	…	19.3	80.5	－
生活関連サービス業,娯楽業	100.0	0.2	…	3.4	96.4	－
教育,学習支援業	100.0	2.3	12：02	3.8	92.9	1.0
医療,福祉	100.0	1.9	14：12	9.4	88.7	－
複合サービス事業	100.0	0.2	…	2.9	96.9	－
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	1.9	10：34	5.6	92.5	－
平成29年調査計	100.0	1.4	11：15	5.1	92.9	…

注：1)「1企業平均間隔時間」は、各企業で定められている実際の終業時刻から始業時刻までの間に空けることとしている最も短い間隔の時間の平均である。

勤務間インターバル制度の導入予定はなく、検討もしていない企業について、導入予定はなく、検討もしていない理由（複数回答）別の企業割合をみると、「超過勤務の機会が少なく、当該制度を導入する必要性を感じないため」が 45.9%（平成 29 年調査 38.0%）と最も多く、次いで、「当該制度を知らなかったため」が 29.9%（同 40.2%）となっている（第 14 表）。

第 14 表　勤務間インターバル制度の導入予定はなく、検討もしていない理由別企業割合

（単位：%）

企業規模・産業・年	導入予定はなく、検討もしていない 1)		導入予定はなく、検討もしていない理由（複数回答）		
			夜間も含め、常時顧客や取引相手の対応が必要なため	人員不足や仕事量が多いことから、当該制度を導入すると業務に支障が生じるため	当該制度を導入すると労働時間管理が煩雑になるため
平成30年調査計	［ 89.1］	100.0	7.9	9.4	6.2
1,000人以上	［ 71.1］	100.0	16.7	18.4	16.3
300～999人	［ 85.4］	100.0	11.9	15.7	11.4
100～299人	［ 86.3］	100.0	10.6	12.7	7.0
30 ～ 99人	［ 90.9］	100.0	6.5	7.6	5.2
鉱業,採石業,砂利採取業	［ 92.3］	100.0	5.8	3.8	10.3
建設業	［ 93.8］	100.0	13.2	13.8	8.3
製造業	［ 91.2］	100.0	5.4	9.7	6.3
電気･ガス･熱供給･水道業	［ 93.2］	100.0	21.3	5.3	8.1
情報通信業	［ 78.1］	100.0	13.7	7.4	11.8
運輸業,郵便業	［ 84.7］	100.0	13.7	16.2	7.6
卸売業,小売業	［ 87.3］	100.0	6.5	5.4	5.3
金融業,保険業	［ 95.3］	100.0	3.1	3.5	3.9
不動産業,物品賃貸業	［ 88.3］	100.0	7.7	9.5	2.5
学術研究,専門・技術サービス業	［ 92.0］	100.0	4.1	12.8	13.5
宿泊業,飲食サービス業	［ 80.5］	100.0	11.9	19.1	3.1
生活関連サービス業,娯楽業	［ 96.4］	100.0	4.5	2.5	4.1
教育,学習支援業	［ 92.9］	100.0	2.9	3.9	1.8
医療,福祉	［ 88.7］	100.0	8.0	9.0	6.1
複合サービス事業	［ 96.9］	100.0	2.5	12.3	5.9
サービス業(他に分類されないもの)	［ 92.5］	100.0	9.7	8.9	7.4
平成29年調査計	［ 92.9］	100.0	8.1	7.7	5.0

企業規模・産業・年	導入予定はなく、検討もしていない理由（複数回答）		当該制度を知らなかったため	不明
	超過勤務の機会が少なく、当該制度を導入する必要性を感じないため	その他		
平成30年調査計	45.9	6.7	29.9	0.9
1,000人以上	36.2	19.4	9.5	0.6
300～999人	41.6	11.2	18.4	1.4
100～299人	46.6	7.9	25.0	0.8
30 ～ 99人	46.4	5.5	33.0	0.9
鉱業,採石業,砂利採取業	60.2	11.8	22.4	－
建設業	34.2	5.3	32.9	－
製造業	48.4	8.1	28.8	0.1
電気･ガス･熱供給･水道業	47.7	9.3	18.6	2.3
情報通信業	46.3	11.7	23.5	0.4
運輸業,郵便業	23.8	9.9	33.1	4.3
卸売業,小売業	52.5	2.8	28.8	2.0
金融業,保険業	75.3	5.1	12.1	0.8
不動産業,物品賃貸業	62.0	3.4	20.8	－
学術研究,専門・技術サービス業	45.4	6.4	26.1	－
宿泊業,飲食サービス業	30.4	8.2	39.6	0.1
生活関連サービス業,娯楽業	41.3	11.1	35.8	1.7
教育,学習支援業	66.2	10.5	17.5	0.4
医療,福祉	48.6	5.2	31.1	－
複合サービス事業	42.2	9.3	32.6	0.5
サービス業(他に分類されないもの)	45.5	6.7	30.5	1.6
平成29年調査計	38.0	7.4	40.2	…

注：1）［ ］内の数値は、全企業に対する勤務間インターバル制度の「導入予定はなく、検討もしていない」企業割合である。

2　賃金制度

(1) 時間外労働の割増賃金率

時間外労働の割増賃金率を「一律に定めている」企業割合は 82.7%（平成 29 年調査 83.4%）となっており、そのうち時間外労働の割増賃金率を「25%」とする企業割合は 93.0%（同 93.5%）、「26%以上」とする企業割合は 6.1%（同 6.3%）となっている。

時間外労働の割増賃金率を「26%以上」とする企業割合を企業規模別にみると、「1,000 人以上」が 23.4%、「300～999 人」が 14.6%、「100～299 人」が 6.9%、「30～99 人」が 4.3%となっている。（第 15 表）

第 15 表　時間外労働の割増賃金率の定めの有無、定め方、割増賃金率階級別企業割合

（単位：%）

企業規模・年	全企業	定めている	時間外労働の割増賃金率の定め方				定めていない
			一律に定めている 1)2)	時間外労働の割増賃金率階級		時間外労働時間数等に応じて異なる率を定めている	
				25%	26%以上		
平成30年調査計	100.0	92.4	82.7 (100.0)	(93.0)	(6.1)	9.8	7.6
1,000人以上	100.0	98.9	82.4 (100.0)	(75.7)	(23.4)	16.4	1.1
300～999人	100.0	97.0	83.7 (100.0)	(84.6)	(14.6)	13.3	3.0
100～299人	100.0	95.4	85.3 (100.0)	(92.4)	(6.9)	10.1	4.6
30 ～ 99人	100.0	90.8	81.8 (100.0)	(94.6)	(4.3)	9.1	9.2
平成29年調査計	100.0	93.6	83.4 (100.0)	(93.5)	(6.3)	10.3	6.4

注：1)　（ ）内の数値は、時間外労働の割増賃金率を「一律に定めている」企業を100とした割合である。
　　2)　「一律に定めている」には、「時間外労働の割増賃金率」が「不明」の企業を含む。

(2) 1か月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率

時間外労働の割増賃金率を定めている企業のうち、1か月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合は 30.1%（平成 29 年調査 32.2%）となっており、そのうち時間外労働の割増賃金率を「25～49%」とする企業割合は 40.3%（同 49.6%）、「50%以上」とする企業割合は 56.2%（同 48.9%）となっている。

1か月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合を中小企業該当区分別にみると、「中小企業」が 25.5%、「中小企業以外」が 53.5%となっている。（第 16 表）

第 16 表　1か月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の定めの有無、割増賃金率階級別企業割合

（単位：%）

企業規模・中小企業該当区分・年	時間外労働の割増賃金率を定めている企業 1)	定めている 2)3)	1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率階級		定めていない
			25～49%	50%以上	
平成30年調査計	[92.4] 100.0	30.1 (100.0)	(40.3)	(56.2)	69.9
1,000人以上	[98.9] 100.0	87.4 (100.0)	(2.1)	(97.5)	12.6
300～999人	[97.0] 100.0	59.1 (100.0)	(8.6)	(90.1)	40.9
100～299人	[95.4] 100.0	34.0 (100.0)	(31.4)	(64.2)	66.0
30 ～ 99人	[90.8] 100.0	23.5 (100.0)	(58.4)	(37.5)	76.5
中小企業	[92.4] 100.0	25.5 (100.0)	(56.9)	(38.3)	74.5
中小企業以外	[92.9] 100.0	53.5 (100.0)	(－)	(99.8)	46.5
平成29年調査計	[93.6] 100.0	32.2 (100.0)	(49.6)	(48.9)	67.8

注：1)　［ ］内の数値は、全企業に対する「時間外労働の割増賃金率を定めている」企業割合である。
　　2)　（ ）内の数値は、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を「定めている」企業を100とした割合である。
　　3)　「定めている」には、「1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率」が「不明」の企業を含む。

3　退職給付（一時金・年金）制度

(1) 退職給付制度の有無及び形態

退職給付（一時金・年金）制度がある企業割合は 80.5%となっている。企業規模別にみると、「1,000 人以上」が 92.3%、「300～999 人」が 91.8%、「100～299 人」が 84.9%、「30～99 人」が 77.6%となっている。産業別にみると、「複合サービス事業」が 96.1%と最も高く、次いで「鉱業，採石業，砂利採取業」が 92.3%、「電気･ガス･熱供給･水道業」が 92.2%となっている。

退職給付制度がある企業について、制度の形態別の企業割合をみると「退職一時金制度のみ」が 73.3%、「退職年金制度のみ」が 8.6%、「両制度併用」が 18.1%となっている。（第 17 表）

第 17 表　退職給付（一時金・年金）制度の有無、退職給付制度の形態別企業割合

（単位：%）

企業規模・産業・年	全企業	退職給付（一時金・年金）制度がある企業 1)	退職給付制度の形態			退職給付（一時金・年金）制度がない企業	（再掲）退職給付制度がある	
			退職一時金制度のみ	退職年金制度のみ	両制度併用		退職一時金制度がある（両制度併用を含む）	退職年金制度がある（両制度併用を含む）
平成30年調査計	100.0	80.5 (100.0)	(73.3)	(8.6)	(18.1)	19.5	(91.4)	(26.7)
1,000人以上	100.0	92.3 (100.0)	(27.6)	(24.8)	(47.6)	7.7	(75.2)	(72.4)
300～999人	100.0	91.8 (100.0)	(44.4)	(18.1)	(37.5)	8.2	(81.9)	(55.6)
100～299人	100.0	84.9 (100.0)	(63.4)	(12.5)	(24.1)	15.1	(87.5)	(36.6)
30 ～ 99人	100.0	77.6 (100.0)	(82.1)	(5.4)	(12.5)	22.4	(94.6)	(17.9)
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	92.3 (100.0)	(78.8)	(6.1)	(15.1)	7.7	(93.9)	(21.2)
建設業	100.0	87.5 (100.0)	(70.5)	(7.3)	(22.2)	12.5	(92.7)	(29.5)
製造業	100.0	88.4 (100.0)	(69.8)	(9.7)	(20.5)	11.6	(90.3)	(30.2)
電気･ガス･熱供給･水道業	100.0	92.2 (100.0)	(47.6)	(14.9)	(37.5)	7.8	(85.1)	(52.4)
情報通信業	100.0	86.1 (100.0)	(51.4)	(18.0)	(30.5)	13.9	(82.0)	(48.6)
運輸業,郵便業	100.0	71.3 (100.0)	(74.8)	(5.2)	(20.0)	28.7	(94.8)	(25.2)
卸売業,小売業	100.0	78.1 (100.0)	(65.1)	(12.9)	(22.1)	21.9	(87.1)	(34.9)
金融業,保険業	100.0	88.6 (100.0)	(39.4)	(19.2)	(41.4)	11.4	(80.8)	(60.6)
不動産業,物品賃貸業	100.0	81.5 (100.0)	(70.6)	(7.5)	(21.8)	18.5	(92.5)	(29.4)
学術研究,専門・技術サービス業	100.0	86.8 (100.0)	(57.6)	(15.7)	(26.7)	13.2	(84.3)	(42.4)
宿泊業,飲食サービス業	100.0	59.7 (100.0)	(81.0)	(9.0)	(10.1)	40.3	(91.0)	(19.0)
生活関連サービス業,娯楽業	100.0	65.3 (100.0)	(86.1)	(5.0)	(8.9)	34.7	(95.0)	(13.9)
教育,学習支援業	100.0	86.5 (100.0)	(79.9)	(0.6)	(19.5)	13.5	(99.4)	(20.1)
医療,福祉	100.0	87.3 (100.0)	(88.6)	(3.8)	(7.6)	12.7	(96.2)	(11.4)
複合サービス事業	100.0	96.1 (100.0)	(63.2)	(4.4)	(32.5)	3.9	(95.6)	(36.8)
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	68.6 (100.0)	(79.6)	(7.3)	(13.1)	31.4	(92.7)	(20.4)
平成30※年調査計 2)	100.0	77.8 (100.0)	(70.9)	(9.8)	(19.3)	22.2	(90.2)	(29.1)
平成25年調査計	100.0	75.5 (100.0)	(65.8)	(11.6)	(22.6)	24.5	(88.4)	(34.2)

注：1)　（ ）内の数値は、「退職給付（一時金・年金）制度がある」企業を100とした割合である。
2)　「平成30※年調査計」は、「常用労働者30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、平成25年調査と時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

(2) 退職一時金制度の支払準備形態

退職一時金制度がある企業について、支払準備形態（複数回答）別の企業割合をみると、「社内準備」が 57.0%、「中小企業退職金共済制度」が 44.0%、「特定退職金共済制度」が 11.5%となっている（第 18 表）。

第 18 表　退職一時金制度の支払準備形態別企業割合

（単位：%）

企業規模・年	退職一時金制度がある企業 1)2)		退職一時金制度の支払準備形態（複数回答）			
			社内準備	中小企業退職金共済制度	特定退職金共済制度	その他
平成30年調査計	[91.4]	100.0	57.0	44.0	11.5	10.5
1,000人以上	[75.2]	100.0	91.4	0.5	2.6	8.9
300～999人	[81.9]	100.0	81.6	15.1	9.0	7.6
100～299人	[87.5]	100.0	67.9	36.5	9.5	9.7
30 ～ 99人	[94.6]	100.0	49.8	50.8	12.7	11.1
平成30※年調査計3)	[90.2]	100.0	60.6	49.7	9.5	4.1
平成25年調査計	[88.4]	100.0	64.5	46.5	7.5	3.9

注：1) [ ] 内の数値は、退職給付（一時金・年金）制度がある企業のうち、「退職一時金制度がある」企業割合である。
2) 「退職一時金制度がある企業」には、「両制度併用」を含む。
3) 「平成30※年調査計」は、「常用労働者30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、平成25年調査と時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

(3) 退職年金制度の支払準備形態

退職年金制度がある企業について、支払準備形態（複数回答）別の企業割合をみると、「厚生年金基金（上乗せ給付）」が 20.0%、「確定給付企業年金（CBP を含む）」が 43.3%、「確定拠出年金（企業型）」が 47.6%となっている（第 19 表）。

第 19 表　退職年金制度の支払準備形態別企業割合

（単位：%）

企業規模・年	退職年金制度がある企業 1)2)		退職年金制度の支払準備形態（複数回答）			
			厚生年金基金（上乗せ給付）	確定給付企業年金（CBPを含む）	確定拠出年金（企業型）	企業独自の年金
平成30年調査計	[26.7]	100.0	20.0	43.3	47.6	3.8
1,000人以上	[72.4]	100.0	7.2	62.4	63.9	4.5
300～999人	[55.6]	100.0	9.7	59.7	50.6	3.3
100～299人	[36.6]	100.0	13.6	49.2	46.6	2.7
30 ～ 99人	[17.9]	100.0	30.5	30.0	44.5	4.6
平成30※年調査計3)	[29.1]	100.0	17.1	45.0	50.6	3.3
平成25年調査計	[34.2]	100.0	44.8	35.6	35.9	2.8

注：1) [ ] 内の数値は、退職給付（一時金・年金）制度がある企業のうち、「退職年金制度がある」企業割合である。
2) 「退職年金制度がある企業」には、「両制度併用」を含む。
3) 「平成30※年調査計」は、「常用労働者30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、平成25年調査と時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

(4) 退職一時金制度の見直し

退職一時金制度について、過去３年間に見直しを行った企業割合は 9.3%となっている。

過去３年間に見直しを行った企業について、退職一時金制度の見直し内容（複数回答）別の企業割合をみると、「新たに導入又は既存のものの他に設置」が 28.8%と最も多くなっている。

退職一時金制度について、今後３年間に見直しを行う予定がある企業割合は 7.4%となっている。

今後３年間に見直しを行う予定がある企業について、退職一時金制度の見直し内容（複数回答）別の企業割合をみると、「新たに導入又は既存のものの他に設置」が 33.6%と最も多くなっている。（第 20 表）

第 20 表　退職一時金制度の見直し内容別企業割合

（単位：%）

見直しの時期、企業規模・年	退職一時金制度の見直しを行った・行う予定がある企業 1)	退職一時金制度の見直し内容（複数回答）			
		新たに導入又は既存のものの他に設置	全部又は一部を年金へ移行	他の退職一時金制度へ移行	退職一時金制度の廃止・脱退
[過 去 ３ 年 間]					
平成30年調査計	[9.3] 100.0	28.8	7.7	10.6	2.3
1,000人以上	[11.3] 100.0	8.6	18.7	6.0	2.6
300～999人	[10.1] 100.0	17.8	14.4	12.4	－
100～299人	[8.7] 100.0	27.1	5.2	5.1	－
30 ～ 99人	[9.4] 100.0	31.3	7.2	12.2	3.1
平成30※年調査計 2)	[8.8] 100.0	29.5	10.0	9.4	1.5
平成25年調査計	[11.3] 100.0	22.7	9.2	29.0	3.2
[今 後 ３ 年 間]					
平成30年調査計	[7.4] 100.0	33.6	7.2	6.1	1.9
1,000人以上	[9.4] 100.0	13.1	14.3	3.9	－
300～999人	[7.0] 100.0	7.1	17.0	12.3	2.0
100～299人	[5.9] 100.0	28.7	7.0	11.4	2.3
30 ～ 99人	[7.9] 100.0	38.0	6.1	4.4	1.9
平成30※年調査計 2)	[7.0] 100.0	39.2	9.1	4.8	0.6
平成25年調査計	[6.8] 100.0	25.5	4.8	10.2	3.0

見直しの時期、企業規模・年	退職一時金制度の見直し内容（複数回答）						
	算定基礎額の算出方法の変更	特別加算制度の導入	支給率		退職一時金を縮小又は廃止し毎月の給与を拡大		その他
			増加	減少	労働者一律	労働者の選択制	
[過 去 ３ 年 間]							
平成30年調査計	16.9	1.8	17.7	9.7	2.2	2.6	17.6
1,000人以上	30.4	－	7.4	10.3	－	－	20.7
300～999人	20.4	2.3	20.3	17.6	－	－	20.6
100～299人	30.9	4.2	18.6	11.1	3.2	0.2	7.8
30 ～ 99人	11.9	1.2	17.5	8.3	2.2	3.7	19.9
平成30※年調査計 2)	17.1	2.4	22.0	4.5	2.4	3.5	19.7
平成25年調査計	14.2	2.5	12.8	8.7	0.1	0.0	12.4
[今 後 ３ 年 間]							
平成30年調査計	14.2	1.6	25.2	7.4	1.4	2.1	12.6
1,000人以上	26.8	3.2	4.3	22.4	2.5	－	19.9
300～999人	24.1	2.9	15.6	17.6	3.3	2.6	11.5
100～299人	25.1	7.8	18.8	8.1	4.4	4.4	19.2
30 ～ 99人	10.2	－	28.4	5.7	0.5	1.5	10.9
平成30※年調査計 2)	14.7	1.0	26.8	1.3	1.6	2.5	12.9
平成25年調査計	21.1	0.7	15.2	5.7	1.4	0.1	19.4

注：1) ［ ］内の数値は、全企業に対する「退職一時金制度の見直しを行った・見直しを行う予定がある」企業割合である。

2) 「平成30※年調査計」は、「常用労働者30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、平成25年調査と時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

(5) 退職年金制度の見直し

退職年金制度について、過去３年間に見直しを行った企業割合は 5.1%となっている。

過去３年間に見直しを行った企業について、退職年金制度の見直し内容（複数回答）別の企業割合をみると、「他の年金制度へ移行」が 32.0%と最も多くなっている。

退職年金制度について、今後３年間に見直しを行う予定がある企業割合は 2.6%となっている。

今後３年間に見直しを行う予定がある企業について、退職年金制度の見直し内容（複数回答）別の企業割合をみると、「新たに導入又は既存のものの他に設置」が 52.7%と最も多くなっている。（第 21 表）

第 21 表　退職年金制度の見直し内容別企業割合

（単位：%）

見直しの時期、企業規模・年	退職年金制度の見直しを行った・行う予定がある企業 1)		退職年金制度の見直し内容（複数回答）					
			新たに導入又は既存のものの他に設置	全部又は一部を退職一時金へ移行	他の年金制度へ移行	年金制度の廃止	年金支給期間の延長	年金支給期間の短縮
[過 去 ３ 年 間]								
平成30年調査計	[5.1]	100.0	30.8	11.0	32.0	5.3	1.5	1.7
1,000人以上	[15.1]	100.0	25.9	3.4	27.6	1.6	－	2.5
300～999人	[8.7]	100.0	34.0	1.6	37.6	3.0	－	－
100～299人	[4.7]	100.0	31.8	8.7	32.1	3.9	－	－
30 ～ 99人	[4.5]	100.0	30.3	14.6	31.4	6.6	2.5	2.5
平成30※年調査計 2)	[5.5]	100.0	32.9	12.4	26.8	5.5	1.7	1.9
平成25年調査計	[7.1]	100.0	19.3	10.2	49.1	7.3	0.3	0.7
[今 後 ３ 年 間]								
平成30年調査計	[2.6]	100.0	52.7	4.2	10.7	2.8	1.6	2.5
1,000人以上	[9.6]	100.0	22.7	6.7	24.1	3.7	2.0	4.2
300～999人	[5.1]	100.0	41.7	1.3	22.3	－	－	5.1
100～299人	[3.1]	100.0	27.8	7.0	20.7	4.6	－	－
30 ～ 99人	[2.0]	100.0	72.6	3.2	0.5	2.6	2.6	2.6
平成30※年調査計 2)	[2.7]	100.0	51.7	4.5	12.1	3.1	1.6	2.7
平成25年調査計	[2.5]	100.0	25.7	1.7	10.4	9.6	2.7	0.2

見直しの時期、企業規模・年	退職年金制度の見直し内容（複数回答）							
	算定基礎額の算出方法の変更	特別加算制度の導入	賃金や物価上昇率に伴う給付水準の見直し制度を導入	支給率		退職年金を縮小又は廃止し毎月の給与を拡大		その他
				増加	減少	労働者一律	労働者の選択制	
[過 去 ３ 年 間]								
平成30年調査計	11.4	2.0	2.9	7.2	2.0	0.6	4.7	6.4
1,000人以上	11.7	－	－	4.0	7.8	－	－	22.0
300～999人	5.7	1.8	－	10.1	3.9	－	－	9.6
100～299人	11.9	1.6	0.2	4.2	4.1	－	0.2	4.1
30 ～ 99人	12.4	2.5	4.6	7.9	0.2	0.9	7.6	4.7
平成30※年調査計 2)	12.8	2.3	3.2	8.0	1.6	0.6	5.4	6.8
平成25年調査計	9.4	0.1	0.8	1.2	5.8	0.0	0.0	10.2
[今 後 ３ 年 間]								
平成30年調査計	8.7	2.4	1.7	9.2	4.6	1.8	1.8	18.1
1,000人以上	16.4	4.1	4.1	10.7	6.7	5.0	5.0	18.5
300～999人	12.7	0.8	－	0.6	2.4	－	－	19.7
100～299人	11.6	2.2	－	0.1	8.2	－	－	26.8
30 ～ 99人	5.0	2.6	2.6	15.7	3.2	2.6	2.6	13.5
平成30※年調査計 2)	10.6	2.5	1.8	10.7	4.8	2.0	2.0	14.0
平成25年調査計	5.0	0.5	0.1	5.3	4.4	0.1	0.2	38.2

注：1) ［ ］内の数値は、全企業に対する「退職年金制度の見直しを行った・見直しを行う予定がある」企業割合である。

2) 「平成30※年調査計」は、「常用労働者30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、平成25年調査と時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

4　退職給付（一時金・年金）の支給実態

(1) 退職者の状況

退職給付（一時金・年金）制度がある企業について、平成 29 年１年間における勤続 20 年以上かつ 45 歳以上の退職者がいた企業割合は、26.6%となっている。

退職給付（一時金・年金）制度がある勤続 20 年以上かつ 45 歳以上の退職者がいた企業について、退職事由別の退職者割合をみると、「定年」が 64.3%、「定年以外」では「会社都合」が 5.4%、「自己都合」が 22.8%、「早期優遇」が 7.5%となっている。（第 22 表）

第 22 表　退職者のいた企業割合、退職事由別退職者割合

（単位：%）

企業規模・産業・年	退職給付（一時金・年金）制度がある企業 1)		勤続20年以上かつ45歳以上の退職者がいた企業	勤続20年以上かつ45歳以上の退職者 2)	定年	定年以外		
						会社都合	自己都合	早期優遇
平成30年調査計	[80.5]	100.0	26.6	(100.0)	(64.3)	(5.4)	(22.8)	(7.5)
1,000人以上	[92.3]	100.0	74.2	(100.0)	(63.3)	(6.0)	(20.3)	(10.4)
300～999人	[91.8]	100.0	59.6	(100.0)	(64.8)	(5.1)	(22.3)	(7.8)
100～299人	[84.9]	100.0	38.2	(100.0)	(67.1)	(4.7)	(26.7)	(1.4)
30 ～ 99人	[77.6]	100.0	16.7	(100.0)	(64.2)	(4.1)	(30.8)	(0.9)
鉱業,採石業,砂利採取業	[92.3]	100.0	37.9	(100.0)	(78.0)	(4.5)	(12.0)	(5.5)
建設業	[87.5]	100.0	24.3	(100.0)	(67.8)	(3.8)	(27.5)	(0.9)
製造業	[88.4]	100.0	32.8	(100.0)	(68.0)	(7.3)	(16.3)	(8.4)
電気･ガス･熱供給･水道業	[92.2]	100.0	50.3	(100.0)	(47.4)	(33.7)	(13.8)	(5.1)
情報通信業	[86.1]	100.0	32.6	(100.0)	(55.4)	(8.2)	(23.0)	(13.5)
運輸業,郵便業	[71.3]	100.0	28.3	(100.0)	(78.4)	(2.4)	(15.5)	(3.6)
卸売業,小売業	[78.1]	100.0	22.8	(100.0)	(59.0)	(5.6)	(26.2)	(9.2)
金融業,保険業	[88.6]	100.0	59.4	(100.0)	(59.2)	(5.6)	(28.1)	(7.1)
不動産業,物品賃貸業	[81.5]	100.0	23.0	(100.0)	(56.6)	(5.9)	(26.0)	(11.5)
学術研究,専門・技術サービス業	[86.8]	100.0	33.5	(100.0)	(70.6)	(3.8)	(23.6)	(2.0)
宿泊業,飲食サービス業	[59.7]	100.0	14.1	(100.0)	(76.5)	(1.8)	(21.7)	(－)
生活関連サービス業,娯楽業	[65.3]	100.0	25.9	(100.0)	(73.2)	(5.8)	(20.0)	(1.0)
教育,学習支援業	[86.5]	100.0	28.9	(100.0)	(68.6)	(0.8)	(22.9)	(7.7)
医療,福祉	[87.3]	100.0	22.1	(100.0)	(46.7)	(0.3)	(47.7)	(5.3)
複合サービス事業	[96.1]	100.0	80.7	(100.0)	(58.4)	(1.3)	(17.2)	(23.1)
サービス業(他に分類されないもの)	[68.6]	100.0	20.4	(100.0)	(63.8)	(11.8)	(21.3)	(3.1)
平成30※年調査計 3)	[77.8]	100.0	24.8	(100.0)	(65.7)	(6.9)	(20.4)	(6.9)
平成25年調査計	[75.5]	100.0	26.1	(100.0)	(58.3)	(9.2)	(16.9)	(15.6)

注：1)　[　] 内の数値は、全企業に対する「退職給付（一時金・年金）制度がある」企業割合である。
2)　(　) 内の数値は、「勤続20年以上かつ45歳以上の退職者がいた企業の退職者」を100とした退職者割合である。
3)　「平成30※年調査計」は、「常用労働者30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、平成25年調査と時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

(2) 退職事由別退職給付額

退職給付（一時金・年金）制度がある勤続 20 年以上かつ 45 歳以上の退職者がいた企業について、平成 29 年１年間における勤続 20 年以上かつ 45 歳以上の退職者に対し支給した又は支給額が確定した退職者１人平均退職給付額（以下、「退職給付額」とする。）を退職事由別にみると、どの学歴においても「早期優遇」が最も高く、「自己都合」が最も低くなっている。

退職事由のうち「定年」退職者の退職給付額を学歴別にみると、「大学・大学院卒（管理・事務・技術職）」1,983 万円、「高校卒（管理・事務・技術職）」1,618 万円、「高校卒（現業職）」1,159 万円となっている。（第 23 表）

第 23 表　退職者１人平均退職給付額（勤続 20 年以上かつ 45 歳以上の退職者）

年、退職事由	大学・大学院卒（管理・事務・技術職）			高校卒（管理・事務・技術職）			高校卒（現業職）		
	退職時の所定内賃金（月額）（千円）	１人平均退職給付額 1)（万円）	月収換算 2)（月分）	退職時の所定内賃金（月額）（千円）	１人平均退職給付額 1)（万円）	月収換算 2)（月分）	退職時の所定内賃金（月額）（千円）	１人平均退職給付額 1)（万円）	月収換算 2)（月分）
平成30年調査計									
定年	513	1,983	38.6	398	1,618	40.6	320	1,159	36.3
会社都合	611	2,156	35.3	499	1,969	39.5	331	1,118	33.8
自己都合	513	1,519	29.6	363	1,079	29.7	287	686	23.9
早期優遇	536	2,326	43.4	412	2,094	50.8	301	1,459	48.6
平成30※年調査計 3)									
定年	517	1,788	34.6	387	1,396	36.1	320	1,155	36.1
会社都合	613	2,084	34.0	504	1,987	39.4	330	1,116	33.8
自己都合	499	1,518	30.4	381	1,025	26.9	289	658	22.8
早期優遇	535	2,182	40.8	412	2,071	50.2	297	1,444	48.6
平成25年調査計									
定年	516	1,941	37.6	421	1,673	39.7	322	1,128	35.0
会社都合	561	1,807	32.2	409	1,573	38.5	291	1,004	34.5
自己都合	509	1,586	31.1	366	1,159	31.7	286	784	27.4
早期優遇	435	1,966	45.1	360	1,945	54.1	293	1,418	48.5

注：1)「退職給付額」は、退職一時金制度のみの場合は退職一時金額、退職年金制度のみの場合は年金現価額、退職一時金制度と退職年金制度併用の場合は、退職一時金額と年金現価額の計である。
2)「月収換算」は、退職時の所定内賃金に対する退職給付額割合である。
3)「平成30※年調査計」は、「常用労働者30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、平成25年調査と時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

(3) 退職給付制度の形態別退職給付額（定年退職者）

退職給付（一時金・年金）制度がある勤続 20 年以上かつ 45 歳以上の退職者がいた企業について、平成 29 年 1 年間における勤続 20 年以上かつ 45 歳以上の定年退職者に対して支給した又は支給額が確定した退職給付額を退職給付制度の形態別にみると、「大学・大学院卒（管理・事務・技術職）」では「退職一時金制度のみ」が 1,678 万円、「退職年金制度のみ」が 1,828 万円、「両制度併用」が 2,357 万円となっている。「高校卒（管理・事務・技術職）」では、「退職一時金制度のみ」が 1,163 万円、「退職年金制度のみ」が 1,652 万円、「両制度併用」が 2,313 万円となっている。「高校卒（現業職）」では、「退職一時金制度のみ」が 717 万円、「退職年金制度のみ」が 1,177 万円、「両制度併用」が 1,650 万円となっている。

「勤続 35 年以上」についてみると、「大学・大学院卒（管理・事務・技術職）」では「退職一時金制度のみ」が 1,897 万円、「退職年金制度のみ」が 1,947 万円、「両制度併用」が 2,493 万円となっている。「高校卒（管理・事務・技術職）」では、「退職一時金制度のみ」が 1,497 万円、「退職年金制度のみ」が 1,901 万円、「両制度併用」が 2,474 万円となっている。「高校卒（現業職）」では、「退職一時金制度のみ」が 1,080 万円、「退職年金制度のみ」が 1,524 万円、「両制度併用」が 1,962 万円となっている。（第 24 表）

第 24 表　退職給付（一時金・年金）制度の形態別定年退職者 1 人平均退職給付額
（勤続 20 年以上かつ 45 歳以上の定年退職者）

（単位：万円）

年、勤続年数	大学・大学院卒（管理・事務・技術職）				高校卒（管理・事務・技術職）				高校卒（現業職）			
	退職給付制度計	退職給付制度の形態			退職給付制度計	退職給付制度の形態			退職給付制度計	退職給付制度の形態		
		退職一時金制度のみ	退職年金制度のみ	両制度併用		退職一時金制度のみ	退職年金制度のみ	両制度併用		退職一時金制度のみ	退職年金制度のみ	両制度併用
平成30年調査計	1,983	1,678	1,828	2,357	1,618	1,163	1,652	2,313	1,159	717	1,177	1,650
勤続20～24年	1,267	1,058	898	1,743	525	462	487	1,239	421	390	435	548
25～29年	1,395	1,106	1,458	1,854	745	618	878	1,277	610	527	723	746
30～34年	1,794	1,658	1,662	2,081	928	850	832	1,231	814	645	794	1,157
35年以上	2,173	1,897	1,947	2,493	1,954	1,497	1,901	2,474	1,629	1,080	1,524	1,962
平成30※年調査計[1)]	1,788	1,124	1,823	2,188	1,396	859	1,470	2,049	1,155	664	1,175	1,662
勤続20～24年	919	764	876	1,168	505	426	421	1,293	412	381	367	546
25～29年	1,216	693	1,446	1,740	730	586	874	1,294	546	461	713	668
30～34年	1,582	1,024	1,668	1,984	904	807	786	1,216	797	642	770	1,147
35年以上	1,997	1,344	1,958	2,329	1,724	1,105	1,749	2,198	1,627	987	1,532	1,962
平成25年調査計	1,941	1,369	1,923	2,367	1,673	1,091	1,611	2,158	1,128	870	1,131	1,600
勤続20～24年	826	661	925	991	505	432	434	931	433	312	478	738
25～29年	1,083	756	1,181	1,551	692	515	819	1,100	603	553	677	739
30～34年	1,856	1,457	1,691	2,180	938	725	1,221	1,275	856	689	987	1,143
35年以上	2,156	1,567	2,110	2,562	1,965	1,470	1,822	2,272	1,484	1,184	1,541	1,872

注：「退職給付額」は、退職一時金制度のみの場合は退職一時金額、退職年金制度のみの場合は年金現価額、退職一時金制度と退職年金制度併用の場合は退職一時金額と年金現価額の計である。

1)「平成30※年調査計」は、「常用労働者30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、平成25年調査と時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

Ⅲ　統　　計　　表

集計事項一覧表

集計事項一覧表

Ⅰ 企業の属性　Ⅱ 労働時間制度　Ⅲ 賃金制度
◎＝集計項目　●＝表頭事項　○＝表側事項　△＝欄外事項

報告書表番号	原表番号	集計項目			Ⅰ 企業の属性				Ⅱ 労働時間												
									1 所定労働時間		2 週休制	3 年間休日総数	4 年次有給休暇					5 特別休暇制度		
		企業割合	労働者割合	平均値	産業	企業規模	労働組合の有無	業務	1日の所定労働時間	週所定労働時間	週休制の形態	年間休日総数	年間延付与日数・取得日数・取得率	計画的付与制度の有無	計画的付与日数	時間単位取得制度の有無	時間単位取得日数	種類・制度の有無	賃金の支給状況	1回あたりの最高付与日数
1	1	◎		◎	○	○	△		●												
2	2		◎	◎	○	○	△		●												
3	3	◎		◎	○	△	△			●※1											
4	4		◎	◎	○	△	△			●											
5・6	5	◎		◎	△	○	△			●※1	○※2										
7	6－1	◎			○	△	△				●※2										
－	6－2	◎			○	△	△				●										
8	7		◎		○	△	△				●										
9	8	◎		◎	○	○	△					●									
10	9		◎	◎	○	○	△					●									
－	10			◎	○	△	●						●								
11	11-1～3			◎	○	△	△						●	●							
－	12-1～3			◎	○	○	△				●※2		●								
11・12	13	◎		◎	○	△	△							●	●						
13	14	◎		◎	○	△	△									●	●				
14･15	15	◎			○	○												●			
15	16	◎			○	○												●	●		
15	17			◎	○	○												●	●	●	
16	18			◎	○	○												●	●		
17	19	◎			○	○												●			
18	20	◎			○	○	△														
19	21		◎		○	○	△														
20	22	◎			○	○	△														
21	23		◎		○	○	△														
22	24	◎			○	○	△														
23	25	◎			○	○	△	●													
24	26	◎			○	○	△														
25	27	◎		◎	○	○	△														
26	28	◎			○	○	△														
27	301	◎			○	△															
28	302	◎		◎	○	△															
29	303	◎		◎	○	△															
30	304	◎		◎	○	△															
31	305	◎		◎	○	△															

※1　企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間を集計している。
※2　企業において最も多くの労働者に適用される週休制の形態を集計している。

制度									Ⅲ 賃金制度										報告書表番号	原表番号
		6 変形労働時間制	7 みなし労働時間制		8 勤務間インターバル制度				時間外労働の割増賃金率											
年間の最高付与日数	平成29年1年間における利用の有無	種類、採用（適用）の有無	種類、採用（適用）の有無	専門業務型裁量労働の適用業務	通年で実際の勤務間隔が11時間以上の労働者の状況	勤務間インターバル制度の導入状況	具体的な時間の設定状況	制度を導入していない理由	時間外労働の割増賃金率の定めの有無	時間外労働の割増賃金率の定め方	時間外労働の割増賃金率	特別条項付き時間外労働協定締結の有無	限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率	中小企業該当区分	1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の定めの有無	1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率	代替休暇制度の有無	代替休暇取得労働者数		
																			1	1
																			2	2
																			3	3
																			4	4
																			5・6	5
																			7	6−1
																			−	6−2
																			8	7
																			9	8
																			10	9
																			−	10
																			11	11-1〜3
																			−	12-1〜3
																			11・12	13
																			13	14
																			14･15	15
																			15	16
																			15	17
●																			16	18
	●																		17	19
		●																	18	20
		●																	19	21
			●																20	22
			●																21	23
			●	●															22	24
				●															23	25
					●														24	26
						●	●												25	27
						●		●											26	28
									●	●				△					27	301
										●	●								28	302
									●			●	●						29	303
									●					△	●	●			30	304
									●						●		●	●	31	305

Ⅳ 退職給付（一時金・年金）制度

◎＝集計項目　●＝表頭事項　○＝表側事項　△＝欄外事項

報告書番号	原表番号	集計項目	Ⅰ企業の属性			Ⅳ 退職給付（一時金・年金）制度														報告書表番号	原表番号
						1 退職給付制度の有無、支払準備形態			2 退職一時金制度の運営							3 退職給付（一時金・年金）制度の見直し					
		企業割合	産業	企業規模	労働組合の有無	制度の有無	制度の形態	支払準備形態	算定基礎額の種類	賃金改定	保全措置の有無	方式	保全額	退職事由	最低勤続年数	見直しの時期	見直しの内容	平均拡大額		
32	401	◎	○	○	△	●	●												32	401
33･39	402	◎	○	○		●		●											33･39	402
34	403	◎	○	○		●		●	●										34	403
35	404	◎	○	○		●		●		●									35	404
	405	◎	○	○		●		●		●										405
36･37	407	◎	○	○		●	●	●			●	●	●						36･37	407
38	406-1 406-2	◎	○	○				●						●	●				38	406-1 406-2
40	408	◎	○	○												△	●		40	408
41	409	◎	○	○												△	●		41	409
－	410-1 ～410-4	◎	○	○														●	－	410-1 ～410-4

Ⅴ 退職給付（一時金・年金）の支給実態

◎＝集計項目　●＝表頭事項　○＝表側事項　△＝欄外事項

報告書番号	原表番号	集計項目						Ⅰ企業の属性		Ⅴ 退職給付（一時金・年金）											
										1 退職者						2 労働者個人別					
		企業割合	労働者割合	退職者割合	退職者1人平均	月収換算	特性値	産業	企業規模	制度の有無	制度の形態	退職者の有無	退職事由	年金受給資格者の有無	年金受給方法	制度の形態	性	退職時の職種	最終学歴	退職事由
42	501 502	◎		◎				○	○	●	△	●	●							
43	503	◎	◎					○	○	●	△	●		●	●					
44～47	504				◎	◎		△										○	○	△
48～50	505-1 ～505-3				◎	◎		△										○	○	
－	506				◎	◎		○	○								○		○	○
51･52	507				◎			△	●							△		○	○	
53	508				◎			△										○	○	△
54	509			◎	◎				●							△		●	●	△
55～58	510-1 ～510-2			◎			◎		△							△		●	●	

制度の支給実態								報告書番号	原表番号
退職給付の支給実態									
退職時の年齢	退職時までの勤続年数	退職時の所定内賃金	退職給付額	退職一時金額	年金現価額	選択一時金額	年金月額		
								42	501 502
								43	503
	○	●	●					44～47	504
	○	●	●	●	●			48～50	505-1 ～505-3
●	●	●	●					－	506
	○	●					●	51･52	507
	○				●	●		53	508
							○	54	509
	△		○					55～58	510-1 ～510-2

労働時間制度

第１表　産業・企業規模、主な１日の所定労働時間階級別企業割合及び１企業平均１日の所定労働時間

（単位：%）

産業・企業規模	全企業	時間 分 6:29 以下	時間 分 6:30 ～ 6:59	時間 分 7:00	時間 分 7:01 ～ 7:29	時間 分 7:30 ～ 7:59	時間 分 8:00	時間 分 8:01 以上	1企業平均1日の所定労働時間（時間：分）
T 調査産業計	100.0	0.4	1.4	5.9	4.2	30.5	56.7	0.9	7：46
1,000 人以上	100.0	0.1	0.1	3.8	5.4	44.5	45.2	0.8	7：46
100 ～ 999 人	100.0	0.3	0.8	5.3	4.7	37.1	51.2	0.6	7：45
300 ～ 999 人	100.0	0.1	0.4	4.1	4.5	40.0	50.2	0.7	7：46
100 ～ 299 人	100.0	0.4	0.9	5.7	4.8	36.2	51.5	0.6	7：45
30 ～ 99 人	100.0	0.5	1.7	6.3	4.0	27.3	59.3	1.0	7：46
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	－	－	4.2	18.1	34.9	42.9	－	7：40
D 建設業	100.0	－	1.2	8.7	5.4	35.9	48.8	－	7：43
E 製造業	100.0	－	0.7	2.1	3.9	36.4	55.8	1.2	7：50
1,000 人以上	100.0	－	－	0.7	2.2	59.4	36.8	1.0	7：48
100 ～ 999 人	100.0	－	1.4	1.0	3.2	38.3	54.4	1.7	7：50
300 ～ 999 人	100.0	－	－	0.6	2.2	40.6	55.5	1.1	7：52
100 ～ 299 人	100.0	－	1.8	1.1	3.5	37.6	54.1	1.9	7：50
30 ～ 99 人	100.0	－	0.5	2.6	4.2	34.9	56.9	0.9	7：50
E1 消費関連	100.0	－	1.9	2.0	7.9	32.9	53.7	1.6	7：47
E2 素材関連	100.0	－	0.4	4.1	3.2	39.3	53.0	0.1	7：49
E3 機械関連	100.0	－	－	－	1.0	36.5	60.7	1.9	7：54
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	－	1.3	1.3	5.9	65.3	26.2	－	7：42
G 情報通信業	100.0	－	－	11.8	0.6	35.4	52.3	－	7：44
H 運輸業，郵便業	100.0	－	4.1	12.2	1.1	27.5	54.5	0.5	7：43
I 卸売業，小売業	100.0	0.0	1.0	6.1	6.1	29.4	55.3	2.0	7：46
50～55 卸売業	100.0	0.0	－	4.9	6.0	38.9	49.0	1.2	7：45
56～61 小売業	100.0	－	1.8	7.1	6.3	21.6	60.5	2.7	7：47
J 金融業，保険業	100.0	－	－	9.9	10.9	49.8	29.4	－	7：38
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	0.5	－	8.6	3.1	29.8	58.0	－	7：46
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	2.3	－	7.8	3.2	40.8	45.8	0.1	7：42
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	－	2.8	9.9	3.0	24.8	58.2	1.4	7：45
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	0.5	5.4	6.2	5.6	30.8	51.6	－	7：41
O 教育，学習支援業	100.0	1.2	1.4	4.5	5.5	25.5	58.7	3.3	7：46
P 医療，福祉	100.0	0.9	－	4.6	4.6	23.6	66.0	0.1	7：48
Q 複合サービス事業	100.0	－	1.5	2.5	11.1	59.2	25.7	－	7：35
R サービス業（他に分類されないもの）	100.0	2.0	2.7	3.8	2.0	25.9	63.2	0.3	7：46

注：企業において最も多くの労働者に適用される１日の所定労働時間についての割合であり、「1企業平均1日の所定労働時間」はその平均である。

第２表　産業・企業規模、１日の所定労働時間階級別適用労働者割合及び労働者１人平均１日の所定労働時間

（単位：%）

産業・企業規模	労働者計	時間 分 6:29 以下	時間 分 6:30 ～ 6:59	時間 分 7:00	時間 分 7:01 ～ 7:29	時間 分 7:30 ～ 7:59	時間 分 8:00	時間 分 8:01 以上	労働者1人平均1日の所定労働時間（時間：分）
T 調査産業計	100.0	0.2	0.7	4.5	5.0	42.8	46.1	0.6	7：45
1,000 人以上	100.0	0.1	0.3	3.5	4.9	54.7	36.0	0.4	7：44
100 ～ 999 人	100.0	0.3	0.8	4.9	5.6	39.3	48.4	0.7	7：45
300 ～ 999 人	100.0	0.1	0.4	4.2	5.6	41.7	47.2	0.8	7：45
100 ～ 299 人	100.0	0.5	1.2	5.5	5.6	37.0	49.5	0.6	7：44
30 ～ 99 人	100.0	0.3	1.2	5.3	4.2	29.9	58.3	0.8	7：47
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	－	－	4.4	45.8	21.2	28.6	－	7：34
D 建設業	100.0	－	0.4	4.1	4.1	39.0	52.3	－	7：46
E 製造業	100.0	－	0.8	0.9	3.1	50.1	44.2	0.9	7：49
1,000 人以上	100.0	－	－	0.2	2.2	69.1	27.9	0.5	7：47
100 ～ 999 人	100.0	－	1.8	0.9	3.6	36.1	56.1	1.4	7：50
300 ～ 999 人	100.0	－	－	0.6	2.8	39.0	56.3	1.4	7：52
100 ～ 299 人	100.0	－	3.3	1.3	4.2	33.8	56.0	1.4	7：49
30 ～ 99 人	100.0	－	0.5	2.3	4.3	36.1	56.1	0.6	7：50
E1 消費関連	100.0	－	2.9	0.5	5.9	33.5	56.3	1.0	7：48
E2 素材関連	100.0	－	0.6	2.6	5.7	54.1	36.6	0.5	7：46
E3 機械関連	100.0	－	－	－	0.2	54.6	44.1	1.1	7：51
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	－	0.1	0.3	0.7	94.6	4.3	－	7：40
G 情報通信業	100.0	－	－	10.8	6.2	47.9	35.2	－	7：40
H 運輸業，郵便業	100.0	－	1.1	7.0	4.3	35.5	50.6	1.6	7：45
I 卸売業，小売業	100.0	0.2	0.1	2.6	7.1	40.3	49.1	0.5	7：45
50～55 卸売業	100.0	0.5	－	3.9	8.7	44.6	41.7	0.6	7：43
56～61 小売業	100.0	－	0.2	1.5	5.7	36.6	55.6	0.5	7：48
J 金融業，保険業	100.0	－	－	18.0	12.6	47.4	22.0	－	7：32
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	0.3	－	3.9	3.5	44.7	47.7	－	7：46
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	0.7	－	8.4	3.3	57.0	30.4	0.2	7：41
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	－	1.7	5.7	2.9	23.2	64.9	1.5	7：48
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	0.2	6.1	7.8	4.5	38.9	42.4	－	7：39
O 教育，学習支援業	100.0	1.2	1.0	6.9	5.3	51.5	33.4	0.7	7：38
P 医療，福祉	100.0	0.6	－	4.7	6.5	36.9	50.8	0.3	7：44
Q 複合サービス事業	100.0	－	0.5	0.3	3.4	33.3	62.5	－	7：48
R サービス業（他に分類されないもの）	100.0	0.5	2.0	3.4	3.6	33.6	56.0	0.9	7：46

注：１　「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めのない者は含まない。

２　「労働者１人平均１日の所定労働時間」は、企業において最も多くの労働者に適用される１日の所定労働時間についての割合であり、企業の全労働者数（所定労働時間の定めのない者を除く。）により加重平均したものである。

第３表　企業規模、産業、主な週所定労働時間階級別

企業規模	計

産業	全企業	40時間以下	時間 分 34:59 以下	時間 分 35:00～35:59	時間 分 36:00～36:59	時間 分 37:00～37:59
T 調査産業計	100.0	94.6	0.9	2.6	2.2	8.7
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	96.7	－	1.2	7.4	12.8
D 建設業	100.0	93.6	1.2	0.1	0.4	10.1
E 製造業	100.0	97.2	0.1	1.4	3.7	7.7
E1 消費関連	100.0	97.4	0.4	－	5.3	8.6
E2 素材関連	100.0	96.5	－	4.1	4.0	8.6
E3 機械関連	100.0	97.9	－	－	1.8	6.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	－	0.8	5.2	20.9
G 情報通信業	100.0	98.4	－	11.8	1.9	16.5
H 運輸業，郵便業	100.0	91.0	－	5.8	0.2	3.3
I 卸売業，小売業	100.0	91.3	0.6	2.1	2.4	10.8
50～55 卸売業	100.0	97.6	1.2	3.0	4.0	17.1
56～61 小売業	100.0	86.0	0.1	1.4	1.0	5.6
J 金融業，保険業	100.0	99.3	－	11.5	7.5	22.3
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	100.0	1.9	5.7	2.1	12.4
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	97.7	2.3	7.8	2.5	16.9
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	87.2	1.4	1.4	0.4	4.2
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	90.8	－	1.7	0.3	5.8
O 教育，学習支援業	100.0	93.3	2.4	0.8	3.1	3.9
P 医療，福祉	100.0	98.9	1.6	2.4	2.3	9.0
Q 複合サービス事業	100.0	99.5	0.5	1.0	4.6	33.0
R サービス業（他に分類されないもの）	100.0	94.1	2.5	1.5	2.2	6.5

注：企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「１企業平均週所定労働時間」

企業割合及び１企業平均週所定労働時間（６－１）

（単位：%）

時間 分 38:00～38:59	時間 分 39:00～39:59	時間 分 40:00	40時間超	時間 分 40:01～42:00	時間 分 42:01～44:00	時間 分 44:01以上	1企業平均週所定労働時間（時間：分）	産業	
10.3	8.1	61.7	5.4	1.5	1.6	2.3	39：31	T	
8.6	－	66.8	3.3	－	－	3.3	39：23	C	
4.3	10.7	66.9	6.4	0.2	5.0	1.2	39：47	D	
11.9	14.7	57.6	2.8	1.1	0.6	1.0	39：26	E	
8.9	12.0	62.1	2.6	2.2	－	0.4	39：26		E1
13.9	16.3	49.6	3.5	0.4	0.7	2.5	39：21		E2
12.6	15.4	62.1	2.1	1.0	1.1	－	39：33		E3
38.5	5.9	28.7	－	－	－	－	38：41	F	
13.1	2.2	52.9	1.6	－	1.1	0.5	38：50	G	
7.5	8.1	66.1	9.0	1.8	2.3	5.0	39：50	H	
12.5	6.0	57.0	8.7	1.7	1.5	5.5	39：44	I	
15.1	8.3	49.1	2.4	－	－	2.4	39：08		50～55
10.3	4.1	63.6	14.0	3.1	2.7	8.1	40：13		56～61
21.3	6.9	29.7	0.7	－	－	0.7	38：21	J	
13.7	2.9	61.3	－	－	－	－	38：59	K	
17.5	4.9	45.7	2.3	1.2	－	1.1	38：40	L	
10.8	6.5	62.4	12.8	4.8	4.6	3.4	39：56	M	
9.9	11.7	61.3	9.2	5.3	2.1	1.8	39：48	N	
10.9	9.0	63.2	6.7	2.5	2.1	2.0	39：22	O	
7.5	3.4	72.8	1.1	0.3	0.7	－	39：21	P	
7.4	11.0	41.9	0.5	0.5	－	－	38：46	Q	
8.2	7.0	66.2	5.9	1.0	1.6	3.3	39：35	R	

はその平均である。

第３表　企業規模、産業、主な週所定労働時間階級別

企業規模	１，０００人以上

産業	全企業	40時間以下	時間 分 34:59 以下	時間 分 35:00～35:59	時間 分 36:00～36:59	時間 分 37:00～37:59
T 調査産業計	100.0	99.3	0.3	2.7	4.6	14.8
C 鉱業，採石業，砂利採取業	X	X	X	X	X	X
D 建設業	100.0	100.0	－	－	－	11.2
E 製造業	100.0	100.0	－	0.7	5.4	10.5
E1 消費関連	100.0	100.0	－	－	7.4	11.8
E2 素材関連	100.0	100.0	－	2.2	11.4	17.1
E3 機械関連	100.0	100.0	－	－	0.7	5.5
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	－	－	6.7	11.7
G 情報通信業	100.0	100.0	－	12.3	5.2	16.6
H 運輸業，郵便業	100.0	94.9	－	－	6.3	6.3
I 卸売業，小売業	100.0	100.0	1.5	1.1	3.9	12.3
50～55 卸売業	100.0	100.0	－	3.0	10.4	19.4
56～61 小売業	100.0	100.0	1.9	0.6	1.9	10.1
J 金融業，保険業	100.0	100.0	－	15.3	15.6	24.5
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	100.0	－	－	－	36.4
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	97.3	－	7.8	2.7	23.9
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	100.0	－	－	－	6.2
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	100.0	－	4.5	4.5	11.4
O 教育，学習支援業	100.0	100.0	－	－	－	9.7
P 医療，福祉	100.0	100.0	－	4.3	4.3	26.5
Q 複合サービス事業	100.0	100.0	－	－	－	62.4
R サービス業（他に分類されないもの）	100.0	96.5	－	3.5	7.0	18.6

注：企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「１企業平均週所定労働時間」

企業割合及び１企業平均週所定労働時間（６－２）

（単位：%）

時間 分 38:00～38:59	時間 分 39:00～39:59	時間 分 40:00	40時間超	時間 分 40:01～42:00	時間 分 42:01～44:00	時間 分 44:01以上	1企業平均週所定労働時間（時間：分）	産業	
21.7	9.2	45.8	0.7	0.1	0.4	0.3	38 : 58	T	
X	X	X	X	X	X	X	X	C	
25.0	10.0	53.8	－	－	－	－	39 : 15	D	
36.5	12.6	34.3	－	－	－	－	38 : 55	E	
19.2	2.5	59.1	－	－	－	－	39 : 08		E1
34.2	14.5	20.6	－	－	－	－	38 : 27		E2
45.8	16.0	32.0	－	－	－	－	39 : 08		E3
70.0	5.0	6.7	－	－	－	－	38 : 22	F	
32.0	3.1	30.8	－	－	－	－	38 : 20	G	
11.4	20.2	50.7	5.1	－	－	5.1	39 : 37	H	
16.3	10.0	54.9	－	－	－	－	39 : 05	I	
23.9	1.5	41.8	－	－	－	－	38 : 36		50～55
13.9	12.6	59.0	－	－	－	－	39 : 15		56～61
17.9	6.7	20.0	－	－	－	－	37 : 44	J	
12.1	6.1	45.5	－	－	－	－	38 : 51	K	
39.4	7.7	15.8	2.7	2.7	－	－	38 : 24	L	
4.7	3.1	86.0	－	－	－	－	39 : 46	M	
13.6	－	66.0	－	－	－	－	39 : 07	N	
50.9	10.0	29.4	－	－	－	－	39 : 00	O	
15.8	12.8	36.4	－	－	－	－	38 : 41	P	
3.5	－	34.1	－	－	－	－	38 : 23	Q	
8.1	4.6	54.6	3.5	－	3.5	－	39 : 06	R	

はその平均である。

第３表　企業規模、産業、主な週所定労働時間階級別

企業規模	１００～９９９人

産業	全企業	40時間以下	時間 分 34:59 以下	時間 分 35:00～35:59	時間 分 36:00～36:59	時間 分 37:00～37:59
T 調査産業計	100.0	97.1	0.5	3.0	3.9	12.8
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	100.0	－	8.7	6.7	8.7
D 建設業	100.0	97.6	－	0.5	2.4	9.9
E 製造業	100.0	97.5	0.5	1.0	4.2	10.6
E1 消費関連	100.0	98.0	1.6	－	4.1	16.3
E2 素材関連	100.0	94.9	－	3.0	5.9	10.5
E3 機械関連	100.0	99.6	－	－	2.7	6.2
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	－	2.5	2.4	21.9
G 情報通信業	100.0	98.5	－	17.3	1.8	21.3
H 運輸業，郵便業	100.0	92.2	－	6.3	0.4	1.9
I 卸売業，小売業	100.0	96.4	－	3.0	6.7	16.8
50～55 卸売業	100.0	100.0	－	6.6	10.0	18.7
56～61 小売業	100.0	93.3	－	－	3.8	15.1
J 金融業，保険業	100.0	100.0	－	7.1	6.4	21.1
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	100.0	1.7	－	7.0	15.1
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	100.0	－	11.9	5.1	14.9
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	93.8	－	－	1.6	4.6
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	95.5	－	－	0.8	9.5
O 教育，学習支援業	100.0	97.6	1.5	3.0	0.5	8.9
P 医療，福祉	100.0	98.7	1.0	1.3	5.0	16.7
Q 複合サービス事業	100.0	100.0	0.8	1.5	6.1	38.6
R サービス業（他に分類されないもの）	100.0	97.9	1.4	4.1	2.8	11.6

注：企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「１企業平均週所定労働時間」

企業割合及び１企業平均週所定労働時間（６－３）

（単位：%）

時間 分 38:00～38:59	時間 分 39:00～39:59	時間 分 40:00	40時間超	時間 分 40:01～42:00	時間 分 42:01～44:00	時間 分 44:01以上	1企業平均週所定労働時間（時間：分）	産業	
13.1	7.0	56.8	2.9	0.8	0.9	1.2	39：14	T	
15.3	－	60.7	－	－	－	－	38：59	C	
10.0	6.2	68.8	2.4	0.9	1.4	－	39：32	D	
13.7	12.3	55.2	2.5	0.5	1.0	0.9	39：20	E	
9.3	6.5	60.2	2.0	0.4	－	1.6	39：15		E1
16.9	15.6	43.0	5.1	1.3	2.5	1.3	39：12		E2
14.2	13.8	62.7	0.4	－	0.4	－	39：29		E3
48.8	4.8	19.6	－	－	－	－	38：30	F	
19.3	3.1	35.7	1.5	－	－	1.5	38：23	G	
6.7	8.2	68.7	7.8	1.5	3.4	3.0	39：49	H	
13.5	4.0	52.5	3.6	0.8	－	2.8	39：12	I	
15.6	4.5	44.6	－	－	－	－	38：37		50～55
11.6	3.6	59.2	6.7	1.5	－	5.1	39：42		56～61
23.9	7.4	34.1	－	－	－	－	38：33	J	
16.8	9.3	50.1	－	－	－	－	38：58	K	
28.7	0.8	38.6	－	－	－	－	38：24	L	
8.5	8.0	71.2	6.2	2.3	1.6	2.3	39：54	M	
12.7	7.9	64.6	4.5	1.9	1.9	0.8	39：39	N	
14.0	16.2	53.5	2.4	1.9	0.5	－	39：10	O	
12.8	2.4	59.5	1.3	1.0	0.3	－	39：03	P	
8.6	5.4	39.0	－	－	－	－	38：33	Q	
11.6	8.3	58.2	2.1	－	1.4	0.7	39：11	R	

はその平均である。

第３表　企業規模、産業、主な週所定労働時間階級別

企業規模	３００～９９９人

産業	全企業	40時間以下	時間 分 34:59 以下	時間 分 35:00～35:59	時間 分 36:00～36:59	時間 分 37:00～37:59
T 調査産業計	100.0	98.3	0.1	2.7	4.5	12.6
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0＊	100.0	－	－	50.0	－
D 建設業	100.0	95.7	－	2.2	4.3	19.6
E 製造業	100.0	98.8	－	0.6	2.2	11.5
E1 消費関連	100.0	98.1	－	－	3.7	14.8
E2 素材関連	100.0	100.0	－	1.9	3.7	13.0
E3 機械関連	100.0	98.3	－	－	－	8.3
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	－	－	11.1	22.2
G 情報通信業	100.0	100.0	－	13.3	6.7	16.7
H 運輸業，郵便業	100.0	98.2	－	1.8	1.8	1.8
I 卸売業，小売業	100.0	98.8	－	3.1	11.5	11.1
50～55 卸売業	100.0	100.0	－	7.7	17.3	13.5
56～61 小売業	100.0	98.1	－	－	7.7	9.6
J 金融業，保険業	100.0	100.0	－	9.4	7.5	22.6
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	100.0	－	－	8.7	21.7
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	100.0	－	12.1	3.0	18.2
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	94.4	－	－	－	5.6
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	96.4	－	－	3.6	17.9
O 教育，学習支援業	100.0	98.1	1.9	3.8	1.9	11.5
P 医療，福祉	100.0	98.5	－	1.5	4.4	11.8
Q 複合サービス事業	100.0	100.0	1.6	－	3.1	45.3
R サービス業（他に分類されないもの）	100.0	97.6	－	4.8	－	11.9

注：企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「１企業平均週所定労働時間」

企業割合及び１企業平均週所定労働時間（６－４）

（単位：%）

時間 分 38:00～38:59	時間 分 39:00～39:59	時間 分 40:00	40時間超	時間 分 40:01～42:00	時間 分 42:01～44:00	時間 分 44:01以上	1企業平均週所定労働時間（時間：分）	産業	
16.6	7.1	54.7	1.7	0.4	0.6	0.7	39：09	T	
50.0	－	－	－	－	－	－	37：52	C	
6.5	8.7	54.3	4.3	4.3	－	－	39：08	D	
20.7	11.2	52.6	1.2	0.5	0.7	－	39：17	E	
13.0	7.4	59.3	1.9	1.9	－	－	39：19		E1
29.6	7.4	44.4	－	－	－	－	39：00		E2
18.3	16.7	55.0	1.7	－	1.7	－	39：30		E3
44.4	11.1	11.1	－	－	－	－	38：24	F	
26.7	－	36.7	－	－	－	－	38：17	G	
10.7	17.9	64.3	1.8	－	1.8	－	39：38	H	
14.2	2.7	56.2	1.2	－	－	1.2	39：01	I	
15.4	3.8	42.3	－	－	－	－	38：27		50～55
13.5	1.9	65.4	1.9	－	－	1.9	39：24		56～61
22.6	7.5	30.2	－	－	－	－	38：23	J	
21.7	4.3	43.5	－	－	－	－	38：47	K	
21.2	3.0	42.4	－	－	－	－	38：29	L	
8.3	－	80.6	5.6	2.8	－	2.8	39：55	M	
7.1	10.7	57.1	3.6	－	－	3.6	39：25	N	
23.1	21.2	34.6	1.9	－	1.9	－	38：40	O	
20.6	5.9	54.4	1.5	－	1.5	－	39：10	P	
7.8	4.7	37.5	－	－	－	－	38：31	Q	
11.9	4.8	64.3	2.4	－	－	2.4	39：23	R	

はその平均である。

第３表　企業規模、産業、主な週所定労働時間階級別

企業規模	１００～２９９人

産業	全企業	40時間以下	時間 分 34:59 以下	時間 分 35:00～35:59	時間 分 36:00～36:59	時間 分 37:00～37:59
T 調査産業計	100.0	96.7	0.6	3.1	3.8	12.9
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	100.0	－	10.0	－	10.0
D 建設業	100.0	98.2	－	－	1.8	7.3
E 製造業	100.0	97.1	0.6	1.1	4.8	10.3
E1 消費関連	100.0	97.9	2.1	－	4.2	16.7
E2 素材関連	100.0	93.4	－	3.3	6.6	9.8
E3 機械関連	100.0	100.0	－	－	3.6	5.5
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	－	3.1	－	21.9
G 情報通信業	100.0	97.9	－	18.8	－	22.9
H 運輸業，郵便業	100.0	90.6	－	7.5	－	1.9
I 卸売業，小売業	100.0	95.5	－	3.0	4.9	18.8
50～55 卸売業	100.0	100.0	－	6.3	7.8	20.3
56～61 小売業	100.0	91.3	－	－	2.2	17.4
J 金融業，保険業	100.0	100.0	－	5.8	5.8	20.3
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	100.0	2.2	－	6.5	13.0
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	100.0	－	11.8	5.9	13.7
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	93.6	－	－	2.1	4.3
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	95.2	－	－	－	7.1
O 教育，学習支援業	100.0	97.4	1.3	2.6	－	7.8
P 医療，福祉	100.0	98.7	1.3	1.3	5.2	18.2
Q 複合サービス事業	100.0	100.0	－	3.1	9.4	31.3
R サービス業（他に分類されないもの）	100.0	98.1	1.9	3.8	3.8	11.5

注：企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「１企業平均週所定労働時間」

企業割合及び１企業平均週所定労働時間（６－５）

（単位：%）

時間 分 38:00～38:59	時間 分 39:00～39:59	時間 分 40:00	40時間超	時間 分 40:01～42:00	時間 分 42:01～44:00	時間 分 44:01以上	1企業平均週所定労働時間（時間：分）	産業
11.9	7.0	57.5	3.3	1.0	1.0	1.3	39：16	T
10.0	－	70.0	－	－	－	－	39：10	C
10.9	5.5	72.7	1.8	－	1.8	－	39：39	D
11.6	12.7	56.0	2.9	0.6	1.1	1.2	39：20	E
8.3	6.3	60.4	2.1	－	－	2.1	39：14	E1
13.1	18.0	42.6	6.6	1.6	3.3	1.6	39：16	E2
12.7	12.7	65.5	－	－	－	－	39：29	E3
50.0	3.1	21.9	－	－	－	－	38：32	F
16.7	4.2	35.4	2.1	－	－	2.1	38：26	G
5.7	5.7	69.8	9.4	1.9	3.8	3.8	39：52	H
13.2	4.5	51.1	4.5	1.1	－	3.4	39：16	I
15.6	4.7	45.3	－	－	－	－	38：40	50～55
10.9	4.3	56.5	8.7	2.2	－	6.5	39：49	56～61
24.6	7.2	36.2	－	－	－	－	38：38	J
15.2	10.9	52.2	－	－	－	－	39：02	K
31.4	－	37.3	－	－	－	－	38：23	L
8.5	10.6	68.1	6.4	2.1	2.1	2.1	39：54	M
14.3	7.1	66.7	4.8	2.4	2.4	－	39：43	N
10.4	14.3	61.0	2.6	2.6	－	－	39：22	O
10.4	1.3	61.0	1.3	1.3	－	－	39：01	P
9.4	6.3	40.6	－	－	－	－	38：35	Q
11.5	9.6	55.8	1.9	－	1.9	－	39：06	R

はその平均である。

第３表　企業規模、産業、主な週所定労働時間階級別

企業規模	３０～９９人

産業	全企業	40時間以下	時間 分 34:59 以下	時間 分 35:00～35:59	時間 分 36:00～36:59	時間 分 37:00～37:59
T 調査産業計	100.0	93.4	1.1	2.5	1.4	6.8
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	96.2	－	－	7.7	11.5
D 建設業	100.0	92.8	1.4	－	－	10.1
E 製造業	100.0	97.1	－	1.7	3.4	6.4
E1 消費関連	100.0	97.1	－	－	5.7	5.7
E2 素材関連	100.0	97.0	－	4.5	3.0	7.6
E3 機械関連	100.0	97.1	－	－	1.5	5.9
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	－	－	6.5	21.7
G 情報通信業	100.0	98.2	－	8.8	1.8	14.0
H 運輸業，郵便業	100.0	90.4	－	5.8	－	3.8
I 卸売業，小売業	100.0	89.1	0.7	1.8	0.7	8.5
50～55 卸売業	100.0	96.7	1.6	1.6	1.6	16.4
56～61 小売業	100.0	82.7	－	1.9	－	1.9
J 金融業，保険業	100.0	98.4	－	14.8	6.6	23.0
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	100.0	2.1	8.3	－	10.4
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	96.8	3.2	6.3	1.6	17.5
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	84.0	2.0	2.0	－	4.0
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	88.9	－	2.2	－	4.4
O 教育，学習支援業	100.0	91.2	2.9	－	4.4	1.5
P 医療，福祉	100.0	99.1	1.9	2.8	0.9	4.7
Q 複合サービス事業	100.0	98.3	－	－	1.7	15.5
R サービス業（他に分類されないもの）	100.0	91.9	3.2	－	1.6	3.2

注：企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「１企業平均週所定労働時間」

企業割合及び１企業平均週所定労働時間（６－６）

（単位：%）

時間 分 38:00～38:59	時間 分 39:00～39:59	時間 分 40:00	40時間超	時間 分 40:01～42:00	時間 分 42:01～44:00	時間 分 44:01以上	1企業平均週所定労働時間（時間：分）	産業
8.8	8.5	64.3	6.6	1.7	2.0	2.9	39 : 39	T
7.7	－	69.2	3.8	－	－	3.8	39 : 30	C
2.9	11.6	66.7	7.2	－	5.8	1.4	39 : 51	D
10.4	15.8	59.4	2.9	1.4	0.5	1.1	39 : 30	E
8.6	14.3	62.9	2.9	2.9	－	－	39 : 30	E1
12.1	16.7	53.0	3.0	－	－	3.0	39 : 26	E2
10.3	16.2	63.2	2.9	1.5	1.5	－	39 : 35	E3
28.3	6.5	37.0	－	－	－	－	38 : 50	F
8.8	1.8	63.2	1.8	－	1.8	－	39 : 06	G
7.7	7.7	65.4	9.6	1.9	1.9	5.8	39 : 51	H
12.0	6.6	58.8	10.9	2.1	2.1	6.7	39 : 56	I
14.8	9.8	50.8	3.3	－	－	3.3	39 : 19	50～55
9.6	3.8	65.4	17.3	3.8	3.8	9.6	40 : 27	56～61
19.7	6.6	27.9	1.6	－	－	1.6	38 : 18	J
12.5	－	66.7	－	－	－	－	38 : 59	K
12.7	6.3	49.2	3.2	1.6	－	1.6	38 : 47	L
12.0	6.0	58.0	16.0	6.0	6.0	4.0	39 : 57	M
8.9	13.3	60.0	11.1	6.7	2.2	2.2	39 : 52	N
7.4	5.9	69.1	8.8	2.9	2.9	2.9	39 : 29	O
4.7	3.8	80.2	0.9	－	0.9	－	39 : 31	P
5.2	25.9	50.0	1.7	1.7	－	－	39 : 19	Q
6.5	6.5	71.0	8.1	1.6	1.6	4.8	39 : 50	R

はその平均である。

第４表　企業規模、産業、週所定労働時間階級別適用労働者割合

企業規模	計

産業	労働者計	40時間以下	時間 分 34:59 以下	時間 分 35:00～35:59	時間 分 36:00～36:59	時間 分 37:00～37:59
T 調査産業計	100.0	97.8	1.4	4.1	5.0	12.8
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	98.5	0.1	2.1	7.5	39.5
D 建設業	100.0	95.6	0.7	0.7	1.3	11.0
E 製造業	100.0	98.3	0.8	1.4	5.6	10.3
E1 消費関連	100.0	97.1	1.5	0.2	6.3	13.1
E2 素材関連	100.0	97.9	0.8	4.2	10.1	10.1
E3 機械関連	100.0	99.1	0.4	0.1	2.2	9.2
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	99.9	0.3	1.9	3.2	12.6
G 情報通信業	100.0	99.5	0.6	10.6	6.2	20.4
H 運輸業，郵便業	100.0	95.5	2.7	3.6	6.1	4.3
I 卸売業，小売業	100.0	97.1	1.3	2.9	6.7	14.5
50～55 卸売業	100.0	98.8	1.4	3.9	9.1	18.1
56～61 小売業	100.0	95.6	1.3	2.1	4.7	11.3
J 金融業，保険業	100.0	100.0	0.8	32.9	7.7	21.0
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	99.9	0.6	3.5	3.9	19.1
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	98.9	1.1	9.4	2.7	17.3
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	95.1	2.5	0.5	2.9	6.7
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	93.8	0.4	4.6	0.9	14.0
O 教育，学習支援業	100.0	97.8	2.0	1.7	1.5	10.1
P 医療，福祉	100.0	99.1	2.4	1.9	4.6	15.9
Q 複合サービス事業	100.0	99.6	0.9	0.3	2.1	23.2
R サービス業（他に分類されないもの）	100.0	97.2	1.7	5.0	4.0	10.8

注：１　「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めの
　　２　「労働者１人平均週所定労働時間」は、企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間を企業の全

及び労働者１人平均週所定労働時間（６－１）

（単位：%）

時間 分 38:00～38:59	時間 分 39:00～39:59	時間 分 40:00	40時間超	時間 分 40:01～42:00	時間 分 42:01～44:00	時間 分 44:01以上	労働者１人平均週所定労働時間（時間：分）	産業
18.3	8.7	47.5	2.2	0.5	0.8	0.9	39 : 02	T
7.1	0.1	42.1	1.5	－	－	1.5	38 : 30	C
14.3	8.3	59.3	4.4	0.5	2.9	1.0	39 : 33	D
23.7	13.6	42.8	1.7	0.6	0.6	0.6	39 : 07	E
13.7	7.7	54.6	2.9	1.9	0.4	0.6	39 : 11	E1
21.9	16.1	34.6	2.1	0.3	0.8	1.0	38 : 53	E2
29.4	14.4	43.3	0.9	0.2	0.4	0.3	39 : 14	E3
65.7	11.1	5.1	0.1	0.1	0.0	－	38 : 24	F
25.2	1.6	34.8	0.5	0.0	0.2	0.3	38 : 24	G
19.4	11.6	47.9	4.5	0.5	0.9	3.1	39 : 17	H
14.8	8.0	48.8	2.9	0.6	1.0	1.3	39 : 08	I
19.5	6.0	40.9	1.2	0.2	0.2	0.9	38 : 46	50～55
10.8	9.7	55.8	4.4	1.0	1.8	1.7	39 : 26	56～61
11.4	3.1	23.0	0.0	－	－	0.0	37 : 22	J
16.7	6.5	49.8	0.1	0.1	0.1	－	38 : 55	K
27.3	9.6	31.5	1.1	1.0	0.1	0.1	38 : 30	L
8.3	7.4	66.8	4.9	1.8	1.9	1.2	39 : 40	M
9.9	6.4	57.6	6.2	2.5	3.0	0.7	39 : 22	N
30.9	10.6	40.9	2.2	0.6	1.0	0.6	38 : 58	O
13.4	5.5	55.4	0.9	0.2	0.5	0.3	39 : 00	P
3.2	2.2	67.6	0.4	0.1	0.2	0.1	39 : 15	Q
11.9	5.1	58.7	2.8	0.2	1.1	1.5	39 : 20	R

ない者は含まない。
労働者数（所定労働時間の定めのない者を除く。）により加重平均した。

第４表　企業規模、産業、週所定労働時間階級別適用労働者割合

企業規模	１，０００人以上

産業	労働者計	40時間以下	時間 分 34:59 以下	時間 分 35:00～35:59	時間 分 36:00～36:59	時間 分 37:00～37:59
T 調査産業計	100.0	99.4	0.9	5.6	6.5	14.8
C 鉱業，採石業，砂利採取業	X	X	X	X	X	X
D 建設業	100.0	100.0	0.2	0.3	－	9.8
E 製造業	100.0	99.4	0.5	1.4	7.9	11.9
E1 消費関連	100.0	97.9	0.0	0.1	10.4	14.6
E2 素材関連	100.0	100.0	1.1	4.5	17.9	12.3
E3 機械関連	100.0	99.4	0.3	0.1	2.5	11.2
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	0.4	2.1	2.5	10.8
G 情報通信業	100.0	99.9	0.7	7.1	12.0	22.7
H 運輸業，郵便業	100.0	98.0	4.9	1.3	13.6	6.2
I 卸売業，小売業	100.0	100.0	0.6	3.7	4.8	11.9
50～55 卸売業	100.0	100.0	0.0	2.0	11.2	18.8
56～61 小売業	100.0	100.0	0.8	4.5	1.9	8.7
J 金融業，保険業	100.0	100.0	0.8	41.2	7.6	21.5
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	100.0	0.3	－	0.0	23.3
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	98.1	0.1	6.8	1.5	17.6
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	100.0	0.7	0.1	0.1	6.0
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	91.1	0.1	9.4	1.8	20.2
O 教育，学習支援業	100.0	100.0	0.2	0.7	0.0	12.9
P 医療，福祉	100.0	99.8	0.3	1.6	4.5	29.2
Q 複合サービス事業	100.0	100.0	0.1	0.0	0.1	11.7
R サービス業（他に分類されないもの）	100.0	99.8	0.1	5.6	8.2	15.4

注：１　「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めの
　　２　「労働者１人平均週所定労働時間」は、企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間を企業の全

及び労働者１人平均週所定労働時間（６－２）

（単位：%）

時間 分 38:00～38:59	時間 分 39:00～39:59	時間 分 40:00	40時間超	時間 分 40:01～42:00	時間 分 42:01～44:00	時間 分 44:01以上	労働者１人平均週所定労働時間（時間：分）	産業	
27.7	10.1	33.9	0.6	0.1	0.2	0.3	38 : 41	T	
X	X	X	X	X	X	X	X	C	
36.1	5.7	47.9	－	－	－	－	39 : 14	D	
37.8	13.5	26.3	0.6	0.2	0.1	0.3	38 : 47	E	
26.8	1.5	44.4	2.1	0.9	1.2	－	38 : 52		E1
27.9	21.0	15.4	0.0	－	0.0	－	38 : 22		E2
44.9	12.3	28.0	0.6	0.1	0.0	0.6	38 : 59		E3
71.5	12.4	0.3	－	－	－	－	38 : 21	F	
32.8	1.8	22.7	0.1	0.0	0.1	0.0	38 : 12	G	
33.9	12.1	25.9	2.0	－	0.1	1.9	38 : 33	H	
15.6	15.0	48.5	－	－	－	－	39 : 02	I	
31.9	5.6	30.5	－	－	－	－	38 : 35		50～55
8.1	19.3	56.7	－	－	－	－	39 : 14		56～61
8.0	1.9	19.0	－	－	－	－	36 : 59	J	
13.5	10.8	52.2	－	－	－	－	39 : 08	K	
37.3	20.9	14.0	1.9	1.9	－	－	38 : 35	L	
6.2	1.3	85.6	0.0	0.0	－	－	39 : 46	M	
11.4	－	48.3	8.9	－	8.9	－	38 : 46	N	
47.6	7.2	31.4	－	－	－	－	38 : 57	O	
19.0	13.2	32.0	0.2	0.2	－	－	38 : 39	P	
0.6	0.0	87.5	0.0	0.0	0.0	0.0	39 : 41	Q	
16.8	3.7	50.1	0.2	－	0.2	－	39 : 04	R	

ない者は含まない。
労働者数（所定労働時間の定めのない者を除く。）により加重平均した。

第４表　企業規模、産業、週所定労働時間階級別適用労働者割合

企業規模	１００～９９９人

産業	労働者計	40時間以下	時間 分 34:59 以下	時間 分 35:00～35:59	時間 分 36:00～36:59	時間 分 37:00～37:59
T 調査産業計	100.0	98.3	1.5	3.6	5.3	13.5
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	100.0	0.3	6.1	9.2	14.1
D 建設業	100.0	97.8	0.3	1.4	3.8	14.0
E 製造業	100.0	97.8	0.8	1.2	4.1	10.5
E1 消費関連	100.0	97.9	2.0	0.2	5.0	16.3
E2 素材関連	100.0	96.1	0.6	3.4	6.5	10.2
E3 機械関連	100.0	99.1	0.3	0.1	1.6	7.3
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	0.0	1.7	5.7	19.2
G 情報通信業	100.0	99.4	0.8	15.0	1.9	19.8
H 運輸業，郵便業	100.0	95.6	1.0	4.5	1.5	1.6
I 卸売業，小売業	100.0	99.1	1.5	3.4	11.3	16.6
50～55 卸売業	100.0	99.5	0.8	6.5	13.4	17.1
56～61 小売業	100.0	98.7	2.1	0.3	9.1	16.1
J 金融業，保険業	100.0	100.0	0.4	9.1	8.2	20.1
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	100.0	0.6	1.1	8.3	19.1
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	99.8	0.4	13.7	4.7	15.5
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	94.6	1.9	0.5	6.9	7.1
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	98.0	0.5	1.5	1.2	16.7
O 教育，学習支援業	100.0	98.0	3.0	3.6	1.7	10.6
P 医療，福祉	100.0	99.1	3.0	1.7	5.3	14.4
Q 複合サービス事業	100.0	99.1	2.3	0.8	5.7	42.9
R サービス業（他に分類されないもの）	100.0	98.9	2.3	7.6	3.1	13.1

注：１　「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めの
　　２　「労働者１人平均週所定労働時間」は、企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間を企業の全

及び労働者１人平均週所定労働時間（６－３）

（単位：%）

時間 分 38:00～38:59	時間 分 39:00～39:59	時間 分 40:00	40時間超	時間 分 40:01～42:00	時間 分 42:01～44:00	時間 分 44:01以上	労働者１人平均週所定労働時間（時間：分）	産業
14.7	7.4	52.3	1.7	0.4	0.8	0.5	39 : 03	T
15.1	－	55.1	－	－	－	－	38 : 52	C
9.5	7.3	61.5	2.2	1.5	0.7	－	39 : 21	D
15.3	11.9	53.8	2.2	0.5	1.1	0.7	39 : 17	E
11.1	5.7	57.6	2.1	1.0	－	1.1	39 : 06	E1
20.3	10.9	44.2	3.9	0.6	2.1	1.1	39 : 07	E2
13.8	16.5	59.6	0.9	0.1	0.8	－	39 : 31	E3
49.0	6.2	18.2	－	－	－	－	38 : 34	F
22.9	0.9	38.1	0.6	0.0	0.0	0.5	38 : 23	G
9.3	13.8	63.8	4.4	0.9	1.9	1.6	39 : 43	H
14.6	5.1	46.8	0.9	0.1	0.2	0.5	38 : 50	I
16.7	4.3	40.7	0.5	0.2	0.3	－	38 : 32	50～55
12.5	5.8	52.8	1.3	0.1	0.2	1.0	39 : 07	56～61
21.0	6.3	34.9	－	－	－	－	38 : 28	J
21.0	6.0	43.9	－	－	－	－	38 : 50	K
25.7	1.6	38.1	0.2	0.2	0.1	－	38 : 20	L
9.4	10.1	58.6	5.4	2.7	0.9	1.8	39 : 42	M
7.8	7.0	63.3	2.0	0.6	1.3	0.2	39 : 26	N
19.6	19.3	40.3	2.0	0.9	1.1	－	38 : 48	O
14.4	3.1	57.1	0.9	0.2	0.6	0.0	38 : 57	P
7.2	4.2	35.9	0.9	0.2	0.4	0.3	38 : 29	Q
12.5	5.2	55.1	1.1	0.0	1.0	0.1	39 : 03	R

ない者は含まない。
労働者数（所定労働時間の定めのない者を除く。）により加重平均した。

第４表　企業規模、産業、週所定労働時間階級別適用労働者割合

企業規模	３００～９９９人

産業	労働者計	40時間以下	時間 分 34:59 以下	時間 分 35:00～35:59	時間 分 36:00～36:59	時間 分 37:00～37:59
T 調査産業計	100.0	98.7	1.1	3.8	5.7	12.9
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0＊	100.0	0.5	－	36.9	－
D 建設業	100.0	96.8	0.6	1.8	3.8	23.8
E 製造業	100.0	98.3	0.2	0.9	3.5	9.9
E1 消費関連	100.0	97.2	0.1	0.0	4.7	19.0
E2 素材関連	100.0	98.4	0.4	2.4	6.2	9.6
E3 機械関連	100.0	98.7	0.1	0.1	0.9	6.3
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	－	－	9.6	16.5
G 情報通信業	100.0	100.0	0.5	11.9	3.6	16.2
H 運輸業，郵便業	100.0	98.2	0.7	1.6	1.8	2.4
I 卸売業，小売業	100.0	99.1	2.1	4.7	15.5	12.2
50～55 卸売業	100.0	100.0	0.9	9.8	19.2	14.6
56～61 小売業	100.0	98.4	3.1	0.5	12.4	10.3
J 金融業，保険業	100.0	100.0	0.2	10.2	10.2	22.4
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	100.0	0.7	－	5.6	25.0
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	100.0	0.4	15.2	3.7	14.1
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	95.8	1.0	0.2	0.0	9.9
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	99.7	－	2.6	2.6	20.4
O 教育，学習支援業	100.0	97.8	4.2	4.2	2.7	11.1
P 医療，福祉	100.0	98.5	2.1	1.8	5.2	10.8
Q 複合サービス事業	100.0	98.8	2.8	0.3	3.1	46.3
R サービス業（他に分類されないもの）	100.0	99.7	0.2	11.0	1.0	11.5

注：１　「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めの
　　２　「労働者１人平均週所定労働時間」は、企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間を企業の全

及び労働者１人平均週所定労働時間（６－４）

（単位：%）

時間 分 38:00～38:59	時間 分 39:00～39:59	時間 分 40:00	40時間超	時間 分 40:01～42:00	時間 分 42:01～44:00	時間 分 44:01以上	労働者１人平均週所定労働時間（時間：分）	産業
17.5	7.7	49.9	1.3	0.4	0.6	0.3	39 : 01	T
48.1	－	14.5	－	－	－	－	37 : 50	C
6.7	9.6	50.5	3.2	3.2	－	－	39 : 04	D
19.7	12.0	52.2	1.7	0.6	0.6	0.5	39 : 18	E
11.6	7.5	54.3	2.8	2.8	－	－	39 : 11	E1
29.1	6.6	44.1	1.6	－	0.3	1.3	39 : 03	E2
16.0	17.9	57.3	1.3	0.2	1.1	－	39 : 33	E3
48.0	10.3	15.5	－	－	－	－	38 : 34	F
27.0	－	40.9	－	－	－	－	38 : 28	G
13.5	21.5	56.7	1.8	0.4	1.5	－	39 : 34	H
14.1	3.3	47.3	0.9	0.1	0.2	0.6	38 : 46	I
15.6	3.0	37.0	－	－	－	－	38 : 18	50～55
12.9	3.5	55.6	1.6	0.2	0.3	1.1	39 : 08	56～61
18.8	4.9	33.3	－	－	－	－	38 : 20	J
29.9	2.3	36.6	－	－	－	－	38 : 39	K
22.9	3.1	40.5	－	－	－	－	38 : 19	L
9.9	0.9	73.8	4.2	2.4	0.5	1.3	39 : 47	M
3.1	6.1	64.9	0.3	－	－	0.3	39 : 19	N
26.5	24.2	25.1	2.2	－	2.2	－	38 : 16	O
20.9	4.8	52.9	1.5	0.0	1.4	0.1	39 : 05	P
7.5	3.4	35.4	1.2	0.3	0.5	0.5	38 : 30	Q
13.8	4.7	57.6	0.3	0.1	0.0	0.2	39 : 02	R

ない者は含まない。
労働者数（所定労働時間の定めのない者を除く。）により加重平均した。

第４表　企業規模、産業、週所定労働時間階級別適用労働者割合

企業規模	１００～２９９人

産業	労働者計	40時間以下	時間 分 34:59 以下	時間 分 35:00～35:59	時間 分 36:00～36:59	時間 分 37:00～37:59
T 調査産業計	100.0	98.0	1.9	3.4	4.9	14.0
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	100.0	0.3	7.9	1.2	18.3
D 建設業	100.0	98.7	0.0	1.0	3.8	4.9
E 製造業	100.0	97.3	1.4	1.5	4.6	11.1
E1 消費関連	100.0	98.3	3.1	0.3	5.2	14.9
E2 素材関連	100.0	94.1	0.9	4.2	6.7	10.8
E3 機械関連	100.0	99.5	0.4	－	2.3	8.4
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	0.0	3.4	1.6	21.9
G 情報通信業	100.0	98.8	1.1	18.4	0.0	23.8
H 運輸業，郵便業	100.0	93.3	1.2	7.0	1.3	1.0
I 卸売業，小売業	100.0	99.1	0.8	2.1	7.1	20.9
50～55 卸売業	100.0	99.2	0.8	3.8	8.7	19.1
56～61 小売業	100.0	99.1	0.8	0.1	5.2	23.0
J 金融業，保険業	100.0	100.0	0.7	7.1	4.8	16.1
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	100.0	0.6	2.1	10.9	13.5
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	99.5	0.4	12.1	5.8	17.0
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	93.8	2.5	0.8	11.5	5.3
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	96.4	0.9	0.4	0.0	13.3
O 教育，学習支援業	100.0	98.2	2.0	3.0	0.7	10.1
P 医療，福祉	100.0	99.6	3.9	1.6	5.3	17.6
Q 複合サービス事業	100.0	100.0	0.9	2.3	13.0	33.1
R サービス業（他に分類されないもの）	100.0	98.1	4.4	4.4	5.1	14.7

注：１　「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めの
　　２　「労働者１人平均週所定労働時間」は、企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間を企業の全

及び労働者１人平均週所定労働時間（６－５）

（単位：%）

時間 分 38:00～38:59	時間 分 39:00～39:59	時間 分 40:00	40時間超	時間 分 40:01～42:00	時間 分 42:01～44:00	時間 分 44:01以上	労働者１人平均週所定労働時間（時間：分）	産業
12.1	7.1	54.6	2.0	0.5	0.9	0.6	39 : 06	T
5.5	－	66.9	－	－	－	－	39 : 10	C
12.1	5.2	71.8	1.3	－	1.3	－	39 : 37	D
11.7	11.8	55.2	2.7	0.4	1.4	0.8	39 : 15	E
10.8	4.7	59.4	1.7	－	－	1.7	39 : 04	E1
12.7	14.5	44.3	5.9	1.2	3.7	1.0	39 : 11	E2
11.6	15.0	61.8	0.5	－	0.5	－	39 : 28	E3
50.0	2.0	21.0	－	－	－	－	38 : 34	F
18.6	1.8	35.1	1.2	0.0	0.0	1.1	38 : 18	G
5.5	7.0	70.2	6.7	1.4	2.3	3.1	39 : 51	H
15.0	6.8	46.4	0.9	0.2	0.3	0.4	38 : 54	I
17.6	5.4	43.7	0.8	0.3	0.5	－	38 : 43	50～55
12.0	8.4	49.5	0.9	0.1	－	0.9	39 : 06	56～61
24.8	8.8	37.8	－	－	－	－	38 : 42	J
12.5	9.6	50.8	－	－	－	－	39 : 01	K
28.8	－	35.5	0.5	0.3	0.2	－	38 : 20	L
9.0	16.2	48.7	6.2	2.9	1.2	2.1	39 : 38	M
12.2	7.7	61.8	3.6	1.1	2.4	0.1	39 : 34	N
12.8	14.5	55.1	1.8	1.8	－	－	39 : 19	O
8.7	1.6	60.9	0.4	0.4	－	－	38 : 50	P
6.6	6.6	37.6	0.0	－	－	0.0	38 : 29	Q
11.3	5.6	52.7	1.9	－	1.9	－	39 : 04	R

ない者は含まない。
労働者数（所定労働時間の定めのない者を除く。）により加重平均した。

第４表　企業規模、産業、週所定労働時間階級別適用労働者割合

企業規模	３０～９９人

産業	労働者計	40時間以下	時間 分 34:59 以下	時間 分 35:00～35:59	時間 分 36:00～36:59	時間 分 37:00～37:59
T 調査産業計	100.0	94.0	2.0	2.7	1.9	8.4
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	96.4	－	1.1	12.2	9.9
D 建設業	100.0	90.9	1.2	0.3	－	9.3
E 製造業	100.0	97.0	1.2	1.9	3.7	6.5
E1 消費関連	100.0	95.3	2.0	0.1	4.8	7.2
E2 素材関連	100.0	97.4	0.7	5.1	3.5	6.0
E3 機械関連	100.0	98.3	1.1	0.2	2.8	6.5
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	98.7	0.6	0.8	6.8	21.1
G 情報通信業	100.0	98.8	0.1	8.5	2.2	15.4
H 運輸業，郵便業	100.0	90.8	1.5	6.2	－	5.2
I 卸売業，小売業	100.0	90.4	1.9	1.3	0.8	13.5
50～55 卸売業	100.0	97.0	2.9	1.1	1.4	19.4
56～61 小売業	100.0	81.3	0.6	1.5	－	5.4
J 金融業，保険業	100.0	99.3	2.2	15.7	7.8	17.8
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	99.3	1.0	15.2	－	11.7
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	98.4	4.0	5.7	1.1	19.9
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	89.7	5.7	0.8	0.3	6.9
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	89.5	0.5	6.3	－	6.3
O 教育，学習支援業	100.0	91.4	5.3	1.2	5.1	2.1
P 医療，福祉	100.0	98.2	2.9	2.6	2.8	6.1
Q 複合サービス事業	100.0	96.9	0.3	0.6	2.4	19.6
R サービス業（他に分類されないもの）	100.0	91.8	2.2	0.1	1.4	2.3

注：１　「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めの
　　２　「労働者１人平均週所定労働時間」は、企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間を企業の全

及び労働者１人平均週所定労働時間（６－６）

（単位：%）

時間 分 38:00～38:59	時間 分 39:00～39:59	時間 分 40:00	40時間超	時間 分 40:01～42:00	時間 分 42:01～44:00	時間 分 44:01以上	労働者１人平均週所定労働時間（時間：分）	産業
9.5	8.9	60.7	6.0	1.3	2.0	2.6	39 : 35	T
7.1	0.2	65.9	3.6	－	－	3.6	39 : 20	C
4.1	10.9	65.0	9.1	－	6.6	2.5	39 : 55	D
9.9	16.9	56.8	3.0	1.5	0.4	1.0	39 : 29	E
6.7	15.8	58.6	4.7	4.0	0.4	0.3	39 : 33	E1
14.8	17.3	50.1	2.6	－	－	2.6	39 : 21	E2
7.6	17.6	62.4	1.7	0.7	1.0	－	39 : 33	E3
26.7	4.2	38.4	1.3	0.9	0.4	－	38 : 52	F
10.6	3.2	58.7	1.2	0.0	0.8	0.4	38 : 58	G
10.0	6.8	61.2	9.2	0.8	0.7	7.7	39 : 52	H
14.5	5.6	52.7	9.6	2.0	3.5	4.1	39 : 45	I
16.5	8.6	47.1	3.0	0.3	0.1	2.7	39 : 14	50～55
11.9	1.4	60.5	18.7	4.4	8.3	6.0	40 : 28	56～61
20.3	6.2	29.2	0.7	－	－	0.7	38 : 13	J
11.9	－	59.5	0.7	0.4	0.3	－	38 : 45	K
14.5	6.0	47.3	1.6	0.9	0.1	0.5	38 : 41	L
9.3	11.2	55.6	10.3	2.8	5.7	1.9	39 : 31	M
12.0	9.4	55.0	10.5	6.9	1.8	1.8	39 : 36	N
6.0	4.3	67.5	8.6	1.7	3.6	3.3	39 : 19	O
5.1	3.7	74.9	1.8	0.1	0.6	1.2	39 : 29	P
7.9	26.2	39.9	3.1	2.4	0.7	－	39 : 12	Q
6.0	6.4	73.3	8.2	0.7	2.2	5.3	40 : 07	R

ない者は含まない。
労働者数（所定労働時間の定めのない者を除く。）により加重平均した。

第５表　産業、企業規模、主な週休制の形態、主な週所定労働

産業	計

企業規模、週休制の形態	全企業	40時間以下	時間 分 34:59 以下	時間 分 35:00～35:59	時間 分 36:00～36:59	時間 分 37:00～37:59	時間 分 38:00～38:59
企業規模計	100.0	94.6	0.9	2.6	2.2	8.7	10.3
週休１日制又は１日半制	100.0	77.1	－	0.3	0.9	0.1	4.5
何らかの週休２日制	100.0	96.1	0.3	2.8	2.2	9.7	11.1
完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	92.2	0.6	1.3	2.6	9.4	9.5
完全週休２日制	100.0	99.3	0.1	4.0	1.9	10.0	12.4
完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	98.5	9.2	3.2	3.7	7.0	8.8
1,000人以上	100.0	99.3	0.3	2.7	4.6	14.8	21.7
週休１日制又は１日半制	100.0	100.0	－	－	5.2	6.6	16.6
何らかの週休２日制	100.0	99.2	0.3	2.9	4.4	15.6	21.6
完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	99.3	1.3	0.6	6.8	12.8	14.7
完全週休２日制	100.0	99.1	－	3.7	3.6	16.6	24.0
完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	－	1.8	5.6	10.5	24.0
100～999人	100.0	97.1	0.5	3.0	3.9	12.8	13.1
週休１日制又は１日半制	100.0	81.4	－	1.6	－	0.5	6.0
何らかの週休２日制	100.0	98.1	0.2	3.2	3.9	13.6	14.1
完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	95.0	0.1	2.6	5.8	11.9	9.3
完全週休２日制	100.0	99.9	0.3	3.5	2.8	14.7	17.0
完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	98.8	3.8	2.0	7.2	13.4	8.3
300～999人	100.0	98.3	0.1	2.7	4.5	12.6	16.6
週休１日制又は１日半制	100.0	93.3	－	9.2	－	－	10.2
何らかの週休２日制	100.0	98.4	0.0	2.6	3.8	13.7	17.3
完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	96.1	0.1	1.8	5.0	11.0	12.4
完全週休２日制	100.0	99.7	－	3.0	3.1	15.2	20.0
完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	0.9	1.0	15.5	5.9	11.9
100～299人	100.0	96.7	0.6	3.1	3.8	12.9	11.9
週休１日制又は１日半制	100.0	79.0	－	－	－	0.6	5.1
何らかの週休２日制	100.0	97.9	0.3	3.4	4.0	13.6	12.9
完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	94.7	0.1	2.9	6.0	12.2	8.3
完全週休２日制	100.0	100.0	0.4	3.7	2.7	14.5	15.9
完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	98.4	4.7	2.3	4.7	15.6	7.2
30～99人	100.0	93.4	1.1	2.5	1.4	6.8	8.8
週休１日制又は１日半制	100.0	75.9	－	－	1.1	－	4.0
何らかの週休２日制	100.0	95.2	0.4	2.7	1.4	7.9	9.5
完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	91.1	0.8	0.9	1.4	8.5	9.5
完全週休２日制	100.0	99.0	－	4.3	1.4	7.3	9.5
完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	98.3	12.5	3.9	1.8	3.5	8.3

注：１ 企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「１企業平均週所定労働時間」は
２ １企業で２つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。
３ 「完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月３回、隔週、月２回、月１回の週休２日制の他、３勤
４ 「完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月１回以上週休３日制、３勤３休、３勤４休など実質的に

時間階級別企業割合及び１企業平均週所定労働時間（３－１）

（単位：%）

時間 分 39:00～39:59	時間 分 40:00	40時間超	時間 分 40:01～42:00	時間 分 42:01～44:00	時間 分 44:01以上	1企業平均週所定労働時間（時間：分）	企業規模、週休制の形態
8.1	61.7	5.4	1.5	1.6	2.3	39：31	**企業規模計**
14.4	56.9	22.9	7.3	5.2	10.3	40：41	週休１日制又は１日半制
7.6	62.3	3.9	1.0	1.4	1.6	39：28	何らかの週休２日制
11.6	57.2	7.8	1.9	2.8	3.1	39：41	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度
4.5	66.4	0.7	0.2	0.2	0.3	39：18	完全週休２日制
5.5	61.0	1.5	－	－	1.5	38：44	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度
9.2	45.8	0.7	0.1	0.4	0.3	38：58	**1,000人以上**
8.0	63.5	－	－	－	－	39：19	週休１日制又は１日半制
8.9	45.3	0.8	0.1	0.4	0.3	38：57	何らかの週休２日制
14.7	48.3	0.7	－	－	0.7	39：03	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度
6.9	44.3	0.9	0.1	0.6	0.2	38：55	完全週休２日制
12.7	45.5	－	－	－	－	39：03	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度
7.0	56.8	2.9	0.8	0.9	1.2	39：14	**100～999人**
8.9	64.5	18.6	7.3	4.9	6.4	40：34	週休１日制又は１日半制
7.0	56.1	1.9	0.5	0.7	0.8	39：11	何らかの週休２日制
11.4	53.9	5.0	1.2	1.8	1.9	39：20	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度
4.3	57.4	0.1	－	－	0.1	39：05	完全週休２日制
5.4	58.7	1.2	－	－	1.2	38：51	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度
7.1	54.7	1.7	0.4	0.6	0.7	39：09	**300～999人**
6.6	67.3	6.7	－	1.6	5.1	39：42	週休１日制又は１日半制
7.6	53.4	1.6	0.4	0.6	0.6	39：09	何らかの週休２日制
13.1	52.7	3.9	1.2	1.6	1.1	39：18	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度
4.5	53.8	0.3	－	－	0.3	39：04	完全週休２日制
1.7	63.2	－	－	－	－	38：53	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度
7.0	57.5	3.3	1.0	1.0	1.3	39：16	**100～299人**
9.4	63.9	21.0	8.8	5.6	6.7	40：45	週休１日制又は１日半制
6.8	57.0	2.1	0.5	0.7	0.9	39：12	何らかの週休２日制
10.9	54.3	5.3	1.2	1.8	2.2	39：21	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度
4.2	58.7	－	－	－	－	39：06	完全週休２日制
6.6	57.4	1.6	－	－	1.6	38：51	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度
8.5	64.3	6.6	1.7	2.0	2.9	39：39	**30～99人**
15.8	54.9	24.1	7.4	5.4	11.4	40：43	週休１日制又は１日半制
7.9	65.5	4.8	1.2	1.7	1.9	39：36	何らかの週休２日制
11.6	58.5	8.9	2.2	3.2	3.5	39：48	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度
4.4	72.0	1.0	0.3	0.3	0.5	39：25	完全週休２日制
5.2	63.0	1.7	－	－	1.7	38：38	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度

その平均である。

１休、４勤１休など実質的に完全週休２日制より休日日数が少ないものをいう。
完全週休２日制より休日日数が多いものをいう。

第５表　産業、企業規模、主な週休制の形態、主な週所定労働

産　　業	E　製造業

企業規模、週休制の形態	全企業	40時間以下	時間 分 34:59 以下	時間 分 35:00～35:59	時間 分 36:00～36:59	時間 分 37:00～37:59	時間 分 38:00～38:59
企業規模計	100.0	97.2	0.1	1.4	3.7	7.7	11.9
週休１日制又は１日半制	100.0	83.5	－	－	－	－	1.0
何らかの週休２日制	100.0	97.8	－	1.7	3.6	8.6	11.5
完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	95.5	－	1.0	4.4	7.4	9.9
完全週休２日制	100.0	100.0	－	2.3	2.9	9.7	13.0
完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	98.5	1.5	－	6.1	3.5	21.0
1,000人以上	100.0	100.0	－	0.7	5.4	10.5	36.5
週休１日制又は１日半制	X	X	X	X	X	X	X
何らかの週休２日制	100.0	100.0	－	0.7	5.9	10.3	35.3
完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	100.0	－	－	23.7	17.2	26.8
完全週休２日制	100.0	100.0	－	0.9	2.1	8.9	37.1
完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	－	－	－	13.1	48.0
100～999人	100.0	97.5	0.5	1.0	4.2	10.6	13.7
週休１日制又は１日半制	100.0	86.9	－	－	－	－	3.4
何らかの週休２日制	100.0	98.2	－	1.2	4.0	10.8	14.8
完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	95.2	－	0.4	7.5	6.8	14.0
完全週休２日制	100.0	100.0	－	1.6	1.9	13.2	15.3
完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	94.5	5.5	－	7.5	12.3	6.8
300～999人	100.0	98.8	－	0.6	2.2	11.5	20.7
週休１日制又は１日半制	X	X	X	X	X	X	X
何らかの週休２日制	100.0	98.8	－	0.7	1.7	11.9	21.1
完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	96.3	－	1.9	3.5	6.7	19.7
完全週休２日制	100.0	100.0	－	－	0.8	14.6	21.8
完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	－	－	9.4	7.3	9.4
100～299人	100.0	97.1	0.6	1.1	4.8	10.3	11.6
週休１日制又は１日半制	100.0	86.4	－	－	－	－	－
何らかの週休２日制	100.0	98.0	－	1.3	4.8	10.4	12.7
完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	94.9	－	－	8.7	6.9	12.3
完全週休２日制	100.0	100.0	－	2.2	2.3	12.7	12.9
完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	93.3	6.7	－	7.1	13.5	6.3
30～99人	100.0	97.1	－	1.7	3.4	6.4	10.4
週休１日制又は１日半制	100.0	82.5	－	－	－	－	－
何らかの週休２日制	100.0	97.6	－	1.9	3.3	7.6	9.3
完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	95.5	－	1.2	3.2	7.5	8.5
完全週休２日制	100.0	100.0	－	2.8	3.5	7.7	10.3
完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	－	－	5.7	－	25.6

注：１ 企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「１企業平均週所定労働時間」は
２ １企業で２つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。
３ 「完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月３回、隔週、月２回、月１回の週休２日制の他、３勤
４ 「完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月１回以上週休３日制、３勤３休、３勤４休など実質的に

時間階級別企業割合及び１企業平均週所定労働時間（３－２）

（単位：%）

時間 分 39:00～39:59	時間 分 40:00	40時間超	時間 分 40:01～42:00	時間 分 42:01～44:00	時間 分 44:01以上	1企業平均週所定労働時間（時間：分）	企業規模、週休制の形態
14.7	57.6	2.8	1.1	0.6	1.0	39：26	**企業規模計**
37.3	45.2	16.5	16.5	－	－	40：02	週休１日制又は１日半制
13.9	58.5	2.2	0.4	0.7	1.0	39：25	何らかの週休２日制
15.7	57.0	4.5	0.9	1.5	2.1	39：35	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度
12.3	59.8	－	－	－	－	39：16	完全週休２日制
10.6	55.9	1.5	－	－	1.5	39：19	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度
12.6	34.3	－	－	－	－	38：55	**1,000人以上**
X	X	X	X	X	X	X	週休１日制又は１日半制
13.6	34.1	－	－	－	－	38：55	何らかの週休２日制
13.8	18.5	－	－	－	－	38：13	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度
13.6	37.4	－	－	－	－	39：04	完全週休２日制
－	38.9	－	－	－	－	39：02	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度
12.3	55.2	2.5	0.5	1.0	0.9	39：20	**100～999人**
－	83.5	13.1	13.1	－	－	39：58	週休１日制又は１日半制
13.8	53.6	1.8	0.1	1.2	0.5	39：18	何らかの週休２日制
17.0	49.4	4.8	0.3	3.1	1.3	39：25	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度
11.9	56.2	－	－	－	－	39：14	完全週休２日制
1.7	60.5	5.5	－	－	5.5	39：18	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度
11.2	52.6	1.2	0.5	0.7	－	39：17	**300～999人**
X	X	X	X	X	X	X	週休１日制又は１日半制
11.4	52.0	1.2	0.5	0.7	－	39：17	何らかの週休２日制
14.5	50.1	3.7	1.5	2.2	－	39：19	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度
9.8	53.0	－	－	－	－	39：16	完全週休２日制
9.4	64.6	－	－	－	－	39：21	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度
12.7	56.0	2.9	0.6	1.1	1.2	39：20	**100～299人**
－	86.4	13.6	13.6	－	－	40：02	週休１日制又は１日半制
14.6	54.2	2.0	－	1.3	0.7	39：19	何らかの週休２日制
17.8	49.2	5.1	－	3.4	1.7	39：26	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度
12.6	57.3	－	－	－	－	39：14	完全週休２日制
－	59.6	6.7	－	－	6.7	39：18	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度
15.8	59.4	2.9	1.4	0.5	1.1	39：30	**30～99人**
47.4	35.1	17.5	17.5	－	－	40：04	週休１日制又は１日半制
14.0	61.4	2.4	0.5	0.5	1.3	39：29	何らかの週休２日制
15.4	59.8	4.5	1.0	1.0	2.4	39：39	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度
12.4	63.3	－	－	－	－	39：18	完全週休２日制
14.1	54.6	－	－	－	－	39：20	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度

その平均である。

１休、４勤１休など実質的に完全週休２日制より休日日数が少ないものをいう。
完全週休２日制より休日日数が多いものをいう。

第５表　産業、企業規模、主な週休制の形態、主な週所定労働

産　　業	Ｉ　卸売業，小売業

企業規模、週休制の形態	全企業	40時間以下	時間 分 34:59 以下	時間 分 35:00～35:59	時間 分 36:00～36:59	時間 分 37:00～37:59	時間 分 38:00～38:59
企業規模計	100.0	91.3	0.6	2.1	2.4	10.8	12.5
週休１日制又は１日半制	100.0	56.7	－	－	－	－	1.2
何らかの週休２日制	100.0	94.1	0.0	2.4	2.2	12.0	13.4
完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	89.3	0.1	1.0	2.8	13.4	14.6
完全週休２日制	100.0	98.4	－	3.6	1.7	10.7	12.3
完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	14.4	－	10.8	5.1	15.6
1,000人以上	100.0	100.0	1.5	1.1	3.9	12.3	16.3
週休１日制又は１日半制	100.0	100.0	－	－	－	－	27.1
何らかの週休２日制	100.0	100.0	1.8	1.5	5.0	13.3	15.2
完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	100.0	5.7	－	－	17.0	15.8
完全週休２日制	100.0	100.0	－	2.2	7.4	11.6	14.9
完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	－	－	－	9.7	19.5
100～999人	100.0	96.4	－	3.0	6.7	16.8	13.5
週休１日制又は１日半制	100.0	58.1	－	－	－	－	4.7
何らかの週休２日制	100.0	99.0	－	3.6	6.0	19.1	13.2
完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	97.8	－	4.5	6.6	21.5	11.1
完全週休２日制	100.0	100.0	－	2.9	5.6	17.2	14.9
完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	－	－	18.3	6.6	22.4
300～999人	100.0	98.8	－	3.1	11.5	11.1	14.2
週休１日制又は１日半制	100.0	72.7	－	－	－	－	27.3
何らかの週休２日制	100.0	100.0	－	3.5	10.2	12.8	12.8
完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	100.0	－	－	12.5	15.4	15.4
完全週休２日制	100.0	100.0	－	6.5	8.2	10.6	10.6
完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	－	－	30.4	－	21.7
100～299人	100.0	95.5	－	3.0	4.9	18.8	13.2
週休１日制又は１日半制	100.0	55.1	－	－	－	－	－
何らかの週休２日制	100.0	98.7	－	3.6	4.5	21.4	13.4
完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	96.9	－	6.3	4.2	23.9	9.4
完全週休２日制	100.0	100.0	－	1.6	4.7	19.5	16.4
完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	－	－	13.6	9.1	22.7
30～99人	100.0	89.1	0.7	1.8	0.7	8.5	12.0
週休１日制又は１日半制	100.0	55.9	－	－	－	－	－
何らかの週休２日制	100.0	92.2	－	2.0	0.8	9.5	13.3
完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	86.4	－	－	1.7	10.8	15.6
完全週休２日制	100.0	97.7	－	3.9	－	8.2	11.1
完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0 ＊	100.0	50.0	－	－	－	－

注：１ 企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「１企業平均週所定労働時間」は
２ １企業で２つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。
３ 「完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月３回、隔週、月２回、月１回の週休２日制の他、３勤
４ 「完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月１回以上週休３日制、３勤３休、３勤４休など実質的に

時間階級別企業割合及び１企業平均週所定労働時間（３－３）

（単位：%）

時間 分 39:00～39:59	時間 分 40:00	40時間超	時間 分 40:01～42:00	時間 分 42:01～44:00	時間 分 44:01以上	1企業平均週所定労働時間（時間：分）	企業規模、週休制の形態
6.0	57.0	8.7	1.7	1.5	5.5	39：44	**企業規模計**
12.6	43.0	43.3	11.9	9.2	22.1	41：38	週休１日制又は１日半制
5.3	58.8	5.9	0.8	0.8	4.2	39：36	何らかの週休２日制
9.3	48.1	10.7	1.8	1.8	7.2	39：51	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度
1.7	68.4	1.6	－	－	1.6	39：23	完全週休２日制
8.3	45.9	－	－	－	－	38：23	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度
10.0	54.9	－	－	－	－	39：05	**1,000人以上**
－	72.9	－	－	－	－	39：27	週休１日制又は１日半制
7.8	55.4	－	－	－	－	39：01	何らかの週休２日制
17.0	44.6	－	－	－	－	38：49	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度
3.4	60.6	－	－	－	－	39：06	完全週休２日制
20.4	50.4	－	－	－	－	39：23	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度
4.0	52.5	3.6	0.8	－	2.8	39：12	**100～999人**
15.5	37.9	41.9	12.4	－	29.5	42：23	週休１日制又は１日半制
2.6	54.5	1.0	－	－	1.0	38：59	何らかの週休２日制
5.9	48.3	2.2	－	－	2.2	38：56	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度
－	59.4	－	－	－	－	39：01	完全週休２日制
9.8	42.9	－	－	－	－	38：51	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度
2.7	56.2	1.2	－	－	1.2	39：01	**300～999人**
18.1	27.3	27.3	－	－	27.3	41：02	週休１日制又は１日半制
2.2	58.4	－	－	－	－	38：57	何らかの週休２日制
4.8	51.9	－	－	－	－	38：56	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度
－	64.0	－	－	－	－	38：59	完全週休２日制
－	47.9	－	－	－	－	38：39	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度
4.5	51.1	4.5	1.1	－	3.4	39：16	**100～299人**
15.0	40.1	44.9	15.0	－	30.0	42：40	週休１日制又は１日半制
2.7	53.1	1.3	－	－	1.3	39：00	何らかの週休２日制
6.3	46.8	3.1	－	－	3.1	38：57	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度
－	57.8	－	－	－	－	39：02	完全週休２日制
13.6	41.0	－	－	－	－	38：55	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度
6.6	58.8	10.9	2.1	2.1	6.7	39：56	**30～99人**
11.9	44.1	44.1	11.9	11.9	20.3	41：27	週休１日制又は１日半制
6.2	60.3	7.8	1.2	1.2	5.5	39：50	何らかの週休２日制
10.2	48.1	13.6	2.4	2.4	8.8	40：09	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度
2.3	72.1	2.3	－	－	2.3	39：33	完全週休２日制
－	50.0	－	－	－	－	37：00	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度

その平均である。

１休、４勤１休など実質的に完全週休２日制より休日日数が少ないものをいう。
完全週休２日制より休日日数が多いものをいう。

第６表　産業、主な週休制の形態、主な週所定労働時間

産業、週休制の形態	全企業	40時間以下	時間 分 34:59 以下	時間 分 35:00～35:59	時間 分 36:00～36:59	時間 分 37:00～37:59	時間 分 38:00～38:59
C 鉱業，採石業，砂利採取業	**100.0**	**96.7**	**－**	**1.2**	**7.4**	**12.8**	**8.6**
週休１日制又は１日半制	X	X	X	X	X	X	X
何らかの週休２日制	100.0	96.3	－	1.3	8.3	10.7	9.6
完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	95.2	－	－	10.8	9.5	12.6
完全週休２日制	100.0	100.0	－	5.7	－	14.5	－
完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0＊	100.0	－	－	－	50.0	－
D 建設業	**100.0**	**93.6**	**1.2**	**0.1**	**0.4**	**10.1**	**4.3**
週休１日制又は１日半制	100.0	82.6	－	－	－	－	－
何らかの週休２日制	100.0	95.5	1.4	0.1	0.2	12.2	5.2
完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	92.6	2.4	－	0.2	15.8	5.9
完全週休２日制	100.0	100.0	－	0.2	0.2	6.7	4.1
完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	－	－	10.8	－	－
F 電気・ガス・熱供給・水道業	**100.0**	**100.0**	**－**	**0.8**	**5.2**	**20.9**	**38.5**
週休１日制又は１日半制	X	X	X	X	X	X	X
何らかの週休２日制	100.0	100.0	－	0.8	5.7	22.9	40.0
完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	100.0	－	3.4	17.8	37.0	9.2
完全週休２日制	100.0	100.0	－	－	1.9	18.4	49.8
完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	－	－	－	－	33.5
G 情報通信業	**100.0**	**98.4**	**－**	**11.8**	**1.9**	**16.5**	**13.1**
週休１日制又は１日半制	100.0	53.3	－	53.3	－	－	－
何らかの週休２日制	100.0	98.9	－	11.5	1.9	17.0	13.1
完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	91.8	－	2.9	8.2	3.8	16.4
完全週休２日制	100.0	100.0	－	12.8	0.9	19.1	12.6
完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0＊	100.0	－	－	－	－	21.0
H 運輸業，郵便業	**100.0**	**91.0**	**－**	**5.8**	**0.2**	**3.3**	**7.5**
週休１日制又は１日半制	100.0	82.8	－	0.5	0.2	－	9.1
何らかの週休２日制	100.0	92.6	－	5.3	0.2	4.5	7.4
完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	87.9	－	3.9	0.3	1.2	6.4
完全週休２日制	100.0	99.8	－	7.6	－	9.7	9.0
完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	－	33.5	0.4	－	2.4
J 金融業，保険業	**100.0**	**99.3**	**－**	**11.5**	**7.5**	**22.3**	**21.3**
週休１日制又は１日半制	－	－	－	－	－	－	－
何らかの週休２日制	100.0	99.2	－	11.9	7.8	20.3	22.1
完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	87.1	－	－	－	21.3	12.9
完全週休２日制	100.0	100.0	－	12.6	8.3	20.2	22.7
完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	－	－	－	78.9	－
K 不動産業，物品賃貸業	**100.0**	**100.0**	**1.9**	**5.7**	**2.1**	**12.4**	**13.7**
週休１日制又は１日半制	100.0	100.0	－	－	－	－	－
何らかの週休２日制	100.0	100.0	0.5	6.5	2.3	13.5	15.3
完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	100.0	1.6	9.2	2.5	5.1	15.4
完全週休２日制	100.0	100.0	－	5.0	2.2	18.0	15.3
完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	15.3	－	－	6.8	3.3

注：１ 企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「１企業平均週所定労働時間」は
２ １企業で２つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。
３ 「完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月３回、隔週、月２回、月１回の週休２日制の他、３勤
４ 「完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月１回以上週休３日制、３勤３休、３勤４休など実質的に

階級別企業割合及び１企業平均週所定労働時間（２－１）

（単位：%）

時間 分 39:00～39:59	時間 分 40:00	40時間超	時間 分 40:01～42:00	時間 分 42:01～44:00	時間 分 44:01以上	1企業平均週所定労働時間（時間：分）	産業、週休制の形態
－	**66.8**	**3.3**	**－**	**－**	**3.3**	**39：23**	**C鉱業，採石業，砂利採取業**
X	X	X	X	X	X	X	週休１日制又は１日半制
－	66.4	3.7	－	－	3.7	39：24	何らかの週休２日制
－	62.3	4.8	－	－	4.8	39：25	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度
－	79.8	－	－	－	－	39：21	完全週休２日制
－	50.0	－	－	－	－	38：41	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度
10.7	**66.9**	**6.4**	**0.2**	**5.0**	**1.2**	**39：47**	**D建設業**
9.5	73.1	17.4	－	9.5	8.0	41：00	週休１日制又は１日半制
11.2	65.1	4.5	0.2	4.3	－	39：34	何らかの週休２日制
13.1	55.2	7.4	0.3	7.1	－	39：30	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度
8.2	80.6	－	－	－	－	39：41	完全週休２日制
－	89.2	－	－	－	－	39：38	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度
5.9	**28.7**	**－**	**－**	**－**	**－**	**38：41**	**F電気・ガス・熱供給・水道業**
X	X	X	X	X	X	X	週休１日制又は１日半制
6.4	24.2	－	－	－	－	38：35	何らかの週休２日制
15.0	17.5	－	－	－	－	38：08	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度
3.7	26.3	－	－	－	－	38：44	完全週休２日制
－	66.5	－	－	－	－	39：33	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度
2.2	**52.9**	**1.6**	**－**	**1.1**	**0.5**	**38：50**	**G情報通信業**
－	－	46.7	－	－	46.7	41：04	週休１日制又は１日半制
2.3	53.1	1.1	－	1.1	－	38：48	何らかの週休２日制
4.6	55.9	8.2	－	8.2	－	39：32	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度
1.9	52.7	－	－	－	－	38：41	完全週休２日制
－	79.0	－	－	－	－	39：44	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度
8.1	**66.1**	**9.0**	**1.8**	**2.3**	**5.0**	**39：50**	**H運輸業，郵便業**
6.5	66.4	17.2	2.1	2.1	13.1	40：32	週休１日制又は１日半制
9.1	66.1	7.4	1.8	2.5	3.1	39：46	何らかの週休２日制
11.0	65.2	12.1	3.0	4.1	4.9	40：06	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度
6.1	67.6	0.2	－	－	0.2	39：14	完全週休２日制
－	63.7	－	－	－	－	38：16	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度
6.9	**29.7**	**0.7**	**－**	**－**	**0.7**	**38：21**	**J金融業，保険業**
－	－	－	－	－	－	－	週休１日制又は１日半制
7.2	30.0	0.8	－	－	0.8	38：22	何らかの週休２日制
25.8	27.1	12.9	－	－	12.9	40：16	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度
6.0	30.2	－	－	－	－	38：14	完全週休２日制
－	21.1	－	－	－	－	38：01	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度
2.9	**61.3**	**－**	**－**	**－**	**－**	**38：59**	**K不動産業，物品賃貸業**
－	100.0	－	－	－	－	40：00	週休１日制又は１日半制
2.7	59.1	－	－	－	－	39：00	何らかの週休２日制
1.6	64.6	－	－	－	－	39：01	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度
3.3	56.1	－	－	－	－	38：59	完全週休２日制
5.2	69.4	－	－	－	－	38：29	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度

その平均である。

１休、４勤１休など実質的に完全週休２日制より休日日数が少ないものをいう。
完全週休２日制より休日日数が多いものをいう。

第６表　産業、主な週休制の形態、主な週所定労働時間

産業、週休制の形態	全企業	40時間以下	時間 分 34:59 以下	時間 分 35:00～35:59	時間 分 36:00～36:59	時間 分 37:00～37:59	時間 分 38:00～38:59
Ｌ 学術研究，専門・技術サービス業	**100.0**	**97.7**	**2.3**	**7.8**	**2.5**	**16.9**	**17.5**
週休１日制又は１日半制	X	X	X	X	X	X	X
何らかの週休２日制	100.0	98.7	1.2	7.7	2.7	16.7	18.2
完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	100.0	6.3	－	－	21.0	21.0
完全週休２日制	100.0	98.4	－	9.5	3.3	15.7	17.6
完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	26.7	13.8	－	26.7	6.3
Ｍ 宿泊業，飲食サービス業	**100.0**	**87.2**	**1.4**	**1.4**	**0.4**	**4.2**	**10.8**
週休１日制又は１日半制	100.0	53.2	－	－	－	－	7.8
何らかの週休２日制	100.0	94.1	－	1.8	0.6	5.6	12.4
完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	91.1	－	－	0.9	7.3	17.7
完全週休２日制	100.0	99.3	－	5.0	－	2.6	3.2
完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	21.5	－	－	－	0.7
Ｎ 生活関連サービス業，娯楽業	**100.0**	**90.8**	**－**	**1.7**	**0.3**	**5.8**	**9.9**
週休１日制又は１日半制	100.0	96.8	－	－	－	－	－
何らかの週休２日制	100.0	88.9	－	0.1	0.3	6.8	12.6
完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	76.1	－	－	0.5	5.1	0.2
完全週休２日制	100.0	100.0	－	0.2	－	8.3	23.3
完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	－	26.0	1.2	7.6	－
Ｏ 教育，学習支援業	**100.0**	**93.3**	**2.4**	**0.8**	**3.1**	**3.9**	**10.9**
週休１日制又は１日半制	100.0	81.5	－	－	－	3.4	5.7
何らかの週休２日制	100.0	93.8	1.5	1.0	3.7	4.1	12.1
完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	90.4	2.9	0.5	3.4	5.1	9.5
完全週休２日制	100.0	96.1	0.5	1.3	3.9	3.4	13.8
完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	15.8	－	－	2.1	3.0
Ｐ 医療，福祉	**100.0**	**98.9**	**1.6**	**2.4**	**2.3**	**9.0**	**7.5**
週休１日制又は１日半制	100.0	100.0	－	－	－	0.4	9.1
何らかの週休２日制	100.0	98.7	－	2.9	2.6	9.0	8.5
完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	96.7	－	1.4	3.1	10.4	1.6
完全週休２日制	100.0	100.0	－	3.9	2.3	8.1	13.2
完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	12.5	0.2	1.8	13.1	0.2
Ｑ 複合サービス事業	**100.0**	**99.5**	**0.5**	**1.0**	**4.6**	**33.0**	**7.4**
週休１日制又は１日半制	100.0	95.3	－	－	－	－	－
何らかの週休２日制	100.0	100.0	0.6	1.1	5.2	37.2	8.3
完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	100.0	1.5	2.8	4.2	24.1	9.9
完全週休２日制	100.0	100.0	－	－	5.8	46.0	7.2
完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度	X	X	X	X	X	X	X
Ｒ サービス業（他に分類されないもの）	**100.0**	**94.1**	**2.5**	**1.5**	**2.2**	**6.5**	**8.2**
週休１日制又は１日半制	100.0	74.4	－	－	10.5	－	4.7
何らかの週休２日制	100.0	97.2	1.8	1.8	1.2	7.4	8.5
完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	94.7	4.4	2.0	2.4	10.8	9.3
完全週休２日制	100.0	98.1	0.8	1.7	0.8	6.1	8.2
完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	82.0	18.0	－	2.0	4.6	10.1

注：１ 企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「１企業平均週所定労働時間」は
２ １企業で２つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。
３ 「完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月３回、隔週、月２回、月１回の週休２日制の他、３勤
４ 「完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月１回以上週休３日制、３勤３休、３勤４休など実質的に

階級別企業割合及び１企業平均週所定労働時間（２－２）

（単位：%）

時間 分 39:00～39:59	時間 分 40:00	40時間超	時間 分 40:01～42:00	時間 分 42:01～44:00	時間 分 44:01 以上	1企業平均週所定労働時間（時間：分）	産業、週休制の形態
4.9	**45.7**	**2.3**	**1.2**	**－**	**1.1**	**38：40**	**Ｌ 学術研究，専門・技術サービス業**
X	X	X	X	X	X	X	週休１日制又は１日半制
4.0	48.3	1.3	1.3	－	－	38：42	何らかの週休２日制
6.3	45.3	－	－	－	－	38：30	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度
3.5	49.0	1.6	1.6	－	－	38：45	完全週休２日制
26.7	－	－	－	－	－	35：40	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度
6.5	**62.4**	**12.8**	**4.8**	**4.6**	**3.4**	**39：56**	**Ｍ 宿泊業，飲食サービス業**
10.2	35.2	46.8	23.4	15.6	7.8	41：07	週休１日制又は１日半制
6.1	67.6	5.9	0.8	2.4	2.7	39：45	何らかの週休２日制
6.5	58.6	8.9	1.3	3.8	3.8	39：49	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度
5.4	83.1	0.7	－	－	0.7	39：39	完全週休２日制
－	77.7	－	－	－	－	38：43	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度
11.7	**61.3**	**9.2**	**5.3**	**2.1**	**1.8**	**39：48**	**Ｎ 生活関連サービス業，娯楽業**
36.4	60.4	3.2	3.2	－	－	39：51	週休１日制又は１日半制
8.1	61.1	11.1	6.1	2.6	2.3	39：53	何らかの週休２日制
16.2	54.1	23.9	13.2	5.7	5.0	40：24	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度
1.1	67.2	－	－	－	－	39：26	完全週休２日制
－	65.2	－	－	－	－	38：29	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度
9.0	**63.2**	**6.7**	**2.5**	**2.1**	**2.0**	**39：22**	**Ｏ 教育，学習支援業**
20.1	52.3	18.5	3.4	2.0	13.1	40：26	週休１日制又は１日半制
8.7	62.8	6.2	2.7	2.3	1.2	39：24	何らかの週休２日制
17.2	51.9	9.6	0.8	5.9	2.9	39：14	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度
3.1	70.0	3.9	3.9	－	－	39：30	完全週休２日制
－	79.1	－	－	－	－	37：56	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度
3.4	**72.8**	**1.1**	**0.3**	**0.7**	**－**	**39：21**	**Ｐ 医療，福祉**
－	90.5	－	－	－	－	39：51	週休１日制又は１日半制
4.2	71.4	1.3	0.4	0.9	－	39：26	何らかの週休２日制
9.7	70.5	3.3	1.0	2.2	－	39：35	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度
0.5	72.0	－	－	－	－	39：19	完全週休２日制
0.2	71.9	－	－	－	－	38：36	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度
11.0	**41.9**	**0.5**	**0.5**	**－**	**－**	**38：46**	**Ｑ 複合サービス事業**
32.7	62.7	4.7	4.7	－	－	39：49	週休１日制又は１日半制
8.5	39.0	－	－	－	－	38：38	何らかの週休２日制
19.8	37.7	－	－	－	－	38：46	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度
1.0	39.9	－	－	－	－	38：32	完全週休２日制
X	X	X	X	X	X	X	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度
7.0	**66.2**	**5.9**	**1.0**	**1.6**	**3.3**	**39：35**	**Ｒ サービス業（他に分類されないもの）**
20.9	38.3	25.6	－	4.7	20.9	40：44	週休１日制又は１日半制
4.6	71.9	2.8	1.2	1.3	0.3	39：31	何らかの週休２日制
12.6	53.3	5.3	4.4	－	0.9	39：10	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度
1.6	79.0	1.9	－	1.9	－	39：39	完全週休２日制
18.1	29.3	18.0	－	－	18.0	38：39	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度

その平均である。

１休、４勤１休など実質的に完全週休２日制より休日日数が少ないものをいう。
完全週休２日制より休日日数が多いものをいう。

第７表　企業規模、産業、主な週休制の形態別企業割合（６－１）

企業規模	計

（単位：%）

産業	全企業	週休１日制又は週休１日半制	何らかの週休２日制	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度[1)]	完全週休２日制	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度[2)]
T 調査産業計	100.0	8.9	84.1	37.4	46.7	6.9
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	4.4	89.1	68.3	20.7	6.5
D 建設業	100.0	15.1	82.8	50.3	32.5	2.1
E 製造業	100.0	4.6	86.1	41.3	44.8	9.3
E1 消費関連	100.0	9.6	79.5	50.1	29.4	10.9
E2 素材関連	100.0	3.2	88.0	42.7	45.3	8.8
E3 機械関連	100.0	1.4	90.1	31.8	58.3	8.5
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	2.6	91.3	22.2	69.1	6.2
G 情報通信業	100.0	1.1	97.5	13.5	84.0	1.4
H 運輸業，郵便業	100.0	20.6	74.2	45.2	29.0	5.3
I 卸売業，小売業	100.0	8.1	88.2	41.8	46.4	3.7
50～55 卸売業	100.0	2.8	92.7	45.5	47.2	4.5
56～61 小売業	100.0	12.4	84.5	38.8	45.7	3.1
J 金融業，保険業	100.0	－	96.5	5.7	90.8	3.5
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	3.0	87.7	30.9	56.8	9.3
L 学術研究,専門・技術サービス業	100.0	1.1	94.6	18.0	76.6	4.3
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	17.9	75.6	48.0	27.6	6.5
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	14.6	79.1	36.7	42.4	6.2
O 教育，学習支援業	100.0	7.6	85.1	34.1	51.0	7.3
P 医療，福祉	100.0	6.8	80.7	32.6	48.1	12.5
Q 複合サービス事業	100.0	10.6	88.8	35.6	53.2	0.6
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	9.8	84.5	23.4	61.1	5.7

注：１企業で２つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。
1)「完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月３回、隔週、月２回、月１回の週休２日制の他、３勤１休、４勤１休など実質的に完全週休２日制より休日日数が少ないものをいう。
2)「完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月１回以上週休３日制、３勤３休、３勤４休など実質的に完全週休２日制より休日日数が多いものをいう。

第７表　企業規模、産業、主な週休制の形態別企業割合（６－２）

企業規模	１，０００人以上

（単位：%）

産業	全企業	週休１日制又は週休１日半制	何らかの週休２日制	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度[1)]	完全週休２日制	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度[2)]
T 調査産業計	100.0	2.9	86.8	22.0	64.8	10.3
C 鉱業，採石業，砂利採取業	X	X	X	X	X	X
D 建設業	100.0	－	100.0	6.7	93.3	－
E 製造業	100.0	0.5	92.7	15.9	76.7	6.8
E1 消費関連	100.0	2.5	78.3	22.2	56.1	19.2
E2 素材関連	100.0	－	95.6	23.2	72.4	4.4
E3 機械関連	100.0	－	97.2	8.4	88.8	2.8
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	－	100.0	6.7	93.3	－
G 情報通信業	100.0	－	100.0	9.2	90.8	－
H 運輸業，郵便業	100.0	5.1	92.6	43.3	49.3	2.3
I 卸売業，小売業	100.0	2.6	78.8	25.7	53.1	18.6
50～55 卸売業	100.0	3.0	92.5	19.4	73.1	4.5
56～61 小売業	100.0	2.5	74.5	27.7	46.8	23.0
J 金融業，保険業	100.0	－	97.8	－	97.8	2.2
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	6.1	81.8	－	81.8	12.1
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	－	97.3	－	97.3	2.7
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	6.2	79.7	32.7	46.9	14.1
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	4.5	81.6	25.0	56.6	13.9
O 教育，学習支援業	100.0	11.8	80.0	19.1	60.9	8.2
P 医療，福祉	100.0	2.1	87.8	38.5	49.4	10.0
Q 複合サービス事業	100.0	3.5	93.1	10.4	82.7	3.5
R サービス業（他に分類されないもの）	100.0	3.5	79.1	24.4	54.6	17.4

注：１企業で２つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。
1)「完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月３回、隔週、月２回、月１回の週休２日制の他、３勤１休、４勤１休など実質的に完全週休２日制より休日日数が少ないものをいう。
2)「完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月１回以上週休３日制、３勤３休、３勤４休など実質的に完全週休２日制より休日日数が多いものをいう。

第７表　企業規模、産業、主な週休制の形態別企業割合（６－３）

企業規模	１００～９９９人

（単位：%）

産業	全企業	週休１日制又は週休１日半制	何らかの週休２日制	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度[1]	完全週休２日制	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度[2]
T 調査産業計	100.0	6.1	85.9	32.8	53.1	8.0
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	8.7	91.3	48.0	43.3	－
D 建設業	100.0	4.3	90.0	36.5	53.5	5.7
E 製造業	100.0	3.3	88.2	33.3	54.9	8.5
E1 消費関連	100.0	5.3	82.0	40.6	41.5	12.7
E2 素材関連	100.0	3.8	87.8	37.1	50.6	8.4
E3 機械関連	100.0	1.3	93.3	24.0	69.3	5.3
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	－	92.7	19.3	73.4	7.3
G 情報通信業	100.0	3.3	95.8	9.6	86.2	0.9
H 運輸業，郵便業	100.0	15.3	75.7	47.8	28.0	9.0
I 卸売業，小売業	100.0	6.6	85.0	37.1	47.8	8.4
50～55 卸売業	100.0	1.6	90.6	32.3	58.2	7.8
56～61 小売業	100.0	10.9	80.2	41.2	38.9	9.0
J 金融業，保険業	100.0	－	99.3	4.7	94.7	0.7
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	－	93.6	32.7	60.9	6.4
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	－	97.0	12.4	84.6	3.0
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	8.7	84.5	49.6	34.9	6.9
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	12.7	82.8	34.3	48.4	4.5
O 教育，学習支援業	100.0	14.8	81.7	33.2	48.4	3.5
P 医療，福祉	100.0	3.7	83.3	27.7	55.5	13.0
Q 複合サービス事業	100.0	3.8	96.2	34.8	61.4	－
R サービス業（他に分類されないもの）	100.0	7.5	86.3	28.0	58.3	6.2

注：１企業で２つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。
1)「完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月３回、隔週、月２回、月１回の週休２日制の他、３勤１休、４勤１休など実質的に完全週休２日制より休日日数が少ないものをいう。
2)「完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月１回以上週休３日制、３勤３休、３勤４休など実質的に完全週休２日制より休日日数が多いものをいう。

第７表　企業規模、産業、主な週休制の形態別企業割合（６－４）

企業規模	３００～９９９人

（単位：％）

産業	全企業	週休１日制又は週休１日半制	何らかの週休２日制	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度[1]	完全週休２日制	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度[2]
T 調査産業計	100.0	4.1	88.6	31.9	56.7	7.3
C 鉱業，採石業，砂利採取業	X	X	X	X	X	X
D 建設業	100.0	－	100.0	30.4	69.6	－
E 製造業	100.0	0.5	93.0	31.6	61.4	6.6
E1 消費関連	100.0	1.9	92.6	51.9	40.7	5.6
E2 素材関連	100.0	－	90.7	24.1	66.7	9.3
E3 機械関連	100.0	－	95.0	25.0	70.0	5.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	－	88.9	55.6	33.3	11.1
G 情報通信業	100.0	6.7	90.0	13.3	76.7	3.3
H 運輸業，郵便業	100.0	16.1	76.8	42.9	33.9	7.1
I 卸売業，小売業	100.0	4.2	86.9	40.0	46.9	8.8
50～55 卸売業	100.0	1.9	90.4	30.8	59.6	7.7
56～61 小売業	100.0	5.8	84.6	46.2	38.5	9.6
J 金融業，保険業	100.0	－	98.1	－	98.1	1.9
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	－	87.0	26.1	60.9	13.0
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	－	93.9	3.0	90.9	6.1
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	2.8	88.9	38.9	50.0	8.3
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	7.1	89.3	46.4	42.9	3.6
O 教育，学習支援業	100.0	9.6	84.6	38.5	46.2	5.8
P 医療，福祉	100.0	2.9	83.8	25.0	58.8	13.2
Q 複合サービス事業	100.0	1.6	98.4	26.6	71.9	－
R サービス業（他に分類されないもの）	100.0	7.1	90.5	35.7	54.8	2.4

注：１企業で２つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。
1)「完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月３回、隔週、月２回、月１回の週休２日制の他、３勤１休、４勤１休など実質的に完全週休２日制より休日日数が少ないものをいう。
2)「完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月１回以上週休３日制、３勤３休、３勤４休など実質的に完全週休２日制より休日日数が多いものをいう。

第７表　企業規模、産業、主な週休制の形態別企業割合（６－５）

企業規模	１００～２９９人

（単位：%）

産業	全企業	週休１日制又は週休１日半制	何らかの週休２日制	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度[1]	完全週休２日制	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度[2]
T 調査産業計	100.0	6.7	85.0	33.1	52.0	8.3
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	10.0	90.0	40.0	50.0	－
D 建設業	100.0	5.5	87.3	38.2	49.1	7.3
E 製造業	100.0	4.2	86.7	33.8	52.9	9.1
E1 消費関連	100.0	6.3	79.2	37.5	41.7	14.6
E2 素材関連	100.0	4.9	86.9	41.0	45.9	8.2
E3 機械関連	100.0	1.8	92.7	23.6	69.1	5.5
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	－	93.8	9.4	84.4	6.3
G 情報通信業	100.0	2.1	97.9	8.3	89.6	－
H 運輸業，郵便業	100.0	15.1	75.5	49.1	26.4	9.4
I 卸売業，小売業	100.0	7.5	84.2	36.1	48.2	8.3
50～55 卸売業	100.0	1.6	90.6	32.8	57.8	7.8
56～61 小売業	100.0	13.0	78.3	39.1	39.1	8.7
J 金融業，保険業	100.0	－	100.0	7.2	92.8	－
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	－	95.7	34.8	60.9	4.3
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	－	98.0	15.7	82.4	2.0
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	10.6	83.0	53.2	29.8	6.4
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	14.3	81.0	31.0	50.0	4.8
O 教育，学習支援業	100.0	16.9	80.5	31.2	49.4	2.6
P 医療，福祉	100.0	3.9	83.1	28.6	54.5	13.0
Q 複合サービス事業	100.0	6.3	93.8	43.8	50.0	－
R サービス業（他に分類されないもの）	100.0	7.7	84.6	25.0	59.6	7.7

注：１企業で２つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。
1)「完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月３回、隔週、月２回、月１回の週休２日制の他、３勤１休、４勤１休など実質的に完全週休２日制より休日日数が少ないものをいう。
2)「完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月１回以上週休３日制、３勤３休、３勤４休など実質的に完全週休２日制より休日日数が多いものをいう。

第７表　企業規模、産業、主な週休制の形態別企業割合（６－６）

企業規模	３０～９９人

（単位：％）

産業	全企業	週休１日制又は週休１日半制	何らかの週休２日制	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度[1]	完全週休２日制	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度[2]
T 調査産業計	100.0	10.3	83.3	39.9	43.4	6.3
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	3.8	88.5	73.1	15.4	7.7
D 建設業	100.0	17.4	81.2	53.6	27.5	1.4
E 製造業	100.0	5.2	85.0	45.5	39.5	9.8
E1 消費関連	100.0	11.4	78.6	54.3	24.3	10.0
E2 素材関連	100.0	3.0	87.9	45.5	42.4	9.1
E3 機械関連	100.0	1.5	88.2	36.8	51.5	10.3
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	4.3	89.1	26.1	63.0	6.5
G 情報通信業	100.0	－	98.2	15.8	82.5	1.8
H 運輸業，郵便業	100.0	23.1	73.1	44.2	28.8	3.8
I 卸売業，小売業	100.0	8.8	89.7	44.1	45.6	1.5
50～55 卸売業	100.0	3.3	93.4	50.8	42.6	3.3
56～61 小売業	100.0	13.5	86.5	38.5	48.1	－
J 金融業，保険業	100.0	－	93.4	8.2	85.2	6.6
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	4.2	85.4	31.3	54.2	10.4
L 学術研究,専門・技術サービス業	100.0	1.6	93.7	20.6	73.0	4.8
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	22.0	72.0	48.0	24.0	6.0
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	15.6	77.8	37.8	40.0	6.7
O 教育，学習支援業	100.0	4.4	86.8	35.3	51.5	8.8
P 医療，福祉	100.0	8.5	79.2	34.9	44.3	12.3
Q 複合サービス事業	100.0	27.6	70.7	41.4	29.3	1.7
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	11.3	83.9	21.0	62.9	4.8

注：１企業で２つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。
1)「完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月３回、隔週、月２回、月１回の週休２日制の他、３勤１休、４勤１休など実質的に完全週休２日制より休日日数が少ないものをいう。
2)「完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月１回以上週休３日制、３勤３休、３勤４休など実質的に完全週休２日制より休日日数が多いものをいう。

第８表　企業規模、産業、週休制の形態別適用労働者割合（６－１）

企業規模	計

（単位：%）

産業	労働者計	週休１日制又は週休１日半制	何らかの週休２日制	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度[1]	完全週休２日制	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度[2]
T 調査産業計	100.0	4.4	86.5	27.1	59.4	9.0
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	3.5	93.8	45.9	47.8	2.7
D 建設業	100.0	6.6	90.8	34.4	56.4	2.6
E 製造業	100.0	2.0	90.6	25.7	64.9	7.4
E1 消費関連	100.0	5.6	80.5	37.8	42.8	13.8
E2 素材関連	100.0	1.8	91.7	34.7	56.9	6.5
E3 機械関連	100.0	0.5	94.3	14.1	80.2	5.2
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.2	96.4	10.6	85.8	3.4
G 情報通信業	100.0	1.6	97.3	9.0	88.3	1.1
H 運輸業，郵便業	100.0	11.1	66.7	37.0	29.7	22.2
I 卸売業，小売業	100.0	4.2	84.9	37.5	47.4	10.9
50～55 卸売業	100.0	2.7	90.6	34.2	56.4	6.7
56～61 小売業	100.0	5.4	79.9	40.4	39.6	14.6
J 金融業，保険業	100.0	0.0	98.6	0.7	97.8	1.4
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	1.0	92.8	19.6	73.3	6.1
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	0.1	95.4	7.7	87.7	4.5
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	5.2	85.8	44.0	41.8	9.1
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	13.5	81.6	37.3	44.3	4.9
O 教育，学習支援業	100.0	6.3	84.4	31.1	53.3	9.3
P 医療，福祉	100.0	5.6	80.8	27.9	52.8	13.6
Q 複合サービス事業	100.0	1.7	97.9	11.8	86.1	0.4
R サービス業（他に分類されないもの）	100.0	6.4	85.8	22.2	63.5	7.8

注：「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めのない者は含まない。
1）「完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月３回、隔週、月２回、月１回の週休２日制の他、３勤１休、４勤１休など実質的に完全週休２日制より休日日数が少ないものをいう。
2）「完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月１回以上週休３日制、３勤３休、３勤４休など実質的に完全週休２日制より休日日数が多いものをいう。

第８表　企業規模、産業、週休制の形態別適用労働者割合（６－２）

企業規模	１，０００人以上

（単位：%）

産業	労働者計	週休１日制又は週休１日半制	何らかの週休２日制	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度[1]	完全週休２日制	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度[2]
T 調査産業計	100.0	1.5	87.9	15.3	72.6	10.6
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0＊	－	100.0	6.8	93.2	－
D 建設業	100.0	－	100.0	5.4	94.6	－
E 製造業	100.0	0.4	94.4	12.4	82.0	5.1
E1 消費関連	100.0	3.6	78.0	12.9	65.1	18.4
E2 素材関連	100.0	－	96.9	29.7	67.2	3.1
E3 機械関連	100.0	－	96.6	3.8	92.8	3.4
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	－	98.5	5.9	92.6	1.5
G 情報通信業	100.0	－	99.8	6.7	93.1	0.2
H 運輸業，郵便業	100.0	2.8	52.9	24.7	28.2	44.3
I 卸売業，小売業	100.0	2.7	79.4	25.3	54.1	17.9
50～55 卸売業	100.0	2.6	86.4	12.4	74.0	10.9
56～61 小売業	100.0	2.8	76.1	31.2	44.9	21.1
J 金融業，保険業	100.0	－	98.6	－	98.6	1.4
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	1.1	93.6	0.4	93.2	5.4
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	－	98.4	0.0	98.3	1.6
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	1.5	88.5	26.2	62.3	10.0
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	19.2	72.8	28.2	44.6	8.0
O 教育，学習支援業	100.0	3.3	85.1	27.0	58.1	11.6
P 医療，福祉	100.0	2.7	86.0	29.3	56.8	11.3
Q 複合サービス事業	100.0	0.5	99.0	2.6	96.4	0.5
R サービス業（他に分類されないもの）	100.0	1.7	81.5	16.3	65.2	16.8

注：「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めのない者は含まない。
1）「完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月３回、隔週、月２回、月１回の週休２日制の他、３勤１休、４勤１休など実質的に完全週休２日制より休日日数が少ないものをいう。
2）「完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月１回以上週休３日制、３勤３休、３勤４休など実質的に完全週休２日制より休日日数が多いものをいう。

第８表　企業規模、産業、週休制の形態別適用労働者割合（６－３）

企業規模	１００～９９９人

（単位：%）

産業	労働者計	週休１日制又は週休１日半制	何らかの週休２日制	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度[1]	完全週休２日制	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度[2]
T 調査産業計	100.0	4.6	86.3	31.1	55.3	9.1
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	4.5	95.5	59.0	36.5	－
D 建設業	100.0	1.7	93.4	34.2	59.1	5.0
E 製造業	100.0	2.1	89.0	30.7	58.3	8.9
E1 消費関連	100.0	2.7	83.4	39.9	43.5	13.9
E2 素材関連	100.0	2.9	89.4	34.1	55.3	7.7
E3 機械関連	100.0	1.1	92.0	22.5	69.5	6.9
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.0	87.5	31.3	56.2	12.5
G 情報通信業	100.0	4.0	94.3	9.6	84.7	1.7
H 運輸業，郵便業	100.0	13.0	76.5	47.6	28.8	10.5
I 卸売業，小売業	100.0	4.1	84.2	40.0	44.2	11.8
50～55 卸売業	100.0	2.5	90.2	31.7	58.4	7.3
56～61 小売業	100.0	5.5	78.4	48.1	30.3	16.1
J 金融業，保険業	100.0	－	99.1	2.3	96.8	0.9
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	0.4	93.5	28.0	65.5	6.1
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	－	93.5	8.7	84.8	6.5
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	3.5	87.1	51.4	35.7	9.4
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	11.3	86.8	43.2	43.6	1.9
O 教育，学習支援業	100.0	10.6	82.3	33.3	49.0	7.1
P 医療，福祉	100.0	5.1	80.0	25.8	54.2	14.9
Q 複合サービス事業	100.0	2.1	97.8	24.9	72.9	0.1
R サービス業（他に分類されないもの）	100.0	6.5	89.9	27.9	62.0	3.6

注：「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めのない者は含まない。
1）「完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月３回、隔週、月２回、月１回の週休２日制の他、３勤１休、４勤１休など実質的に完全週休２日制より休日日数が少ないものをいう。
2）「完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月１回以上週休３日制、３勤３休、３勤４休など実質的に完全週休２日制より休日日数が多いものをいう。

第８表　企業規模、産業、週休制の形態別適用労働者割合（６－４）

企業規模	３００～９９９人

（単位：%）

産業	労働者計	週休１日制又は週休１日半制	何らかの週休２日制	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度[1]	完全週休２日制	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度[2]
T 調査産業計	100.0	3.4	87.2	29.1	58.2	9.3
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0＊	－	100.0	85.0	15.0	－
D 建設業	100.0	－	99.0	31.5	67.5	1.0
E 製造業	100.0	0.3	90.9	28.8	62.0	8.8
E1 消費関連	100.0	1.6	89.0	45.1	43.8	9.4
E2 素材関連	100.0	－	90.7	25.6	65.1	9.3
E3 機械関連	100.0	－	91.8	24.4	67.4	8.2
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	－	82.3	50.1	32.2	17.7
G 情報通信業	100.0	6.6	90.3	13.6	76.7	3.1
H 運輸業，郵便業	100.0	15.9	75.7	44.1	31.6	8.4
I 卸売業，小売業	100.0	2.4	84.3	41.4	42.9	13.2
50～55 卸売業	100.0	2.3	91.5	30.8	60.7	6.2
56～61 小売業	100.0	2.5	78.5	50.1	28.5	18.9
J 金融業，保険業	100.0	－	98.7	－	98.7	1.3
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	－	91.6	21.7	69.9	8.4
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	－	88.5	2.3	86.2	11.5
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	2.7	82.9	35.6	47.2	14.4
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	12.0	86.3	46.4	39.9	1.7
O 教育，学習支援業	100.0	6.8	82.3	36.1	46.2	10.9
P 医療，福祉	100.0	3.1	82.0	22.5	59.5	15.0
Q 複合サービス事業	100.0	1.0	98.9	19.5	79.4	0.1
R サービス業（他に分類されないもの）	100.0	3.9	92.3	28.9	63.4	3.8

注：「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めのない者は含まない。
1）「完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月３回、隔週、月２回、月１回の週休２日制の他、３勤１休、４勤１休など実質的に完全週休２日制より休日日数が少ないものをいう。
2）「完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月１回以上週休３日制、３勤３休、３勤４休など実質的に完全週休２日制より休日日数が多いものをいう。

第８表　企業規模、産業、週休制の形態別適用労働者割合（６－５）

企業規模	１００～２９９人

（単位：%）

産業	労働者計	週休１日制又は週休１日半制	何らかの週休２日制	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度[1]	完全週休２日制	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度[2]
T 調査産業計	100.0	5.6	85.5	33.0	52.5	8.9
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	5.8	94.2	51.5	42.7	－
D 建設業	100.0	3.3	88.1	36.8	51.3	8.7
E 製造業	100.0	3.6	87.5	32.3	55.1	8.9
E1 消費関連	100.0	3.3	80.4	37.0	43.4	16.3
E2 素材関連	100.0	5.4	88.3	41.4	47.0	6.2
E3 機械関連	100.0	2.2	92.2	20.5	71.8	5.6
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.0	92.8	12.0	80.8	7.2
G 情報通信業	100.0	1.1	98.8	5.3	93.4	0.2
H 運輸業，郵便業	100.0	10.4	77.2	50.8	26.4	12.4
I 卸売業，小売業	100.0	5.7	84.0	38.6	45.4	10.3
50～55 卸売業	100.0	2.8	89.1	32.5	56.6	8.1
56～61 小売業	100.0	9.1	78.1	45.8	32.4	12.8
J 金融業，保険業	100.0	－	99.6	6.3	93.3	0.4
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	0.8	95.3	34.1	61.3	3.9
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	－	98.9	15.7	83.2	1.1
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	4.0	89.9	61.8	28.1	6.1
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	10.6	87.3	40.2	47.1	2.1
O 教育，学習支援業	100.0	14.2	82.4	30.6	51.8	3.4
P 医療，福祉	100.0	7.0	78.3	28.6	49.6	14.8
Q 複合サービス事業	100.0	5.5	94.4	40.2	54.1	0.2
R サービス業（他に分類されないもの）	100.0	9.0	87.6	26.9	60.7	3.4

注：「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めのない者は含まない。
1）「完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月３回、隔週、月２回、月１回の週休２日制の他、３勤１休、４勤１休など実質的に完全週休２日制より休日日数が少ないものをいう。
2）「完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月１回以上週休３日制、３勤３休、３勤４休など実質的に完全週休２日制より休日日数が多いものをいう。

第８表　企業規模、産業、週休制の形態別適用労働者割合（６－６）

企業規模	３０～９９人

（単位：％）

産業	労働者計	週休１日制又は週休１日半制	何らかの週休２日制	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度[1]	完全週休２日制	完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度[2]
T 調査産業計	100.0	9.0	84.7	39.1	45.6	6.4
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	5.6	87.7	67.3	20.4	6.7
D 建設業	100.0	15.1	82.7	53.5	29.2	2.3
E 製造業	100.0	5.0	85.6	44.0	41.6	9.5
E1 消費関連	100.0	11.6	78.4	54.9	23.5	10.0
E2 素材関連	100.0	2.9	86.8	44.4	42.5	10.3
E3 機械関連	100.0	0.9	91.0	33.1	57.9	8.1
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	3.2	87.8	26.4	61.3	9.0
G 情報通信業	100.0	－	98.2	13.4	84.8	1.8
H 運輸業，郵便業	100.0	23.2	75.3	41.5	33.8	1.6
I 卸売業，小売業	100.0	5.9	92.0	46.1	45.9	2.0
50～55 卸売業	100.0	3.1	93.6	50.5	43.1	3.3
56～61 小売業	100.0	9.9	89.9	40.0	49.9	0.3
J 金融業，保険業	100.0	0.1	94.7	5.0	89.7	5.1
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	2.4	90.0	33.0	56.9	7.6
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	0.5	94.3	18.0	76.3	5.2
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	12.5	80.2	55.2	25.0	7.3
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	13.3	79.4	34.3	45.1	7.3
O 教育，学習支援業	100.0	6.6	86.2	38.5	47.7	7.2
P 医療，福祉	100.0	9.7	77.4	32.1	45.3	12.9
Q 複合サービス事業	100.0	24.2	74.5	45.5	29.0	1.3
R サービス業（他に分類されないもの）	100.0	11.1	83.0	18.5	64.5	5.9

注：「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めのない者は含まない。
1）「完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月３回、隔週、月２回、月１回の週休２日制の他、３勤１休、４勤１休など実質的に完全週休２日制より休日日数が少ないものをいう。
2）「完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月１回以上週休３日制、３勤３休、３勤４休など実質的に完全週休２日制より休日日数が多いものをいう。

第９表　産業・企業規模、年間休日総数階級別企業割合及び１企業平均年間休日総数

（単位：％）

産業・企業規模	全企業	年間休日総数階級								1企業平均年間休日総数（日）
		69日以下	70～79日	80～89日	90～99日	100～109日	110～119日	120～129日	130日以上	
Ｔ 調査産業計	100.0	1.4	3.6	6.3	9.1	34.0	20.5	23.8	1.2	107.9
1,000人以上	100.0	0.3	0.4	0.4	2.9	25.9	29.8	39.7	0.7	114.9
100～999人	100.0	0.7	2.6	4.1	5.5	30.2	25.3	30.4	1.2	110.8
300～999人	100.0	0.5	1.6	2.0	4.2	30.0	25.5	35.2	0.9	112.5
100～299人	100.0	0.7	3.0	4.8	6.0	30.3	25.3	28.7	1.2	110.3
30～99人	100.0	1.8	4.2	7.4	10.8	35.8	18.3	20.6	1.2	106.4
Ｃ 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	－	0.9	13.0	17.4	46.7	10.9	11.0	－	103.8
Ｄ 建設業	100.0	2.4	3.8	13.7	15.2	31.0	8.5	25.4	0.0	104.0
Ｅ 製造業	100.0	0.3	0.7	4.0	6.4	29.2	31.0	27.0	1.4	111.4
1,000人以上	100.0	－	－	－	－	7.5	16.0	73.5	3.0	121.2
100～999人	100.0	－	1.3	2.0	3.7	20.5	31.8	38.4	2.3	114.8
300～999人	100.0	－	－	0.5	2.2	17.9	25.7	52.0	1.8	117.3
100～299人	100.0	－	1.7	2.4	4.2	21.3	33.7	34.2	2.4	114.1
30～99人	100.0	0.5	0.5	5.0	7.7	33.6	31.1	20.8	0.9	109.6
E1 消費関連	100.0	1.0	1.0	10.2	11.2	32.3	25.7	16.7	1.9	107.4
E2 素材関連	100.0	－	1.1	0.4	5.6	31.6	32.0	28.7	0.7	112.3
E3 機械関連	100.0	－	－	2.3	2.9	24.0	34.6	34.6	1.6	114.0
Ｆ 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	－	1.3	－	3.9	12.4	23.1	59.3	－	116.8
Ｇ 情報通信業	100.0	0.5	0.3	－	2.7	8.5	22.2	64.0	1.7	118.8
Ｈ 運輸業，郵便業	100.0	3.3	8.7	11.5	13.0	40.2	13.3	10.0	－	100.3
Ｉ 卸売業，小売業	100.0	1.8	4.3	5.2	11.0	41.2	17.8	17.8	0.9	105.7
50～55 卸売業	100.0	0.0	1.5	1.2	9.0	34.0	24.7	29.2	0.3	111.1
56～61 小売業	100.0	3.3	6.6	8.5	12.7	47.0	12.1	8.4	1.4	101.3
Ｊ 金融業，保険業	100.0	－	－	0.4	0.7	4.4	59.9	32.9	1.6	118.4
Ｋ 不動産業，物品賃貸業	100.0	1.4	0.1	7.1	11.2	29.8	24.7	23.7	1.9	109.6
Ｌ 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	－	0.4	－	1.1	7.5	34.2	55.5	1.3	118.8
Ｍ 宿泊業，飲食サービス業	100.0	4.6	7.6	18.0	16.9	41.4	3.3	8.2	－	97.1
Ｎ 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	1.7	6.7	11.5	7.1	36.3	15.0	21.2	0.5	104.6
Ｏ 教育，学習支援業	100.0	1.4	2.6	5.1	10.7	26.3	16.5	26.1	11.3	112.7
Ｐ 医療，福祉	100.0	－	4.0	4.0	6.2	40.4	24.7	19.4	1.2	109.4
Ｑ 複合サービス事業	100.0	1.0	2.5	4.0	13.8	18.0	30.0	30.7	－	110.4
Ｒ サービス業（他に分類されないもの）	100.0	2.5	3.5	2.2	9.1	33.5	13.1	35.7	0.5	109.0

注：企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数についての割合であり、「１企業平均年間休日総数」はその平均である。

第10表 産業・企業規模、年間休日総数階級別適用労働者割合及び適用労働者１人平均年間休日総数

（単位：%）

産業・企業規模	労働者計	年間休日総数階級								適用労働者１人平均年間休日総数（日）
		69日以下	70～79日	80～89日	90～99日	100～109日	110～119日	120～129日	130日以上	
T 調査産業計	100.0	0.5	1.3	2.5	4.8	22.5	27.0	40.5	0.8	113.7
1,000人以上	100.0	0.4	0.1	0.3	2.4	11.9	28.4	55.9	0.7	118.0
100～999人	100.0	0.3	1.5	2.4	4.1	26.2	28.2	36.1	1.0	113.1
300～999人	100.0	0.2	1.2	1.9	2.8	23.2	28.1	41.9	0.8	114.4
100～299人	100.0	0.5	1.9	2.9	5.5	29.2	28.4	30.6	1.1	111.9
30～99人	100.0	1.2	2.9	6.2	10.0	33.1	22.4	23.2	0.9	107.9
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	－	3.3	8.7	8.5	31.0	5.1	43.3	－	109.9
D 建設業	100.0	0.9	1.6	6.7	8.2	20.3	14.6	46.4	1.3	112.2
E 製造業	100.0	0.0	0.3	1.3	2.7	13.8	23.9	56.3	1.6	117.6
1,000人以上	100.0	－	－	－	－	3.2	11.3	84.0	1.6	122.3
100～999人	100.0	－	0.8	0.9	2.6	16.6	31.6	45.5	2.0	116.5
300～999人	100.0	－	－	0.1	2.0	12.6	26.5	57.6	1.2	118.3
100～299人	100.0	－	1.5	1.5	3.3	20.2	36.0	34.8	2.7	114.9
30～99人	100.0	0.1	0.2	4.7	8.1	30.0	35.0	20.9	1.0	110.2
E1 消費関連	100.0	0.1	0.3	4.6	7.1	23.3	30.2	32.9	1.6	113.3
E2 素材関連	100.0	－	1.0	0.4	3.4	17.7	28.1	48.5	1.0	116.0
E3 機械関連	100.0	－	－	0.6	0.5	7.5	18.6	70.8	2.0	120.3
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	－	0.1	－	0.3	1.2	10.6	87.7	－	120.9
G 情報通信業	100.0	0.2	0.8	－	0.6	6.4	23.4	67.3	1.3	119.8
H 運輸業，郵便業	100.0	1.6	4.7	6.3	10.0	29.8	34.3	13.4	－	106.6
I 卸売業，小売業	100.0	0.5	1.0	1.8	5.8	34.9	30.1	25.7	0.2	111.0
50～55 卸売業	100.0	0.5	0.9	0.7	4.2	23.3	25.4	45.0	0.0	114.6
56～61 小売業	100.0	0.6	1.1	2.7	7.2	45.6	34.4	8.0	0.4	107.6
J 金融業，保険業	100.0	－	－	0.1	0.0	0.8	55.6	43.2	0.3	119.1
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	0.1	0.1	2.2	3.9	18.2	23.6	50.5	1.4	115.9
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	－	0.3	－	0.2	4.4	35.2	58.5	1.4	119.6
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	1.9	1.9	8.1	14.9	55.7	11.2	6.4	－	102.9
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	4.1	4.8	11.8	4.0	32.0	18.3	24.8	0.3	105.6
O 教育，学習支援業	100.0	0.3	2.4	5.7	8.7	14.9	31.8	31.9	4.3	113.3
P 医療，福祉	100.0	－	1.2	1.4	5.5	33.3	32.5	26.0	0.1	111.5
Q 複合サービス事業	100.0	0.1	0.4	0.7	3.8	6.0	17.6	71.5	－	119.7
R サービス業（他に分類されないもの）	100.0	1.8	2.5	1.3	4.0	30.5	11.7	48.1	0.1	112.5

注：企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数についての割合であり、「適用労働者１人平均年間休日総数」は、その適用を受ける労働者により加重平均したものである。

第11表　年次有給休暇の計画的付与制度の有無、性別、産業、企業規模別

年次有給休暇の計画的付与制度	計	×	性別	計

産業	企業規模計			1,000人以上			100～999	
	平均付与日数[1)] (日)	平均取得日数[2)] (日)	平均取得率[3)] (%)	平均付与日数 (日)	平均取得日数 (日)	平均取得率 (%)	平均付与日数 (日)	平均取得日数 (日)
T 調査産業計	18.2	9.3	51.1	19.1	11.2	58.4	17.8	8.5
C 鉱業，採石業，砂利採取業	18.4	11.6	62.9	X	X	X	18.6	11.0
D 建設業	18.2	7.0	38.5	18.3	8.0	43.8	18.4	7.2
E 製造業	18.8	11.0	58.4	19.7	13.0	66.1	18.3	9.6
E1 消費関連	18.1	8.8	48.6	18.7	9.3	49.8	18.2	9.1
E2 素材関連	18.5	10.1	54.6	19.3	11.9	61.5	18.1	9.3
E3 機械関連	19.3	12.5	64.8	20.2	14.5	71.7	18.5	10.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	19.5	14.2	72.9	19.7	15.1	76.7	18.2	10.2
G 情報通信業	19.2	11.5	59.8	20.2	12.9	64.0	18.8	10.9
H 運輸業，郵便業	18.1	9.3	51.4	18.9	11.4	60.5	18.0	8.4
I 卸売業，小売業	18.2	6.5	35.8	18.3	7.1	39.1	18.1	6.2
50～55 卸売業	18.4	7.6	41.2	19.6	9.3	47.5	17.7	7.4
56～61 小売業	18.0	5.5	30.7	17.5	5.8	33.3	18.4	5.2
J 金融業，保険業	19.3	11.2	58.3	19.4	12.2	62.9	19.0	9.1
K 不動産業，物品賃貸業	17.2	8.6	49.9	16.8	9.4	56.3	17.8	8.5
L 学術研究，専門・技術サービス業	18.4	10.1	54.7	18.9	10.3	54.7	18.3	10.7
M 宿泊業，飲食サービス業	16.1	5.2	32.5	16.1	5.4	33.3	15.2	5.1
N 生活関連サービス業，娯楽業	18.3	6.7	36.5	20.8	6.4	30.9	16.9	6.7
O 教育，学習支援業	18.6	8.0	43.3	18.9	8.1	42.7	18.9	7.4
P 医療，福祉	17.0	8.9	52.2	18.2	9.0	49.5	16.8	9.1
Q 複合サービス事業	20.1	13.0	64.7	20.5	16.9	82.4	19.4	6.6
R サービス業(他に分類されないもの)	17.3	9.5	54.8	18.1	10.5	58.0	17.3	9.3

注：1)「付与日数」には、繰越日数は含まない。
2)「取得日数」は、１年間に実際に取得した日数である。
3)「取得率」は、（取得日数計／付与日数計）×100（%）である。

労働者１人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率（９－１）

人	３００～９９９人			１００～２９９人			３０～９９人			
平均取得率 (%)	平均付与日数 (日)	平均取得日数 (日)	平均取得率 (%)	平均付与日数 (日)	平均取得日数 (日)	平均取得率 (%)	平均付与日数 (日)	平均取得日数 (日)	平均取得率 (%)	産業
47.6	18.0	8.6	47.6	17.7	8.4	47.6	17.5	7.7	44.3	T
58.8	X	X	X	18.7	10.9	58.1	18.0	9.5	52.8	C
39.3	19.3	7.1	36.9	17.4	7.3	42.1	18.0	6.0	33.3	D
52.2	18.6	9.9	53.1	18.0	9.3	51.5	17.4	8.6	49.6	E
49.9	18.4	8.2	44.5	18.0	9.6	53.3	17.5	8.0	45.5	E1
51.5	18.4	10.0	54.5	17.9	8.8	48.9	17.3	7.7	44.8	E2
54.2	18.8	10.5	55.6	18.1	9.5	52.6	17.5	10.1	57.8	E3
55.8	18.5	10.0	53.8	17.9	10.4	57.8	19.1	10.4	54.2	F
57.8	19.1	11.3	59.3	18.6	10.4	56.3	17.5	9.3	52.9	G
46.7	18.3	9.2	50.4	17.7	7.7	43.5	17.1	7.0	40.8	H
34.3	18.0	6.0	33.2	18.1	6.4	35.3	18.3	6.4	35.1	I
41.6	18.0	7.4	41.1	17.5	7.3	41.9	18.5	6.7	36.1	50～55
28.2	18.0	5.0	27.5	18.8	5.4	28.9	17.8	6.0	33.5	56～61
47.8	18.9	9.2	48.5	19.0	8.8	46.5	19.4	9.6	49.6	J
47.7	18.6	9.6	51.7	17.0	7.4	43.4	16.9	7.0	41.5	K
58.4	18.3	11.5	62.5	18.2	9.7	53.4	17.9	8.6	48.1	L
33.2	16.2	6.2	38.4	14.6	4.3	29.5	17.7	5.3	30.0	M
39.6	16.7	7.1	42.4	17.0	6.3	37.4	18.7	6.9	37.0	N
39.2	19.4	7.6	39.1	18.4	7.2	39.3	17.2	9.1	53.2	O
54.0	16.5	8.8	53.1	17.1	9.3	54.8	16.6	8.3	50.3	P
33.9	19.6	6.6	33.8	18.9	6.5	34.4	18.7	6.1	32.4	Q
53.7	17.2	8.3	48.0	17.5	10.5	60.0	16.4	8.7	53.0	R

第11表　年次有給休暇の計画的付与制度の有無、性別、産業、企業規模別

年次有給休暇の計画的付与制度	計	×	性別	男

産業	企業規模計			1,000人以上			100～999	
	平均付与日数[1)]（日）	平均取得日数[2)]（日）	平均取得率[3)]（%）	平均付与日数（日）	平均取得日数（日）	平均取得率（%）	平均付与日数（日）	平均取得日数（日）
T 調査産業計	18.7	8.9	47.5	19.4	10.7	55.2	18.5	8.1
C 鉱業，採石業，砂利採取業	18.5	11.2	60.8	X	X	X	18.8	10.2
D 建設業	18.3	6.5	35.7	18.3	7.5	40.8	18.6	6.8
E 製造業	19.0	10.4	54.7	19.9	12.1	61.2	18.6	9.3
E1 消費関連	18.7	8.5	45.3	19.1	8.9	46.7	18.9	8.6
E2 素材関連	18.7	9.8	52.5	19.5	11.8	60.2	18.3	9.0
E3 機械関連	19.4	11.5	59.5	20.2	13.1	64.8	18.7	9.8
F 電気・ガス・熱供給・水道業	19.5	14.2	72.5	19.7	15.1	76.4	18.2	9.8
G 情報通信業	19.6	11.4	58.0	20.5	12.6	61.7	19.2	10.8
H 運輸業，郵便業	18.4	9.2	50.2	19.0	11.1	58.6	18.1	8.3
I 卸売業，小売業	18.9	5.6	29.7	18.9	5.9	31.3	18.8	5.4
50～55 卸売業	19.0	6.8	35.5	20.2	8.3	40.9	18.2	6.5
56～61 小売業	18.7	4.4	23.5	18.1	4.3	24.0	19.3	4.5
J 金融業，保険業	19.4	10.2	52.6	19.3	11.0	57.0	19.6	8.6
K 不動産業，物品賃貸業	17.7	8.0	44.9	17.3	8.7	50.4	18.1	7.9
L 学術研究，専門・技術サービス業	18.7	9.8	52.3	19.1	10.1	52.7	18.6	10.5
M 宿泊業，飲食サービス業	17.0	4.5	26.2	16.9	4.3	25.5	16.2	4.5
N 生活関連サービス業，娯楽業	18.9	5.8	30.9	22.2	5.7	25.7	17.2	6.0
O 教育，学習支援業	19.1	7.3	38.0	19.1	7.2	37.5	19.5	7.0
P 医療，福祉	17.5	7.8	44.6	18.3	7.3	40.1	17.7	8.2
Q 複合サービス事業	20.6	13.6	65.7	20.9	17.3	82.9	20.1	6.0
R サービス業（他に分類されないもの）	17.8	9.2	52.0	18.7	10.6	56.8	17.8	8.9

注：1）「付与日数」には、繰越日数は含まない。
2）「取得日数」は、１年間に実際に取得した日数である。
3）「取得率」は、（取得日数計／付与日数計）×100（%）である。

労働者１人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率（９－２）

人	３００～９９９人			１００～２９９人			３０～９９人			
平均取得率 (%)	平均付与日数 (日)	平均取得日数 (日)	平均取得率 (%)	平均付与日数 (日)	平均取得日数 (日)	平均取得率 (%)	平均付与日数 (日)	平均取得日数 (日)	平均取得率 (%)	産　業
43.7	18.6	8.2	43.7	18.3	8.0	43.6	17.9	7.2	39.9	**T**
54.6	X	X	X	18.8	10.6	56.2	18.1	9.6	53.3	**C**
36.4	19.5	6.6	33.8	17.6	7.0	39.7	18.1	5.6	30.7	**D**
49.9	18.8	9.5	50.7	18.5	9.0	49.0	17.7	8.2	46.6	**E**
45.7	18.8	7.3	39.0	19.0	9.5	50.2	17.8	7.6	42.7	E1
48.8	18.5	9.5	51.2	18.2	8.5	46.6	17.3	7.1	40.9	E2
52.5	18.9	10.3	54.3	18.4	9.3	50.6	17.9	9.8	54.8	E3
53.8	18.5	9.3	50.4	18.0	10.2	56.6	19.4	10.3	53.3	**F**
56.0	19.3	11.2	57.9	19.1	10.3	54.1	17.9	9.2	51.5	**G**
45.6	18.3	9.1	49.6	18.0	7.6	42.2	17.4	7.0	40.0	**H**
29.0	18.9	5.2	27.3	18.6	5.7	30.5	19.1	5.6	29.4	**I**
35.7	18.7	6.3	33.6	17.8	6.7	37.4	19.5	6.2	31.8	50～55
23.1	19.1	4.3	22.4	19.5	4.6	23.8	18.2	4.3	23.7	56～61
44.0	19.7	8.8	44.9	19.5	8.3	42.5	20.0	9.1	45.6	**J**
43.5	18.9	9.1	48.1	17.3	6.7	38.6	17.8	6.4	36.1	**K**
56.2	18.7	11.2	60.0	18.5	9.4	50.9	18.2	8.0	43.8	**L**
27.8	16.7	5.4	32.0	15.9	3.9	24.7	18.5	4.7	25.1	**M**
34.9	16.8	6.9	41.3	17.5	5.3	30.3	18.9	5.6	29.6	**N**
35.6	20.1	7.3	36.4	18.9	6.5	34.6	18.1	8.2	45.3	**O**
46.6	17.3	7.6	44.2	18.1	8.9	49.0	16.6	7.1	42.9	**P**
29.8	20.4	6.1	29.7	19.2	5.8	30.2	19.2	5.8	30.5	**Q**
49.9	17.7	7.8	44.1	18.0	10.2	56.7	16.8	8.5	50.7	**R**

第11表　年次有給休暇の計画的付与制度の有無、性別、産業、企業規模別

年次有給休暇の計画的付与制度	計	×	性別	女

産業	企業規模計			1,000人以上			100～999	
	平均付与日数[1)]（日）	平均取得日数[2)]（日）	平均取得率[3)]（%）	平均付与日数（日）	平均取得日数（日）	平均取得率（%）	平均付与日数（日）	平均取得日数（日）
T 調査産業計	17.2	9.8	57.0	18.3	11.1	60.8	16.7	9.3
C 鉱業，採石業，砂利採取業	18.0	13.7	76.1	X	X	X	18.1	12.9
D 建設業	17.5	10.1	57.5	18.3	11.6	63.1	17.1	9.9
E 製造業	17.8	11.4	63.9	19.2	13.4	69.8	17.2	10.6
E1 消費関連	17.1	9.6	56.1	17.5	10.8	61.5	16.9	9.8
E2 素材関連	17.6	11.3	64.4	18.3	12.6	69.1	17.3	10.9
E3 機械関連	18.6	13.0	69.8	20.4	14.9	72.8	17.4	11.3
F 電気・ガス・熱供給・水道業	19.1	14.7	76.9	19.6	16.0	81.7	17.6	10.7
G 情報通信業	17.9	12.1	67.2	19.2	14.3	74.4	17.5	11.3
H 運輸業，郵便業	17.4	10.4	59.6	17.8	12.0	67.2	17.4	9.0
I 卸売業，小売業	16.8	8.2	48.7	17.1	9.1	53.3	16.6	7.8
50～55 卸売業	16.8	9.3	55.3	18.2	11.3	61.8	16.6	9.3
56～61 小売業	16.8	7.4	43.8	16.6	8.2	49.1	16.6	6.5
J 金融業，保険業	19.0	12.7	66.7	19.5	13.9	71.4	17.9	9.8
K 不動産業，物品賃貸業	16.1	9.9	61.8	15.6	10.9	70.1	17.0	9.9
L 学術研究，専門・技術サービス業	17.2	10.9	63.3	17.7	10.9	61.6	17.1	11.4
M 宿泊業，飲食サービス業	14.9	6.3	42.0	15.3	6.5	42.8	13.9	5.8
N 生活関連サービス業，娯楽業	17.5	8.2	47.2	19.0	7.4	38.8	15.8	7.7
O 教育，学習支援業	18.0	8.8	48.9	18.7	8.7	46.3	18.1	8.2
P 医療，福祉	16.8	9.2	54.9	18.3	9.1	49.8	16.4	9.4
Q 複合サービス事業	18.7	11.7	62.5	19.1	15.4	81.0	18.4	7.6
R サービス業（他に分類されないもの）	15.8	10.6	67.0	16.5	10.9	65.9	15.7	10.8

注：1）「付与日数」には、繰越日数は含まない。
2）「取得日数」は、１年間に実際に取得した日数である。
3）「取得率」は、（取得日数計／付与日数計）×100（%）である。

労働者１人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率（９－３）

人	３００～９９９人			１００～２９９人			３０～９９人			
平均取得率 (%)	平均付与日数 (日)	平均取得日数 (日)	平均取得率 (%)	平均付与日数 (日)	平均取得日数 (日)	平均取得率 (%)	平均付与日数 (日)	平均取得日数 (日)	平均取得率 (%)	産業
55.7	16.7	9.3	55.8	16.6	9.2	55.7	16.7	9.1	54.2	T
71.2	X	X	X	18.1	12.9	71.5	17.3	9.1	52.8	C
57.8	17.7	10.3	58.1	16.6	9.5	57.4	17.2	9.0	52.2	D
61.6	17.8	11.4	64.0	16.7	10.0	59.8	16.9	9.8	58.4	E
57.6	17.6	9.7	55.1	16.6	9.8	58.9	17.2	8.8	51.0	E1
63.1	17.7	12.4	69.8	17.0	9.8	57.9	17.1	10.0	58.7	E2
65.1	18.1	12.0	66.2	16.6	10.6	63.7	16.2	11.2	69.0	E3
60.8	18.2	10.1	55.5	17.0	11.5	67.7	17.5	10.7	61.2	F
64.2	18.0	11.9	66.2	17.2	10.8	62.8	16.5	9.7	58.7	G
51.8	18.2	9.6	52.5	16.5	8.4	50.9	16.9	9.6	56.7	H
46.8	16.3	7.5	45.9	16.9	8.1	47.8	16.9	7.9	47.1	I
56.0	16.4	9.8	60.0	16.7	8.8	52.9	16.1	7.9	49.3	50～55
39.4	16.3	6.1	37.4	17.0	7.2	42.2	17.7	8.0	44.9	56～61
54.6	17.8	9.8	55.0	18.0	9.7	53.8	18.5	10.5	56.6	J
58.3	17.8	10.8	60.8	16.2	9.0	55.6	15.3	8.1	52.8	K
66.6	16.9	12.5	74.0	17.2	10.4	60.4	17.1	10.2	59.8	L
41.5	15.4	7.6	49.1	13.1	4.8	36.5	16.4	6.8	41.2	M
48.9	15.3	7.4	48.6	16.2	7.9	49.1	18.5	9.6	51.7	N
45.2	18.4	8.1	43.9	17.7	8.3	46.7	16.4	10.0	61.0	O
57.2	16.2	9.3	57.2	16.7	9.5	57.2	16.6	8.8	53.4	P
41.3	18.4	7.5	41.0	18.3	7.8	42.6	17.9	6.7	37.6	Q
68.8	15.4	10.0	65.2	15.9	11.5	72.1	15.4	9.9	64.6	R

第11表　年次有給休暇の計画的付与制度の有無、性別、産業、企業規模別

年次有給休暇の計画的付与制度	有	×	性別	計

産業	企業規模計				1,000人以上				100～	
	年次有給休暇の計画的付与制度がある企業[1] (%)	平均付与日数[2] (日)	平均取得日数[3] (日)	平均取得率[4] (%)	年次有給休暇の計画的付与制度がある企業 (%)	平均付与日数 (日)	平均取得日数 (日)	平均取得率 (%)	年次有給休暇の計画的付与制度がある企業 (%)	平均付与日数 (日)
T 調査産業計	[19.1]	19.3	11.0	56.8	[28.8]	19.9	12.5	63.0	[23.6]	18.5
C 鉱業，採石業，砂利採取業	[10.9]	X	X	X	[-]	-	-	-	[8.7]	X
D 建設業	[14.7]	18.1	7.5	41.3	[32.9]	18.0	8.2	45.4	[29.3]	19.1
E 製造業	[24.2]	19.8	12.6	63.6	[53.6]	20.2	13.7	67.9	[34.2]	18.9
E1 消費関連	[18.2]	18.9	10.4	55.2	[49.3]	18.9	10.4	54.8	[23.1]	18.4
E2 素材関連	[24.8]	19.2	11.1	58.0	[52.6]	19.5	12.0	61.4	[39.7]	18.4
E3 機械関連	[29.1]	20.3	14.0	68.7	[56.3]	20.7	15.0	72.3	[37.7]	19.6
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[14.1]	19.4	12.8	66.0	[13.3]	X	X	X	[12.3]	19.9
G 情報通信業	[21.5]	20.9	13.9	66.3	[19.7]	23.3	16.1	69.1	[22.6]	19.3
H 運輸業，郵便業	[14.9]	18.9	9.6	50.8	[40.5]	19.2	9.8	51.3	[16.8]	19.3
I 卸売業，小売業	[22.5]	19.0	7.4	38.8	[26.5]	19.1	9.5	49.4	[29.4]	18.2
50～55 卸売業	[26.3]	19.7	8.1	41.2	[44.8]	20.2	10.2	50.6	[34.4]	18.1
56～61 小売業	[19.4]	18.2	6.5	35.6	[20.9]	18.2	8.8	48.3	[25.2]	18.2
J 金融業，保険業	[34.6]	19.4	10.4	53.6	[46.6]	19.4	10.8	55.7	[40.1]	19.1
K 不動産業，物品賃貸業	[14.6]	17.0	10.2	59.8	[27.3]	16.5	10.9	66.1	[18.6]	17.5
L 学術研究，専門・技術サービス業	[22.0]	19.6	11.0	56.1	[23.5]	21.2	10.8	50.8	[21.2]	19.8
M 宿泊業，飲食サービス業	[12.3]	16.1	6.1	38.2	[14.0]	16.1	7.1	44.0	[17.8]	16.2
N 生活関連サービス業，娯楽業	[9.4]	21.4	7.1	33.4	[27.4]	25.5	7.5	29.5	[9.5]	15.5
O 教育，学習支援業	[21.2]	18.7	9.9	53.1	[15.3]	20.8	10.9	52.6	[13.0]	18.9
P 医療，福祉	[17.0]	17.6	9.6	54.8	[10.8]	18.5	10.2	55.1	[15.3]	16.6
Q 複合サービス事業	[18.6]	20.6	16.7	80.7	[20.2]	20.7	18.1	87.3	[19.9]	19.9
R サービス業(他に分類されないもの)	[16.9]	17.9	10.8	60.0	[10.5]	18.8	11.3	60.3	[22.0]	18.5

注：1)［　］内の数値は、全企業のうち、年次有給休暇の計画的付与制度がある企業割合である。
2)「付与日数」には、繰越日数は含まない。
3)「取得日数」は、１年間に実際に取得した日数である。
4)「取得率」は、（取得日数計／付与日数計）×100（%）である。

労働者１人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率（９－４）

９９９人		３００～９９９人				１００～２９９人				３０～９９人				産業
平均取得日数	平均取得率	年次有給休暇の計画的付与制度がある企業	平均付与日数	平均取得日数	平均取得率	年次有給休暇の計画的付与制度がある企業	平均付与日数	平均取得日数	平均取得率	年次有給休暇の計画的付与制度がある企業	平均付与日数	平均取得日数	平均取得率	
(日)	(%)	(%)	(日)	(日)	(%)	(%)	(日)	(日)	(%)	(%)	(日)	(日)	(%)	
9.5	51.3	[24.9]	19.0	9.5	50.2	[23.2]	17.9	9.4	52.6	[17.0]	18.8	8.7	46.3	T
X	X	[-]	-	-	-	[10.0]	X	X	X	[11.5]	X	X	X	C
7.2	38.0	[43.5]	19.8	6.7	33.8	[25.5]	17.8	8.3	46.7	[11.6]	15.7	5.9	37.6	D
10.7	56.9	[44.5]	19.0	11.0	57.6	[31.0]	18.7	10.4	55.9	[19.1]	19.7	10.9	55.2	E
10.6	57.7	[31.5]	18.2	10.0	55.0	[20.8]	18.7	11.4	61.0	[15.7]	19.8	10.1	51.1	E1
10.0	54.4	[51.9]	18.0	10.1	56.0	[36.1]	18.9	9.9	52.3	[18.2]	21.3	11.5	54.0	E2
11.6	59.0	[46.7]	20.4	12.2	59.9	[34.5]	18.3	10.6	57.6	[23.5]	18.4	10.9	59.2	E3
13.6	68.2	[-]	-	-	-	[15.6]	19.9	13.6	68.2	[15.2]	18.0	9.2	51.3	F
12.6	65.5	[33.3]	19.5	12.6	64.8	[18.8]	18.9	12.7	66.9	[21.1]	19.2	11.3	58.8	G
11.3	58.3	[23.2]	19.6	10.9	55.6	[15.1]	18.3	12.3	67.3	[13.5]	17.4	6.9	39.5	H
6.5	35.9	[27.7]	18.4	5.6	30.6	[30.1]	17.9	7.3	40.9	[19.9]	21.1	6.1	29.0	I
7.6	42.2	[34.6]	18.9	7.4	39.2	[34.4]	17.5	7.8	44.6	[23.0]	22.4	6.8	30.2	50～55
5.0	27.5	[23.1]	17.9	3.7	20.9	[26.1]	18.6	6.5	35.1	[17.3]	18.1	4.7	25.8	56～61
9.2	48.3	[47.2]	19.2	9.4	49.0	[36.2]	19.0	8.8	46.5	[26.2]	19.8	9.8	49.4	J
8.5	48.5	[8.7]	X	X	X	[21.7]	17.0	8.7	50.8	[12.5]	18.3	9.1	49.5	K
12.1	61.4	[42.4]	19.7	12.5	63.4	[13.7]	20.0	11.1	55.5	[22.2]	16.8	8.8	52.8	L
5.7	35.1	[13.9]	16.9	6.6	38.9	[19.1]	15.9	5.3	33.2	[10.0]	X	X	X	M
7.5	48.4	[17.9]	16.2	8.4	51.8	[7.1]	14.2	6.0	41.8	[8.9]	20.6	5.5	27.0	N
9.0	47.9	[9.6]	21.5	10.9	50.8	[14.3]	16.7	7.5	44.8	[25.0]	16.5	9.7	58.4	O
9.3	55.7	[5.9]	16.5	8.0	48.7	[18.2]	16.7	9.5	57.3	[17.9]	18.9	10.0	53.1	P
7.1	35.6	[26.6]	20.0	7.0	35.0	[12.5]	18.9	7.6	40.2	[15.5]	21.0	5.6	26.5	Q
11.2	60.2	[14.3]	19.6	10.7	54.6	[25.0]	17.7	11.5	65.2	[14.5]	14.8	8.7	58.7	R

第11表　年次有給休暇の計画的付与制度の有無、性別、産業、企業規模別

年次有給休暇の計画的付与制度	有	×	性別	男

産業	企業規模計				1,000人以上				100～	
	年次有給休暇の計画的付与制度がある企業[1] (%)	平均付与日数[2] (日)	平均取得日数[3] (日)	平均取得率[4] (%)	年次有給休暇の計画的付与制度がある企業 (%)	平均付与日数 (日)	平均取得日数 (日)	平均取得率 (%)	年次有給休暇の計画的付与制度がある企業 (%)	平均付与日数 (日)
T 調査産業計	[…]	19.7	10.4	52.8	[…]	20.1	11.7	58.0	[…]	19.1
C 鉱業，採石業，砂利採取業	[…]	X	X	X	[…]	－	－	－	[…]	X
D 建設業	[…]	18.0	6.9	38.5	[…]	17.8	7.6	42.5	[…]	19.3
E 製造業	[…]	20.0	11.6	58.2	[…]	20.3	12.3	60.6	[…]	19.3
E1 消費関連	[…]	19.4	10.1	52.2	[…]	19.4	10.0	51.4	[…]	19.0
E2 素材関連	[…]	19.3	10.9	56.2	[…]	19.5	11.8	60.2	[…]	18.6
E3 機械関連	[…]	20.6	12.5	60.9	[…]	21.0	13.0	62.2	[…]	20.1
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[…]	19.5	12.6	64.5	[…]	X	X	X	[…]	20.1
G 情報通信業	[…]	21.4	13.9	65.3	[…]	23.3	15.8	67.6	[…]	19.9
H 運輸業，郵便業	[…]	19.0	9.5	50.1	[…]	19.2	9.7	50.4	[…]	19.5
I 卸売業，小売業	[…]	19.8	6.5	32.9	[…]	19.7	8.3	41.9	[…]	18.7
50～55 卸売業	[…]	20.4	7.6	37.2	[…]	20.9	9.7	46.2	[…]	18.3
56～61 小売業	[…]	19.0	4.7	25.0	[…]	18.3	6.6	35.8	[…]	19.2
J 金融業，保険業	[…]	19.8	9.5	47.9	[…]	19.7	9.7	49.2	[…]	20.2
K 不動産業，物品賃貸業	[…]	17.7	9.6	54.2	[…]	17.3	10.5	60.8	[…]	18.1
L 学術研究，専門・技術サービス業	[…]	20.0	11.0	55.0	[…]	21.5	11.0	51.1	[…]	20.2
M 宿泊業，飲食サービス業	[…]	16.8	5.7	33.9	[…]	18.4	7.2	39.0	[…]	16.7
N 生活関連サービス業，娯楽業	[…]	23.0	6.7	29.2	[…]	28.5	7.1	25.1	[…]	16.5
O 教育，学習支援業	[…]	18.9	8.7	46.0	[…]	20.2	9.2	45.2	[…]	19.1
P 医療，福祉	[…]	17.8	8.6	48.3	[…]	18.0	9.3	51.7	[…]	16.9
Q 複合サービス事業	[…]	21.1	17.1	81.3	[…]	21.1	18.5	87.4	[…]	20.6
R サービス業(他に分類されないもの)	[…]	18.4	10.2	55.2	[…]	18.7	10.4	55.5	[…]	19.3

注：1)［　］内の数値は、全企業のうち、年次有給休暇の計画的付与制度がある企業割合である。
2)「付与日数」には、繰越日数は含まない。
3)「取得日数」は、１年間に実際に取得した日数である。
4)「取得率」は、（取得日数計／付与日数計）×100（%）である。

労働者１人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率（９－５）

９９９人		３００～９９９人				１００～２９９人				３０～９９人				産業
平均取得日数 (日)	平均取得率 (%)	年次有給休暇の計画的付与制度がある企業 (%)	平均付与日数 (日)	平均取得日数 (日)	平均取得率 (%)	年次有給休暇の計画的付与制度がある企業 (%)	平均付与日数 (日)	平均取得日数 (日)	平均取得率 (%)	年次有給休暇の計画的付与制度がある企業 (%)	平均付与日数 (日)	平均取得日数 (日)	平均取得率 (%)	
9.3	48.5	[…]	19.5	9.4	48.1	[…]	18.5	9.1	49.0	[…]	19.3	8.1	41.7	T
X	X	[…]	－	－	－	[…]	X	X	X	[…]	X	X	X	C
6.8	35.5	[…]	20.0	6.1	30.4	[…]	17.9	8.2	45.9	[…]	15.6	5.5	35.0	D
10.5	54.6	[…]	19.3	10.7	55.3	[…]	19.3	10.4	53.6	[…]	19.8	10.7	54.0	E
10.4	54.6	[…]	18.7	9.5	50.9	[…]	19.4	11.3	58.4	[…]	19.9	9.8	49.5	E1
9.6	51.3	[…]	18.2	9.5	52.3	[…]	19.3	9.7	50.0	[…]	21.3	11.0	51.7	E2
11.6	57.8	[…]	20.5	12.1	58.9	[…]	19.3	10.7	55.6	[…]	18.6	10.9	58.8	E3
13.6	67.6	[…]	－	－	－	[…]	20.1	13.6	67.6	[…]	18.2	9.2	50.6	F
12.8	64.4	[…]	19.8	12.6	63.6	[…]	20.0	13.3	66.3	[…]	19.7	11.3	57.6	G
11.1	57.1	[…]	19.8	10.7	53.8	[…]	18.5	12.4	67.1	[…]	17.3	6.7	38.6	H
5.9	31.7	[…]	19.4	5.3	27.5	[…]	18.0	6.4	35.8	[…]	23.1	5.6	24.0	I
7.0	38.5	[…]	19.2	6.8	35.4	[…]	17.6	7.2	41.1	[…]	24.1	6.5	27.0	50～55
4.1	21.3	[…]	19.6	3.4	17.5	[…]	18.7	4.9	26.1	[…]	19.8	2.4	12.0	56～61
9.2	45.6	[…]	20.2	9.5	46.8	[…]	20.1	8.5	42.2	[…]	19.9	8.5	42.7	J
7.9	43.6	[…]	X	X	X	[…]	17.4	8.1	46.7	[…]	18.8	7.9	41.8	K
12.1	59.8	[…]	20.0	12.4	62.2	[…]	20.9	11.0	52.7	[…]	16.8	8.3	49.5	L
5.3	31.8	[…]	17.0	5.9	34.8	[…]	16.6	5.0	30.5	[…]	X	X	X	M
6.9	42.1	[…]	16.7	7.9	47.0	[…]	15.9	4.9	30.8	[…]	19.2	4.8	24.8	N
8.4	43.9	[…]	21.2	10.8	50.6	[…]	16.9	6.0	35.5	[…]	17.5	8.7	49.4	O
8.5	50.1	[…]	16.9	6.9	40.9	[…]	16.9	8.9	52.4	[…]	19.6	8.5	43.3	P
6.4	31.3	[…]	20.9	6.4	30.6	[…]	18.6	6.7	35.7	[…]	21.7	5.3	24.4	Q
10.7	55.3	[…]	19.9	10.6	53.3	[…]	18.6	10.7	57.7	[…]	14.8	8.0	54.1	R

第11表　年次有給休暇の計画的付与制度の有無、性別、産業、企業規模別

年次有給休暇の計画的付与制度	有	×	性別	女

産業	企業規模計				1,000人以上				100～	
	年次有給休暇の計画的付与制度がある企業[1] (%)	平均付与日数[2] (日)	平均取得日数[3] (日)	平均取得率[4] (%)	年次有給休暇の計画的付与制度がある企業 (%)	平均付与日数 (日)	平均取得日数 (日)	平均取得率 (%)	年次有給休暇の計画的付与制度がある企業 (%)	平均付与日数 (日)
T 調査産業計	[…]	18.1	11.2	61.9	[…]	19.3	13.0	67.1	[…]	17.0
C 鉱業，採石業，砂利採取業	[…]	X	X	X	[…]	－	－	－	[…]	X
D 建設業	[…]	18.3	10.6	58.1	[…]	18.8	11.4	60.5	[…]	18.0
E 製造業	[…]	19.1	12.8	67.1	[…]	20.2	14.2	70.2	[…]	17.5
E1 消費関連	[…]	17.9	11.3	63.4	[…]	17.2	11.6	67.6	[…]	17.5
E2 素材関連	[…]	18.6	12.5	66.9	[…]	19.1	13.3	69.7	[…]	17.6
E3 機械関連	[…]	20.0	13.8	68.8	[…]	21.5	15.2	70.9	[…]	17.5
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[…]	19.0	14.5	76.2	[…]	X	X	X	[…]	18.9
G 情報通信業	[…]	19.0	13.5	71.2	[…]	23.3	18.5	79.4	[…]	17.4
H 運輸業，郵便業	[…]	17.9	11.3	62.9	[…]	18.9	11.8	62.7	[…]	18.3
I 卸売業，小売業	[…]	17.4	9.2	52.6	[…]	18.3	11.4	62.5	[…]	16.9
50～55 卸売業	[…]	17.7	9.7	54.6	[…]	18.5	11.8	64.1	[…]	17.4
56～61 小売業	[…]	17.2	8.8	51.0	[…]	18.2	11.2	61.7	[…]	16.4
J 金融業，保険業	[…]	18.6	11.5	62.1	[…]	19.0	12.5	65.6	[…]	17.5
K 不動産業，物品賃貸業	[…]	15.5	11.4	74.0	[…]	14.8	11.8	79.8	[…]	16.3
L 学術研究，専門・技術サービス業	[…]	18.0	11.1	61.6	[…]	19.6	9.5	48.6	[…]	18.1
M 宿泊業，飲食サービス業	[…]	14.8	6.8	46.3	[…]	12.8	7.0	54.3	[…]	15.4
N 生活関連サービス業，娯楽業	[…]	19.7	7.6	38.4	[…]	22.1	7.9	35.8	[…]	14.4
O 教育，学習支援業	[…]	18.5	11.0	59.6	[…]	21.1	11.9	56.5	[…]	18.5
P 医療，福祉	[…]	17.4	10.1	57.8	[…]	18.8	10.7	56.9	[…]	16.5
Q 複合サービス事業	[…]	19.3	15.2	78.9	[…]	19.5	16.9	87.0	[…]	18.7
R サービス業(他に分類されないもの)	[…]	15.8	11.7	74.3	[…]	18.1	12.6	69.9	[…]	15.9

注：1)［　］内の数値は、全企業のうち、年次有給休暇の計画的付与制度がある企業割合である。
2)「付与日数」には、繰越日数は含まない。
3)「取得日数」は、１年間に実際に取得した日数である。
4)「取得率」は、（取得日数計／付与日数計）×100（%）である。

労働者１人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率（９－６）

９９９人		３００～９９９人				１００～２９９人				３０～９９人				産業
平均取得日数 (日)	平均取得率 (%)	年次有給休暇の計画的付与制度がある企業 (%)	平均付与日数 (日)	平均取得日数 (日)	平均取得率 (%)	年次有給休暇の計画的付与制度がある企業 (%)	平均付与日数 (日)	平均取得日数 (日)	平均取得率 (%)	年次有給休暇の計画的付与制度がある企業 (%)	平均付与日数 (日)	平均取得日数 (日)	平均取得率 (%)	
10.0	59.0	[…]	17.5	10.0	57.4	[…]	16.7	10.1	60.4	[…]	17.9	9.9	55.6	T
X	X	[…]	－	－	－	[…]	X	X	X	[…]	X	X	X	C
9.7	54.0	[…]	18.3	10.0	54.7	[…]	17.3	9.0	52.2	[…]	16.8	10.7	63.5	D
11.5	65.8	[…]	18.2	12.2	67.2	[…]	16.7	10.7	64.1	[…]	19.4	11.3	58.3	E
11.4	65.6	[…]	17.7	11.3	63.5	[…]	17.1	11.7	68.5	[…]	19.8	10.7	53.9	E1
11.6	66.1	[…]	17.4	12.4	71.4	[…]	17.8	10.7	60.3	[…]	21.1	12.8	60.5	E2
11.5	65.6	[…]	19.5	12.7	65.0	[…]	15.2	10.1	66.4	[…]	17.5	10.7	61.0	E3
13.9	73.4	[…]	－	－	－	[…]	18.9	13.9	73.4	[…]	17.1	9.6	56.1	F
12.1	69.6	[…]	17.9	12.7	70.8	[…]	16.8	11.5	68.2	[…]	18.0	11.1	62.0	G
12.0	65.5	[…]	18.7	12.2	64.9	[…]	16.1	11.2	69.7	[…]	14.3	8.2	57.4	H
8.0	47.3	[…]	16.1	6.4	39.8	[…]	17.7	9.5	53.7	[…]	16.8	7.3	43.5	I
9.5	54.4	[…]	17.7	9.5	53.3	[…]	17.2	9.5	55.1	[…]	17.3	7.5	43.3	50～55
6.5	39.9	[…]	14.9	4.3	29.0	[…]	18.3	9.5	51.9	[…]	16.3	7.1	43.7	56～61
9.3	53.2	[…]	17.6	9.3	52.7	[…]	17.3	9.4	54.3	[…]	19.7	11.5	58.4	J
9.9	60.9	[…]	X	X	X	[…]	16.3	9.9	60.6	[…]	17.2	11.8	68.8	K
12.4	68.7	[…]	18.5	12.8	69.1	[…]	17.1	11.6	67.7	[…]	16.4	10.1	61.3	L
6.3	40.7	[…]	16.8	7.7	45.8	[…]	14.8	5.6	38.2	[…]	X	X	X	M
8.2	56.8	[…]	15.5	9.2	59.3	[…]	12.9	6.8	53.0	[…]	21.5	6.1	28.3	N
10.4	56.0	[…]	22.0	11.3	51.2	[…]	16.4	9.9	59.9	[…]	15.7	10.4	66.1	O
9.7	58.4	[…]	16.3	8.7	53.0	[…]	16.6	9.9	59.6	[…]	18.6	10.6	57.1	P
8.2	43.8	[…]	18.6	8.0	43.1	[…]	19.5	9.6	49.2	[…]	19.5	6.1	31.5	Q
12.9	80.9	[…]	16.0	11.7	72.9	[…]	15.9	13.1	82.4	[…]	14.8	9.7	65.3	R

第11表　年次有給休暇の計画的付与制度の有無、性別、産業、企業規模別

年次有給休暇の計画的付与制度	無	×	性別	計

産業	企業規模計				1,000人以上				100～	
	年次有給休暇の計画的付与制度がない企業[1] (%)	平均付与日数[2] (日)	平均取得日数[3] (日)	平均取得率[4] (%)	年次有給休暇の計画的付与制度がない企業 (%)	平均付与日数 (日)	平均取得日数 (日)	平均取得率 (%)	年次有給休暇の計画的付与制度がない企業 (%)	平均付与日数 (日)
T 調査産業計	[80.9]	17.7	8.6	48.3	[71.2]	18.5	10.1	54.6	[76.4]	17.6
C 鉱業，採石業，砂利採取業	[89.1]	18.5	11.6	62.8	[X]	X	X	X	[91.3]	18.7
D 建設業	[85.3]	18.3	6.8	37.3	[67.1]	18.6	7.9	42.4	[70.7]	18.0
E 製造業	[75.8]	18.0	9.7	53.7	[46.4]	19.0	12.0	63.3	[65.8]	17.9
E1 消費関連	[81.8]	17.8	8.1	45.4	[50.7]	18.5	8.3	45.0	[76.9]	18.1
E2 素材関連	[75.2]	17.9	9.3	51.9	[47.4]	19.1	11.8	61.6	[60.3]	17.9
E3 機械関連	[70.9]	18.1	10.9	60.0	[43.7]	19.0	13.3	70.3	[62.3]	17.8
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[85.9]	19.5	14.3	73.4	[86.7]	19.8	15.3	77.3	[87.7]	18.1
G 情報通信業	[78.5]	18.6	10.6	57.1	[80.3]	19.1	11.8	61.8	[77.4]	18.6
H 運輸業，郵便業	[85.1]	17.8	9.2	51.7	[59.5]	18.6	12.8	68.6	[83.2]	17.7
I 卸売業，小売業	[77.5]	17.8	6.1	34.4	[73.5]	17.8	5.9	32.9	[70.6]	18.0
50～55 卸売業	[73.7]	17.7	7.3	41.2	[55.2]	19.1	8.6	44.9	[65.6]	17.5
56～61 小売業	[80.6]	17.9	5.2	29.0	[79.1]	17.1	4.5	26.0	[74.8]	18.4
J 金融業，保険業	[65.4]	19.2	11.9	61.9	[53.4]	19.4	13.3	68.7	[59.9]	18.8
K 不動産業，物品賃貸業	[85.4]	17.3	8.0	46.2	[72.7]	17.0	8.2	48.2	[81.4]	17.8
L 学術研究，専門・技術サービス業	[78.0]	18.0	9.8	54.2	[76.5]	18.2	10.2	56.0	[78.8]	17.7
M 宿泊業，飲食サービス業	[87.7]	16.1	5.1	31.5	[86.0]	16.1	5.2	32.1	[82.2]	14.9
N 生活関連サービス業，娯楽業	[90.6]	17.7	6.6	37.4	[72.6]	17.8	5.7	32.2	[90.5]	17.0
O 教育，学習支援業	[78.8]	18.5	7.7	41.4	[84.7]	18.6	7.6	40.9	[87.0]	19.0
P 医療，福祉	[83.0]	16.9	8.8	51.8	[89.2]	18.2	8.9	48.9	[84.7]	16.8
Q 複合サービス事業	[81.4]	19.0	6.3	33.3	[79.8]	17.9	5.9	33.0	[80.1]	19.3
R サービス業(他に分類されないもの)	[83.1]	17.1	9.1	53.1	[89.5]	17.9	10.3	57.3	[78.0]	16.9

注：1)［　］内の数値は、全企業のうち、年次有給休暇の計画的付与制度がない企業割合である。
2)「付与日数」には、繰越日数は含まない。
3)「取得日数」は、１年間に実際に取得した日数である。
4)「取得率」は、（取得日数計／付与日数計）×100（%）である。

労働者１人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率（９－７）

９９９人		３００～９９９人				１００～２９９人				３０～９９人				産業
平均取得日数 (日)	平均取得率 (%)	年次有給休暇の計画的付与制度がない企業 (%)	平均付与日数 (日)	平均取得日数 (日)	平均取得率 (%)	年次有給休暇の計画的付与制度がない企業 (%)	平均付与日数 (日)	平均取得日数 (日)	平均取得率 (%)	年次有給休暇の計画的付与制度がない企業 (%)	平均付与日数 (日)	平均取得日数 (日)	平均取得率 (%)	
8.1	46.2	[75.1]	17.6	8.2	46.4	[76.8]	17.6	8.1	45.9	[83.0]	17.1	7.5	43.8	T
11.0	58.5	[X]	X	X	X	[90.0]	18.9	10.9	57.7	[88.5]	18.1	9.4	52.2	C
7.2	40.0	[56.5]	18.9	7.5	39.5	[74.5]	17.3	7.0	40.5	[88.4]	18.3	6.0	32.8	D
8.8	49.2	[55.5]	18.2	8.9	48.7	[69.0]	17.8	8.8	49.5	[80.9]	16.9	8.1	47.9	E
8.4	46.7	[68.5]	18.5	6.9	37.4	[79.2]	17.9	9.2	51.3	[84.3]	17.0	7.5	44.0	E1
8.8	49.0	[48.1]	18.9	10.0	52.7	[63.9]	17.3	8.1	46.8	[81.8]	16.4	6.9	42.2	E2
9.1	51.0	[53.3]	17.6	9.1	51.7	[65.5]	18.0	9.1	50.3	[76.5]	17.3	9.9	57.3	E3
9.9	54.8	[100.0]	18.5	10.0	53.8	[84.4]	17.6	9.8	56.0	[84.8]	19.3	10.6	54.7	F
10.1	54.4	[66.7]	18.8	10.5	55.6	[81.3]	18.5	9.9	53.4	[78.9]	17.1	8.7	51.0	G
7.9	44.3	[76.8]	17.8	8.6	48.3	[84.9]	17.7	7.3	41.5	[86.5]	17.0	7.0	41.2	H
6.0	33.6	[72.3]	17.8	6.1	34.4	[69.9]	18.2	6.0	32.8	[80.1]	17.4	6.5	37.5	I
7.2	41.2	[65.4]	17.4	7.4	42.4	[65.6]	17.5	7.0	40.2	[77.0]	17.1	6.7	38.9	50～55
5.2	28.4	[76.9]	18.0	5.4	29.7	[73.9]	18.8	5.1	27.0	[82.7]	17.7	6.3	35.5	56～61
8.9	47.4	[52.8]	18.7	9.0	48.1	[63.8]	19.0	8.8	46.5	[73.8]	19.3	9.6	49.7	J
8.5	47.6	[91.3]	18.6	9.7	52.4	[78.3]	16.9	7.1	41.8	[87.5]	16.4	6.4	38.8	K
10.1	57.2	[57.6]	17.6	10.9	61.9	[86.3]	17.8	9.4	52.9	[77.8]	18.2	8.6	47.0	L
4.8	32.5	[86.1]	16.0	6.1	38.3	[80.9]	14.1	3.9	27.7	[90.0]	17.9	5.2	29.2	M
6.6	38.5	[82.1]	16.8	6.8	40.5	[92.9]	17.2	6.4	37.1	[91.1]	18.4	7.1	38.4	N
7.2	38.0	[90.4]	19.2	7.2	37.5	[85.7]	18.7	7.2	38.5	[75.0]	17.4	8.9	51.2	O
9.0	53.7	[94.1]	16.5	8.8	53.4	[81.8]	17.2	9.3	54.1	[82.1]	16.1	8.0	49.6	P
6.4	33.4	[73.4]	19.5	6.5	33.3	[87.5]	18.9	6.3	33.5	[84.5]	18.3	6.2	33.8	Q
8.6	51.2	[85.7]	16.5	7.6	45.8	[75.0]	17.4	10.0	57.7	[85.5]	16.7	8.7	52.1	R

第11表　年次有給休暇の計画的付与制度の有無、性別、産業、企業規模別

年次有給休暇の計画的付与制度	無	×	性別	男

産業	企業規模計				1,000人以上				100～	
	年次有給休暇の計画的付与制度がない企業[1] (%)	平均付与日数[2] (日)	平均取得日数[3] (日)	平均取得率[4] (%)	年次有給休暇の計画的付与制度がない企業 (%)	平均付与日数 (日)	平均取得日数 (日)	平均取得率 (%)	年次有給休暇の計画的付与制度がない企業 (%)	平均付与日数 (日)
T 調査産業計	[…]	18.2	8.1	44.7	[…]	18.8	9.9	52.7	[…]	18.2
C 鉱業，採石業，砂利採取業	[…]	18.5	11.2	60.6	[…]	X	X	X	[…]	18.9
D 建設業	[…]	18.5	6.4	34.5	[…]	18.7	7.4	39.4	[…]	18.3
E 製造業	[…]	18.2	9.4	51.6	[…]	19.2	11.9	62.1	[…]	18.2
E1 消費関連	[…]	18.3	7.6	41.5	[…]	18.8	7.9	41.9	[…]	18.9
E2 素材関連	[…]	18.1	9.0	49.4	[…]	19.5	11.8	60.2	[…]	18.1
E3 機械関連	[…]	18.3	10.6	58.1	[…]	19.0	13.2	69.6	[…]	17.8
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[…]	19.5	14.3	73.1	[…]	19.8	15.2	77.1	[…]	18.1
G 情報通信業	[…]	18.8	10.3	54.7	[…]	19.3	11.4	58.8	[…]	18.9
H 運輸業，郵便業	[…]	18.1	9.1	50.3	[…]	18.8	12.7	67.2	[…]	17.9
I 卸売業，小売業	[…]	18.4	5.2	28.2	[…]	18.5	4.7	25.4	[…]	18.8
50～55 卸売業	[…]	18.2	6.3	34.4	[…]	19.6	7.0	36.0	[…]	18.1
56～61 小売業	[…]	18.6	4.3	23.0	[…]	18.0	3.6	19.8	[…]	19.3
J 金融業，保険業	[…]	19.1	10.8	56.2	[…]	19.0	12.1	63.5	[…]	19.2
K 不動産業，物品賃貸業	[…]	17.8	7.3	41.3	[…]	17.4	7.2	41.2	[…]	18.1
L 学術研究，専門・技術サービス業	[…]	18.3	9.4	51.3	[…]	18.4	9.8	53.3	[…]	18.0
M 宿泊業，飲食サービス業	[…]	17.1	4.2	24.7	[…]	16.7	3.9	23.5	[…]	16.0
N 生活関連サービス業，娯楽業	[…]	18.1	5.7	31.3	[…]	18.6	4.9	26.2	[…]	17.3
O 教育，学習支援業	[…]	19.2	7.0	36.5	[…]	18.9	6.9	36.4	[…]	19.6
P 医療，福祉	[…]	17.5	7.7	43.9	[…]	18.3	7.1	38.6	[…]	17.8
Q 複合サービス事業	[…]	19.6	5.7	29.0	[…]	18.5	4.9	26.3	[…]	20.0
R サービス業(他に分類されないもの)	[…]	17.6	9.0	51.1	[…]	18.7	10.7	57.2	[…]	17.3

注：1)［　］内の数値は、全企業のうち、年次有給休暇の計画的付与制度がない企業割合である。
2)「付与日数」には、繰越日数は含まない。
3)「取得日数」は、１年間に実際に取得した日数である。
4)「取得率」は、（取得日数計／付与日数計）×100（%）である。

労働者１人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率（９－８）

９９９人		３００～９９９人				１００～２９９人				３０～９９人				産業
平均取得日数 (日)	平均取得率 (%)	年次有給休暇の計画的付与制度がない企業 (%)	平均付与日数 (日)	平均取得日数 (日)	平均取得率 (%)	年次有給休暇の計画的付与制度がない企業 (%)	平均付与日数 (日)	平均取得日数 (日)	平均取得率 (%)	年次有給休暇の計画的付与制度がない企業 (%)	平均付与日数 (日)	平均取得日数 (日)	平均取得率 (%)	
7.6	41.5	[…]	18.2	7.5	41.3	[…]	18.2	7.6	41.7	[…]	17.6	6.9	39.5	T
10.2	54.1	[…]	X	X	X	[…]	19.0	10.6	55.7	[…]	18.1	9.5	52.7	C
6.7	37.0	[…]	19.2	7.0	36.5	[…]	17.5	6.5	37.4	[…]	18.5	5.6	30.2	D
8.5	46.6	[…]	18.3	8.4	46.2	[…]	18.1	8.5	46.9	[…]	17.1	7.6	44.4	E
7.9	41.9	[…]	18.9	6.0	31.9	[…]	18.9	9.0	47.5	[…]	17.3	7.0	40.7	E1
8.5	46.7	[…]	19.0	9.5	49.9	[…]	17.5	7.8	44.6	[…]	16.5	6.3	38.0	E2
8.7	49.0	[…]	17.5	8.7	49.6	[…]	18.1	8.8	48.5	[…]	17.7	9.5	53.6	E3
9.5	52.5	[…]	18.5	9.3	50.4	[…]	17.7	9.7	54.6	[…]	19.6	10.6	53.8	F
9.8	51.9	[…]	18.9	10.1	53.3	[…]	18.9	9.6	51.0	[…]	17.4	8.6	49.6	G
7.7	43.2	[…]	17.8	8.5	48.0	[…]	18.0	7.2	40.0	[…]	17.5	7.0	40.3	H
5.2	27.7	[…]	18.7	5.1	27.3	[…]	18.9	5.3	28.1	[…]	17.7	5.6	31.8	I
6.1	33.7	[…]	18.3	5.9	32.3	[…]	18.0	6.3	34.9	[…]	17.7	6.1	34.3	50～55
4.6	23.7	[…]	18.9	4.6	24.1	[…]	19.7	4.6	23.3	[…]	17.8	4.8	26.7	56～61
8.2	42.7	[…]	19.1	8.2	42.8	[…]	19.3	8.2	42.6	[…]	20.0	9.3	46.3	J
7.9	43.5	[…]	18.9	9.3	49.0	[…]	17.3	6.4	36.8	[…]	17.4	5.9	34.0	K
9.9	54.7	[…]	18.0	10.5	58.7	[…]	18.1	9.1	50.6	[…]	18.6	7.9	42.6	L
4.2	26.2	[…]	16.7	5.2	31.3	[…]	15.5	3.4	21.6	[…]	18.9	4.7	24.6	M
5.9	34.0	[…]	16.8	6.7	40.0	[…]	17.6	5.3	30.3	[…]	18.9	5.7	30.1	N
6.7	34.3	[…]	19.9	6.8	34.2	[…]	19.3	6.6	34.5	[…]	18.3	8.0	43.7	O
8.2	46.0	[…]	17.3	7.7	44.4	[…]	18.5	8.9	48.0	[…]	16.0	6.9	42.8	P
5.9	29.3	[…]	20.3	5.9	29.3	[…]	19.3	5.7	29.3	[…]	18.7	5.9	31.8	Q
8.3	47.8	[…]	16.9	6.8	40.4	[…]	17.8	10.0	56.3	[…]	17.1	8.6	50.3	R

第11表　年次有給休暇の計画的付与制度の有無、性別、産業、企業規模別

年次有給休暇の計画的付与制度	無	×	性別	女

産業	企業規模計				1,000人以上				100～	
	年次有給休暇の計画的付与制度がない企業[1] (%)	平均付与日数[2] (日)	平均取得日数[3] (日)	平均取得率[4] (%)	年次有給休暇の計画的付与制度がない企業 (%)	平均付与日数 (日)	平均取得日数 (日)	平均取得率 (%)	年次有給休暇の計画的付与制度がない企業 (%)	平均付与日数 (日)
T 調査産業計	[…]	16.9	9.3	55.2	[…]	17.7	10.1	57.2	[…]	16.6
C 鉱業，採石業，砂利採取業	[…]	18.0	13.8	76.5	[…]	X	X	X	[…]	18.2
D 建設業	[…]	17.2	9.8	57.2	[…]	17.8	11.8	66.1	[…]	16.6
E 製造業	[…]	17.0	10.4	61.5	[…]	17.9	12.4	69.3	[…]	17.0
E1 消費関連	[…]	16.9	9.0	53.4	[…]	17.9	10.0	56.0	[…]	16.8
E2 素材関連	[…]	16.9	10.5	62.4	[…]	17.5	12.0	68.5	[…]	17.1
E3 機械関連	[…]	17.2	12.2	70.9	[…]	18.3	14.2	77.3	[…]	17.3
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[…]	19.1	14.7	77.0	[…]	19.6	16.1	81.9	[…]	17.6
G 情報通信業	[…]	17.6	11.6	65.8	[…]	18.4	13.5	73.1	[…]	17.6
H 運輸業，郵便業	[…]	17.2	10.1	58.6	[…]	17.3	12.0	69.3	[…]	17.1
I 卸売業，小売業	[…]	16.6	7.8	47.0	[…]	16.4	7.6	46.4	[…]	16.5
50～55 卸売業	[…]	16.4	9.1	55.6	[…]	18.1	10.8	60.0	[…]	16.2
56～61 小売業	[…]	16.7	6.8	40.8	[…]	15.6	6.2	39.4	[…]	16.6
J 金融業，保険業	[…]	19.3	13.5	69.8	[…]	19.8	14.9	75.1	[…]	18.2
K 不動産業，物品賃貸業	[…]	16.3	9.4	57.5	[…]	16.2	10.2	63.0	[…]	17.1
L 学術研究，専門・技術サービス業	[…]	17.1	10.9	63.7	[…]	17.3	11.2	64.8	[…]	16.8
M 宿泊業，飲食サービス業	[…]	14.9	6.2	41.4	[…]	15.5	6.5	41.8	[…]	13.5
N 生活関連サービス業，娯楽業	[…]	16.9	8.4	50.0	[…]	16.8	7.0	41.7	[…]	16.0
O 教育，学習支援業	[…]	17.9	8.3	46.6	[…]	18.3	8.1	44.3	[…]	18.0
P 医療，福祉	[…]	16.7	9.1	54.4	[…]	18.2	8.9	49.1	[…]	16.4
Q 複合サービス事業	[…]	18.0	7.4	41.2	[…]	17.0	7.5	44.4	[…]	18.3
R サービス業(他に分類されないもの)	[…]	15.8	10.2	64.7	[…]	16.2	10.6	65.2	[…]	15.6

注：1)［　］内の数値は、全企業のうち、年次有給休暇の計画的付与制度がない企業割合である。
2)「付与日数」には、繰越日数は含まない。
3)「取得日数」は、１年間に実際に取得した日数である。
4)「取得率」は、（取得日数計／付与日数計）×100（%）である。

労働者１人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率（９－９）

９９９人		３００～９９９人				１００～２９９人				３０～９９人				産業
平均取得日数 (日)	平均取得率 (%)	年次有給休暇の計画的付与制度がない企業 (%)	平均付与日数 (日)	平均取得日数 (日)	平均取得率 (%)	年次有給休暇の計画的付与制度がない企業 (%)	平均付与日数 (日)	平均取得日数 (日)	平均取得率 (%)	年次有給休暇の計画的付与制度がない企業 (%)	平均付与日数 (日)	平均取得日数 (日)	平均取得率 (%)	
9.1	54.8	[…]	16.6	9.2	55.4	[…]	16.6	9.0	54.2	[…]	16.4	8.8	53.8	T
13.2	72.4	[…]	X	X	X	[…]	18.3	13.3	72.7	[…]	17.3	9.0	52.2	C
10.0	60.0	[…]	17.0	10.5	61.4	[…]	16.4	9.6	58.9	[…]	17.3	8.8	51.2	D
10.1	59.1	[…]	17.6	10.7	61.0	[…]	16.7	9.7	58.0	[…]	16.2	9.5	58.4	E
9.2	55.1	[…]	17.6	8.7	49.6	[…]	16.5	9.4	57.2	[…]	16.6	8.4	50.3	E1
10.2	60.0	[…]	18.3	12.3	67.4	[…]	16.5	9.3	56.1	[…]	16.0	9.3	58.1	E2
11.2	64.7	[…]	17.1	11.5	67.2	[…]	17.6	10.9	62.0	[…]	15.8	11.3	71.6	E3
10.5	60.0	[…]	18.2	10.1	55.5	[…]	16.7	11.2	66.8	[…]	17.6	11.0	62.4	F
10.9	62.0	[…]	18.1	11.5	63.6	[…]	17.3	10.6	60.9	[…]	16.0	9.2	57.5	G
8.1	47.7	[…]	17.9	8.1	45.3	[…]	16.5	8.2	49.6	[…]	17.3	9.8	56.6	H
7.7	46.6	[…]	16.4	7.8	47.8	[…]	16.5	7.5	45.2	[…]	16.9	8.1	48.2	I
9.2	56.7	[…]	15.9	10.0	62.6	[…]	16.5	8.5	51.7	[…]	15.7	8.1	51.4	50～55
6.5	39.3	[…]	16.7	6.6	39.7	[…]	16.6	6.4	38.6	[…]	18.1	8.2	45.2	56～61
10.1	55.7	[…]	18.0	10.4	57.4	[…]	18.4	9.9	53.6	[…]	18.1	10.1	56.0	J
9.9	57.9	[…]	17.9	10.9	60.8	[…]	16.2	8.8	54.4	[…]	14.9	7.2	48.2	K
11.1	66.0	[…]	16.1	12.4	76.8	[…]	17.2	10.2	59.5	[…]	17.3	10.3	59.4	L
5.6	41.8	[…]	15.1	7.5	50.0	[…]	12.5	4.5	35.8	[…]	16.3	6.5	39.6	M
7.6	47.6	[…]	15.3	7.0	46.0	[…]	16.6	8.1	48.7	[…]	18.0	10.3	57.0	N
7.9	43.9	[…]	18.1	7.8	43.1	[…]	17.9	8.0	44.7	[…]	16.6	9.8	58.9	O
9.4	57.0	[…]	16.2	9.3	57.4	[…]	16.7	9.4	56.6	[…]	16.1	8.4	52.4	P
7.4	40.6	[…]	18.3	7.4	40.3	[…]	18.1	7.6	41.6	[…]	17.5	6.9	39.1	Q
10.0	64.5	[…]	15.3	9.9	64.5	[…]	15.9	10.3	64.6	[…]	15.6	10.0	64.2	R

第12表　産業・企業規模、年次有給休暇の計画的付与制度の有無、計画的

産業・企業規模	全企業	年次有給休暇の計画的付与制度がある企業[1)2)]		年次有給休暇の			
				1～2日	3～4日	5～6日	7～8日
T 調査産業計	100.0	19.1	(100.0)	(16.5)	(25.8)	(36.2)	(5.6)
1,000人以上	100.0	28.8	(100.0)	(15.7)	(22.7)	(38.2)	(6.4)
100～999人	100.0	23.6	(100.0)	(17.4)	(21.4)	(38.3)	(7.3)
300～999人	100.0	24.9	(100.0)	(20.0)	(29.6)	(33.3)	(3.2)
100～299人	100.0	23.2	(100.0)	(16.5)	(18.4)	(40.1)	(8.8)
30～99人	100.0	17.0	(100.0)	(16.0)	(28.5)	(34.8)	(4.6)
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	10.9	(100.0)	(40.5)	(-)	(-)	(-)
D 建設業	100.0	14.7	(100.0)	(14.6)	(51.1)	(12.1)	(2.2)
E 製造業	100.0	24.2	(100.0)	(20.1)	(31.1)	(33.5)	(4.1)
1,000人以上	100.0	53.6	(100.0)	(23.2)	(26.5)	(36.5)	(5.4)
100～999人	100.0	34.2	(100.0)	(25.9)	(33.2)	(28.3)	(3.0)
300～999人	100.0	44.5	(100.0)	(27.8)	(42.3)	(24.9)	(1.1)
100～299人	100.0	31.0	(100.0)	(25.1)	(29.2)	(29.8)	(3.8)
30～99人	100.0	19.1	(100.0)	(15.4)	(29.9)	(37.2)	(4.8)
E1 消費関連	100.0	18.2	(100.0)	(22.7)	(19.7)	(34.5)	(8.6)
E2 素材関連	100.0	24.8	(100.0)	(24.8)	(46.1)	(20.9)	(1.9)
E3 機械関連	100.0	29.1	(100.0)	(14.3)	(24.0)	(44.5)	(3.5)
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	14.1	(100.0)	(22.7)	(25.4)	(14.6)	(4.4)
G 情報通信業	100.0	21.5	(100.0)	(12.7)	(33.6)	(19.7)	(14.1)
H 運輸業，郵便業	100.0	14.9	(100.0)	(1.3)	(12.3)	(74.9)	(1.0)
I 卸売業，小売業	100.0	22.5	(100.0)	(24.2)	(31.7)	(21.7)	(3.7)
50～55 卸売業	100.0	26.3	(100.0)	(37.2)	(17.4)	(25.8)	(6.8)
56～61 小売業	100.0	19.4	(100.0)	(9.8)	(47.7)	(17.1)	(0.2)
J 金融業，保険業	100.0	34.6	(100.0)	(6.5)	(9.2)	(55.6)	(9.7)
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	14.6	(100.0)	(13.0)	(22.8)	(24.2)	(1.0)
L 学術研究,専門・技術サービス業	100.0	22.0	(100.0)	(20.9)	(12.9)	(49.9)	(6.9)
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	12.3	(100.0)	(7.1)	(25.8)	(45.1)	(3.6)
N 生活関連サービス業,娯楽業	100.0	9.4	(100.0)	(-)	(38.4)	(51.4)	(-)
O 教育，学習支援業	100.0	21.2	(100.0)	(9.4)	(22.3)	(25.8)	(1.2)
P 医療，福祉	100.0	17.0	(100.0)	(18.9)	(14.4)	(36.3)	(17.1)
Q 複合サービス事業	100.0	18.6	(100.0)	(11.7)	(5.9)	(62.0)	(2.9)
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	16.9	(100.0)	(4.0)	(8.8)	(72.8)	(-)

注：1)　(　) 内の数値は、「年次有給休暇の計画的付与制度がある企業」を100とした割合である。
　　2)　「年次有給休暇の計画的付与制度がある企業」には、計画的付与日数が「0日」及び「不明」の企業を含む。

付与日数階級別企業割合及び１企業平均年次有給休暇の計画的付与日数

（単位：%）

計画的付与日数				１企業平均年次有給休暇の計画的付与日数（日）	年次有給休暇の計画的付与制度がない企業	産業・企業規模
９～10日	11～12日	13～14日	15日以上			
(4.8)	(1.2)	(－)	(3.7)	4.9	80.9	**Ｔ 調査産業計**
(4.2)	(1.6)	(－)	(3.3)	5.0	71.2	1,000 人以上
(4.8)	(1.6)	(－)	(3.3)	5.0	76.4	100 ～ 999 人
(2.4)	(0.6)	(－)	(5.3)	4.7	75.1	300 ～ 999 人
(5.7)	(2.0)	(－)	(2.6)	5.2	76.8	100 ～ 299 人
(4.9)	(0.9)	(－)	(4.0)	4.9	83.0	30 ～ 99 人
(－)	(－)	(－)	(29.7)	7.5	89.1	**Ｃ 鉱業，採石業，砂利採取業**
(1.7)	(－)	(－)	(2.1)	3.6	85.3	**Ｄ 建設業**
(1.8)	(1.3)	(－)	(3.5)	4.5	75.8	**Ｅ 製造業**
(1.9)	(－)	(－)	(1.9)	4.3	46.4	1,000 人以上
(4.3)	(－)	(－)	(1.9)	4.1	65.8	100 ～ 999 人
(－)	(－)	(－)	(1.4)	3.6	55.5	300 ～ 999 人
(6.2)	(－)	(－)	(2.1)	4.3	69.0	100 ～ 299 人
(－)	(2.4)	(－)	(4.8)	4.8	80.9	30 ～ 99 人
(2.4)	(5.6)	(－)	(5.6)	5.2	81.8	E1 消費関連
(－)	(－)	(－)	(0.5)	3.5	75.2	E2 素材関連
(3.2)	(－)	(－)	(5.0)	5.0	70.9	E3 機械関連
(27.5)	(－)	(－)	(5.4)	5.8	85.9	**Ｆ 電気・ガス・熱供給・水道業**
(5.1)	(5.1)	(－)	(1.4)	5.1	78.5	**Ｇ 情報通信業**
(0.3)	(－)	(－)	(5.1)	5.7	85.1	**Ｈ 運輸業，郵便業**
(8.9)	(0.9)	(－)	(6.8)	5.1	77.5	**Ｉ 卸売業，小売業**
(4.6)	(－)	(－)	(6.6)	4.6	73.7	50～55 卸売業
(13.8)	(2.0)	(－)	(7.0)	5.6	80.6	56～61 小売業
(8.1)	(6.2)	(－)	(3.9)	6.1	65.4	**Ｊ 金融業，保険業**
(12.8)	(3.3)	(－)	(6.6)	6.0	85.4	**Ｋ 不動産業，物品賃貸業**
(0.3)	(1.7)	(－)	(0.9)	4.5	78.0	**Ｌ 学術研究，専門・技術サービス業**
(11.4)	(3.6)	(－)	(1.6)	5.5	87.7	**Ｍ 宿泊業，飲食サービス業**
(2.1)	(－)	(－)	(2.1)	4.9	90.6	**Ｎ 生活関連サービス業，娯楽業**
(11.6)	(2.0)	(－)	(15.3)	6.8	78.8	**Ｏ 教育，学習支援業**
(5.8)	(－)	(－)	(0.1)	4.8	83.0	**Ｐ 医療，福祉**
(2.9)	(0.7)	(－)	(2.9)	5.1	81.4	**Ｑ 複合サービス事業**
(－)	(0.2)	(－)	(－)	4.8	83.1	**Ｒ サービス業（他に分類されないもの）**

第13表　産業・企業規模、年次有給休暇の時間単位取得制度の有無、時間

産業・企業規模	全企業	年次有給休暇の時間単位取得制度がある企業[1)2)]		年次有給休暇の		
				1日	2日	3日
T 調査産業計	100.0	19.0	(100.0)	(0.2)	(2.9)	(3.2)
1,000人以上	100.0	23.8	(100.0)	(3.4)	(0.8)	(2.8)
100～999人	100.0	21.8	(100.0)	(0.2)	(3.7)	(2.5)
300～999人	100.0	23.0	(100.0)	(0.9)	(4.9)	(2.8)
100～299人	100.0	21.5	(100.0)	(－)	(3.2)	(2.4)
30～99人	100.0	17.6	(100.0)	(0.1)	(2.6)	(3.5)
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	5.6	(100.0)	(－)	(－)	(－)
D 建設業	100.0	16.8	(100.0)	(－)	(7.6)	(0.3)
E 製造業	100.0	14.9	(100.0)	(0.4)	(3.0)	(10.0)
1,000人以上	100.0	27.8	(100.0)	(9.6)	(3.6)	(2.4)
100～999人	100.0	15.8	(100.0)	(－)	(9.2)	(2.8)
300～999人	100.0	15.4	(100.0)	(－)	(12.9)	(－)
100～299人	100.0	16.0	(100.0)	(－)	(8.1)	(3.6)
30～99人	100.0	14.1	(100.0)	(－)	(－)	(13.8)
E1 消費関連	100.0	15.1	(100.0)	(－)	(－)	(－)
E2 素材関連	100.0	13.1	(100.0)	(0.3)	(0.9)	(11.1)
E3 機械関連	100.0	16.6	(100.0)	(0.8)	(7.2)	(17.3)
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	24.2	(100.0)	(－)	(－)	(－)
G 情報通信業	100.0	19.2	(100.0)	(－)	(－)	(0.5)
H 運輸業，郵便業	100.0	7.1	(100.0)	(－)	(－)	(－)
I 卸売業，小売業	100.0	14.6	(100.0)	(0.6)	(6.8)	(3.9)
50～55 卸売業	100.0	15.7	(100.0)	(－)	(3.5)	(6.9)
56～61 小売業	100.0	13.7	(100.0)	(1.1)	(10.0)	(1.1)
J 金融業，保険業	100.0	31.5	(100.0)	(2.3)	(－)	(5.6)
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	16.5	(100.0)	(－)	(－)	(－)
L 学術研究,専門・技術サービス業	100.0	35.3	(100.0)	(0.2)	(－)	(3.6)
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	6.7	(100.0)	(－)	(－)	(－)
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	21.4	(100.0)	(－)	(0.9)	(－)
O 教育，学習支援業	100.0	41.6	(100.0)	(0.1)	(0.6)	(0.1)
P 医療，福祉	100.0	34.6	(100.0)	(－)	(3.1)	(2.1)
Q 複合サービス事業	100.0	37.7	(100.0)	(－)	(1.3)	(1.7)
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	11.9	(100.0)	(0.3)	(－)	(－)

注：1)　(　) 内の数値は、「年次有給休暇の時間単位取得制度がある企業」を100とした割合である。
　　2)　「年次有給休暇の時間単位取得制度がある企業」には、時間単位取得日数が「0日」及び「不明」の企業を含む。

単位取得日数階級別企業割合及び１企業平均年次有給休暇の時間単位取得日数

（単位：%）

時間単位取得可能日数				１企業平均年次有給休暇の時間単位取得日数（日）	年次有給休暇の時間単位取得制度がない企業	産業・企業規模
４日	５日	６～９日	10日以上			
(1.4)	(74.1)	(0.6)	(1.7)	5.1	81.0	T 調査産業計
(2.9)	(84.1)	(1.5)	(1.3)	5.0	76.2	1,000 人以上
(1.1)	(79.1)	(1.0)	(0.4)	4.8	78.2	100 ～ 999 人
(1.5)	(77.6)	(0.5)	(0.9)	4.8	77.0	300 ～ 999 人
(1.0)	(79.7)	(1.2)	(0.2)	4.9	78.5	100 ～ 299 人
(1.5)	(71.1)	(0.3)	(2.5)	5.3	82.4	30 ～ 99 人
(－)	(100.0)	(－)	(－)	5.0	94.4	C 鉱業，採石業，砂利採取業
(1.4)	(69.4)	(－)	(－)	4.7	83.2	D 建設業
(4.2)	(64.5)	(－)	(2.2)	5.0	85.1	E 製造業
(9.5)	(71.1)	(－)	(1.9)	4.6	72.2	1,000 人以上
(4.2)	(70.2)	(－)	(－)	4.6	84.2	100 ～ 999 人
(4.4)	(75.2)	(－)	(－)	4.5	84.6	300 ～ 999 人
(4.1)	(68.7)	(－)	(－)	4.6	84.0	100 ～ 299 人
(3.9)	(61.4)	(－)	(3.3)	5.2	85.9	30 ～ 99 人
(－)	(75.6)	(－)	(0.2)	5.0	84.9	E1 消費関連
(8.1)	(60.5)	(－)	(－)	4.6	86.9	E2 素材関連
(4.4)	(58.5)	(－)	(5.8)	5.2	83.4	E3 機械関連
(－)	(89.3)	(－)	(－)	5.0	75.8	F 電気・ガス・熱供給・水道業
(1.9)	(83.0)	(5.8)	(－)	5.0	80.8	G 情報通信業
(－)	(99.7)	(－)	(－)	5.0	92.9	H 運輸業，郵便業
(－)	(63.8)	(0.1)	(－)	4.6	85.4	I 卸売業，小売業
(－)	(54.5)	(0.1)	(－)	4.6	84.3	50～55 卸売業
(－)	(72.7)	(－)	(－)	4.6	86.3	56～61 小売業
(－)	(83.6)	(0.8)	(1.9)	5.0	68.5	J 金融業，保険業
(－)	(72.2)	(－)	(－)	5.0	83.5	K 不動産業，物品賃貸業
(0.6)	(81.4)	(－)	(3.6)	5.5	64.7	L 学術研究，専門・技術サービス業
(－)	(72.6)	(－)	(－)	5.0	93.3	M 宿泊業，飲食サービス業
(－)	(57.3)	(0.9)	(8.5)	6.7	78.6	N 生活関連サービス業，娯楽業
(－)	(86.6)	(－)	(3.2)	5.5	58.4	O 教育，学習支援業
(1.8)	(79.9)	(1.0)	(1.8)	5.1	65.4	P 医療，福祉
(－)	(85.6)	(－)	(－)	4.9	62.3	Q 複合サービス事業
(－)	(73.7)	(－)	(－)	5.0	88.1	R サービス業（他に分類されないもの）

第14表　産業・企業規模、特別休暇制度の有無、

産業・企業規模	全企業	特別休暇制度がある企業	特別休暇制度の		
			夏季休暇	病気休暇	リフレッシュ休暇
T　調査産業計	100.0	60.3	44.5	25.5	12.4
1,000人以上	100.0	77.4	41.3	40.0	47.6
100～999人	100.0	66.6	46.2	29.0	21.1
300～999人	100.0	69.5	45.5	31.1	29.9
100～299人	100.0	65.6	46.5	28.2	18.2
30～99人	100.0	57.1	43.9	23.6	7.7
C　鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	58.6	36.1	16.6	12.8
D　建設業	100.0	72.7	58.2	31.7	10.2
E　製造業	100.0	59.6	46.8	20.2	12.8
1,000人以上	100.0	87.1	53.3	42.1	64.7
100～999人	100.0	67.4	46.9	24.0	25.0
300～999人	100.0	71.5	44.1	29.5	40.2
100～299人	100.0	66.2	47.8	22.3	20.2
30～99人	100.0	55.5	46.5	17.9	6.1
E1　消費関連	100.0	48.1	35.2	14.2	9.9
E2　素材関連	100.0	67.1	52.2	24.2	14.6
E3　機械関連	100.0	62.3	51.5	21.3	13.6
F　電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	85.4	58.7	41.5	44.1
G　情報通信業	100.0	83.2	58.3	34.4	26.7
H　運輸業，郵便業	100.0	56.1	46.3	21.4	10.0
I　卸売業，小売業	100.0	53.8	41.8	24.6	11.7
50～55　卸売業	100.0	63.3	56.3	29.2	13.8
56～61　小売業	100.0	46.0	29.9	20.8	10.0
J　金融業，保険業	100.0	82.1	40.1	43.5	36.1
K　不動産業，物品賃貸業	100.0	69.3	46.8	27.3	22.0
L　学術研究，専門・技術サービス業	100.0	75.3	67.7	26.3	22.4
M　宿泊業，飲食サービス業	100.0	43.6	20.4	25.0	6.1
N　生活関連サービス業，娯楽業	100.0	55.7	41.7	15.7	11.6
O　教育，学習支援業	100.0	78.4	62.3	45.0	10.4
P　医療，福祉	100.0	62.0	40.6	30.9	11.6
Q　複合サービス事業	100.0	77.4	50.0	34.4	20.6
R　サービス業(他に分類されないもの)	100.0	54.9	39.1	20.1	9.3

注：1)「左記以外の1週間以上の長期の休暇」には、法定休暇で法律の規定よりも労働者を優遇している場合の上積分は含まない。

特別休暇制度の種類別企業割合

（単位：%）

種類（複数回答）			特別休暇制度がない企業	産業・企業規模
ボランティア休暇	教育訓練休暇	左記以外の1週間以上の長期の休暇[1)]		
4.3	4.2	14.8	39.7	T 調査産業計
22.8	4.4	21.3	22.6	1,000人以上
7.5	3.0	18.9	33.4	100～999人
10.8	3.6	18.9	30.5	300～999人
6.4	2.8	18.9	34.4	100～299人
2.4	4.7	12.8	42.9	30～99人
4.2	3.3	9.5	41.4	C 鉱業，採石業，砂利採取業
3.6	15.7	12.1	27.3	D 建設業
4.1	4.2	17.7	40.4	E 製造業
35.9	7.6	33.5	12.9	1,000人以上
7.7	3.1	21.3	32.6	100～999人
12.3	3.2	21.2	28.5	300～999人
6.3	3.1	21.4	33.8	100～299人
1.6	4.5	15.6	44.5	30～99人
2.7	3.6	9.1	51.9	E1 消費関連
4.0	4.8	21.1	32.9	E2 素材関連
5.5	4.1	21.8	37.7	E3 機械関連
21.4	6.6	14.2	14.6	F 電気・ガス・熱供給・水道業
6.0	5.5	19.2	16.8	G 情報通信業
1.3	5.7	8.7	43.9	H 運輸業，郵便業
2.8	1.2	10.3	46.2	I 卸売業，小売業
4.7	0.1	11.0	36.7	50～55 卸売業
1.2	2.1	9.8	54.0	56～61 小売業
15.7	3.2	28.0	17.9	J 金融業，保険業
6.5	6.2	16.5	30.7	K 不動産業，物品賃貸業
11.0	5.4	18.6	24.7	L 学術研究，専門・技術サービス業
1.9	2.8	6.4	56.4	M 宿泊業，飲食サービス業
7.2	2.1	9.8	44.3	N 生活関連サービス業，娯楽業
6.9	4.5	30.9	21.6	O 教育，学習支援業
5.0	3.9	18.6	38.0	P 医療，福祉
3.0	1.1	24.1	22.6	Q 複合サービス事業
5.2	2.4	14.9	45.1	R サービス業（他に分類されないもの）

第15-1表　産業・企業規模、夏季休暇制度がある企業の賃金の支給状況別企業割合及び１企業平均１回当たり最高付与日数

（単位：%）　（単位：日）

産業・企業規模	夏季休暇制度がある企業[1]		賃金の支給状況			１企業平均１回当たり最高付与日数[2]			
			有給		無給		有給		無給
			全額	一部			全額	一部	
T 調査産業計	[44.5]	100.0	82.5	3.0	14.5	4.4	4.4	4.1	4.6
1,000人以上	[41.3]	100.0	89.7	1.3	9.0	4.9	4.8	4.1	5.8
100～999人	[46.2]	100.0	84.9	2.4	12.6	4.3	4.3	5.5	4.0
300～999人	[45.5]	100.0	85.5	1.5	13.1	4.3	4.3	5.6	4.3
100～299人	[46.5]	100.0	84.8	2.8	12.5	4.2	4.2	5.5	3.9
30～99人	[43.9]	100.0	81.3	3.3	15.4	4.5	4.5	3.7	4.8
C 鉱業，採石業，砂利採取業	[36.1]	100.0	45.9	9.0	45.1	3.7	3.8	X	3.8
D 建設業	[58.2]	100.0	63.7	2.8	33.5	4.7	4.5	3.9	5.4
E 製造業	[46.8]	100.0	79.8	3.0	17.2	5.2	5.1	4.8	5.2
1,000人以上	[53.3]	100.0	83.9	－	16.1	5.7	5.6	－	6.0
100～999人	[46.9]	100.0	79.5	2.9	17.5	5.0	4.9	6.9	5.0
300～999人	[44.1]	100.0	78.1	4.5	17.4	5.2	5.0	5.7	6.3
100～299人	[47.8]	100.0	79.9	2.5	17.6	4.9	4.9	X	4.7
30～99人	[46.5]	100.0	79.7	3.2	17.1	5.2	5.2	3.9	5.4
E1 消費関連	[35.2]	100.0	77.8	1.3	21.0	4.2	4.2	X	4.1
E2 素材関連	[52.2]	100.0	79.8	2.9	17.3	5.1	5.0	7.4	5.1
E3 機械関連	[51.5]	100.0	81.1	4.3	14.7	5.7	5.9	2.0	6.1
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[58.7]	100.0	94.3	－	5.7	3.5	3.5	－	X
G 情報通信業	[58.3]	100.0	94.6	－	5.4	3.9	3.9	－	2.9
H 運輸業，郵便業	[46.3]	100.0	66.1	8.7	25.2	4.2	4.3	4.7	3.7
I 卸売業，小売業	[41.8]	100.0	85.6	3.7	10.8	4.0	3.9	3.2	4.6
50～55 卸売業	[56.3]	100.0	88.2	2.9	8.9	4.1	3.9	X	4.9
56～61 小売業	[29.9]	100.0	81.4	4.9	13.7	3.8	3.9	1.2	4.3
J 金融業，保険業	[40.1]	100.0	100.0	－	－	4.4	4.4	－	－
K 不動産業，物品賃貸業	[46.8]	100.0	91.9	1.0	7.1	4.4	4.3	X	5.2
L 学術研究，専門・技術サービス業	[67.7]	100.0	95.4	2.3	2.3	3.8	3.9	1.3	4.0
M 宿泊業，飲食サービス業	[20.4]	100.0	79.7	－	20.3	4.8	4.9	－	3.5
N 生活関連サービス業，娯楽業	[41.7]	100.0	84.6	－	15.4	4.7	5.0	－	3.5
O 教育，学習支援業	[62.3]	100.0	91.4	3.5	5.1	7.1	7.3	3.3	5.9
P 医療，福祉	[40.6]	100.0	93.5	2.3	4.1	3.7	3.7	X	2.6
Q 複合サービス事業	[50.0]	100.0	99.0	－	1.0	3.4	3.4	－	X
R サービス業(他に分類されないもの)	[39.1]	100.0	74.4	2.4	23.2	3.7	3.8	X	3.3

注:1)［　］内の数値は、全企業に対する夏季休暇制度がある企業割合である。
2)「１企業平均１回当たり最高付与日数」は、各企業の休暇制度で定められている最高付与日数の平均である。

第15-2表　産業・企業規模、病気休暇制度がある企業の賃金の支給状況別企業割合及び１企業平均１回当たり最高付与日数

（単位：%）　（単位：日）

産業・企業規模	病気休暇制度がある企業[1]		賃金の支給状況			１企業平均１回当たり最高付与日数[2]			
			有給		無給		有給		無給
			全額	一部			全額	一部	
T 調査産業計	[25.5]	100.0	41.5	19.7	38.8	167.7	82.4	239.3	241.1
1,000人以上	[40.0]	100.0	53.6	17.0	29.4	280.0	129.5	496.9	438.5
100～999人	[29.0]	100.0	47.3	20.8	31.8	194.0	93.1	306.1	315.7
300～999人	[31.1]	100.0	47.7	17.3	35.1	244.0	101.3	418.6	373.4
100～299人	[28.2]	100.0	47.2	22.1	30.7	174.4	90.2	275.5	281.9
30～99人	[23.6]	100.0	37.9	19.3	42.8	143.1	68.9	179.5	200.4
C 鉱業，採石業，砂利採取業	[16.6]	100.0	73.2	26.8	－	196.7	X	X	－
D 建設業	[31.7]	100.0	39.0	24.5	36.6	100.2	45.3	88.0	176.5
E 製造業	[20.2]	100.0	32.1	17.3	50.6	174.7	33.4	260.5	230.7
1,000人以上	[42.1]	100.0	53.3	26.9	19.8	222.6	69.8	546.6	228.6
100～999人	[24.0]	100.0	35.9	19.3	44.8	217.9	41.9	353.2	302.9
300～999人	[29.5]	100.0	43.1	14.6	42.2	327.5	81.0	649.0	464.6
100～299人	[22.3]	100.0	32.9	21.3	45.8	179.6	26.0	308.3	235.0
30～99人	[17.9]	100.0	28.3	15.5	56.2	135.7	14.8	92.3	191.4
E1 消費関連	[14.2]	100.0	32.6	22.9	44.5	76.0	27.1	92.3	165.5
E2 素材関連	[24.2]	100.0	33.4	9.0	57.6	203.4	34.9	469.4	218.3
E3 機械関連	[21.3]	100.0	30.1	23.9	45.9	190.2	38.3	188.3	259.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[41.5]	100.0	73.0	10.9	16.2	169.0	56.3	643.8	X
G 情報通信業	[34.4]	100.0	43.6	13.2	43.2	185.1	60.2	350.8	267.6
H 運輸業，郵便業	[21.4]	100.0	29.4	31.6	39.0	170.7	10.8	182.2	420.5
I 卸売業，小売業	[24.6]	100.0	45.6	17.2	37.2	184.7	96.8	97.0	338.9
50～55 卸売業	[29.2]	100.0	39.6	18.1	42.3	254.0	143.0	158.3	422.4
56～61 小売業	[20.8]	100.0	52.6	16.1	31.3	84.8	36.2	16.4	197.3
J 金融業，保険業	[43.5]	100.0	60.2	30.9	8.9	325.7	159.7	682.7	337.2
K 不動産業，物品賃貸業	[27.3]	100.0	40.4	23.5	36.0	345.7	147.2	789.9	212.5
L 学術研究，専門・技術サービス業	[26.3]	100.0	69.0	8.8	22.2	136.4	133.0	160.0	140.4
M 宿泊業，飲食サービス業	[25.0]	100.0	49.7	21.0	29.3	87.2	56.4	248.4	90.8
N 生活関連サービス業，娯楽業	[15.7]	100.0	53.6	23.1	23.3	208.7	58.4	605.8	121.0
O 教育，学習支援業	[45.0]	100.0	59.2	24.6	16.2	178.9	136.8	302.5	203.1
P 医療，福祉	[30.9]	100.0	39.5	17.0	43.6	108.2	66.9	90.0	173.0
Q 複合サービス事業	[34.4]	100.0	52.6	32.0	15.3	334.3	195.5	463.1	510.9
R サービス業(他に分類されないもの)	[20.1]	100.0	28.2	21.2	50.7	237.5	179.0	268.3	276.3

注:1)［　］内の数値は、全企業に対する病気休暇制度がある企業割合である。
2)「１企業平均１回当たり最高付与日数」は、各企業の休暇制度で定められている最高付与日数の平均である。

第15-3表　産業・企業規模、リフレッシュ休暇制度がある企業の賃金の支給状況別企業割合及び１企業平均１回当たり最高付与日数

（単位：%）　（単位：日）

産業・企業規模	リフレッシュ休暇制度がある企業[1]		賃金の支給状況			１企業平均１回当たり最高付与日数[2]			
			有給		無給		有給		無給
			全額	一部			全額	一部	
T 調査産業計	[12.4]	100.0	97.0	1.2	1.8	5.5	5.5	5.4	7.5
1,000人以上	[47.6]	100.0	95.9	1.5	2.6	7.3	7.3	7.9	6.9
100～999人	[21.1]	100.0	96.0	2.2	1.8	5.9	5.9	5.1	13.4
300～999人	[29.9]	100.0	95.0	3.7	1.2	6.1	6.1	6.4	X
100～299人	[18.2]	100.0	96.5	1.3	2.2	5.8	5.7	3.2	X
30～99人	[7.7]	100.0	98.4	－	1.6	4.6	4.6	－	X
C 鉱業，採石業，砂利採取業	[12.8]	100.0	100.0	－	－	3.3	3.3	－	－
D 建設業	[10.2]	100.0	99.6	－	0.4	4.7	4.7	－	X
E 製造業	[12.8]	100.0	97.1	0.6	2.3	5.9	5.7	X	20.1
1,000人以上	[64.7]	100.0	98.7	－	1.3	6.9	6.9	－	X
100～999人	[25.0]	100.0	95.1	1.0	3.9	5.9	5.6	X	X
300～999人	[40.2]	100.0	97.3	2.7	－	6.2	6.2	X	－
100～299人	[20.2]	100.0	93.8	－	6.2	5.7	5.1	－	X
30～99人	[6.1]	100.0	100.0	－	－	5.4	5.4	－	－
E1 消費関連	[9.9]	100.0	94.1	1.1	4.8	5.9	5.9	X	X
E2 素材関連	[14.6]	100.0	99.2	0.8	－	5.0	5.0	X	－
E3 機械関連	[13.6]	100.0	96.7	－	3.3	6.8	6.3	－	X
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[44.1]	100.0	100.0	－	－	6.6	6.6	－	－
G 情報通信業	[26.7]	100.0	97.7	－	2.3	8.0	8.0	－	X
H 運輸業，郵便業	[10.0]	100.0	97.0	1.9	1.1	4.2	4.2	4.9	X
I 卸売業，小売業	[11.7]	100.0	98.9	1.0	0.1	5.1	5.1	7.9	X
50～55 卸売業	[13.8]	100.0	99.4	0.6	－	5.2	5.2	X	－
56～61 小売業	[10.0]	100.0	98.3	1.5	0.2	5.0	4.9	X	X
J 金融業，保険業	[36.1]	100.0	100.0	－	－	6.3	6.3	－	－
K 不動産業，物品賃貸業	[22.0]	100.0	95.1	4.2	0.7	6.7	6.7	5.6	X
L 学術研究，専門・技術サービス業	[22.4]	100.0	98.3	－	1.7	6.1	6.1	－	X
M 宿泊業，飲食サービス業	[6.1]	100.0	75.7	－	24.3	6.0	6.9	－	X
N 生活関連サービス業，娯楽業	[11.6]	100.0	100.0	－	－	6.3	6.3	－	－
O 教育，学習支援業	[10.4]	100.0	97.5	2.5	－	5.7	5.8	X	－
P 医療，福祉	[11.6]	100.0	98.1	1.0	1.0	4.0	4.0	X	X
Q 複合サービス事業	[20.6]	100.0	100.0	－	－	5.2	5.2	－	－
R サービス業(他に分類されないもの)	[9.3]	100.0	91.5	7.3	1.2	5.4	5.5	X	X

注:1)［ ］内の数値は、全企業に対するリフレッシュ休暇制度がある企業割合である。
2)「１企業平均１回当たり最高付与日数」は、各企業の休暇制度で定められている最高付与日数の平均である。

第15-4表　産業・企業規模、ボランティア休暇制度がある企業の賃金の支給状況別企業割合及び１企業平均１回当たり最高付与日数

（単位：%）　（単位：日）

産業・企業規模	ボランティア休暇制度がある企業[1]		賃金の支給状況			１企業平均１回当たり最高付与日数[2]	有給		無給
			有給		無給		全額	一部	
			全額	一部					
T 調査産業計	[4.3]	100.0	74.6	12.2	13.3	31.8	20.3	74.3	107.3
1,000人以上	[22.8]	100.0	75.1	6.6	18.2	39.5	8.6	247.3	121.1
100～999人	[7.5]	100.0	80.9	4.7	14.4	39.9	26.1	121.4	103.3
300～999人	[10.8]	100.0	85.2	3.2	11.6	42.5	7.7	464.5	171.8
100～299人	[6.4]	100.0	78.5	5.6	15.9	38.5	36.3	10.5	70.3
30～99人	[2.4]	100.0	66.1	23.6	10.3	13.1	14.1	7.0	X
C 鉱業，採石業，砂利採取業	[4.2]	100.0	100.0	－	－	4.4	4.4	－	－
D 建設業	[3.6]	100.0	22.3	74.8	2.9	29.5	31.0	23.7	X
E 製造業	[4.1]	100.0	85.0	1.8	13.2	97.4	69.1	336.8	271.1
1,000人以上	[35.9]	100.0	71.6	9.4	19.0	68.8	9.7	336.8	117.1
100～999人	[7.7]	100.0	82.4	－	17.6	127.3	94.0	－	331.9
300～999人	[12.3]	100.0	85.6	－	14.4	107.7	12.1	－	427.5
100～299人	[6.3]	100.0	80.5	－	19.5	135.6	123.8	－	X
30～99人	[1.6]	100.0	100.0	－	－	X	X	－	－
E1 消費関連	[2.7]	100.0	90.1	1.9	8.0	56.5	10.4	X	302.7
E2 素材関連	[4.0]	100.0	84.6	1.0	14.4	59.8	38.9	X	173.6
E3 機械関連	[5.5]	100.0	83.1	2.3	14.6	170.3	145.6	109.3	453.6
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[21.4]	100.0	96.4	－	3.6	6.4	6.4	－	X
G 情報通信業	[6.0]	100.0	68.4	18.4	13.1	79.6	5.5	331.8	X
H 運輸業，郵便業	[1.3]	100.0	44.0	－	56.0	16.2	5.9	－	23.5
I 卸売業，小売業	[2.8]	100.0	73.8	19.1	7.0	9.2	9.2	－	X
50～55 卸売業	[4.7]	100.0	74.2	25.4	0.4	11.0	11.0	－	X
56～61 小売業	[1.2]	100.0	72.5	－	27.5	4.3	3.8	－	X
J 金融業，保険業	[15.7]	100.0	92.2	2.6	5.2	27.0	4.6	X	X
K 不動産業，物品賃貸業	[6.5]	100.0	71.3	26.5	2.3	8.0	9.2	X	X
L 学術研究，専門・技術サービス業	[11.0]	100.0	84.6	11.4	4.0	6.2	6.9	2.1	X
M 宿泊業，飲食サービス業	[1.9]	100.0	22.6	72.6	4.8	X	X	X	X
N 生活関連サービス業，娯楽業	[7.2]	100.0	71.9	－	28.1	8.0	7.1	－	X
O 教育，学習支援業	[6.9]	100.0	90.7	3.8	5.5	17.7	5.9	X	X
P 医療，福祉	[5.0]	100.0	77.9	0.5	21.6	4.4	4.5	X	3.5
Q 複合サービス事業	[3.0]	100.0	100.0	－	－	4.2	4.2	－	－
R サービス業(他に分類されないもの)	[5.2]	100.0	80.2	11.0	8.8	12.2	13.3	X	X

注:1)［ ］内の数値は、全企業に対するボランティア休暇制度がある企業割合である。
2)「１企業平均１回当たり最高付与日数」は、各企業の休暇制度で定められている最高付与日数の平均である。

第15-5表　産業・企業規模、教育訓練休暇制度がある企業の賃金の支給状況別企業割合及び１企業平均１回当たり最高付与日数

（単位：%）　（単位：日）

産業・企業規模	教育訓練休暇制度がある企業[1)]		賃金の支給状況			１企業平均１回当たり最高付与日数[2)]			
			有給		無給		有給		無給
			全額	一部			全額	一部	
T 調査産業計	[4.2]	100.0	86.4	6.8	6.8	23.1	15.1	2.9	106.9
1,000人以上	[4.4]	100.0	71.6	2.3	26.1	358.0	321.5	X	510.2
100～999人	[3.0]	100.0	85.1	2.9	12.0	57.0	26.7	X	224.8
300～999人	[3.6]	100.0	82.4	1.9	15.7	179.9	67.2	X	602.4
100～299人	[2.8]	100.0	86.2	3.3	10.4	11.8	13.2	X	X
30～99人	[4.7]	100.0	87.2	8.0	4.8	4.7	5.0	X	X
C 鉱業，採石業，砂利採取業	[3.3]	X	X	X	X	X	X	X	X
D 建設業	[15.7]	100.0	84.2	8.1	7.7	10.4	10.9	X	X
E 製造業	[4.2]	100.0	89.1	－	10.9	25.1	6.6	－	121.9
1,000人以上	[7.6]	100.0	82.0	－	18.0	221.3	12.2	－	796.9
100～999人	[3.1]	100.0	94.8	－	5.2	71.8	18.8	－	X
300～999人	[3.2]	100.0	78.7	－	21.3	X	X	－	X
100～299人	[3.1]	100.0	100.0	－	－	19.7	19.7	－	－
30～99人	[4.5]	100.0	87.8	－	12.2	2.2	2.2	－	X
E1 消費関連	[3.6]	100.0	98.5	－	1.5	25.6	9.3	－	X
E2 素材関連	[4.8]	100.0	77.7	－	22.3	2.6	2.8	－	X
E3 機械関連	[4.1]	100.0	95.6	－	4.4	55.0	7.8	－	688.8
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[6.6]	100.0	100.0	－	－	143.2	143.2	－	－
G 情報通信業	[5.5]	100.0	93.4	－	6.6	109.9	1.2	－	X
H 運輸業，郵便業	[5.7]	100.0	72.6	23.7	3.7	2.5	2.7	X	X
I 卸売業，小売業	[1.2]	100.0	97.0	－	3.0	235.3	235.3	－	X
50～55 卸売業	[0.1]	X	X	X	X	X	X	X	X
56～61 小売業	[2.1]	100.0	96.9	－	3.1	235.3	235.3	－	X
J 金融業，保険業	[3.2]	100.0	92.5	7.5	－	X	X	X	－
K 不動産業，物品賃貸業	[6.2]	100.0	92.2	－	7.8	8.3	8.3	－	X
L 学術研究，専門・技術サービス業	[5.4]	100.0	97.8	－	2.2	31.9	27.0	－	X
M 宿泊業，飲食サービス業	[2.8]	100.0＊	50.0	50.0	－	X	X	X	－
N 生活関連サービス業，娯楽業	[2.1]	100.0＊	77.4	22.6	－	X	X	X	－
O 教育，学習支援業	[4.5]	100.0	96.6	－	3.4	31.2	13.7	－	X
P 医療，福祉	[3.9]	100.0	90.9	－	9.1	15.9	18.6	－	X
Q 複合サービス事業	[1.1]	100.0	100.0	－	－	X	X	－	－
R サービス業(他に分類されないもの)	[2.4]	100.0	98.5	－	1.5	17.8	12.4	－	X

注:1)［ ］内の数値は、全企業に対する教育訓練休暇制度がある企業割合である。
2)「１企業平均１回当たり最高付与日数」は、各企業の休暇制度で定められている最高付与日数の平均である。

第15-6表　産業・企業規模、その他１週間以上の長期の休暇制度がある企業の賃金の支給状況別企業割合及び１企業平均１回当たり最高付与日数

（単位：%）　（単位：日）

産業・企業規模	その他１週間以上の長期の休暇制度がある企業[1]		賃金の支給状況			１企業平均１回当たり最高付与日数[2]	有給		無給
			有給		無給		全額	一部	
			全額	一部					
T 調査産業計	[14.8]	100.0	85.7	1.5	12.9	8.9	8.5	9.2	12.1
1,000 人以上	[21.3]	100.0	84.3	4.1	11.6	20.5	9.4	14.3	111.1
100 ～ 999 人	[18.9]	100.0	88.8	2.3	8.8	9.2	9.0	7.7	11.7
300 ～ 999 人	[18.9]	100.0	87.8	2.8	9.4	13.1	12.1	X	26.5
100 ～ 299 人	[18.9]	100.0	89.2	2.2	8.6	8.0	8.0	7.5	7.8
30 ～ 99 人	[12.8]	100.0	83.8	0.8	15.4	8.0	8.0	X	7.7
C 鉱業，採石業，砂利採取業	[9.5]	100.0	31.6	34.2	34.2	7.0	X	X	X
D 建設業	[12.1]	100.0	77.4	0.6	22.0	7.8	7.5	X	8.8
E 製造業	[17.7]	100.0	72.6	2.9	24.5	8.4	8.3	8.4	8.8
1,000 人以上	[33.5]	100.0	86.9	1.0	12.2	16.3	9.9	X	69.8
100 ～ 999 人	[21.3]	100.0	82.0	3.1	15.0	8.0	8.2	X	7.5
300 ～ 999 人	[21.2]	100.0	87.7	3.2	9.0	9.9	10.1	X	8.4
100 ～ 299 人	[21.4]	100.0	80.2	3.0	16.8	7.4	7.5	X	7.4
30 ～ 99 人	[15.6]	100.0	66.3	3.0	30.8	8.1	8.2	X	7.7
E1 消費関連	[9.1]	100.0	55.8	－	44.2	8.2	7.6	－	9.1
E2 素材関連	[21.1]	100.0	83.6	－	16.4	8.1	8.3	－	7.1
E3 機械関連	[21.8]	100.0	67.7	7.1	25.2	8.7	8.4	8.4	9.5
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[14.2]	100.0	100.0	－	－	8.8	8.8	－	－
G 情報通信業	[19.2]	100.0	92.9	0.9	6.2	8.3	8.2	X	7.9
H 運輸業，郵便業	[8.7]	100.0	81.1	1.7	17.2	7.8	7.9	X	7.1
I 卸売業，小売業	[10.3]	100.0	95.1	1.1	3.7	7.4	7.4	X	7.4
50～55 卸売業	[11.0]	100.0	99.3	0.7	－	7.6	7.6	X	－
56～61 小売業	[9.8]	100.0	91.3	1.5	7.2	7.3	7.3	X	7.4
J 金融業，保険業	[28.0]	100.0	98.3	0.9	0.8	8.8	8.8	X	X
K 不動産業，物品賃貸業	[16.5]	100.0	95.2	－	4.8	8.3	8.3	－	X
L 学術研究，専門・技術サービス業	[18.6]	100.0	93.9	－	6.1	8.0	8.0	－	X
M 宿泊業，飲食サービス業	[6.4]	100.0	99.3	－	0.7	21.1	18.4	－	X
N 生活関連サービス業，娯楽業	[9.8]	100.0	100.0	－	－	12.9	12.9	－	－
O 教育，学習支援業	[30.9]	100.0	93.0	－	7.0	10.8	9.0	－	X
P 医療，福祉	[18.6]	100.0	92.5	1.8	5.7	7.9	7.9	X	X
Q 複合サービス事業	[24.1]	100.0	95.2	4.8	－	8.0	7.8	10.5	－
R サービス業(他に分類されないもの)	[14.9]	100.0	71.6	－	28.4	10.6	7.1	－	28.3

注:1)［ ］内の数値は、全企業に対するその他1週間以上の長期の休暇制度がある企業割合である。
2)「１企業平均１回当たり最高付与日数」は、各企業の休暇制度で定められている最高付与日数の平均である。

第16-1表　産業・企業規模、病気休暇制度がある企業の賃金の支給状況別１企業平均年間の最高付与日数

（単位：日）

産業・企業規模	病気休暇制度がある企業	賃金の支給		
		有給		無給
		全額	一部	
T 調査産業計	148.9	84.5	175.1	204.0
1,000 人以上	180.9	98.4	247.7	318.7
100 ～ 999 人	156.7	91.1	221.1	235.2
300 ～ 999 人	169.1	89.5	227.0	263.6
100 ～ 299 人	151.2	91.7	219.0	220.1
30 ～ 99 人	141.6	76.0	138.3	187.5
C 鉱業，採石業，砂利採取業	X	X	X	-
D 建設業	104.9	82.9	61.9	154.1
E 製造業	169.5	44.8	229.2	242.6
1,000 人以上	102.0	49.1	226.8	197.8
100 ～ 999 人	167.2	35.9	253.6	254.7
300 ～ 999 人	208.3	66.5	365.0	290.1
100 ～ 299 人	150.6	23.6	227.2	238.0
30 ～ 99 人	177.9	52.6	X	236.9
E1 消費関連	153.6	23.3	94.2	306.5
E2 素材関連	167.7	62.0	334.4	216.4
E3 機械関連	178.1	39.0	216.7	247.1
F 電気・ガス・熱供給・水道業	123.8	44.6	292.7	365.0
G 情報通信業	168.4	60.4	270.7	250.2
H 運輸業，郵便業	120.7	14.7	125.3	299.4
I 卸売業，小売業	152.4	96.2	133.4	203.5
50～55 卸売業	176.7	100.1	198.2	246.5
56～61 小売業	94.6	78.2	X	130.2
J 金融業，保険業	202.0	140.5	336.1	229.8
K 不動産業，物品賃貸業	193.5	133.6	260.6	195.7
L 学術研究，専門・技術サービス業	125.2	130.1	160.2	57.4
M 宿泊業，飲食サービス業	95.5	80.4	248.4	70.4
N 生活関連サービス業，娯楽業	131.1	69.2	219.5	105.6
O 教育，学習支援業	144.9	102.0	218.4	331.0
P 医療，福祉	143.6	86.0	90.0	198.6
Q 複合サービス事業	226.4	140.5	314.2	365.0
R サービス業(他に分類されないもの)	175.9	164.2	246.2	142.7

注:「１企業平均年間の最高付与日数」は、各企業の休暇制度で定められている最高付与日数の平均である。

第16-2表　産業・企業規模、ボランティア休暇制度がある企業の賃金の支給状況別１企業平均年間の最高付与日数

（単位：日）

産業・企業規模	ボランティア休暇制度がある企業	賃金の支給		
		有給		無給
		全額	一部	
T 調査産業計	20.9	14.8	46.9	59.7
1,000人以上	26.8	8.9	133.3	88.0
100～999人	23.8	16.1	84.1	51.2
300～999人	32.0	6.9	280.7	127.4
100～299人	19.7	20.9	8.8	17.1
30～99人	13.6	14.7	7.0	X
C 鉱業，採石業，砂利採取業	X	X	－	－
D 建設業	22.0	11.5	22.0	X
E 製造業	58.9	44.9	131.5	202.6
1,000人以上	49.0	9.4	131.5	142.3
100～999人	68.2	51.9	－	240.4
300～999人	73.2	7.4	－	240.4
100～299人	66.1	66.1	－	X
30～99人	X	X	－	－
E1 消費関連	44.5	10.8	X	302.7
E2 素材関連	40.5	41.2	X	38.9
E3 機械関連	89.7	75.1	109.3	255.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	6.4	6.5	－	X
G 情報通信業	64.4	6.5	203.9	X
H 運輸業，郵便業	4.9	4.8	－	5.0
I 卸売業，小売業	7.1	7.0	X	X
50～55 卸売業	7.4	7.4	X	X
56～61 小売業	5.9	5.4	－	X
J 金融業，保険業	18.4	6.3	X	X
K 不動産業，物品賃貸業	5.0	5.0	X	X
L 学術研究，専門・技術サービス業	6.2	7.3	X	X
M 宿泊業，飲食サービス業	X	X	X	X
N 生活関連サービス業，娯楽業	5.7	5.7	－	X
O 教育，学習支援業	9.6	5.2	X	X
P 医療，福祉	4.4	4.5	X	3.5
Q 複合サービス事業	4.2	4.2	－	－
R サービス業(他に分類されないもの)	12.9	14.4	X	X

注:「１企業平均年間の最高付与日数」は、各企業の休暇制度で定められている最高付与日数の平均である。

第16-3表　産業・企業規模、教育訓練休暇制度がある企業の賃金の支給状況別１企業平均年間の最高付与日数

（単位：日）

産業・企業規模	教育訓練休暇制度がある企業	賃金の支給		
		有　給		無　給
		全額	一部	
T 調査産業計	33.3	28.4	X	117.3
1,000 人以上	173.3	118.7	X	289.1
100 ～ 999 人	56.0	33.8	X	365.0
300 ～ 999 人	137.2	80.7	X	365.0
100 ～ 299 人	14.6	14.6	X	X
30 ～ 99 人	23.3	25.1	X	X
C 鉱業，採石業，砂利採取業	X	X	X	X
D 建設業	10.1	9.8	X	X
E 製造業	123.8	110.6	－	330.4
1,000 人以上	107.9	8.2	－	266.5
100 ～ 999 人	49.1	16.4	－	X
300 ～ 999 人	X	X	－	X
100 ～ 299 人	16.0	16.0	－	－
30 ～ 99 人	X	X	－	X
E1 消費関連	25.6	16.0	－	X
E2 素材関連	X	X	－	X
E3 機械関連	178.2	165.9	－	323.8
F 電気・ガス・熱供給・水道業	178.0	178.0	－	－
G 情報通信業	91.0	X	－	X
H 運輸業，郵便業	2.7	2.7	X	X
I 卸売業，小売業	X	X	－	X
50～55 卸売業	X	X	X	X
56～61 小売業	X	X	－	X
J 金融業，保険業	X	X	X	－
K 不動産業，物品賃貸業	X	X	－	X
L 学術研究，専門・技術サービス業	37.7	32.1	－	X
M 宿泊業，飲食サービス業	X	X	X	－
N 生活関連サービス業，娯楽業	X	X	X	－
O 教育，学習支援業	34.7	8.4	－	X
P 医療，福祉	32.0	32.0	－	X
Q 複合サービス事業	X	X	－	－
R サービス業(他に分類されないもの)	23.1	15.6	－	X

注:「１企業平均年間の最高付与日数」は、各企業の休暇制度で定められている最高付与日数の平均である。

第16-4表　産業・企業規模、その他１週間以上の長期の休暇制度がある企業の賃金の支給状況別１企業平均年間の最高付与日数

（単位：日）

産業・企業規模	その他１週間以上の長期の休暇制度がある企業	賃金の支給		
		有　給		無　給
		全額	一部	
T 調査産業計	9.9	9.4	10.4	13.9
1,000 人以上	20.8	10.5	21.6	77.5
100 ～ 999 人	11.0	10.1	X	19.0
300 ～ 999 人	17.4	14.0	X	43.5
100 ～ 299 人	8.7	8.7	X	8.7
30 ～ 99 人	8.9	8.9	X	8.5
C 鉱業，採石業，砂利採取業	X	X	X	X
D 建設業	7.9	7.5	X	8.8
E 製造業	9.8	9.7	X	10.0
1,000 人以上	21.5	12.8	X	77.8
100 ～ 999 人	8.4	8.5	X	8.1
300 ～ 999 人	8.4	7.7	X	11.6
100 ～ 299 人	8.5	8.7	X	7.4
30 ～ 99 人	9.8	10.3	X	8.6
E1 消費関連	9.2	7.8	－	11.3
E2 素材関連	8.8	9.1	－	7.2
E3 機械関連	10.6	10.6	X	11.1
F 電気・ガス・熱供給・水道業	7.8	7.8	－	－
G 情報通信業	9.7	8.9	X	16.3
H 運輸業，郵便業	10.5	11.5	X	X
I 卸売業，小売業	7.8	7.8	X	7.4
50～55 卸売業	8.0	8.0	X	－
56～61 小売業	7.6	7.6	X	7.4
J 金融業，保険業	8.2	8.2	X	X
K 不動産業，物品賃貸業	8.5	8.4	－	X
L 学術研究，専門・技術サービス業	8.4	8.4	－	X
M 宿泊業，飲食サービス業	27.7	23.8	－	X
N 生活関連サービス業，娯楽業	15.7	15.7	－	－
O 教育，学習支援業	13.7	10.9	－	X
P 医療，福祉	8.8	8.1	X	X
Q 複合サービス事業	8.2	8.0	X	－
R サービス業(他に分類されないもの)	9.0	7.1	－	62.6

注:「１企業平均年間の最高付与日数」は、各企業の休暇制度で定められている最高付与日数の平均である。

第17表 産業・企業規模、特別休暇制度の種類、

産業・企業規模	全企業	夏季休暇	利用状況		病気休暇	利用状況		リフレッシュ休暇	利用状況	
			有	無		有	無		有	無
T 調査産業計	100.0	44.5	43.3	1.2	25.5	13.7	11.9	12.4	10.6	1.8
1,000人以上	100.0	41.3	41.3	－	40.0	37.5	2.5	47.6	45.1	2.5
100～999人	100.0	46.2	45.4	0.8	29.0	21.5	7.5	21.1	18.8	2.3
300～999人	100.0	45.5	45.0	0.5	31.1	25.6	5.6	29.9	27.7	2.3
100～299人	100.0	46.5	45.6	0.9	28.2	20.1	8.1	18.2	15.9	2.3
30～99人	100.0	43.9	42.4	1.4	23.6	9.6	14.0	7.7	6.1	1.6
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	36.1	32.8	3.3	16.6	7.7	8.9	12.8	12.8	－
D 建設業	100.0	58.2	55.6	2.6	31.7	23.4	8.3	10.2	8.9	1.4
E 製造業	100.0	46.8	45.6	1.2	20.2	10.2	10.0	12.8	10.8	2.0
1,000人以上	100.0	53.3	53.3	－	42.1	40.2	1.9	64.7	61.6	3.1
100～999人	100.0	46.9	46.7	0.3	24.0	17.5	6.5	25.0	23.2	1.7
300～999人	100.0	44.1	42.9	1.2	29.5	23.9	5.5	40.2	38.9	1.3
100～299人	100.0	47.8	47.8	－	22.3	15.5	6.8	20.2	18.4	1.9
30～99人	100.0	46.5	44.9	1.6	17.9	6.2	11.7	6.1	4.0	2.1
E1 消費関連	100.0	35.2	34.1	1.1	14.2	8.0	6.2	9.9	8.9	0.9
E2 素材関連	100.0	52.2	50.1	2.1	24.2	9.3	14.9	14.6	11.2	3.4
E3 機械関連	100.0	51.5	51.4	0.1	21.3	13.2	8.2	13.6	12.0	1.6
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	58.7	58.7	－	41.5	29.6	11.9	44.1	34.8	9.3
G 情報通信業	100.0	58.3	58.3	－	34.4	27.1	7.3	26.7	23.6	3.1
H 運輸業，郵便業	100.0	46.3	42.6	3.7	21.4	9.3	12.1	10.0	9.4	0.6
I 卸売業，小売業	100.0	41.8	40.8	1.0	24.6	12.3	12.3	11.7	10.3	1.3
50～55 卸売業	100.0	56.3	55.7	0.6	29.2	12.9	16.2	13.8	11.5	2.3
56～61 小売業	100.0	29.9	28.5	1.4	20.8	11.7	9.1	10.0	9.4	0.6
J 金融業，保険業	100.0	40.1	40.1	－	43.5	27.3	16.2	36.1	33.3	2.8
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	46.8	46.8	－	27.3	13.2	14.1	22.0	17.6	4.4
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	67.7	67.7	－	26.3	20.3	6.0	22.4	17.6	4.8
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	20.4	18.6	1.8	25.0	9.3	15.6	6.1	5.7	0.4
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	41.7	37.5	4.2	15.7	4.4	11.3	11.6	10.8	0.7
O 教育，学習支援業	100.0	62.3	61.3	1.0	45.0	30.2	14.9	10.4	9.0	1.4
P 医療，福祉	100.0	40.6	40.6	－	30.9	16.6	14.3	11.6	9.6	2.0
Q 複合サービス事業	100.0	50.0	50.0	－	34.4	21.5	12.9	20.6	19.1	1.5
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	39.1	39.1	－	20.1	7.8	12.3	9.3	6.4	3.0

平成29年の利用状況別企業割合

（単位：%）

ボランティア休暇	利用状況		教育訓練休暇	利用状況		左記以外の１週間以上の長期の休暇	利用状況		産業・企業規模
	有	無		有	無		有	無	
4.3	0.7	3.7	4.2	2.9	1.3	14.8	11.8	3.0	**T 調査産業計**
22.8	8.5	14.3	4.4	1.9	2.5	21.3	19.2	2.1	1,000人以上
7.5	1.0	6.5	3.0	1.2	1.8	18.9	15.8	3.1	100～999人
10.8	2.1	8.7	3.6	1.8	1.7	18.9	17.3	1.6	300～999人
6.4	0.7	5.8	2.8	1.1	1.8	18.9	15.3	3.6	100～299人
2.4	0.3	2.1	4.7	3.6	1.1	12.8	9.9	3.0	30～99人
4.2	1.8	2.4	3.3	3.3	－	9.5	6.3	3.3	**C 鉱業，採石業，砂利採取業**
3.6	0.4	3.2	15.7	13.0	2.7	12.1	12.0	0.1	**D 建設業**
4.1	0.9	3.2	4.2	1.8	2.4	17.7	14.9	2.7	**E 製造業**
35.9	14.6	21.3	7.6	3.4	4.3	33.5	31.5	1.9	1,000人以上
7.7	0.9	6.8	3.1	1.0	2.1	21.3	19.4	1.9	100～999人
12.3	1.8	10.5	3.2	0.5	2.7	21.2	19.4	1.8	300～999人
6.3	0.6	5.6	3.1	1.2	1.9	21.4	19.5	1.9	100～299人
1.6	0.5	1.1	4.5	2.0	2.5	15.6	12.5	3.1	30～99人
2.7	0.3	2.5	3.6	0.6	3.0	9.1	7.5	1.7	E1 消費関連
4.0	0.5	3.5	4.8	2.6	2.2	21.1	16.8	4.3	E2 素材関連
5.5	2.0	3.5	4.1	2.0	2.0	21.8	19.7	2.1	E3 機械関連
21.4	8.2	13.2	6.6	2.7	3.9	14.2	12.2	2.1	**F 電気・ガス・熱供給・水道業**
6.0	1.8	4.1	5.5	4.2	1.3	19.2	17.8	1.4	**G 情報通信業**
1.3	0.2	1.1	5.7	5.5	0.2	8.7	8.2	0.5	**H 運輸業，郵便業**
2.8	0.1	2.6	1.2	0.2	1.0	10.3	7.7	2.6	**I 卸売業，小売業**
4.7	0.2	4.5	0.1	－	0.1	11.0	7.3	3.7	50～55 卸売業
1.2	0.1	1.1	2.1	0.5	1.6	9.8	8.0	1.8	56～61 小売業
15.7	5.0	10.7	3.2	0.2	2.9	28.0	22.9	5.1	**J 金融業，保険業**
6.5	0.6	5.9	6.2	4.3	1.9	16.5	13.8	2.7	**K 不動産業，物品賃貸業**
11.0	1.8	9.1	5.4	4.4	1.0	18.6	12.8	5.9	**L 学術研究，専門・技術サービス業**
1.9	－	1.9	2.8	2.8	－	6.4	3.5	3.0	**M 宿泊業，飲食サービス業**
7.2	0.2	7.0	2.1	1.6	0.5	9.8	9.3	0.5	**N 生活関連サービス業，娯楽業**
6.9	1.3	5.6	4.5	2.3	2.2	30.9	20.7	10.2	**O 教育，学習支援業**
5.0	0.5	4.5	3.9	2.8	1.1	18.6	13.9	4.7	**P 医療，福祉**
3.0	1.4	1.6	1.1	0.5	0.6	24.1	23.6	0.5	**Q 複合サービス事業**
5.2	1.3	3.9	2.4	1.7	0.7	14.9	11.0	4.0	**R サービス業(他に分類されないもの)**

第18表　産業・企業規模、変形労働時間制の採用の有無、変形労働時間制の種類別企業割合

（単位：%）

産業・企業規模	全企業	変形労働時間制を採用している企業[1)]	変形労働時間制の種類（複数回答）			変形労働時間制を採用していない企業
			1年単位の変形労働時間制	1か月単位の変形労働時間制	フレックスタイム制	
T 調査産業計	100.0	60.2	35.3	22.3	5.6	39.8
1,000人以上	100.0	74.5	22.0	46.8	24.4	25.5
100～999人	100.0	64.0	31.3	30.4	8.4	36.0
300～999人	100.0	68.8	29.9	35.6	10.7	31.2
100～299人	100.0	62.4	31.8	28.7	7.6	37.6
30～99人	100.0	58.2	37.4	18.1	3.9	41.8
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	80.2	66.2	16.0	6.3	19.8
D 建設業	100.0	61.5	56.1	4.9	2.1	38.5
E 製造業	100.0	63.6	51.2	8.8	7.8	36.4
1,000人以上	100.0	80.4	30.7	32.7	50.0	19.6
100～999人	100.0	66.6	50.4	12.1	12.7	33.4
300～999人	100.0	72.9	43.3	18.2	18.4	27.1
100～299人	100.0	64.7	52.5	10.2	11.0	35.3
30～99人	100.0	61.8	52.2	6.6	4.4	38.2
E1 消費関連	100.0	74.9	63.3	12.7	5.4	25.1
E2 素材関連	100.0	58.1	46.7	7.1	7.8	41.9
E3 機械関連	100.0	59.1	44.8	7.0	10.1	40.9
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	69.1	27.4	46.3	8.7	30.9
G 情報通信業	100.0	45.3	8.9	13.9	25.3	54.7
H 運輸業，郵便業	100.0	76.3	50.1	28.4	3.7	23.7
I 卸売業，小売業	100.0	58.1	34.9	20.2	4.1	41.9
50～55 卸売業	100.0	54.9	37.7	14.3	6.2	45.1
56～61 小売業	100.0	60.8	32.7	24.9	2.4	39.2
J 金融業，保険業	100.0	27.6	4.6	18.1	8.7	72.4
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	46.5	21.6	21.2	6.9	53.5
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	35.8	14.0	8.9	13.9	64.2
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	63.4	26.1	37.5	2.3	36.6
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	47.4	25.3	22.5	5.3	52.6
O 教育，学習支援業	100.0	60.5	43.0	17.9	2.0	39.5
P 医療，福祉	100.0	68.7	21.8	47.3	1.7	31.3
Q 複合サービス事業	100.0	56.2	29.3	27.2	12.3	43.8
R サービス業（他に分類されないもの）	100.0	46.5	25.3	16.8	8.5	53.5

注：1)「変形労働時間制を採用している企業」には、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」を含む。

第19表　産業・企業規模、変形労働時間制の適用の有無、変形労働時間制の種類別適用労働者割合

（単位：%）

産業・企業規模	労働者計	変形労働時間制の適用を受ける労働者[1)]	変形労働時間制の種類			変形労働時間制の適用を受けない労働者
			1年単位の変形労働時間制	1か月単位の変形労働時間制	フレックスタイム制	
T 調査産業計	100.0	51.8	20.9	23.0	7.8	48.2
1,000人以上	100.0	49.1	8.9	27.0	13.1	50.9
100～999人	100.0	53.1	24.1	23.5	5.4	46.9
300～999人	100.0	52.5	21.7	24.4	6.4	47.5
100～299人	100.0	53.7	26.5	22.7	4.5	46.3
30～99人	100.0	54.0	35.7	14.9	3.1	46.0
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	48.4	34.1	11.1	3.3	51.6
D 建設業	100.0	44.0	34.0	7.0	2.9	56.0
E 製造業	100.0	53.4	28.3	11.3	13.8	46.6
1,000人以上	100.0	51.9	10.9	15.2	25.8	48.1
100～999人	100.0	52.8	37.8	9.9	5.1	47.2
300～999人	100.0	50.8	31.8	12.3	6.7	49.2
100～299人	100.0	54.4	42.9	7.8	3.7	45.6
30～99人	100.0	57.9	48.6	5.3	4.1	42.1
E1 消費関連	100.0	64.5	45.6	12.7	6.2	35.5
E2 素材関連	100.0	51.4	27.3	11.3	12.8	48.6
E3 機械関連	100.0	49.8	21.3	10.6	18.0	50.2
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	68.9	4.4	34.9	29.6	31.1
G 情報通信業	100.0	34.0	4.6	5.4	24.0	66.0
H 運輸業，郵便業	100.0	68.5	28.8	36.6	3.1	31.5
I 卸売業，小売業	100.0	61.0	28.8	26.5	5.5	39.0
50～55 卸売業	100.0	49.1	28.4	12.3	8.4	50.9
56～61 小売業	100.0	71.4	29.2	38.9	2.9	28.6
J 金融業，保険業	100.0	19.2	0.8	12.3	6.2	80.8
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	37.4	12.1	15.0	10.2	62.6
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	27.6	7.8	5.7	14.1	72.4
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	60.9	17.5	40.2	2.5	39.1
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	56.3	20.3	32.7	3.3	43.7
O 教育，学習支援業	100.0	43.2	18.0	24.4	0.7	56.8
P 医療，福祉	100.0	57.5	11.6	45.6	0.2	42.5
Q 複合サービス事業	100.0	37.0	4.3	30.6	2.1	63.0
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	44.9	15.6	21.8	7.6	55.1

注：1)「変形労働時間制の適用を受ける労働者」には、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」を含む。

第20表　産業・企業規模、みなし労働時間制の採用の有無、みなし労働時間制の種類別企業割合

（単位：%）

産業・企業規模	全企業	みなし労働時間制を採用している企業	みなし労働時間制の種類（複数回答）			みなし労働時間制を採用していない企業
			事業場外みなし労働時間制	専門業務型裁量労働制	企画業務型裁量労働制	
T 調査産業計	100.0	15.9	14.3	1.8	0.8	84.1
1,000人以上	100.0	25.9	16.5	11.0	4.7	74.1
100～999人	100.0	18.5	16.0	3.0	1.0	81.5
300～999人	100.0	19.3	16.5	3.7	1.0	80.7
100～299人	100.0	18.2	15.8	2.8	1.0	81.8
30～99人	100.0	14.5	13.5	1.0	0.5	85.5
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	7.7	6.5	－	1.2	92.3
D 建設業	100.0	13.3	13.0	0.4	－	86.7
E 製造業	100.0	19.3	18.3	1.6	0.7	80.7
1,000人以上	100.0	39.4	26.0	20.5	10.8	60.6
100～999人	100.0	20.2	17.8	2.8	0.4	79.8
300～999人	100.0	22.7	18.7	5.8	1.8	77.3
100～299人	100.0	19.4	17.5	1.9	－	80.6
30～99人	100.0	18.3	18.3	0.5	0.5	81.7
E1 消費関連	100.0	22.1	20.6	1.5	1.3	77.9
E2 素材関連	100.0	22.2	21.8	0.8	0.3	77.8
E3 機械関連	100.0	13.6	12.5	2.4	0.5	86.4
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	6.8	4.9	1.9	0.6	93.2
G 情報通信業	100.0	32.6	15.5	21.2	2.6	67.4
H 運輸業，郵便業	100.0	14.5	13.7	0.8	－	85.5
I 卸売業，小売業	100.0	23.8	22.7	0.8	1.3	76.2
50～55 卸売業	100.0	32.0	31.3	1.7	0.8	68.0
56～61 小売業	100.0	17.0	15.6	0.0	1.8	83.0
J 金融業，保険業	100.0	19.6	16.9	1.7	4.3	80.4
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	16.9	16.6	0.8	0.3	83.1
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	22.1	12.1	12.1	1.4	77.9
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	6.7	6.7	0.4	－	93.3
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	14.7	12.8	0.2	3.3	85.3
O 教育，学習支援業	100.0	10.8	6.7	4.9	－	89.2
P 医療，福祉	100.0	6.5	6.1	0.1	0.3	93.5
Q 複合サービス事業	100.0	11.5	11.5	－	－	88.5
R サービス業（他に分類されないもの）	100.0	11.6	11.5	0.1	－	88.4

第21表　産業・企業規模、みなし労働時間制の適用の有無、みなし労働時間制の種類別適用労働者割合

（単位：%）

産業・企業規模	労働者計	みなし労働時間制の適用を受ける労働者	みなし労働時間制の種類			みなし労働時間制の適用を受けない労働者
			事業場外みなし労働時間制	専門業務型裁量労働制	企画業務型裁量労働制	
T 調査産業計	100.0	9.5	7.9	1.3	0.3	90.5
1,000人以上	100.0	11.2	8.3	2.2	0.7	88.8
100～999人	100.0	9.1	8.1	0.8	0.1	90.9
300～999人	100.0	8.7	7.9	0.7	0.1	91.3
100～299人	100.0	9.4	8.2	0.9	0.2	90.6
30～99人	100.0	7.5	7.0	0.4	0.1	92.5
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	2.8	2.7	－	0.1	97.2
D 建設業	100.0	6.1	6.1	0.0	－	93.9
E 製造業	100.0	6.8	5.4	1.0	0.5	93.2
1,000人以上	100.0	6.8	3.8	2.0	1.0	93.2
100～999人	100.0	7.7	7.4	0.2	0.0	92.3
300～999人	100.0	9.5	9.1	0.3	0.1	90.5
100～299人	100.0	6.2	6.0	0.1	－	93.8
30～99人	100.0	5.2	5.2	0.0	0.0	94.8
E1 消費関連	100.0	6.6	5.3	0.8	0.6	93.4
E2 素材関連	100.0	7.5	6.5	0.6	0.4	92.5
E3 機械関連	100.0	6.4	4.7	1.3	0.4	93.6
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	1.0	1.0	0.0	0.0	99.0
G 情報通信業	100.0	17.4	10.0	7.0	0.5	82.6
H 運輸業，郵便業	100.0	12.6	12.6	0.0	－	87.4
I 卸売業，小売業	100.0	14.9	13.8	0.6	0.5	85.1
50～55 卸売業	100.0	20.0	18.0	1.3	0.8	80.0
56～61 小売業	100.0	10.5	10.2	0.0	0.3	89.5
J 金融業，保険業	100.0	14.1	12.3	0.0	1.8	85.9
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	9.5	8.5	0.1	0.9	90.5
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	13.6	5.3	7.6	0.7	86.4
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	7.5	7.4	0.0	－	92.5
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	7.5	6.6	0.4	0.5	92.5
O 教育，学習支援業	100.0	16.1	5.8	10.3	－	83.9
P 医療，福祉	100.0	6.3	6.3	0.0	0.0	93.7
Q 複合サービス事業	100.0	4.4	4.4	－	－	95.6
R サービス業（他に分類されないもの）	100.0	3.7	3.7	0.0	－	96.3

第22表　産業・企業規模、専門業務型裁量労働制

産業・企業規模	全企業	専門業務型裁量労働制を採用している企業	適用業務の						
			新商品又は新技術の研究開発等	情報処理システムの分析又は設計	記事又は放送番組の取材又は編集	デザイナー	プロデューサー又はディレクター	コピーライター	システムコンサルタント
T 調査産業計	100.0	1.8	0.7	0.7	0.2	0.4	0.3	0.0	0.2
1,000人以上	100.0	11.0	6.9	3.9	0.5	0.6	0.9	0.3	0.9
100～999人	100.0	3.0	1.3	1.2	0.4	0.7	0.4	0.1	0.2
300～999人	100.0	3.7	1.7	1.1	0.1	0.9	－	0.1	0.2
100～299人	100.0	2.8	1.2	1.2	0.5	0.6	0.5	0.1	0.2
30～99人	100.0	1.0	0.3	0.4	0.2	0.2	0.3	－	0.2
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－
D 建設業	100.0	0.4	0.1	0.2	－	－	－	－	－
E 製造業	100.0	1.6	1.4	0.3	0.1	0.4	0.0	0.0	0.0
1,000人以上	100.0	20.5	19.9	8.8	－	1.1	0.5	1.5	1.0
100～999人	100.0	2.8	2.2	0.3	0.5	1.2	－	－	－
300～999人	100.0	5.8	5.3	1.4	－	1.0	－	－	－
100～299人	100.0	1.9	1.3	－	0.6	1.3	－	－	－
30～99人	100.0	0.5	0.5	－	－	－	－	－	－
E1 消費関連	100.0	1.5	1.0	0.1	0.4	0.7	0.0	0.0	－
E2 素材関連	100.0	0.8	0.8	0.1	－	－	－	－	－
E3 機械関連	100.0	2.4	2.4	0.6	－	0.4	－	0.1	0.1
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	1.9	1.9	－	－	－	－	－	－
G 情報通信業	100.0	21.2	5.1	12.3	6.0	4.9	8.4	－	5.4
H 運輸業，郵便業	100.0	0.8	0.4	0.4	－	－	－	－	－
I 卸売業，小売業	100.0	0.8	0.4	0.5	－	0.2	0.0	－	0.1
50～55 卸売業	100.0	1.7	1.0	1.1	－	0.4	0.0	－	0.1
56～61 小売業	100.0	0.0	0.0	－	－	－	－	－	－
J 金融業，保険業	100.0	1.7	1.0	0.2	－	0.7	－	－	－
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	0.8	－	0.1	0.1	0.5	－	－	－
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	12.1	2.7	2.0	0.4	2.7	0.8	1.0	1.0
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	0.4	0.4	－	－	－	－	－	－
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	0.2	0.2	－	－	－	－	－	－
O 教育，学習支援業	100.0	4.9	0.6	0.3	－	－	－	－	－
P 医療，福祉	100.0	0.1	0.0	0.1	－	－	－	－	－
Q 複合サービス事業	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	0.1	－	－	－	－	0.1	－	－

注：「専門業務型裁量労働制を採用している企業」には、「適用業務の種類」が「不明」の企業を含む。

を採用している企業の適用業務別企業割合

（単位：%）

種類（複数回答）												産業・企業規模
インテリアコーディネーター	ゲーム用ソフトウェアの創作	証券アナリスト	金融商品の開発	大学における教授研究	公認会計士	弁護士	建築士	不動産鑑定士	弁理士	税理士	中小企業診断士	
－	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	－	0.0	0.1	0.0	T
－	0.1	0.1	0.1	2.4	0.1	0.1	－	－	0.1	－	－	1,000人以上
－	0.1	－	－	0.3	－	－	0.2	－	－	－	－	100～999人
－	－	－	－	0.6	－	－	0.1	－	－	－	－	300～999人
－	0.1	－	－	0.2	－	－	0.2	－	－	－	－	100～299人
－	0.1	0.0	－	－	0.1	－	0.1	－	－	0.1	0.0	30～ 99人
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	C
－	－	－	－	－	－	－	0.1	－	－	－	－	D
－	－	－	－	－	0.0	0.0	－	－	0.0	－	－	E
－	－	－	－	－	0.3	0.3	－	－	0.3	－	－	1,000人以上
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100～999人
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	300～999人
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100～299人
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	30～ 99人
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	E1
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	E2
－	－	－	－	－	0.0	0.0	－	－	0.0	－	－	E3
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	F
－	1.6	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	G
－	－	－	－	－	－	－	0.4	－	－	－	－	H
－	0.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	I
－	0.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	50～55
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	56～61
－	－	1.0	0.2	－	0.7	－	－	－	－	0.7	－	J
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	K
－	－	－	－	0.1	1.1	－	2.5	－	－	3.4	1.1	L
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	M
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	N
－	－	－	－	4.7	－	－	0.3	－	－	－	－	O
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	P
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	Q
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	R

第23表　産業・企業規模、専門業務型裁量（当該業務がある

産業・企業規模	適用業務の							
	新商品又は新技術の研究開発等	情報処理システムの分析又は設計	記事又は放送番組の取材又は編集	デザイナー	プロデューサー又はディレクター	コピーライター	システムコンサルタント	インテリアコーディネーター
T　調査産業計	6.2	8.4	13.8	15.4	29.0	9.6	31.2	－
1,000人以上	19.2	11.5	9.5	10.8	78.9	74.3	32.3	－
100～999人	6.9	8.1	15.2	23.2	27.0	19.7	25.3	－
300～999人	7.1	5.2	6.0	16.5	－	8.5	26.4	－
100～299人	6.8	9.8	17.7	29.0	35.0	30.9	24.9	－
30～99人	3.4	8.0	13.1	10.9	28.1	－	33.9	－
C　鉱業，採石業，砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－
D　建設業	1.8	4.0	－	－	－	－	－	－
E　製造業	4.7	2.4	10.7	9.6	1.8	5.3	33.3	－
1,000人以上	23.1	13.9	－	8.1	41.7	74.3	33.3	－
100～999人	4.3	1.4	26.2	25.7	－	－	－	－
300～999人	8.0	3.6	－	12.1	－	－	－	－
100～299人	2.7	－	33.4	34.8	－	－	－	－
30～99人	2.5	－	－	－	－	－	－	－
E1　消費関連	2.8	0.8	16.0	7.1	2.3	2.6	－	－
E2　素材関連	3.7	1.7	－	－	－	－	－	－
E3　機械関連	7.3	3.9	－	44.8	－	31.7＊	33.3	－
F　電気・ガス・熱供給・水道業	17.7	－	－	－	－	－	－	－
G　情報通信業	18.6	19.6	23.6	58.2	49.1	－	32.8	－
H　運輸業，郵便業	23.2	28.2	－	－	－	－	－	－
I　卸売業，小売業	4.0	6.4	－	4.8	3.9	－	43.0	－
50～55　卸売業	5.6	9.4	－	5.6	13.9＊	－	43.0	－
56～61　小売業	0.3	－	－	－	－	－	－	－
J　金融業，保険業	9.8	1.4	－	39.2	－	－	－	－
K　不動産業，物品賃貸業	－	3.8	32.9＊	38.2	－	－	－	－
L　学術研究，専門・技術サービス業	18.2	9.5	11.9	33.0	48.9	29.8	34.4	－
M　宿泊業，飲食サービス業	4.6	－	－	－	－	－	－	－
N　生活関連サービス業，娯楽業	2.0	－	－	－	－	－	－	－
O　教育，学習支援業	27.5	8.6	－	－	－	－	－	－
P　医療，福祉	2.6	6.4	－	－	－	－	－	－
Q　複合サービス事業	－	－	－	－	－	－	－	－
R　サービス業（他に分類されないもの）	－	－	－	－	100.0＊	－	－	－

注：専門業務型裁量労働制適用業務がある企業に対する採用企業割合である。

労働制適用業務別採用企業割合
企業＝１００）

（単位：%）

種類（複数回答）											
ゲーム用ソフトウエアの創作	証券アナリスト	金融商品の開発	大学における教授研究	公認会計士	弁護士	建築士	不動産鑑定士	弁理士	税理士	中小企業診断士	産業・企業規模
43.0	12.3	2.9	25.5	11.3	0.8	2.7	－	1.9	26.0	8.2	T
100.0＊	6.8	10.4	47.8	3.2	1.7	－	－	4.3	－	－	1,000人以上
100.0＊	－	－	27.0	－	－	3.8	－	－	－	－	100～999人
－	－	－	24.3	－	－	2.6	－	－	－	－	300～999人
100.0＊	－	－	30.0	－	－	4.2	－	－	－	－	100～299人
33.3	50.0＊	－	－	24.1	－	2.4	－	－	31.1	16.3	30～ 99人
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	C
－	－	－	－	－	－	0.2	－	－	－	－	D
－	－	－	－	2.8	3.2	－	－	2.0	－	－	E
－	－	－	－	16.8	6.7	－	－	5.1	－	－	1,000人以上
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100～999人
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	300～999人
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100～299人
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	30～ 99人
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	E1
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	E2
－	－	－	－	6.1	16.3	－	－	4.0	－	－	E3
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	F
42.3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	G
－	－	－	－	－	－	87.3	－	－	－	－	H
100.0＊	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	I
100.0＊	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	50～55
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	56～61
－	12.8	3.8	－	24.7	－	－	－	－	32.9	－	J
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	K
－	－	－	66.7	36.1	－	13.0	－	－	60.0	42.8	L
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	M
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	N
－	－	－	25.5	－	－	49.3	－	－	－	－	O
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	P
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	Q
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	R

第24表　産業・企業規模、終業時刻から始業時刻までの間隔が11時間以上空いている労働者の状況別企業割合

（単位：%）

産業・企業規模	全企業	全くいない	ほとんどいない	全体の4分の1程度いる	半数程度いる	全体の4分の3程度いる	ほとんど全員	全員	不明
T 調査産業計	100.0	6.8	2.1	2.4	5.6	6.9	33.5	40.5	2.1
1,000人以上	100.0	3.7	2.5	3.3	8.8	17.1	46.2	12.7	5.8
100～999人	100.0	4.7	1.6	3.0	4.8	10.1	43.0	30.5	2.1
300～999人	100.0	4.5	2.0	3.4	8.3	13.5	46.3	19.8	2.1
100～299人	100.0	4.7	1.5	2.9	3.7	9.0	41.9	34.1	2.2
30～99人	100.0	7.8	2.3	2.2	5.8	5.3	29.1	45.6	2.0
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	3.3	－	－	－	1.2	29.3	59.7	6.5
D 建設業	100.0	8.2	1.2	2.8	7.6	11.7	33.1	33.5	1.9
E 製造業	100.0	6.6	1.0	2.1	3.1	7.5	36.3	42.3	1.1
1,000人以上	100.0	5.6	2.2	0.5	5.8	17.8	51.6	10.7	5.9
100～999人	100.0	5.0	1.1	1.4	4.2	10.6	44.0	31.2	2.4
300～999人	100.0	5.1	2.7	2.3	7.6	15.2	54.8	11.7	0.7
100～299人	100.0	4.9	0.6	1.2	3.2	9.2	40.7	37.3	2.9
30～99人	100.0	7.3	0.9	2.5	2.5	5.8	32.6	47.9	0.5
E1 消費関連	100.0	7.0	1.5	2.7	3.4	5.0	30.0	49.3	1.1
E2 素材関連	100.0	5.4	0.2	2.6	2.9	6.1	40.5	40.7	1.6
E3 機械関連	100.0	7.5	1.4	1.1	2.9	11.1	37.7	37.6	0.7
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	5.2	1.5	1.8	4.2	6.6	50.0	25.6	5.2
G 情報通信業	100.0	3.2	2.9	1.7	6.1	13.5	51.7	18.8	2.1
H 運輸業，郵便業	100.0	5.0	2.7	9.0	18.9	16.2	19.4	26.3	2.4
I 卸売業，小売業	100.0	6.7	3.8	0.9	6.3	3.2	32.4	44.8	2.0
50～55 卸売業	100.0	1.3	2.8	0.9	5.9	4.4	41.3	43.2	0.3
56～61 小売業	100.0	11.1	4.6	0.9	6.6	2.3	25.0	46.2	3.4
J 金融業，保険業	100.0	4.1	0.3	0.4	0.3	5.1	43.1	45.9	0.7
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	3.9	3.0	1.7	1.6	4.9	38.6	45.0	1.3
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	1.9	0.2	3.3	3.1	12.9	42.7	35.8	0.1
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	6.3	3.2	5.0	7.5	9.4	33.6	29.8	5.3
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	11.6	1.3	0.5	5.5	2.8	39.2	38.4	0.7
O 教育，学習支援業	100.0	3.7	0.5	0.2	1.9	2.8	30.7	56.1	4.1
P 医療，福祉	100.0	10.3	1.7	0.4	3.8	3.2	30.7	47.3	2.7
Q 複合サービス事業	100.0	3.0	1.2	1.5	3.1	6.8	50.0	34.3	－
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	4.1	2.7	5.2	2.3	7.6	32.0	43.6	2.5

第25表　産業・企業規模、勤務間インターバル制度の導入状況別企業割合及び平均勤務間隔時間

（単位：%）

産業・企業規模	全企業	導入している	制度導入企業の平均勤務間隔時間（時間：分）	導入を予定又は検討している	導入予定はなく、検討もしていない	不明
T 調査産業計	100.0	1.8	10 : 58	9.1	89.1	0.0
1,000 人以上	100.0	5.1	9 : 42	23.7	71.1	0.1
100 ～ 999 人	100.0	2.5	9 : 59	11.4	86.1	0.0
300 ～ 999 人	100.0	3.5	10 : 27	10.9	85.4	0.1
100 ～ 299 人	100.0	2.1	9 : 43	11.6	86.3	－
30 ～ 99 人	100.0	1.4	11 : 55	7.6	90.9	0.0
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	－	－	7.7	92.3	－
D 建設業	100.0	2.6	11 : 34	3.7	93.8	－
E 製造業	100.0	1.6	10 : 37	7.2	91.2	0.0
1,000 人以上	100.0	6.2	9 : 49	36.1	57.7	－
100 ～ 999 人	100.0	1.3	9 : 21	9.8	88.8	0.2
300 ～ 999 人	100.0	3.2	8 : 56	15.7	80.4	0.7
100 ～ 299 人	100.0	0.6	X	7.9	91.4	－
30 ～ 99 人	100.0	1.6	X	5.2	93.3	－
E1 消費関連	100.0	1.1	11 : 37	8.2	90.7	－
E2 素材関連	100.0	2.3	10 : 51	4.2	93.6	－
E3 機械関連	100.0	1.2	9 : 33	9.4	89.2	0.1
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.5	X	5.1	93.2	1.3
G 情報通信業	100.0	2.7	11 : 05	19.2	78.1	－
H 運輸業，郵便業	100.0	4.1	8 : 20	11.2	84.7	0.0
I 卸売業，小売業	100.0	1.8	10 : 34	11.0	87.3	－
50～55 卸売業	100.0	0.7	6 : 29	11.0	88.3	－
56～61 小売業	100.0	2.6	11 : 04	10.9	86.4	－
J 金融業，保険業	100.0	1.0	9 : 56	3.7	95.3	－
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	1.4	9 : 22	10.3	88.3	－
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	0.5	8 : 33	7.5	92.0	－
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	0.1	X	19.3	80.5	－
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	0.2	X	3.4	96.4	－
O 教育，学習支援業	100.0	2.3	12 : 02	3.8	92.9	1.0
P 医療，福祉	100.0	1.9	14 : 12	9.4	88.7	－
Q 複合サービス事業	100.0	0.2	X	2.9	96.9	－
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	1.9	10 : 34	5.6	92.5	－

第26表　産業・企業規模、勤務間インターバル制度を

産業・企業規模	全企業	導入予定はなく、検討もしていない企業	導入予定はなく、	
			夜間も含め、常時顧客や取引相手の対応が必要なため	人員不足や仕事量が多いことから、当該制度を導入すると業務に支障が生じるため
T 調査産業計	100.0	89.1 (100.0)	7.1 (7.9)	8.4 (9.4)
1,000 人以上	100.0	71.1 (100.0)	11.9 (16.7)	13.1 (18.4)
100 ～ 999 人	100.0	86.1 (100.0)	9.4 (10.9)	11.5 (13.4)
300 ～ 999 人	100.0	85.4 (100.0)	10.2 (11.9)	13.4 (15.7)
100 ～ 299 人	100.0	86.3 (100.0)	9.2 (10.6)	10.9 (12.7)
30 ～ 99 人	100.0	90.9 (100.0)	5.9 (6.5)	6.9 (7.6)
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	92.3 (100.0)	5.3 (5.8)	3.5 (3.8)
D 建設業	100.0	93.8 (100.0)	12.3 (13.2)	12.9 (13.8)
E 製造業	100.0	91.2 (100.0)	4.9 (5.4)	8.8 (9.7)
1,000 人以上	100.0	57.7 (100.0)	6.6 (11.4)	10.7 (18.6)
100 ～ 999 人	100.0	88.8 (100.0)	5.8 (6.6)	10.0 (11.3)
300 ～ 999 人	100.0	80.4 (100.0)	5.0 (6.2)	14.2 (17.7)
100 ～ 299 人	100.0	91.4 (100.0)	6.1 (6.7)	8.7 (9.6)
30 ～ 99 人	100.0	93.3 (100.0)	4.4 (4.7)	8.3 (8.9)
E1 消費関連	100.0	90.7 (100.0)	4.2 (4.6)	9.2 (10.2)
E2 素材関連	100.0	93.6 (100.0)	4.4 (4.7)	7.3 (7.8)
E3 機械関連	100.0	89.2 (100.0)	6.1 (6.8)	10.1 (11.4)
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	93.2 (100.0)	19.9 (21.3)	4.9 (5.3)
G 情報通信業	100.0	78.1 (100.0)	10.7 (13.7)	5.8 (7.4)
H 運輸業，郵便業	100.0	84.7 (100.0)	11.6 (13.7)	13.7 (16.2)
I 卸売業，小売業	100.0	87.3 (100.0)	5.7 (6.5)	4.8 (5.4)
50～55 卸売業	100.0	88.3 (100.0)	5.4 (6.1)	2.5 (2.8)
56～61 小売業	100.0	86.4 (100.0)	6.0 (6.9)	6.6 (7.6)
J 金融業，保険業	100.0	95.3 (100.0)	3.0 (3.1)	3.4 (3.5)
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	88.3 (100.0)	6.8 (7.7)	8.4 (9.5)
L 学術研究,専門・技術サービス業	100.0	92.0 (100.0)	3.8 (4.1)	11.8 (12.8)
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	80.5 (100.0)	9.6 (11.9)	15.4 (19.1)
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	96.4 (100.0)	4.3 (4.5)	2.4 (2.5)
O 教育，学習支援業	100.0	92.9 (100.0)	2.7 (2.9)	3.7 (3.9)
P 医療，福祉	100.0	88.7 (100.0)	7.1 (8.0)	8.0 (9.0)
Q 複合サービス事業	100.0	96.9 (100.0)	2.4 (2.5)	12.0 (12.3)
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	92.5 (100.0)	9.0 (9.7)	8.2 (8.9)

注：（　）内の数値は、「導入予定はなく、検討もしていない企業」を100とした割合である。

導入していない理由別企業割合

（単位：%）

検討もしていない理由（複数回答）			当該制度を知らなかったため	不明	産業・企業規模
当該制度を導入すると労働時間管理が煩雑になるため	超過勤務の機会が少なく、当該制度を導入する必要性を感じないため	その他			
5.5 (6.2)	40.9 (45.9)	5.9 (6.7)	26.6 (29.9)	0.8 (0.9)	T
11.5 (16.3)	25.7 (36.2)	13.8 (19.4)	6.8 (9.5)	0.4 (0.6)	1,000人以上
7.0 (8.1)	39.0 (45.3)	7.5 (8.7)	20.1 (23.4)	0.8 (0.9)	100～999人
9.7 (11.4)	35.5 (41.6)	9.5 (11.2)	15.7 (18.4)	1.2 (1.4)	300～999人
6.1 (7.0)	40.2 (46.6)	6.8 (7.9)	21.6 (25.0)	0.7 (0.8)	100～299人
4.8 (5.2)	42.1 (46.4)	5.0 (5.5)	30.0 (33.0)	0.9 (0.9)	30～ 99人
9.5 (10.3)	55.6 (60.2)	10.9 (11.8)	20.7 (22.4)	－ (－)	C
7.8 (8.3)	32.1 (34.2)	4.9 (5.3)	30.9 (32.9)	－ (－)	D
5.7 (6.3)	44.2 (48.4)	7.4 (8.1)	26.3 (28.8)	0.1 (0.1)	E
9.5 (16.5)	21.9 (37.9)	12.9 (22.4)	4.4 (7.6)	－ (－)	1,000人以上
5.4 (6.1)	44.0 (49.5)	10.4 (11.7)	18.1 (20.3)	0.3 (0.3)	100～999人
11.2 (13.9)	33.1 (41.2)	12.4 (15.5)	11.5 (14.3)	1.2 (1.5)	300～999人
3.7 (4.0)	47.4 (51.8)	9.7 (10.7)	20.1 (22.0)	－ (－)	100～299人
5.7 (6.1)	45.0 (48.2)	5.9 (6.3)	30.4 (32.6)	－ (－)	30～ 99人
3.7 (4.1)	40.6 (44.8)	6.3 (7.0)	30.6 (33.7)	－ (－)	E1
9.3 (9.9)	44.5 (47.5)	7.2 (7.7)	27.6 (29.5)	0.2 (0.3)	E2
3.8 (4.2)	47.2 (52.9)	8.5 (9.5)	21.0 (23.5)	－ (－)	E3
7.6 (8.1)	44.4 (47.7)	8.6 (9.3)	17.3 (18.6)	2.1 (2.3)	F
9.2 (11.8)	36.1 (46.3)	9.2 (11.7)	18.4 (23.5)	0.3 (0.4)	G
6.4 (7.6)	20.2 (23.8)	8.4 (9.9)	28.0 (33.1)	3.6 (4.3)	H
4.7 (5.3)	45.8 (52.5)	2.4 (2.8)	25.1 (28.8)	1.7 (2.0)	I
6.3 (7.1)	44.1 (50.0)	4.0 (4.5)	29.2 (33.1)	1.5 (1.7)	50～55
3.3 (3.9)	47.2 (54.6)	1.2 (1.3)	21.7 (25.1)	1.9 (2.2)	56～61
3.7 (3.9)	71.8 (75.3)	4.8 (5.1)	11.5 (12.1)	0.7 (0.8)	J
2.2 (2.5)	54.7 (62.0)	3.0 (3.4)	18.4 (20.8)	－ (－)	K
12.4 (13.5)	41.8 (45.4)	5.9 (6.4)	24.0 (26.1)	－ (－)	L
2.5 (3.1)	24.5 (30.4)	6.6 (8.2)	31.9 (39.6)	0.0 (0.1)	M
3.9 (4.1)	39.8 (41.3)	10.7 (11.1)	34.5 (35.8)	1.6 (1.7)	N
1.7 (1.8)	61.5 (66.2)	9.8 (10.5)	16.2 (17.5)	0.4 (0.4)	O
5.4 (6.1)	43.1 (48.6)	4.6 (5.2)	27.6 (31.1)	－ (－)	P
5.7 (5.9)	40.9 (42.2)	9.0 (9.3)	31.6 (32.6)	0.5 (0.5)	Q
6.8 (7.4)	42.1 (45.5)	6.2 (6.7)	28.2 (30.5)	1.5 (1.6)	R

賃 金 制 度

第27表　中小企業該当有無、産業・企業規模、時間外労働の割増賃金率の定めの有無、時間外労働の割増賃金率の定め方別企業割合（３－１）

中小企業該当区分	計[1)]

（単位：%）

産業・企業規模	全企業	時間外労働の割増賃金率を定めている[2)3)]	時間外労働の割増賃金率の定め方		時間外労働の割増賃金率を定めていない
			一律に定めている	時間外労働時間数等に応じて異なる率を定めている	
T 調査産業計	100.0	92.4	82.7	9.8	7.6
1,000人以上	100.0	98.9	82.4	16.4	1.1
100～999人	100.0	95.8	84.9	10.9	4.2
300～999人	100.0	97.0	83.7	13.3	3.0
100～299人	100.0	95.4	85.3	10.1	4.6
30～99人	100.0	90.8	81.8	9.1	9.2
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	98.8	84.0	14.8	1.2
D 建設業	100.0	95.0	83.3	11.6	5.0
E 製造業	100.0	96.4	89.5	6.9	3.6
1,000人以上	100.0	99.5	78.9	20.5	0.5
100～999人	100.0	96.7	89.1	7.5	3.3
300～999人	100.0	99.5	86.1	13.4	0.5
100～299人	100.0	95.8	90.1	5.7	4.2
30～99人	100.0	96.2	90.0	6.3	3.8
E1 消費関連	100.0	94.7	86.9	7.8	5.3
E2 素材関連	100.0	97.5	92.2	5.3	2.5
E3 機械関連	100.0	96.8	89.0	7.8	3.2
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	92.8	83.1	9.6	7.2
G 情報通信業	100.0	97.5	84.3	13.2	2.5
H 運輸業，郵便業	100.0	90.8	85.1	5.7	9.2
I 卸売業，小売業	100.0	90.4	84.8	5.6	9.6
50～55 卸売業	100.0	94.5	84.1	10.4	5.5
56～61 小売業	100.0	87.0	85.3	1.7	13.0
J 金融業，保険業	100.0	98.3	71.6	26.7	1.7
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	91.0	74.0	16.9	9.0
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	97.0	83.8	13.1	3.0
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	88.2	82.3	6.0	11.8
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	92.8	73.9	18.9	7.2
O 教育，学習支援業	100.0	81.0	70.1	10.8	19.0
P 医療，福祉	100.0	91.6	75.5	16.1	8.4
Q 複合サービス事業	100.0	95.8	76.0	19.9	4.2
R サービス業（他に分類されないもの）	100.0	91.1	84.3	6.8	8.9

注：1）「中小企業該当区分計」には、中小企業該当区分が不明の企業を含む。
2）１か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を除く。
3）「時間外労働の割増賃金率を定めている」企業には、「時間外労働の割増賃金率の定め方」が「不明」の企業を含む。

第27表　中小企業該当有無、産業・企業規模、時間外労働の割増賃金率の定めの有無、時間外労働の割増賃金率の定め方別企業割合（３－２）

中小企業該当区分	中小企業に該当

（単位：%）

産　業・企業規模	全企業	時間外労働の割増賃金率を定めている[1)2)]	時間外労働の割増賃金率の定め方		時間外労働の割増賃金率を定めていない
			一律に定めている	時間外労働時間数等に応じて異なる率を定めている	
T　調査産業計	100.0	92.4	83.4	9.0	7.6
1,000人以上	100.0	94.8	92.1	2.7	5.2
100～999人	100.0	95.1	85.3	9.8	4.9
300～999人	100.0	95.5	87.3	8.2	4.5
100～299人	100.0	95.1	85.0	10.1	4.9
30～99人	100.0	91.5	82.7	8.8	8.5
C　鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	98.7	84.7	14.1	1.3
D　建設業	100.0	97.1	84.1	12.9	2.9
E　製造業	100.0	96.8	90.8	6.0	3.2
1,000人以上	100.0	94.0	94.0	－	6.0
100～999人	100.0	96.1	90.1	6.0	3.9
300～999人	100.0	99.1	87.9	11.1	0.9
100～299人	100.0	95.6	90.4	5.2	4.4
30～99人	100.0	97.1	91.1	6.1	2.9
E1 消費関連	100.0	95.4	88.4	7.0	4.6
E2 素材関連	100.0	98.5	94.0	4.5	1.5
E3 機械関連	100.0	96.4	89.5	6.9	3.6
F　電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	91.2	83.9	7.3	8.8
G　情報通信業	100.0	98.3	85.3	13.0	1.7
H　運輸業，郵便業	100.0	93.3	87.4	5.9	6.7
I　卸売業，小売業	100.0	89.1	84.1	5.0	10.9
50～55 卸売業	100.0	94.8	85.5	9.3	5.2
56～61 小売業	100.0	84.4	82.9	1.5	15.6
J　金融業，保険業	100.0	98.4	72.5	25.9	1.6
K　不動産業，物品賃貸業	100.0	88.9	72.5	16.4	11.1
L　学術研究，専門・技術サービス業	100.0	96.6	84.5	12.1	3.4
M　宿泊業，飲食サービス業	100.0	89.2	83.4	5.8	10.8
N　生活関連サービス業，娯楽業	100.0	94.1	76.3	17.8	5.9
O　教育，学習支援業	100.0	81.4	73.2	8.2	18.6
P　医療，福祉	100.0	89.5	73.6	15.9	10.5
Q　複合サービス事業	100.0	94.3	79.4	14.9	5.7
R　サービス業(他に分類されないもの)	100.0	89.7	83.4	6.4	10.3

注：1）1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を除く。
2）「時間外労働の割増賃金率を定めている」企業には、「時間外労働の割増賃金率の定め方」が「不明」の企業を含む。

第27表　中小企業該当有無、産業・企業規模、時間外労働の割増賃金率の定めの有無、時間外労働の割増賃金率の定め方別企業割合（３－３）

中小企業該当区分	中小企業に該当しない

（単位：%）

産業・企業規模	全企業	時間外労働の割増賃金率を定めている[1)2)]	時間外労働の割増賃金率の定め方		時間外労働の割増賃金率を定めていない
			一律に定めている	時間外労働時間数等に応じて異なる率を定めている	
T 調査産業計	100.0	92.9	79.1	13.8	7.1
1,000人以上	100.0	99.7	80.8	18.8	0.3
100～999人	100.0	98.0	84.1	13.9	2.0
300～999人	100.0	98.4	80.7	17.7	1.6
100～299人	100.0	97.6	87.2	10.4	2.4
30～99人	100.0	84.2	72.1	12.1	15.8
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	100.0	75.5	24.5	－
D 建設業	100.0	77.5	76.8	0.8	22.5
E 製造業	100.0	92.3	76.4	15.9	7.7
1,000人以上	100.0	100.0	77.5	22.5	－
100～999人	100.0	100.0	83.4	16.6	－
300～999人	100.0	100.0	84.3	15.7	－
100～299人	100.0	100.0	79.0	21.0	－
30～99人	100.0	76.7	66.2	10.5	23.3
E1 消費関連	100.0	87.0	69.6	17.4	13.0
E2 素材関連	100.0	86.3	71.0	15.3	13.7
E3 機械関連	100.0	100.0	84.6	15.4	－
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	79.6	20.4	－
G 情報通信業	100.0	93.7	79.3	14.4	6.3
H 運輸業，郵便業	100.0	68.7	64.2	4.4	31.3
I 卸売業，小売業	100.0	96.8	88.2	8.7	3.2
50～55 卸売業	100.0	93.1	77.7	15.4	6.9
56～61 小売業	100.0	100.0	97.1	2.9	－
J 金融業，保険業	100.0	98.1	70.2	27.9	1.9
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	100.0	80.6	19.4	－
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	98.2	81.4	16.6	1.8
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	78.9	71.7	7.2	21.1
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	92.4	68.6	23.8	7.6
O 教育，学習支援業	100.0	80.1	60.0	20.1	19.9
P 医療，福祉	100.0	97.3	80.7	16.6	2.7
Q 複合サービス事業	100.0	97.0	73.4	23.7	3.0
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	98.6	89.5	9.1	1.4

注：1) 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を除く。
2)「時間外労働の割増賃金率を定めている」企業には、「時間外労働の割増賃金率の定め方」が「不明」の企業を含む。

第28表　産業・企業規模、時間外労働の割増賃金率階級別企業割合

（単位：%）

産業・企業規模	時間外労働の割増賃金率を一律に定めている企業[1) 2) 3)]		時間外労働の割増賃金率				
			25%	26%以上	26～34%	35～49%	50%以上
T 調査産業計	[82.7]	100.0	93.0	6.1	4.6	1.1	0.4
1,000人以上	[82.4]	100.0	75.7	23.4	20.7	1.7	1.0
100～999人	[84.9]	100.0	90.5	8.8	7.5	0.7	0.6
300～999人	[83.7]	100.0	84.6	14.6	12.0	1.6	1.0
100～299人	[85.3]	100.0	92.4	6.9	6.1	0.4	0.5
30～99人	[81.8]	100.0	94.6	4.3	2.9	1.2	0.3
C 鉱業，採石業，砂利採取業	[84.0]	100.0	81.7	18.3	13.0	5.3	－
D 建設業	[83.3]	100.0	96.3	3.7	1.9	1.7	0.1
E 製造業	[89.5]	100.0	88.9	10.5	10.0	0.5	0.0
1,000人以上	[78.9]	100.0	39.2	60.8	58.2	1.9	0.7
100～999人	[89.1]	100.0	82.3	17.0	16.4	0.5	0.1
300～999人	[86.1]	100.0	65.5	33.7	31.0	2.1	0.6
100～299人	[90.1]	100.0	87.2	12.0	12.0	－	－
30～99人	[90.0]	100.0	93.0	6.5	6.0	0.5	－
E1 消費関連	[86.9]	100.0	94.4	4.4	4.1	0.1	0.2
E2 素材関連	[92.2]	100.0	89.5	10.4	10.4	0.0	－
E3 機械関連	[89.0]	100.0	83.3	16.2	14.7	1.5	－
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[83.1]	100.0	68.5	30.0	28.4	1.6	－
G 情報通信業	[84.3]	100.0	95.8	4.2	4.2	－	－
H 運輸業，郵便業	[85.1]	100.0	92.8	6.7	6.2	0.5	－
I 卸売業，小売業	[84.8]	100.0	91.9	7.8	4.3	2.2	1.3
50～55 卸売業	[84.1]	100.0	93.0	6.5	5.7	0.3	0.5
56～61 小売業	[85.3]	100.0	91.0	8.8	3.2	3.7	1.9
J 金融業，保険業	[71.6]	100.0	91.0	9.0	5.7	1.4	1.9
K 不動産業，物品賃貸業	[74.0]	100.0	94.0	4.7	4.3	0.4	－
L 学術研究，専門・技術サービス業	[83.8]	100.0	89.5	6.1	5.4	－	0.7
M 宿泊業，飲食サービス業	[82.3]	100.0	95.7	2.3	0.2	2.0	－
N 生活関連サービス業，娯楽業	[73.9]	100.0	93.5	6.5	3.7	2.8	－
O 教育，学習支援業	[70.1]	100.0	92.0	4.8	2.2	1.8	0.8
P 医療，福祉	[75.5]	100.0	98.0	0.3	0.3	－	－
Q 複合サービス事業	[76.0]	100.0	96.8	3.2	0.7	－	2.4
R サービス業(他に分類されないもの)	[84.3]	100.0	93.7	5.0	3.2	1.3	0.5

注：1）１か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を除く。
2）[　　]内の数値は、全企業のうち、時間外労働の割増賃金率を一律に定めている企業割合である。
3）「時間外労働の割増賃金率を一律に定めている企業」には、「時間外労働の割増賃金率」が「不明」の企業を含む。

第29表　産業・企業規模、特別条項付き時間外労働協定の締結の有無及び限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率階級別企業割合

（単位：%）

産業・企業規模	時間外労働の割増賃金率を定めている企業[1]	特別条項付き時間外労働協定を結んでいる[2)3)]	限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率					特別条項付き時間外労働協定を結んでいない
			25%	26%以上	26～34%	35～49%	50%以上	
T 調査産業計	[92.4] 100.0	38.6 (100.0)	(75.5)	(20.1)	(9.6)	(3.2)	(7.3)	61.4
1,000人以上	[98.9] 100.0	78.5 (100.0)	(53.1)	(40.0)	(18.4)	(3.2)	(18.4)	21.5
100～999人	[95.8] 100.0	51.5 (100.0)	(71.5)	(23.7)	(11.1)	(2.6)	(9.9)	48.5
300～999人	[97.0] 100.0	63.4 (100.0)	(62.4)	(32.0)	(14.7)	(3.8)	(13.4)	36.6
100～299人	[95.4] 100.0	47.5 (100.0)	(75.6)	(19.9)	(9.5)	(2.1)	(8.3)	52.5
30～99人	[90.8] 100.0	31.5 (100.0)	(80.5)	(15.7)	(7.7)	(3.6)	(4.4)	68.5
C 鉱業，採石業，砂利採取業	[98.8] 100.0	40.7 (100.0)	(49.2)	(46.2)	(32.3)	(2.9)	(11.0)	59.3
D 建設業	[95.0] 100.0	33.7 (100.0)	(69.8)	(13.9)	(6.7)	(5.4)	(1.8)	66.3
E 製造業	[96.4] 100.0	58.0 (100.0)	(75.8)	(21.2)	(12.8)	(2.3)	(6.1)	42.0
1,000人以上	[99.5] 100.0	89.9 (100.0)	(30.5)	(64.9)	(42.4)	(5.4)	(17.2)	10.1
100～999人	[96.7] 100.0	74.3 (100.0)	(69.1)	(26.2)	(16.0)	(3.8)	(6.3)	25.7
300～999人	[99.5] 100.0	83.9 (100.0)	(48.7)	(46.0)	(27.1)	(5.0)	(13.9)	16.1
100～299人	[95.8] 100.0	71.2 (100.0)	(76.9)	(18.7)	(11.8)	(3.4)	(3.4)	28.8
30～99人	[96.2] 100.0	50.1 (100.0)	(82.6)	(15.5)	(9.0)	(1.1)	(5.3)	49.9
E1 消費関連	[94.7] 100.0	55.2 (100.0)	(82.9)	(12.3)	(6.9)	(1.4)	(4.0)	44.8
E2 素材関連	[97.5] 100.0	59.1 (100.0)	(74.4)	(24.3)	(10.4)	(4.4)	(9.5)	40.9
E3 機械関連	[96.8] 100.0	59.3 (100.0)	(71.4)	(25.2)	(20.2)	(0.8)	(4.3)	40.7
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[92.8] 100.0	51.2 (100.0)	(46.9)	(48.4)	(38.2)	(4.3)	(5.9)	48.8
G 情報通信業	[97.5] 100.0	74.1 (100.0)	(82.1)	(15.9)	(7.8)	(0.7)	(7.3)	25.9
H 運輸業，郵便業	[90.8] 100.0	46.2 (100.0)	(78.5)	(15.2)	(8.9)	(0.3)	(6.1)	53.8
I 卸売業，小売業	[90.4] 100.0	37.8 (100.0)	(80.7)	(17.8)	(7.0)	(2.9)	(8.0)	62.2
50～55 卸売業	[94.5] 100.0	38.7 (100.0)	(77.7)	(21.0)	(10.8)	(3.2)	(7.0)	61.3
56～61 小売業	[87.0] 100.0	36.9 (100.0)	(83.6)	(14.9)	(3.3)	(2.7)	(8.9)	63.1
J 金融業，保険業	[98.3] 100.0	48.4 (100.0)	(66.1)	(27.2)	(12.3)	(2.8)	(12.0)	51.6
K 不動産業，物品賃貸業	[91.0] 100.0	37.3 (100.0)	(78.6)	(19.5)	(7.0)	(0.9)	(11.6)	62.7
L 学術研究，専門・技術サービス業	[97.0] 100.0	56.0 (100.0)	(81.5)	(16.6)	(7.9)	(4.3)	(4.5)	44.0
M 宿泊業，飲食サービス業	[88.2] 100.0	27.4 (100.0)	(78.4)	(18.5)	(2.6)	(6.9)	(9.0)	72.6
N 生活関連サービス業，娯楽業	[92.8] 100.0	32.1 (100.0)	(74.9)	(21.6)	(7.0)	(11.5)	(3.0)	67.9
O 教育，学習支援業	[81.0] 100.0	21.2 (100.0)	(62.4)	(35.1)	(10.7)	(-)	(24.4)	78.8
P 医療，福祉	[91.6] 100.0	10.6 (100.0)	(58.0)	(24.5)	(7.7)	(8.8)	(8.0)	89.4
Q 複合サービス事業	[95.8] 100.0	56.1 (100.0)	(50.3)	(45.5)	(4.8)	(2.8)	(37.9)	43.9
R サービス業(他に分類されないもの)	[91.1] 100.0	35.2 (100.0)	(69.4)	(27.8)	(13.5)	(3.4)	(10.9)	64.8

注：1)［　］内の数値は、全企業のうち、時間外労働の割増賃金率を定めている企業割合である。
2)（　）内の数値は、「特別条項付き時間外労働協定を結んでいる」企業を100とした割合である。
3)「特別条項付き時間外労働協定を結んでいる」企業には、「限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率」が「不明」の企業を含む。

第30表　中小企業該当有無、産業・企業規模、1か月60時間を超える時間外労働

中小企業該当区分	計[1)]

産　業・企業規模	時間外労働の割増賃金率を定めている企業[2)]		1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている[3)4)]		1か月60時間	
					25～49%	25%
T　調査産業計	[92.4]	100.0	30.1	(100.0)	(40.3)	(36.0)
1,000人以上	[98.9]	100.0	87.4	(100.0)	(2.1)	(1.8)
100～999人	[95.8]	100.0	40.3	(100.0)	(23.0)	(20.1)
300～999人	[97.0]	100.0	59.1	(100.0)	(8.6)	(7.9)
100～299人	[95.4]	100.0	34.0	(100.0)	(31.4)	(27.3)
30～99人	[90.8]	100.0	23.5	(100.0)	(58.4)	(52.5)
C　鉱業，採石業，砂利採取業	[98.8]	100.0	13.2	(100.0)	(59.0)	(59.0)
D　建設業	[95.0]	100.0	18.6	(100.0)	(37.6)	(29.5)
E　製造業	[96.4]	100.0	30.9	(100.0)	(53.4)	(44.9)
1,000人以上	[99.5]	100.0	95.9	(100.0)	(2.8)	(2.2)
100～999人	[96.7]	100.0	32.3	(100.0)	(25.8)	(18.8)
300～999人	[99.5]	100.0	63.5	(100.0)	(9.9)	(7.9)
100～299人	[95.8]	100.0	22.2	(100.0)	(40.4)	(28.9)
30～99人	[96.2]	100.0	28.2	(100.0)	(72.4)	(62.2)
E1 消費関連	[94.7]	100.0	24.5	(100.0)	(69.8)	(52.6)
E2 素材関連	[97.5]	100.0	31.9	(100.0)	(50.1)	(48.6)
E3 機械関連	[96.8]	100.0	35.5	(100.0)	(46.5)	(36.5)
F　電気・ガス・熱供給・水道業	[92.8]	100.0	40.5	(100.0)	(30.2)	(23.3)
G　情報通信業	[97.5]	100.0	41.6	(100.0)	(42.2)	(42.2)
H　運輸業，郵便業	[90.8]	100.0	28.7	(100.0)	(69.7)	(69.3)
I　卸売業，小売業	[90.4]	100.0	30.2	(100.0)	(40.7)	(37.4)
50～55 卸売業	[94.5]	100.0	32.7	(100.0)	(51.2)	(46.3)
56～61 小売業	[87.0]	100.0	28.0	(100.0)	(29.7)	(28.0)
J　金融業，保険業	[98.3]	100.0	55.4	(100.0)	(14.8)	(12.6)
K　不動産業，物品賃貸業	[91.0]	100.0	36.0	(100.0)	(12.5)	(12.5)
L　学術研究，専門・技術サービス業	[97.0]	100.0	36.5	(100.0)	(30.7)	(30.7)
M　宿泊業，飲食サービス業	[88.2]	100.0	27.0	(100.0)	(53.8)	(46.1)
N　生活関連サービス業，娯楽業	[92.8]	100.0	34.9	(100.0)	(25.0)	(18.5)
O　教育，学習支援業	[81.0]	100.0	30.7	(100.0)	(19.4)	(14.4)
P　医療，福祉	[91.6]	100.0	24.6	(100.0)	(26.9)	(24.1)
Q　複合サービス事業	[95.8]	100.0	71.9	(100.0)	(7.2)	(7.2)
R　サービス業(他に分類されないもの)	[91.1]	100.0	35.2	(100.0)	(29.9)	(28.5)

注：1)「中小企業該当区分計」には、中小企業該当区分が不明の企業を含む。
2)[　]内の数値は、全企業のうち、時間外労働の割増賃金率を定めている企業割合である。
3)(　)内の数値は、「１か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている」企業を100とした割合
4)「１か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている」企業には、「１か月60時間を超える時間外

に係る割増賃金率の定めの有無及び割増賃金率階級別企業割合（３－１）

（単位：%）

を超える時間外労働に係る割増賃金率					1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めていない	産　業・企業規模
26～49%	50%以上	50%	51～59%	60%以上		
(4.3)	(56.2)	(54.9)	(0.8)	(0.5)	69.9	T 調査産業計
(0.2)	(97.5)	(94.4)	(1.0)	(2.1)	12.6	1,000 人以上
(2.8)	(73.8)	(72.6)	(0.5)	(0.7)	59.7	100 ～ 999 人
(0.6)	(90.1)	(88.5)	(0.5)	(1.1)	40.9	300 ～ 999 人
(4.1)	(64.2)	(63.3)	(0.4)	(0.5)	66.0	100 ～ 299 人
(5.9)	(37.5)	(36.4)	(0.9)	(0.2)	76.5	30 ～ 99 人
(－)	(41.0)	(41.0)	(－)	(－)	86.8	C 鉱業，採石業，砂利採取業
(8.1)	(59.8)	(59.8)	(－)	(－)	81.4	D 建設業
(8.6)	(46.0)	(43.6)	(2.1)	(0.3)	69.1	E 製造業
(0.6)	(97.2)	(91.9)	(3.8)	(1.6)	4.1	1,000 人以上
(7.0)	(72.2)	(69.0)	(2.6)	(0.5)	67.7	100 ～ 999 人
(2.1)	(89.0)	(85.7)	(2.2)	(1.1)	36.5	300 ～ 999 人
(11.5)	(56.7)	(53.7)	(3.1)	(－)	77.8	100 ～ 299 人
(10.2)	(27.6)	(25.9)	(1.7)	(－)	71.8	30 ～ 99 人
(17.2)	(28.3)	(28.2)	(－)	(0.1)	75.5	E1 消費関連
(1.5)	(49.9)	(49.7)	(0.2)	(－)	68.1	E2 素材関連
(10.0)	(53.1)	(47.1)	(5.3)	(0.7)	64.5	E3 機械関連
(6.9)	(64.3)	(62.3)	(－)	(2.0)	59.5	F 電気・ガス・熱供給・水道業
(－)	(57.8)	(57.8)	(－)	(－)	58.4	G 情報通信業
(0.4)	(22.6)	(20.8)	(－)	(1.8)	71.3	H 運輸業，郵便業
(3.3)	(55.7)	(55.4)	(－)	(0.3)	69.8	I 卸売業，小売業
(4.9)	(47.8)	(47.8)	(－)	(－)	67.3	50～55 卸売業
(1.7)	(64.0)	(63.3)	(－)	(0.7)	72.0	56～61 小売業
(2.1)	(83.5)	(82.5)	(0.5)	(0.5)	44.6	J 金融業，保険業
(－)	(78.7)	(73.4)	(－)	(5.3)	64.0	K 不動産業，物品賃貸業
(－)	(65.9)	(65.6)	(－)	(0.3)	63.5	L 学術研究，専門・技術サービス業
(7.7)	(39.6)	(39.0)	(－)	(0.6)	73.0	M 宿泊業，飲食サービス業
(6.5)	(65.0)	(60.0)	(5.0)	(－)	65.1	N 生活関連サービス業，娯楽業
(5.1)	(79.5)	(78.4)	(0.2)	(0.9)	69.3	O 教育，学習支援業
(2.7)	(70.2)	(69.7)	(－)	(0.5)	75.4	P 医療，福祉
(－)	(90.6)	(88.3)	(0.8)	(1.5)	28.1	Q 複合サービス事業
(1.4)	(65.4)	(65.4)	(－)	(－)	64.8	R サービス業(他に分類されないもの)

である。

労働に係る割増賃金率」が「不明」の企業を含む。

第30表　中小企業該当有無、産業・企業規模、1か月60時間を超える時間外労働

中小企業該当区分	中小企業に該当

産業・企業規模	時間外労働の割増賃金率を定めている企業[1]		1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている[2)3)]		1か月60時間	
					25～49%	25%
T　調査産業計	[92.4]	100.0	25.5	(100.0)	(56.9)	(50.9)
1,000人以上	[94.8]	100.0	50.9	(100.0)	(24.7)	(22.0)
100～999人	[95.1]	100.0	30.1	(100.0)	(43.4)	(38.0)
300～999人	[95.5]	100.0	30.5	(100.0)	(37.3)	(34.5)
100～299人	[95.1]	100.0	30.0	(100.0)	(44.5)	(38.7)
30～99人	[91.5]	100.0	23.8	(100.0)	(63.1)	(56.8)
C　鉱業，採石業，砂利採取業	[98.7]	100.0	9.7	(100.0)	(86.7)	(86.7)
D　建設業	[97.1]	100.0	15.0	(100.0)	(50.9)	(39.9)
E　製造業	[96.8]	100.0	27.0	(100.0)	(66.9)	(56.2)
1,000人以上	[94.0]	100.0	87.2	(100.0)	(36.6)	(29.3)
100～999人	[96.1]	100.0	23.5	(100.0)	(41.4)	(30.2)
300～999人	[99.1]	100.0	34.9	(100.0)	(35.8)	(28.4)
100～299人	[95.6]	100.0	21.6	(100.0)	(42.9)	(30.7)
30～99人	[97.1]	100.0	28.1	(100.0)	(75.2)	(64.6)
E1 消費関連	[95.4]	100.0	23.5	(100.0)	(78.7)	(59.3)
E2 素材関連	[98.5]	100.0	27.2	(100.0)	(63.2)	(61.3)
E3 機械関連	[96.4]	100.0	30.0	(100.0)	(62.1)	(48.7)
F　電気・ガス・熱供給・水道業	[91.2]	100.0	32.2	(100.0)	(47.0)	(36.3)
G　情報通信業	[98.3]	100.0	33.5	(100.0)	(63.0)	(63.0)
H　運輸業，郵便業	[93.3]	100.0	27.5	(100.0)	(78.4)	(77.9)
I　卸売業，小売業	[89.1]	100.0	22.4	(100.0)	(66.9)	(61.5)
50～55 卸売業	[94.8]	100.0	27.7	(100.0)	(72.8)	(65.9)
56～61 小売業	[84.4]	100.0	17.6	(100.0)	(58.4)	(55.1)
J　金融業，保険業	[98.4]	100.0	41.2	(100.0)	(32.6)	(27.9)
K　不動産業，物品賃貸業	[88.9]	100.0	30.9	(100.0)	(18.4)	(18.4)
L　学術研究，専門・技術サービス業	[96.6]	100.0	24.2	(100.0)	(59.4)	(59.4)
M　宿泊業，飲食サービス業	[89.2]	100.0	23.5	(100.0)	(68.0)	(58.3)
N　生活関連サービス業，娯楽業	[94.1]	100.0	30.8	(100.0)	(35.9)	(26.6)
O　教育，学習支援業	[81.4]	100.0	22.9	(100.0)	(33.6)	(24.8)
P　医療，福祉	[89.5]	100.0	24.1	(100.0)	(38.3)	(34.4)
Q　複合サービス事業	[94.3]	100.0	60.3	(100.0)	(20.0)	(20.0)
R　サービス業(他に分類されないもの)	[89.7]	100.0	30.6	(100.0)	(41.2)	(39.2)

注：1)［　］内の数値は、全企業のうち、時間外労働の割増賃金率を定めている企業割合である。
2)（　）内の数値は、「１か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている」企業を100とした割合
3)「１か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている」企業には、「１か月60時間を超える時間外

に係る割増賃金率の定めの有無及び割増賃金率階級別企業割合（３－２）

（単位：%）

を超える時間外労働に係る割増賃金率					1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めていない	産　業・企業規模
26～49%	50%以上	50%	51～59%	60%以上		
(6.0)	(38.3)	(37.1)	(0.8)	(0.3)	74.5	T 調査産業計
(2.7)	(75.3)	(73.6)	(－)	(1.7)	49.1	1,000 人以上
(5.3)	(50.9)	(49.9)	(0.5)	(0.5)	69.9	100 ～ 999 人
(2.8)	(59.4)	(59.4)	(－)	(－)	69.5	300 ～ 999 人
(5.8)	(49.3)	(48.0)	(0.6)	(0.7)	70.0	100 ～ 299 人
(6.4)	(32.4)	(31.2)	(1.0)	(0.2)	76.2	30 ～ 99 人
(－)	(13.3)	(13.3)	(－)	(－)	90.3	C 鉱業，採石業，砂利採取業
(11.0)	(45.6)	(45.6)	(－)	(－)	85.0	D 建設業
(10.7)	(32.5)	(30.6)	(2.0)	(－)	73.0	E 製造業
(7.3)	(63.4)	(63.4)	(－)	(－)	12.8	1,000 人以上
(11.2)	(56.2)	(53.7)	(2.5)	(－)	76.5	100 ～ 999 人
(7.4)	(64.2)	(64.2)	(－)	(－)	65.1	300 ～ 999 人
(12.2)	(54.1)	(50.8)	(3.2)	(－)	78.4	100 ～ 299 人
(10.6)	(24.8)	(23.0)	(1.8)	(－)	71.9	30 ～ 99 人
(19.3)	(19.2)	(19.2)	(－)	(－)	76.5	E1 消費関連
(1.9)	(36.8)	(36.8)	(－)	(－)	72.8	E2 素材関連
(13.4)	(37.9)	(32.5)	(5.4)	(－)	70.0	E3 機械関連
(10.7)	(44.5)	(44.5)	(－)	(－)	67.8	F 電気・ガス・熱供給・水道業
(－)	(37.0)	(37.0)	(－)	(－)	66.5	G 情報通信業
(0.5)	(13.1)	(11.2)	(－)	(1.8)	72.5	H 運輸業，郵便業
(5.4)	(27.2)	(27.2)	(－)	(－)	77.6	I 卸売業，小売業
(6.9)	(25.7)	(25.7)	(－)	(－)	72.3	50～55 卸売業
(3.3)	(29.4)	(29.4)	(－)	(－)	82.4	56～61 小売業
(4.7)	(64.4)	(64.4)	(－)	(－)	58.8	J 金融業，保険業
(－)	(68.7)	(62.4)	(－)	(6.4)	69.1	K 不動産業，物品賃貸業
(－)	(34.4)	(34.4)	(－)	(－)	75.8	L 学術研究，専門・技術サービス業
(9.7)	(24.6)	(24.3)	(－)	(0.2)	76.5	M 宿泊業，飲食サービス業
(9.3)	(49.7)	(42.5)	(7.2)	(－)	69.2	N 生活関連サービス業，娯楽業
(8.8)	(64.6)	(64.6)	(－)	(－)	77.1	O 教育，学習支援業
(3.9)	(57.5)	(57.5)	(－)	(－)	75.9	P 医療，福祉
(－)	(73.9)	(73.9)	(－)	(－)	39.7	Q 複合サービス事業
(2.0)	(52.4)	(52.4)	(－)	(－)	69.4	R サービス業(他に分類されないもの)

である。
労働に係る割増賃金率」が「不明」の企業を含む。

第30表　中小企業該当有無、産業・企業規模、1か月60時間を超える時間外労働

中小企業該当区分	中小企業に該当しない

産業・企業規模	時間外労働の割増賃金率を定めている企業[1]		1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている[2)3)]		1か月60時間 25～49%	1か月60時間 25%
T 調査産業計	[92.9]	100.0	53.5	(100.0)	(-)	(-)
1,000 人以上	[99.7]	100.0	93.5	(100.0)	(-)	(-)
100 ～ 999 人	[98.0]	100.0	65.5	(100.0)	(-)	(-)
300 ～ 999 人	[98.4]	100.0	82.1	(100.0)	(-)	(-)
100 ～ 299 人	[97.6]	100.0	50.1	(100.0)	(-)	(-)
30 ～ 99 人	[84.2]	100.0	20.9	(100.0)	(-)	(-)
C 鉱業，採石業，砂利採取業	[100.0]	100.0	56.3	(100.0)	(-)	(-)
D 建設業	[77.5]	100.0	55.6	(100.0)	(-)	(-)
E 製造業	[92.3]	100.0	72.2	(100.0)	(-)	(-)
1,000 人以上	[100.0]	100.0	96.6	(100.0)	(-)	(-)
100 ～ 999 人	[100.0]	100.0	83.8	(100.0)	(-)	(-)
300 ～ 999 人	[100.0]	100.0	92.8	(100.0)	(-)	(-)
100 ～ 299 人	[100.0]	100.0	39.4	(100.0) *	(-)	(-)
30 ～ 99 人	[76.7]	100.0	30.7	(100.0) *	(-)	(-)
E1 消費関連	[87.0]	100.0	38.2	(100.0)	(-)	(-)
E2 素材関連	[86.3]	100.0	95.9	(100.0)	(-)	(-)
E3 機械関連	[100.0]	100.0	76.2	(100.0)	(-)	(-)
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[100.0]	100.0	75.7	(100.0)	(-)	(-)
G 情報通信業	[93.7]	100.0	81.1	(100.0)	(-)	(-)
H 運輸業，郵便業	[68.7]	100.0	42.5	(100.0)	(-)	(-)
I 卸売業，小売業	[96.8]	100.0	65.5	(100.0)	(-)	(-)
50～55 卸売業	[93.1]	100.0	57.5	(100.0)	(-)	(-)
56～61 小売業	[100.0]	100.0	71.8	(100.0)	(-)	(-)
J 金融業，保険業	[98.1]	100.0	77.4	(100.0)	(-)	(-)
K 不動産業，物品賃貸業	[100.0]	100.0	56.0	(100.0)	(-)	(-)
L 学術研究，専門・技術サービス業	[98.2]	100.0	80.3	(100.0)	(-)	(-)
M 宿泊業，飲食サービス業	[78.9]	100.0	60.9	(100.0)	(-)	(-)
N 生活関連サービス業，娯楽業	[92.4]	100.0	50.2	(100.0)	(-)	(-)
O 教育，学習支援業	[80.1]	100.0	57.9	(100.0)	(-)	(-)
P 医療，福祉	[97.3]	100.0	25.9	(100.0)	(-)	(-)
Q 複合サービス事業	[97.0]	100.0	80.6	(100.0)	(-)	(-)
R サービス業(他に分類されないもの)	[98.6]	100.0	58.0	(100.0)	(-)	(-)

注：1)［　］内の数値は、全企業のうち、時間外労働の割増賃金率を定めている企業割合である。
2)（　）内の数値は、「１か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている」企業を100とした割合
3)「１か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている」企業には、「１か月60時間を超える時間外

に係る割増賃金率の定めの有無及び割増賃金率階級別企業割合（３－３）

（単位：%）

を超える時間外労働に係る割増賃金率					1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めていない	産　業・企業規模
26～49%	50%以上	50%	51～59%	60%以上		
(－)	(99.8)	(98.2)	(0.5)	(1.1)	46.5	**T　調　査　産　業　計**
(－)	(99.5)	(96.3)	(1.1)	(2.1)	6.5	1,000　人　以　上
(－)	(99.8)	(98.5)	(0.4)	(0.9)	34.5	100　～　999　人
(－)	(99.7)	(97.6)	(0.7)	(1.4)	17.9	300　～　999　人
(－)	(100.0)	(99.8)	(－)	(0.2)	49.9	100　～　299　人
(－)	(100.0)	(100.0)	(－)	(－)	79.1	30　～　99　人
(－)	(100.0)	(100.0)	(－)	(－)	43.7	**C　鉱業，採石業，砂利採取業**
(－)	(100.0)	(100.0)	(－)	(－)	44.4	**D　建　設　業**
(－)	(99.2)	(95.0)	(2.9)	(1.3)	27.8	**E　製　造　業**
(－)	(100.0)	(94.2)	(4.1)	(1.7)	3.4	1,000　人　以　上
(－)	(98.6)	(94.5)	(2.8)	(1.4)	16.2	100　～　999　人
(－)	(98.5)	(94.0)	(3.0)	(1.5)	7.2	300　～　999　人
(－)	(100.0)	(100.0)	(－)	(－)	60.6	100　～　299　人
(－)	(100.0)	(100.0)	(－)	(－)	69.3	30　～　99　人
(－)	(100.0)	(99.4)	(－)	(0.6)	61.8	E1 消　費　関　連
(－)	(100.0)	(99.1)	(0.9)	(－)	4.1	E2 素　材　関　連
(－)	(98.4)	(90.6)	(5.2)	(2.6)	23.8	E3 機　械　関　連
(－)	(100.0)	(94.3)	(－)	(5.7)	24.3	**F　電気・ガス・熱供給・水道業**
(－)	(100.0)	(100.0)	(－)	(－)	18.9	**G　情　報　通　信　業**
(－)	(98.4)	(96.9)	(－)	(1.6)	57.5	**H　運　輸　業，郵　便　業**
(－)	(99.9)	(99.0)	(－)	(0.9)	34.5	**I　卸　売　業，小　売　業**
(－)	(100.0)	(100.0)	(－)	(－)	42.5	50～55　卸　売　業
(－)	(99.8)	(98.4)	(－)	(1.4)	28.2	56～61　小　売　業
(－)	(99.2)	(97.4)	(0.8)	(1.0)	22.6	**J　金　融　業，保　険　業**
(－)	(100.0)	(97.1)	(－)	(2.9)	44.0	**K　不動産業，物品賃貸業**
(－)	(99.7)	(99.0)	(－)	(0.7)	19.7	**L　学術研究，専門・技術サービス業**
(－)	(100.0)	(98.1)	(－)	(1.9)	39.1	**M　宿泊業，飲食サービス業**
(－)	(100.0)	(100.0)	(－)	(－)	49.8	**N　生活関連サービス業，娯楽業**
(－)	(100.0)	(97.4)	(0.6)	(2.0)	42.1	**O　教　育，学　習　支　援　業**
(－)	(100.0)	(98.3)	(－)	(1.7)	74.1	**P　医　療，福　祉**
(－)	(100.0)	(96.4)	(1.2)	(2.4)	19.4	**Q　複　合　サ　ー　ビ　ス　事　業**
(－)	(100.0)	(100.0)	(－)	(－)	42.0	**R　サービス業(他に分類されないもの)**

である。
労働に係る割増賃金率」が「不明」の企業を含む。

第31表　産業・企業規模、１か月60時間を超える時間外労働に係る代替休暇の有無別企業割合及び平均代替休暇取得労働者数

中小企業該当区分	中小企業に該当しない

産業・企業規模	時間外労働の割増賃金率を定めている企業[1]		１か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている[2]		代替休暇制度			１か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めていない
					制度がある	平均代替休暇取得労働者数	制度がない	
	%	%	%	%	%	人	%	%
T 調査産業計	[92.9]	100.0	53.5	(100.0)	(22.6)	60.3	(77.4)	46.5
1,000 人以上	[99.7]	100.0	93.5	(100.0)	(16.4)	214.5	(83.6)	6.5
100 ～ 999 人	[98.0]	100.0	65.5	(100.0)	(24.0)	35.3	(76.0)	34.5
300 ～ 999 人	[98.4]	100.0	82.1	(100.0)	(21.5)	48.4	(78.5)	17.9
100 ～ 299 人	[97.6]	100.0	50.1	(100.0)	(27.7)	19.8	(72.3)	49.9
30 ～ 99 人	[84.2]	100.0	20.9	(100.0)	(26.0)	9.7	(74.0)	79.1
C 鉱業，採石業，砂利採取業	[100.0]	100.0	56.3	(100.0)	(28.3)	…	(71.7)	43.7
D 建設業	[77.5]	100.0	55.6	(100.0)	(20.4)	345.2	(79.6)	44.4
E 製造業	[92.3]	100.0	72.2	(100.0)	(28.3)	82.3	(71.7)	27.8
1,000 人以上	[100.0]	100.0	96.6	(100.0)	(24.0)	210.2	(76.0)	3.4
100 ～ 999 人	[100.0]	100.0	83.8	(100.0)	(36.6)	34.9	(63.4)	16.2
300 ～ 999 人	[100.0]	100.0	92.8	(100.0)	(35.2)	39.5	(64.8)	7.2
100 ～ 299 人	[100.0]	100.0	39.4	(100.0) *	(53.2)	…	(46.8)	60.6
30 ～ 99 人	[76.7]	100.0	30.7	(100.0) *	(-)	-	(100.0)	69.3
E1 消費関連	[87.0]	100.0	38.2	(100.0)	(21.8)	39.3	(78.2)	61.8
E2 素材関連	[86.3]	100.0	95.9	(100.0)	(19.4)	173.2	(80.6)	4.1
E3 機械関連	[100.0]	100.0	76.2	(100.0)	(37.2)	51.7	(62.8)	23.8
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[100.0]	100.0	75.7	(100.0)	(12.6)	4.4	(87.4)	24.3
G 情報通信業	[93.7]	100.0	81.1	(100.0)	(26.1)	171.0	(73.9)	18.9
H 運輸業，郵便業	[68.7]	100.0	42.5	(100.0)	(13.0)	38.1	(87.0)	57.5
I 卸売業，小売業	[96.8]	100.0	65.5	(100.0)	(19.7)	26.8	(80.3)	34.5
50～55 卸売業	[93.1]	100.0	57.5	(100.0)	(13.8)	47.0	(86.2)	42.5
56～61 小売業	[100.0]	100.0	71.8	(100.0)	(23.5)	19.3	(76.5)	28.2
J 金融業，保険業	[98.1]	100.0	77.4	(100.0)	(25.9)	138.7	(74.1)	22.6
K 不動産業，物品賃貸業	[100.0]	100.0	56.0	(100.0)	(12.1)	19.1	(87.9)	44.0
L 学術研究，専門・技術サービス業	[98.2]	100.0	80.3	(100.0)	(28.9)	32.1	(71.1)	19.7
M 宿泊業，飲食サービス業	[78.9]	100.0	60.9	(100.0)	(6.9)	0.6	(93.1)	39.1
N 生活関連サービス業，娯楽業	[92.4]	100.0	50.2	(100.0)	(38.0)	7.6	(62.0)	49.8
O 教育，学習支援業	[80.1]	100.0	57.9	(100.0)	(16.3)	21.2	(83.7)	42.1
P 医療，福祉	[97.3]	100.0	25.9	(100.0)	(25.1)	29.9	(74.9)	74.1
Q 複合サービス事業	[97.0]	100.0	80.6	(100.0)	(25.3)	60.7	(74.7)	19.4
R サービス業(他に分類されないもの)	[98.6]	100.0	58.0	(100.0)	(14.4)	10.2	(85.6)	42.0

注：1) [　]内の数値は、全企業のうち、時間外労働の割増賃金率を定めている企業割合である。
2) (　)内の数値は、「１か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている」企業を100とした割合である。

退職給付（一時金・年金）制度

第32表　産業・企業規模、退職給付（一時金・年金）制度の有無、形態別企業割合

（単位：%）

産業・企業規模	全企業	退職給付（一時金・年金）制度がある企業[1]	退職一時金制度のみ	退職年金制度のみ	両制度併用	退職給付（一時金・年金）制度がない企業	（再掲）制度がある 退職一時金制度がある（両制度併用を含む）	（再掲）制度がある 退職年金制度がある（両制度併用を含む）
T 調査産業計	100.0	80.5 (100.0)	(73.3)	(8.6)	(18.1)	19.5	(91.4)	(26.7)
1,000人以上	100.0	92.3 (100.0)	(27.6)	(24.8)	(47.6)	7.7	(75.2)	(72.4)
100～999人	100.0	86.6 (100.0)	(58.4)	(14.0)	(27.6)	13.4	(86.0)	(41.6)
300～999人	100.0	91.8 (100.0)	(44.4)	(18.1)	(37.5)	8.2	(81.9)	(55.6)
100～299人	100.0	84.9 (100.0)	(63.4)	(12.5)	(24.1)	15.1	(87.5)	(36.6)
30～99人	100.0	77.6 (100.0)	(82.1)	(5.4)	(12.5)	22.4	(94.6)	(17.9)
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	92.3 (100.0)	(78.8)	(6.1)	(15.1)	7.7	(93.9)	(21.2)
D 建設業	100.0	87.5 (100.0)	(70.5)	(7.3)	(22.2)	12.5	(92.7)	(29.5)
E 製造業	100.0	88.4 (100.0)	(69.8)	(9.7)	(20.5)	11.6	(90.3)	(30.2)
1,000人以上	100.0	98.5 (100.0)	(8.1)	(31.8)	(60.1)	1.5	(68.2)	(91.9)
100～999人	100.0	92.9 (100.0)	(45.0)	(16.7)	(38.3)	7.1	(83.3)	(55.0)
300～999人	100.0	97.5 (100.0)	(28.3)	(20.8)	(50.9)	2.5	(79.2)	(71.7)
100～299人	100.0	91.5 (100.0)	(50.5)	(15.3)	(34.1)	8.5	(84.7)	(49.5)
30～99人	100.0	86.2 (100.0)	(83.2)	(5.8)	(11.0)	13.8	(94.2)	(16.8)
E1 消費関連	100.0	81.4 (100.0)	(77.2)	(7.5)	(15.3)	18.6	(92.5)	(22.8)
E2 素材関連	100.0	92.4 (100.0)	(68.9)	(10.1)	(21.1)	7.6	(89.9)	(31.1)
E3 機械関連	100.0	90.6 (100.0)	(64.6)	(11.2)	(24.2)	9.4	(88.8)	(35.4)
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	92.2 (100.0)	(47.6)	(14.9)	(37.5)	7.8	(85.1)	(52.4)
G 情報通信業	100.0	86.1 (100.0)	(51.4)	(18.0)	(30.5)	13.9	(82.0)	(48.6)
H 運輸業，郵便業	100.0	71.3 (100.0)	(74.8)	(5.2)	(20.0)	28.7	(94.8)	(25.2)
I 卸売業，小売業	100.0	78.1 (100.0)	(65.1)	(12.9)	(22.1)	21.9	(87.1)	(34.9)
50～55 卸売業	100.0	87.6 (100.0)	(64.5)	(10.7)	(24.7)	12.4	(89.3)	(35.5)
56～61 小売業	100.0	70.3 (100.0)	(65.6)	(15.1)	(19.3)	29.7	(84.9)	(34.4)
J 金融業，保険業	100.0	88.6 (100.0)	(39.4)	(19.2)	(41.4)	11.4	(80.8)	(60.6)
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	81.5 (100.0)	(70.6)	(7.5)	(21.8)	18.5	(92.5)	(29.4)
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	86.8 (100.0)	(57.6)	(15.7)	(26.7)	13.2	(84.3)	(42.4)
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	59.7 (100.0)	(81.0)	(9.0)	(10.1)	40.3	(91.0)	(19.0)
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	65.3 (100.0)	(86.1)	(5.0)	(8.9)	34.7	(95.0)	(13.9)
O 教育，学習支援業	100.0	86.5 (100.0)	(79.9)	(0.6)	(19.5)	13.5	(99.4)	(20.1)
P 医療，福祉	100.0	87.3 (100.0)	(88.6)	(3.8)	(7.6)	12.7	(96.2)	(11.4)
Q 複合サービス事業	100.0	96.1 (100.0)	(63.2)	(4.4)	(32.5)	3.9	(95.6)	(36.8)
R サービス業（他に分類されないもの）	100.0	68.6 (100.0)	(79.6)	(7.3)	(13.1)	31.4	(92.7)	(20.4)

注：1)（ ）内の数値は、退職給付（一時金・年金）制度がある企業に対する割合である。

第33表　産業・企業規模、退職一時金制度の支払準備形態別企業割合

（単位：%）

産業・企業規模	退職一時金制度がある企業[1)2)]		退職一時金制度の支払準備形態（複数回答）			
			社内準備	中小企業退職金共済制度	特定退職金共済制度	その他
T 調査産業計	[91.4]	100.0	57.0	44.0	11.5	10.5
1,000 人以上	[75.2]	100.0	91.4	0.5	2.6	8.9
100 ～ 999 人	[86.0]	100.0	71.4	31.1	9.3	9.1
300 ～ 999 人	[81.9]	100.0	81.6	15.1	9.0	7.6
100 ～ 299 人	[87.5]	100.0	67.9	36.5	9.5	9.7
30 ～ 99 人	[94.6]	100.0	49.8	50.8	12.7	11.1
C 鉱業，採石業，砂利採取業	[93.9]	100.0	67.6	63.8	15.0	8.9
D 建設業	[92.7]	100.0	52.9	58.3	15.7	24.7
E 製造業	[90.3]	100.0	62.6	57.9	7.1	2.6
1,000 人以上	[68.2]	100.0	97.5	0.8	0.8	3.2
100 ～ 999 人	[83.3]	100.0	74.7	45.7	4.2	1.3
300 ～ 999 人	[79.2]	100.0	88.7	18.5	4.9	－
100 ～ 299 人	[84.7]	100.0	70.4	54.1	3.9	1.7
30 ～ 99 人	[94.2]	100.0	56.8	64.3	8.5	3.1
E1 消費関連	[92.5]	100.0	64.3	60.2	7.4	1.4
E2 素材関連	[89.9]	100.0	53.0	59.5	7.1	2.6
E3 機械関連	[88.8]	100.0	71.7	54.2	7.0	3.6
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[85.1]	100.0	78.9	56.0	10.2	7.6
G 情報通信業	[82.0]	100.0	72.8	35.5	6.2	4.0
H 運輸業，郵便業	[94.8]	100.0	64.7	46.0	7.9	0.6
I 卸売業，小売業	[87.1]	100.0	62.4	45.6	11.0	2.6
50～55 卸売業	[89.3]	100.0	62.6	51.2	11.3	1.9
56～61 小売業	[84.9]	100.0	62.1	39.5	10.7	3.3
J 金融業，保険業	[80.8]	100.0	90.4	15.6	5.7	4.5
K 不動産業，物品賃貸業	[92.5]	100.0	71.0	26.5	8.0	2.3
L 学術研究，専門・技術サービス業	[84.3]	100.0	68.2	50.0	10.9	4.3
M 宿泊業，飲食サービス業	[91.0]	100.0	47.9	50.1	8.9	0.3
N 生活関連サービス業，娯楽業	[95.0]	100.0	67.6	41.7	7.4	0.8
O 教育，学習支援業	[99.4]	100.0	43.1	17.2	25.3	34.4
P 医療，福祉	[96.2]	100.0	40.9	26.3	14.7	31.1
Q 複合サービス事業	[95.6]	100.0	76.8	9.3	52.6	17.5
R サービス業（他に分類されないもの）	[92.7]	100.0	49.9	50.8	15.9	2.0

注：1）[ ]内の数値は、退職給付（一時金・年金）制度がある企業のうち、退職一時金制度がある企業割合である。
2）「退職一時金制度がある企業」には、「両制度併用」を含む。

第34表 産業・企業規模、退職一時

産業・企業規模	社内準備を採用している企業[1)]		算定基礎額の			
			退職時の賃金	すべての基本給	一部の基本給	不明
T 調査産業計	[57.0]	100.0	58.4	41.3	17.0	0.2
1,000 人以上	[91.4]	100.0	33.9	21.1	12.8	－
100 ～ 999 人	[71.4]	100.0	50.8	36.3	14.4	－
300 ～ 999 人	[81.6]	100.0	40.7	28.5	12.2	－
100 ～ 299 人	[67.9]	100.0	54.8	39.5	15.4	－
30 ～ 99 人	[49.8]	100.0	64.5	45.5	18.7	0.3
C 鉱業，採石業，砂利採取業	[67.6]	100.0	56.0	48.4	7.6	－
D 建設業	[52.9]	100.0	60.0	44.7	12.5	2.8
E 製造業	[62.6]	100.0	61.1	39.3	21.8	－
1,000 人以上	[97.5]	100.0	22.1	11.5	10.5	－
100 ～ 999 人	[74.7]	100.0	45.8	28.5	17.3	－
300 ～ 999 人	[88.7]	100.0	32.8	16.9	16.0	－
100 ～ 299 人	[70.4]	100.0	50.8	33.1	17.8	－
30 ～ 99 人	[56.8]	100.0	70.9	46.2	24.7	－
E1 消費関連	[64.3]	100.0	62.2	33.2	29.1	－
E2 素材関連	[53.0]	100.0	51.9	33.8	18.1	－
E3 機械関連	[71.7]	100.0	67.7	48.4	19.3	－
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[78.9]	100.0	49.2	37.2	12.0	－
G 情報通信業	[72.8]	100.0	50.3	44.2	6.0	－
H 運輸業，郵便業	[64.7]	100.0	49.7	29.7	20.0	－
I 卸売業，小売業	[62.4]	100.0	58.2	42.2	16.0	－
50～55 卸売業	[62.6]	100.0	58.8	34.6	24.2	－
56～61 小売業	[62.1]	100.0	57.4	50.4	7.0	－
J 金融業，保険業	[90.4]	100.0	45.1	27.1	18.0	－
K 不動産業，物品賃貸業	[71.0]	100.0	44.4	34.1	10.3	－
L 学術研究，専門・技術サービス業	[68.2]	100.0	55.1	35.6	19.5	－
M 宿泊業，飲食サービス業	[47.9]	100.0	45.4	36.5	8.9	－
N 生活関連サービス業，娯楽業	[67.6]	100.0	57.2	34.1	23.0	－
O 教育，学習支援業	[43.1]	100.0	72.1	58.5	13.6	－
P 医療，福祉	[40.9]	100.0	72.5	55.2	17.4	－
Q 複合サービス事業	[76.8]	100.0	59.1	52.6	6.5	－
R サービス業（他に分類されないもの）	[49.9]	100.0	44.5	33.0	11.5	－

注：1)［ ］内の数値は、退職一時金制度がある企業のうち、支払準備形態に社内準備を採用している企業割合である。
2)「別に定める金額」には、「方式不明」を含む。

金算定基礎額の種類別企業割合

（単位：%）

種類（複数回答）						産業・企業規模
別に定める金額[2)]	方式（複数回答）				その他	
	別テーブル方式	定額方式	点数（ポイント）方式	その他		
43.8	15.6	9.1	19.4	1.8	1.8	T 調査産業計
69.2	16.1	6.6	49.4	0.9	0.5	1,000人以上
51.8	14.3	9.5	29.6	0.4	0.4	100～999人
61.7	17.6	7.9	37.4	0.7	1.0	300～999人
47.8	13.0	10.1	26.5	0.3	0.2	100～299人
37.4	16.4	8.9	11.5	2.6	2.7	30～99人
32.9	16.6	5.5	10.7	－	5.5	C 鉱業
40.5	10.8	12.7	14.6	2.8	2.8	D 建設業
42.4	14.9	8.5	18.9	1.6	1.6	E 製造業
77.9	9.1	6.6	61.9	2.1	－	1,000人以上
56.6	15.7	10.6	31.8	0.8	0.8	100～999人
67.2	24.0	6.3	41.9	－	2.7	300～999人
52.5	12.4	12.3	27.9	1.0	－	100～299人
33.3	14.8	7.4	10.2	2.0	2.2	30～99人
40.8	16.6	6.3	18.3	0.1	2.3	E1 消費関連
51.4	14.7	8.5	28.9	0.9	2.4	E2 素材関連
36.4	13.8	10.0	11.2	3.4	0.5	E3 機械関連
52.0	14.9	7.5	31.7	1.2	1.2	F 電気・ガス・熱供給・水道業
48.4	13.2	5.3	31.9	－	1.0	G 情報通信業
50.4	27.0	8.4	15.8	0.0	3.4	H 運輸業，郵便業
45.7	12.9	11.5	22.0	3.5	3.0	I 卸売業，小売業
43.7	19.1	4.2	21.2	－	2.4	50～55 卸売業
48.0	6.1	19.3	22.8	7.4	3.7	56～61 小売業
61.4	18.4	3.5	40.9	0.4	3.8	J 金融業，保険業
55.3	21.0	10.7	30.8	0.6	2.9	K 不動産業，物品賃貸業
45.9	12.3	1.2	31.6	0.8	－	L 学術研究，専門・技術サービス業
54.6	27.4	11.3	17.6	－	－	M 宿泊業，飲食サービス業
46.8	25.6	3.5	18.9	－	0.5	N 生活関連サービス業，娯楽業
32.6	17.6	10.7	6.4	0.6	－	O 教育，学習支援業
28.3	9.5	9.4	7.4	2.1	－	P 医療，福祉
44.8	6.8	2.9	36.5	－	0.8	Q 複合サービス事業
56.2	17.4	10.2	31.7	3.2	3.2	R サービス業（他に分類されないもの）

第35表　賃金改定の種類、産業・企業規模、定期昇給・ベースアップによる賃金改定分の算定基礎額への反映の有無、範囲別企業割合

（単位：%）

賃金改定の種類、産業・企業規模	社内準備を採用している企業[1)]		定期昇給・ベースアップを行った						不明
			退職一時金算定基礎額に反映される	全部が自動的に反映	一部が自動的に反映	労使協議で決める	退職一時金算定基礎額に反映されない	定期昇給・ベースアップを行っていない	
定期昇給									
T 調査産業計	[57.0]	100.0	56.0	45.1	10.4	0.5	30.2	10.3	3.6
1,000人以上	[91.4]	100.0	41.7	34.6	6.3	0.7	46.6	9.0	2.7
100～999人	[71.4]	100.0	56.4	45.5	10.1	0.8	33.2	7.8	2.5
300～999人	[81.6]	100.0	49.3	39.0	9.8	0.5	42.9	5.8	2.0
100～299人	[67.9]	100.0	59.3	48.2	10.2	0.9	29.3	8.6	2.7
30～99人	[49.8]	100.0	56.5	45.4	10.8	0.3	27.4	11.8	4.3
C 鉱業，採石業，砂利採取業	[67.6]	100.0	52.5	52.5	－	－	28.9	13.1	5.5
D 建設業	[52.9]	100.0	53.6	39.6	14.1	－	40.5	0.2	5.7
E 製造業	[62.6]	100.0	57.9	43.8	14.1	0.0	29.6	10.0	2.5
E1 消費関連	[64.3]	100.0	53.8	37.7	16.0	0.1	24.9	19.2	2.1
E2 素材関連	[53.0]	100.0	49.0	36.1	12.9	－	42.4	7.0	1.7
E3 機械関連	[71.7]	100.0	68.4	54.7	13.6	－	22.9	5.3	3.4
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[78.9]	100.0	58.3	54.6	3.7	－	35.8	3.8	2.1
G 情報通信業	[72.8]	100.0	55.5	47.8	7.7	－	30.4	12.2	1.9
H 運輸業，郵便業	[64.7]	100.0	40.6	32.8	5.3	2.6	34.0	21.3	4.0
I 卸売業，小売業	[62.4]	100.0	51.8	46.2	5.6	－	29.8	12.9	5.5
50～55 卸売業	[62.6]	100.0	57.3	51.0	6.2	－	31.0	5.5	6.2
56～61 小売業	[62.1]	100.0	45.9	40.9	5.0	－	28.4	21.0	4.8
J 金融業，保険業	[90.4]	100.0	55.4	44.4	11.0	－	32.7	11.1	0.8
K 不動産業，物品賃貸業	[71.0]	100.0	52.7	45.3	7.4	－	42.3	5.0	－
L 学術研究，専門・技術サービス業	[68.2]	100.0	60.8	52.5	7.4	0.9	35.8	3.3	0.1
M 宿泊業，飲食サービス業	[47.9]	100.0	40.0	26.8	6.2	7.0	40.4	16.8	2.8
N 生活関連サービス業，娯楽業	[67.6]	100.0	51.8	41.4	10.4	－	24.7	19.1	4.3
O 教育，学習支援業	[43.1]	100.0	73.5	61.3	12.2	－	19.3	7.2	－
P 医療，福祉	[40.9]	100.0	70.2	58.5	11.8	－	21.3	2.9	5.5
Q 複合サービス事業	[76.8]	100.0	64.7	57.1	6.1	1.6	31.0	2.9	1.4
R サービス業（他に分類されないもの）	[49.9]	100.0	54.5	37.4	17.2	－	31.5	12.5	1.5
ベースアップ									
T 調査産業計	[57.0]	100.0	42.4	34.8	7.0	0.6	30.2	20.2	7.1
1,000人以上	[91.4]	100.0	27.6	22.0	4.5	1.0	46.1	20.2	6.1
100～999人	[71.4]	100.0	37.2	29.5	6.6	1.0	34.0	21.7	7.1
300～999人	[81.6]	100.0	32.5	26.2	6.0	0.3	44.7	17.8	5.0
100～299人	[67.9]	100.0	39.0	30.9	6.9	1.2	29.7	23.3	7.9
30～99人	[49.8]	100.0	46.5	38.8	7.3	0.3	27.0	19.3	7.2
C 鉱業，採石業，砂利採取業	[67.6]	100.0	41.4	41.4	－	－	28.9	18.7	11.1
D 建設業	[52.9]	100.0	41.0	32.2	8.7	－	39.0	7.0	13.0
E 製造業	[62.6]	100.0	46.1	35.4	10.6	0.1	28.8	19.5	5.6
E1 消費関連	[64.3]	100.0	50.6	38.5	12.0	0.1	27.9	18.6	2.9
E2 素材関連	[53.0]	100.0	45.2	35.9	9.3	0.0	32.0	20.4	2.4
E3 機械関連	[71.7]	100.0	43.3	32.7	10.5	0.1	27.0	19.5	10.2
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[78.9]	100.0	30.8	30.8	－	－	42.6	18.0	8.6
G 情報通信業	[72.8]	100.0	40.5	35.8	3.7	1.0	31.9	25.5	2.1
H 運輸業，郵便業	[64.7]	100.0	35.8	29.7	3.9	2.3	34.4	23.8	6.0
I 卸売業，小売業	[62.4]	100.0	40.5	34.9	5.6	0.0	29.1	26.5	3.8
50～55 卸売業	[62.6]	100.0	46.9	40.4	6.5	－	30.7	16.2	6.3
56～61 小売業	[62.1]	100.0	33.6	28.9	4.7	0.1	27.5	37.8	1.1
J 金融業，保険業	[90.4]	100.0	36.6	32.6	4.1	－	35.9	23.2	4.2
K 不動産業，物品賃貸業	[71.0]	100.0	30.8	29.0	－	1.8	44.7	20.1	4.5
L 学術研究，専門・技術サービス業	[68.2]	100.0	48.9	44.8	3.2	0.9	34.7	10.1	6.3
M 宿泊業，飲食サービス業	[47.9]	100.0	34.9	25.1	2.8	7.0	42.4	19.0	3.7
N 生活関連サービス業，娯楽業	[67.6]	100.0	48.5	38.3	10.2	－	24.6	21.3	5.6
O 教育，学習支援業	[43.1]	100.0	50.1	40.2	9.5	0.4	18.3	23.7	7.9
P 医療，福祉	[40.9]	100.0	44.3	38.3	6.0	－	21.6	19.1	15.0
Q 複合サービス事業	[76.8]	100.0	37.4	32.9	3.7	0.8	24.4	31.1	7.2
R サービス業（他に分類されないもの）	[49.9]	100.0	41.3	32.7	8.6	－	36.0	13.0	9.7

注：1)[ ]内の数値は、退職一時金制度がある企業のうち、支払準備形態に社内準備を採用している企業割合である。

第36表 産業・企業規模、退職一時金の保全措置の有無別企業割合

（単位：%）

産業・企業規模	退職一時金制度のみで支払準備形態が社内準備のみの企業[1)]		保全措置を講じている	保全措置を講じていない[2)]		保全措置を講じないことについて労使協定を締結	不明
T 調査産業計	[23.9]	100.0	15.5	83.6	(100.0)	(1.9)	0.9
1,000 人以上	[21.7]	100.0	21.1	74.8	(100.0)	(0.7)	4.2
100 ～ 999 人	[25.0]	100.0	15.4	83.3	(100.0)	(0.8)	1.3
300 ～ 999 人	[24.9]	100.0	18.2	80.6	(100.0)	(0.4)	1.3
100 ～ 299 人	[25.0]	100.0	14.4	84.3	(100.0)	(1.0)	1.3
30 ～ 99 人	[23.5]	100.0	15.4	84.0	(100.0)	(2.4)	0.6
C 鉱業，採石業，砂利採取業	[18.9]	100.0	6.8	93.2	(100.0)	(－)	－
D 建設業	[10.0]	100.0	19.4	80.6	(100.0)	(－)	－
E 製造業	[19.4]	100.0	14.8	84.8	(100.0)	(1.0)	0.3
1,000 人以上	[6.5]	100.0	30.6	61.1	(100.0)	(13.6)	8.3
100 ～ 999 人	[15.4]	100.0	26.7	72.1	(100.0)	(4.5)	1.1
300 ～ 999 人	[17.8]	100.0	13.8	82.3	(100.0)	(－)	4.0
100 ～ 299 人	[14.7]	100.0	31.9	68.1	(100.0)	(6.7)	－
30 ～ 99 人	[21.7]	100.0	10.8	89.2	(100.0)	(－)	－
E1 消費関連	[24.4]	100.0	12.8	87.0	(100.0)	(2.8)	0.2
E2 素材関連	[18.7]	100.0	18.0	82.0	(100.0)	(－)	－
E3 機械関連	[16.1]	100.0	13.4	85.7	(100.0)	(－)	1.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[13.9]	100.0	36.3	63.7	(100.0)	(－)	－
G 情報通信業	[24.8]	100.0	5.6	94.4	(100.0)	(－)	－
H 運輸業，郵便業	[30.5]	100.0	23.6	73.7	(100.0)	(－)	2.7
I 卸売業，小売業	[25.0]	100.0	17.2	81.8	(100.0)	(3.3)	1.0
50～55 卸売業	[22.1]	100.0	17.6	80.6	(100.0)	(7.6)	1.8
56～61 小売業	[27.9]	100.0	16.9	82.8	(100.0)	(－)	0.3
J 金融業，保険業	[27.9]	100.0	8.8	90.0	(100.0)	(－)	1.2
K 不動産業，物品賃貸業	[41.1]	100.0	29.4	70.6	(100.0)	(2.0)	－
L 学術研究，専門・技術サービス業	[16.7]	100.0	14.9	85.1	(100.0)	(1.7)	－
M 宿泊業，飲食サービス業	[30.4]	100.0	22.4	77.6	(100.0)	(9.9)	－
N 生活関連サービス業，娯楽業	[43.7]	100.0	15.9	78.5	(100.0)	(－)	5.7
O 教育，学習支援業	[19.7]	100.0	19.1	80.5	(100.0)	(－)	0.3
P 医療，福祉	[25.9]	100.0	10.8	89.2	(100.0)	(－)	－
Q 複合サービス事業	[11.9]	100.0	45.0	50.7	(100.0)	(－)	4.3
R サービス業（他に分類されないもの）	[24.7]	100.0	4.9	95.1	(100.0)	(6.3)	－

注：1)［ ］内の数値は、退職給付（一時金・年金）制度がある企業のうち、退職一時金制度のみで支払準備形態が社内準備のみの企業割合である。
2)（ ）内の数値は、保全措置を講じていない企業に対する割合である。

第37表　産業・企業規模、退職一時金の

産業・企業規模	退職一時金制度のみで支払準備形態が社内準備のみの企業における保全措置を講じている企業[1]		保全方式[2]（複数回答）			
			保証方式	信託方式	質権・抵当権方式	退職手当保全委員会方式
T 調査産業計	[3.7]	100.0	22.4	22.5	－	7.6
1,000人以上	[4.6]	100.0	33.9	32.7	－	－
100～999人	[3.8]	100.0	21.4	21.3	－	9.9
300～999人	[4.5]	100.0	21.0	8.7	－	5.7
100～299人	[3.6]	100.0	21.6	26.9	－	11.7
30～99人	[3.6]	100.0	22.4	22.7	－	6.8
C 鉱業，採石業，砂利採取業	[1.3]	100.0 *	100.0	－	－	－
D 建設業	[1.9]	100.0	－	－	－	13.5
E 製造業	[2.9]	100.0	16.7	17.7	－	－
1,000人以上	[2.0]	100.0	27.2	10.8	－	－
100～999人	[4.1]	100.0	2.9	40.3	－	－
300～999人	[2.5]	100.0	19.9	25.7	－	－
100～299人	[4.7]	100.0	－	42.8	－	－
30～99人	[2.3]	100.0	27.2	－	－	－
E1 消費関連	[3.1]	100.0	5.6	17.9	－	－
E2 素材関連	[3.4]	100.0	34.2	15.1	－	－
E3 機械関連	[2.2]	100.0	－	21.9	－	－
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[5.0]	100.0	27.9	－	－	－
G 情報通信業	[1.4]	100.0 *	100.0	－	－	－
H 運輸業，郵便業	[7.2]	100.0	52.3	8.2	－	－
I 卸売業，小売業	[4.3]	100.0	1.6	45.5	－	1.6
50～55 卸売業	[3.9]	100.0	1.1	47.7	－	3.5
56～61 小売業	[4.7]	100.0	2.0	43.7	－	－
J 金融業，保険業	[2.5]	100.0	37.5	30.1	－	－
K 不動産業，物品賃貸業	[12.1]	100.0	53.3	4.9	－	－
L 学術研究，専門・技術サービス業	[2.5]	100.0	27.1	52.5	－	－
M 宿泊業，飲食サービス業	[6.8]	100.0	22.3	2.3	－	－
N 生活関連サービス業，娯楽業	[6.9]	100.0	16.5	47.8	－	－
O 教育，学習支援業	[3.8]	100.0	30.6	8.3	－	43.4
P 医療，福祉	[2.8]	100.0	18.3	26.5	－	39.0
Q 複合サービス事業	[5.4]	100.0	19.3	10.6	－	10.6
R サービス業（他に分類されないもの）	[1.2]	100.0	13.6	4.5	－	－

注： 1)［　］内の数値は、退職給付（一時金・年金）制度がある企業のうち、退職一時金制度のみで支払準備形態が社内準備のみ
2)「保全方式」の「質権、抵当権設定方式」は、該当する企業がないため、表章していない。

保全措置の方式、保全額の範囲別企業割合

（単位：%）

保全額の範囲						産業・企業規模
不明	自己都合退職見積額の１／４相当額	中小企業退職金共済制度による支払相当額	労使協議で決めた額	その他	不明	
47.5	19.1	2.4	16.8	40.5	21.1	T 調査産業計
33.4	23.0	－	24.4	37.6	15.0	1,000人以上
47.5	29.4	4.3	11.7	37.2	17.4	100～999人
64.6	35.0	0.8	8.6	36.3	19.3	300～999人
39.7	26.9	5.8	13.2	37.5	16.6	100～299人
48.2	13.9	1.7	18.9	42.3	23.3	30～99人
－	100.0	－	－	－	－	C 鉱業，採石業，砂利採取業
86.5	－	－	2.3	27.0	70.6	D 建設業
65.6	6.8	5.3	42.0	37.1	8.7	E 製造業
62.0	72.8	－	27.2	－	－	1,000人以上
56.7	12.9	12.2	3.8	51.0	20.1	100～999人
54.4	－	－	25.7	25.7	48.6	300～999人
57.2	15.2	14.3	－	55.3	15.2	100～299人
72.8	－	－	72.8	27.2	－	30～99人
76.4	2.1	17.3	41.7	34.7	4.2	E1 消費関連
50.7	1.3	－	38.0	60.7	－	E2 素材関連
78.1	21.9	－	49.0	－	29.1	E3 機械関連
72.1	－	27.9	－	72.1	－	F 電気・ガス・熱供給・水道業
－	－	－	－	91.7	8.3	G 情報通信業
39.4	28.2	－	11.2	34.4	26.2	H 運輸業，郵便業
51.3	41.0	－	1.4	54.1	3.5	J 卸売・小売業
47.7	30.4	－	－	69.6	－	50～55 卸売業
54.4	50.0	－	2.6	41.1	6.4	56～61 小売業
32.4	18.8	－	－	62.5	18.8	J 金融業，保険業
41.9	17.6	－	－	43.7	38.8	K 不動産業，物品賃貸業
20.4	－	－	－	100.0	－	L 学術研究，専門・技術サービス業
75.4	9.2	－	34.3	11.6	44.9	M 宿泊業，飲食サービス業
35.7	－	－	43.4	46.1	10.4	N 生活関連サービス業，娯楽業
17.8	1.4	38.6	－	14.8	45.1	O 教育，学習支援業
16.2	18.3	－	13.6	38.0	30.1	P 医療，福祉
59.4	－	20.3	－	49.9	29.8	Q 複合サービス事業
81.9	55.3	－	－	40.2	4.5	R サービス業（他に分類されないもの）

の企業における退職一時金制度の保全措置を講じている企業割合である。

第38表　退職事由、産業・企業規模、退職一時金の受給に必要な最低勤続年数階級別企業割合

（単位：%）

退職事由、産業・企業規模	社内準備を採用している企業[1)]	勤続年数階級						
		1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上	不明
会社都合								
T 調査産業計	[57.0] 100.0	8.5	21.8	8.7	42.2	1.1	9.3	8.4
1,000人以上	[91.4] 100.0	24.3	25.4	7.9	30.0	0.8	4.7	6.8
100～999人	[71.4] 100.0	11.3	20.6	8.5	43.2	1.9	8.0	6.5
300～999人	[81.6] 100.0	16.3	20.6	10.2	41.9	1.0	3.6	6.4
100～299人	[67.9] 100.0	9.3	20.6	7.8	43.8	2.3	9.7	6.5
30～99人	[49.8] 100.0	5.9	22.3	8.8	42.2	0.7	10.4	9.7
C 鉱業，採石業，砂利採取業	[67.6] 100.0	15.1	19.8	13.1	35.3	5.5	5.5	5.5
D 建設業	[52.9] 100.0	5.0	36.3	5.8	38.5	0.2	4.6	9.7
E 製造業	[62.6] 100.0	8.7	21.9	9.8	41.2	0.5	9.2	8.7
E1 消費関連	[64.3] 100.0	9.7	18.1	18.6	31.6	－	10.6	11.4
E2 素材関連	[53.0] 100.0	10.8	26.1	4.7	44.4	0.8	6.5	6.7
E3 機械関連	[71.7] 100.0	6.3	21.5	7.1	45.9	0.7	10.2	8.2
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[78.9] 100.0	17.7	37.2	11.8	19.7	－	3.3	10.3
G 情報通信業	[72.8] 100.0	9.3	26.8	7.9	37.6	5.3	8.5	4.6
H 運輸業，郵便業	[64.7] 100.0	12.8	23.5	4.9	40.9	1.0	12.3	4.7
I 卸売業，小売業	[62.4] 100.0	5.8	15.5	9.9	49.5	1.7	9.9	7.7
50～55 卸売業	[62.6] 100.0	9.7	13.1	10.2	49.4	3.1	6.0	8.5
56～61 小売業	[62.1] 100.0	1.5	18.1	9.6	49.6	0.1	14.3	6.8
J 金融業，保険業	[90.4] 100.0	8.6	37.9	15.1	25.9	－	2.6	9.8
K 不動産業，物品賃貸業	[71.0] 100.0	11.5	23.0	1.5	42.0	－	12.1	10.0
L 学術研究，専門・技術サービス業	[68.2] 100.0	20.3	23.9	11.2	32.7	0.8	1.9	9.2
M 宿泊業，飲食サービス業	[47.9] 100.0	7.9	10.7	6.4	33.9	－	27.2	13.9
N 生活関連サービス業，娯楽業	[67.6] 100.0	16.1	27.2	5.6	31.7	1.1	9.0	9.3
O 教育，学習支援業	[43.1] 100.0	13.9	35.4	15.5	23.2	－	9.2	2.7
P 医療，福祉	[40.9] 100.0	3.8	16.4	9.2	54.3	1.7	6.6	8.0
Q 複合サービス事業	[76.8] 100.0	12.0	52.1	9.8	12.5	0.8	3.0	9.9
R サービス業（他に分類されないもの）	[49.9] 100.0	8.4	18.3	7.5	39.2	1.5	10.8	14.4
自己都合								
T 調査産業計	[57.0] 100.0	3.2	15.0	9.7	56.2	1.6	10.9	3.4
1,000人以上	[91.4] 100.0	7.6	17.7	13.6	49.6	2.3	5.8	3.5
100～999人	[71.4] 100.0	2.9	14.6	11.1	57.1	2.7	9.7	2.0
300～999人	[81.6] 100.0	4.5	12.8	14.1	58.7	1.7	6.1	2.0
100～299人	[67.9] 100.0	2.3	15.2	9.8	56.5	3.1	11.1	1.9
30～99人	[49.8] 100.0	3.0	15.1	8.7	56.1	0.8	11.9	4.3
C 鉱業，採石業，砂利採取業	[67.6] 100.0	－	7.6	18.7	57.1	11.1	5.5	－
D 建設業	[52.9] 100.0	2.1	17.6	9.1	57.9	0.2	7.5	5.7
E 製造業	[62.6] 100.0	2.7	14.0	11.7	59.7	0.7	8.6	2.6
E1 消費関連	[64.3] 100.0	3.1	22.1	18.9	44.2	2.6	4.7	4.5
E2 素材関連	[53.0] 100.0	0.9	18.4	10.2	59.5	0.9	6.5	3.6
E3 機械関連	[71.7] 100.0	3.7	14.3	6.5	62.2	0.9	10.4	2.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[78.9] 100.0	1.2	26.2	18.2	46.9	－	3.3	4.2
G 情報通信業	[72.8] 100.0	1.7	18.7	10.1	51.2	5.5	10.8	1.9
H 運輸業，郵便業	[64.7] 100.0	0.9	7.6	3.1	69.1	1.9	16.4	1.1
I 卸売業，小売業	[62.4] 100.0	1.5	12.5	10.7	58.9	2.0	11.6	2.8
50～55 卸売業	[62.6] 100.0	2.5	12.4	11.1	60.4	3.5	8.8	1.3
56～61 小売業	[62.1] 100.0	0.4	12.6	10.2	57.3	0.4	14.6	4.4
J 金融業，保険業	[90.4] 100.0	2.7	39.5	16.4	36.1	1.1	2.6	1.5
K 不動産業，物品賃貸業	[71.0] 100.0	5.0	16.5	6.2	49.5	－	15.1	7.7
L 学術研究，専門・技術サービス業	[68.2] 100.0	5.5	16.7	13.9	56.5	3.0	4.2	0.1
M 宿泊業，飲食サービス業	[47.9] 100.0	10.7	6.3	6.4	43.7	0.4	27.2	5.4
N 生活関連サービス業，娯楽業	[67.6] 100.0	9.8	18.4	5.5	50.6	1.1	13.1	1.6
O 教育，学習支援業	[43.1] 100.0	9.4	40.4	7.8	33.2	－	9.2	－
P 医療，福祉	[40.9] 100.0	2.7	13.7	10.5	57.8	2.7	9.0	3.6
Q 複合サービス事業	[76.8] 100.0	5.4	55.1	14.2	18.6	0.8	3.0	3.0
R サービス業（他に分類されないもの）	[49.9] 100.0	2.3	13.1	8.7	48.7	1.5	12.9	12.9

注：1) [ ]内の数値は、退職給付一時金制度がある企業のうち、支払準備形態に社内準備を採用している企業割合である。

第39表　産業・企業規模、退職年金制度の支払準備形態別企業割合

（単位：%）

産業・企業規模	退職年金制度がある企業[1)2)]	退職年金制度の支払準備形態（複数回答）			
		厚生年金基金（上乗せ給付）	確定給付企業年金（CBPを含む）	確定拠出年金（企業型）	企業独自の年金
T 調査産業計	[26.7] 100.0	20.0	43.3	47.6	3.8
1,000人以上	[72.4] 100.0	7.2	62.4	63.9	4.5
100～999人	[41.6] 100.0	12.2	52.9	48.0	2.9
300～999人	[55.6] 100.0	9.7	59.7	50.6	3.3
100～299人	[36.6] 100.0	13.6	49.2	46.6	2.7
30～99人	[17.9] 100.0	30.5	30.0	44.5	4.6
C 鉱業，採石業，砂利採取業	[21.2] 100.0	6.0	71.3	34.8	－
D 建設業	[29.5] 100.0	28.7	40.3	47.0	4.6
E 製造業	[30.2] 100.0	10.0	53.7	47.8	2.3
1,000人以上	[91.9] 100.0	6.3	70.8	70.9	2.6
100～999人	[55.0] 100.0	9.9	60.2	42.0	1.6
300～999人	[71.7] 100.0	5.7	64.5	53.0	2.2
100～299人	[49.5] 100.0	11.9	58.1	36.8	1.3
30～99人	[16.8] 100.0	10.8	40.6	51.7	3.2
E1 消費関連	[22.8] 100.0	9.9	67.1	37.3	1.1
E2 素材関連	[31.1] 100.0	13.6	49.0	45.4	1.9
E3 機械関連	[35.4] 100.0	6.5	51.0	55.6	3.2
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[52.4] 100.0	4.3	65.7	47.4	3.1
G 情報通信業	[48.6] 100.0	24.6	51.7	45.5	0.4
H 運輸業，郵便業	[25.2] 100.0	8.4	48.9	44.3	2.9
I 卸売業，小売業	[34.9] 100.0	26.8	34.4	49.4	5.2
50～55 卸売業	[35.5] 100.0	20.8	38.6	57.1	1.5
56～61 小売業	[34.4] 100.0	33.2	29.9	41.2	9.1
J 金融業，保険業	[60.6] 100.0	44.0	56.0	39.0	4.0
K 不動産業，物品賃貸業	[29.4] 100.0	7.2	37.4	68.4	2.0
L 学術研究，専門・技術サービス業	[42.4] 100.0	21.1	43.4	52.7	0.7
M 宿泊業，飲食サービス業	[19.0] 100.0	28.7	25.2	54.9	－
N 生活関連サービス業，娯楽業	[13.9] 100.0	40.8	38.5	33.3	10.4
O 教育，学習支援業	[20.1] 100.0	51.8	25.8	8.2	17.9
P 医療，福祉	[11.4] 100.0	18.9	28.4	45.5	7.7
Q 複合サービス事業	[36.8] 100.0	1.8	81.8	15.9	1.8
R サービス業（他に分類されないもの）	[20.4] 100.0	4.9	52.7	64.9	－

注：1)［ ］内の数値は、退職給付（一時金・年金）制度がある企業のうち、退職年金制度がある企業割合である。
2)「退職年金制度がある企業」には、「両制度併用」を含む。

第40表　退職一時金制度の見直しの時期、

見直しの時期、産業・企業規模	退職一時金制度の見直しを行った・行う予定がある企業[1)]		退職一時金　制				
			退職一時金制度を新たに導入又は既存のものの他に設置	退職一時金の全部又は一部を年金へ移行	退職一時金制度を他の退職一時金制度へ移行	退職一時金制度の廃止（他の制度へ移行した場合を除く。）	算定基礎額の算出方法の変更（ポイント制の導入等）
過去３年間							
T　調査産業計	[9.3]	100.0	28.8	7.7	10.6	2.3	16.9
1,000人以上	[11.3]	100.0	8.6	18.7	6.0	2.6	30.4
100～999人	[9.0]	100.0	24.5	7.8	7.2	－	28.0
300～999人	[10.1]	100.0	17.8	14.4	12.4	－	20.4
100～299人	[8.7]	100.0	27.1	5.2	5.1	－	30.9
30～99人	[9.4]	100.0	31.3	7.2	12.2	3.1	11.9
C　鉱業，採石業，砂利採取業	[6.5]	100.0＊	－	－	－	－	－
D　建設業	[15.4]	100.0	32.5	9.1	17.0	－	18.0
E　製造業	[10.4]	100.0	25.0	7.9	8.1	－	26.9
E1　消費関連	[9.9]	100.0	33.4	11.0	1.4	－	35.0
E2　素材関連	[10.9]	100.0	14.1	0.4	1.5	－	14.3
E3　機械関連	[10.3]	100.0	29.8	13.5	21.4	－	34.1
F　電気・ガス・熱供給・水道業	[13.0]	100.0	21.6	11.9	5.9	－	8.3
G　情報通信業	[9.4]	100.0	26.6	23.7	－	－	17.4
H　運輸業，郵便業	[9.7]	100.0	31.5	2.7	15.0	13.9	9.7
I　卸売業，小売業	[7.2]	100.0	34.5	14.4	10.9	0.5	4.4
50～55 卸売業	[6.3]	100.0	23.7	5.6	－	－	7.2
56～61 小売業	[7.9]	100.0	41.7	20.2	18.1	0.8	2.5
J　金融業，保険業	[10.6]	100.0	2.2	7.0	5.6	－	34.0
K　不動産業，物品賃貸業	[6.7]	100.0	7.2	7.2	21.4	－	14.4
L　学術研究，専門・技術サービス業	[10.5]	100.0	15.0	11.1	5.6	－	12.8
M　宿泊業，飲食サービス業	[3.9]	100.0	40.8	2.4	－	－	47.1
N　生活関連サービス業，娯楽業	[6.8]	100.0	37.6	－	1.1	－	9.8
O　教育，学習支援業	[9.8]	100.0	5.4	2.7	15.6	－	26.4
P　医療，福祉	[11.4]	100.0	36.9	－	14.8	5.4	13.3
Q　複合サービス事業	[5.4]	100.0	－	－	－	－	57.1
R　サービス業（他に分類されないもの）	[7.6]	100.0	15.0	19.3	2.9	－	10.5
今後３年間							
T　調査産業計	[7.4]	100.0	33.6	7.2	6.1	1.9	14.2
1,000人以上	[9.4]	100.0	13.1	14.3	3.9	－	26.8
100～999人	[6.1]	100.0	22.6	9.8	11.6	2.2	24.8
300～999人	[7.0]	100.0	7.1	17.0	12.3	2.0	24.1
100～299人	[5.9]	100.0	28.7	7.0	11.4	2.3	25.1
30～99人	[7.9]	100.0	38.0	6.1	4.4	1.9	10.2
C　鉱業，採石業，砂利採取業	[3.3]	100.0＊	－	－	－	－	－
D　建設業	[8.8]	100.0	40.8	16.6	13.6	－	3.5
E　製造業	[5.6]	100.0	30.3	11.4	18.5	2.2	13.9
E1　消費関連	[4.5]	100.0	25.7	26.5	22.5	－	14.4
E2　素材関連	[6.5]	100.0	27.3	5.4	15.4	5.4	22.1
E3　機械関連	[5.7]	100.0	37.3	7.5	19.3	－	3.6
F　電気・ガス・熱供給・水道業	[4.9]	100.0	26.5	15.6	－	－	15.6
G　情報通信業	[6.1]	100.0	62.6	26.1	－	－	6.4
H　運輸業，郵便業	[6.0]	100.0	7.1	－	0.8	－	25.9
I　卸売業，小売業	[7.7]	100.0	51.0	3.2	0.7	0.7	18.0
50～55 卸売業	[7.2]	100.0	20.8	2.7	1.6	1.6	40.7
56～61 小売業	[8.1]	100.0	73.1	3.6	－	－	1.3
J　金融業，保険業	[6.9]	100.0	10.7	18.8	－	－	30.5
K　不動産業，物品賃貸業	[3.0]	100.0	36.8	－	－	－	47.2
L　学術研究，専門・技術サービス業	[7.6]	100.0	15.0	5.0	2.7	－	5.5
M　宿泊業，飲食サービス業	[12.8]	100.0	47.6	12.4	－	－	3.8
N　生活関連サービス業，娯楽業	[12.9]	100.0	45.1	14.4	－	－	4.3
O　教育，学習支援業	[9.9]	100.0	10.7	－	10.1	－	25.0
P　医療，福祉	[6.2]	100.0	12.2	0.9	7.2	9.9	13.5
Q　複合サービス事業	[12.3]	100.0	16.2	4.1	5.3	4.1	54.7
R　サービス業（他に分類されないもの）	[7.5]	100.0	31.9	－	6.1	－	22.6

注：1)[ ]内の数値は、全企業のうち、退職一時金制度の見直しを行った・行う予定がある企業割合である。

産業・企業規模、見直し内容別企業割合

（単位：%）

変の見直し内容　（複数回答）						見直しの時期、産業・企業規模
特別加算制度の導入（早期退職優遇加算を除く。）	支給率		退職一時金を縮小又は廃止し毎月の給与を拡大		その他	
	増加	減少	労働者一律	労働者の選択制		
						過去３年間
1.8	17.7	9.7	2.2	2.6	17.6	T 調査産業計
－	7.4	10.3	－	－	20.7	1,000人以上
3.7	19.1	12.9	2.3	0.2	11.3	100～999人
2.3	20.3	17.6	－	－	20.6	300～999人
4.2	18.6	11.1	3.2	0.2	7.8	100～299人
1.2	17.5	8.3	2.2	3.7	19.9	30～99人
－	50.0	－	－	－	50.0	C 鉱業，採石業，砂利採取業
7.8	31.1	16.5	－	－	17.0	D 建設業
1.3	19.0	1.7	3.7	3.1	19.3	E 製造業
4.4	9.3	－	－	－	12.0	E1 消費関連
－	31.5	0.8	9.8	－	30.3	E2 素材関連
－	13.5	4.2	－	9.3	13.3	E3 機械関連
－	40.0	3.6	－	20.0	5.9	F 電気・ガス・熱供給・水道業
5.5	12.0	11.7	－	－	14.0	G 情報通信業
－	26.8	－	－	－	0.5	H 運輸業，郵便業
－	17.8	3.0	3.0	10.4	32.4	I 卸売業，小売業
－	37.3	－	－	－	26.1	50～55 卸売業
－	4.9	4.9	4.9	17.3	36.5	56～61 小売業
－	12.9	26.2	－	3.9	27.6	J 金融業，保険業
－	11.8	14.4	－	21.4	2.2	K 不動産業，物品賃貸業
－	13.1	16.7	10.8	－	17.5	L 学術研究，専門・技術サービス業
－	35.9	4.9	－	－	4.9	M 宿泊業，飲食サービス業
－	6.9	30.7	6.9	－	13.9	N 生活関連サービス業，娯楽業
－	23.7	31.1	10.2	－	5.8	O 教育，学習支援業
－	2.1	18.2	－	－	12.3	P 医療，福祉
－	18.7	12.2	9.2	－	12.2	Q 複合サービス事業
9.0	29.8	－	－	－	34.4	R サービス業（他に分類されないもの）
						今後３年間
1.6	25.2	7.4	1.4	2.1	12.6	T 調査産業計
3.2	4.3	22.4	2.5	－	19.9	1,000人以上
6.4	17.9	10.8	4.1	3.9	17.0	100～999人
2.9	15.6	17.6	3.3	2.6	11.5	300～999人
7.8	18.8	8.1	4.4	4.4	19.2	100～299人
－	28.4	5.7	0.5	1.5	10.9	30～99人
－	100.0	－	－	－	－	C 鉱業，採石業，砂利採取業
2.6	40.8	－	－	－	1.0	D 建設業
2.2	36.8	3.3	2.2	2.2	9.2	E 製造業
－	55.6	－	－	－	0.3	E1 消費関連
5.4	41.9	7.9	5.4	5.4	7.3	E2 素材関連
－	16.8	－	－	－	18.0	E3 機械関連
－	－	15.6	－	－	26.5	F 電気・ガス・熱供給・水道業
－	18.1	－	－	－	4.8	G 情報通信業
1.5	34.8	－	－	－	31.5	H 運輸業，郵便業
0.7	15.7	1.9	1.9	2.6	13.2	I 卸売業，小売業
1.6	37.2	4.4	4.4	6.1	0.3	50～55 卸売業
－	－	－	－	－	22.7	56～61 小売業
－	10.2	20.2	7.9	4.3	5.9	J 金融業，保険業
－	47.2	－	47.2	－	15.9	K 不動産業，物品賃貸業
－	23.2	27.1	0.8	－	30.1	L 学術研究，専門・技術サービス業
－	32.6	1.5	1.5	10.9	0.7	M 宿泊業，飲食サービス業
－	3.7	25.2	－	－	7.3	N 生活関連サービス業，娯楽業
1.6	11.7	37.3	0.5	－	17.0	O 教育，学習支援業
5.3	31.6	14.3	－	－	10.9	P 医療，福祉
4.1	8.5	8.5	8.5	4.1	22.7	Q 複合サービス事業
－	12.2	－	－	－	33.3	R サービス業（他に分類されないもの）

第41表　退職年金制度の見直しの時期、

見直しの時期、産業・企業規模	退職年金制度の見直しを行った・行う予定がある企業[1]		退職年金制度					
			退職年金制度を新たに導入又は既存のものの他に設置	年金の全部又は一部を退職一時金へ移行	年金制度を他の年金制度へ移行	年金制度の廃止（他の制度へ移行した場合を除く。）	年金支給期間の延長（終身への変更を含む。）	年金支給期間の短縮
過去３年間								
Ｔ　調査産業計	[5.1]	100.0	30.8	11.0	32.0	5.3	1.5	1.7
1,000人以上	[15.1]	100.0	25.9	3.4	27.6	1.6	－	2.5
100～999人	[5.7]	100.0	32.7	6.0	34.1	3.5	－	－
300～999人	[8.7]	100.0	34.0	1.6	37.6	3.0	－	－
100～299人	[4.7]	100.0	31.8	8.7	32.1	3.9	－	－
30～99人	[4.5]	100.0	30.3	14.6	31.4	6.6	2.5	2.5
Ｃ　鉱業，採石業，砂利採取業	[1.2]	100.0＊	－	－	－	－	－	－
Ｄ　建設業	[6.7]	100.0	29.7	35.7	44.3	－	17.8	17.8
Ｅ　製造業	[6.2]	100.0	20.7	13.4	24.5	2.3	－	0.2
E1　消費関連	[5.4]	100.0	22.6	8.9	38.7	－	－	－
E2　素材関連	[3.0]	100.0	17.3	－	33.4	－	－	1.4
E3　機械関連	[10.5]	100.0	20.7	19.6	15.2	4.1	－	－
Ｆ　電気・ガス・熱供給・水道業	[10.6]	100.0	32.5	－	14.2	－	－	－
Ｇ　情報通信業	[12.3]	100.0	22.9	17.4	43.9	－	－	0.8
Ｈ　運輸業，郵便業	[6.9]	100.0	49.8	－	11.2	39.2	－	－
Ｉ　卸売業，小売業	[4.1]	100.0	35.9	13.9	21.7	－	－	－
50～55 卸売業	[3.7]	100.0	24.5	31.7	6.3	－	－	－
56～61 小売業	[4.4]	100.0	43.7	1.5	32.3	－	－	－
Ｊ　金融業，保険業	[8.1]	100.0	36.5	－	33.3	－	－	3.1
Ｋ　不動産業，物品賃貸業	[7.7]	100.0	14.5	24.9	29.5	6.3	－	－
Ｌ　学術研究，専門・技術サービス業	[14.0]	100.0	11.2	2.7	64.2	－	－	－
Ｍ　宿泊業，飲食サービス業	[4.2]	100.0	83.2	－	－	2.2	－	－
Ｎ　生活関連サービス業，娯楽業	[0.7]	100.0	15.7	－	－	－	－	－
Ｏ　教育，学習支援業	[3.0]	100.0	15.9	8.8	73.8	－	－	－
Ｐ　医療，福祉	[2.6]	100.0	23.9	－	71.7	4.4	－	－
Ｑ　複合サービス事業	[3.7]	100.0	－	－	－	－	－	－
Ｒ　サービス業（他に分類されないもの）	[3.3]	100.0	46.3	1.2	17.6	－	－	－
今後３年間								
Ｔ　調査産業計	[2.6]	100.0	52.7	4.2	10.7	2.8	1.6	2.5
1,000人以上	[9.6]	100.0	22.7	6.7	24.1	3.7	2.0	4.2
100～999人	[3.6]	100.0	32.7	4.9	21.3	2.9	－	1.8
300～999人	[5.1]	100.0	41.7	1.3	22.3	－	－	5.1
100～299人	[3.1]	100.0	27.8	7.0	20.7	4.6	－	－
30～99人	[2.0]	100.0	72.6	3.2	0.5	2.6	2.6	2.6
Ｃ　鉱業，採石業，砂利採取業	[1.2]	100.0＊	－	－	－	－	－	－
Ｄ　建設業	[1.8]	100.0	9.0	4.1	6.3	－	－	0.8
Ｅ　製造業	[2.8]	100.0	48.9	0.8	26.5	5.8	－	1.5
E1　消費関連	[1.4]	100.0	56.5	－	67.7	2.8	－	－
E2　素材関連	[2.8]	100.0	43.8	－	16.9	0.6	－	4.2
E3　機械関連	[4.0]	100.0	50.4	1.6	21.1	10.8	－	－
Ｆ　電気・ガス・熱供給・水道業	[7.3]	100.0	28.0	－	－	－	－	－
Ｇ　情報通信業	[6.0]	100.0	48.4	18.5	11.9	18.5	18.5	18.5
Ｈ　運輸業，郵便業	[0.8]	100.0	82.9	－	5.9	－	－	2.7
Ｉ　卸売業，小売業	[3.3]	100.0	39.8	－	6.3	－	－	1.6
50～55 卸売業	[2.9]	100.0	32.3	－	15.5	－	－	4.0
56～61 小売業	[3.5]	100.0	45.0	－	－	－	－	－
Ｊ　金融業，保険業	[8.8]	100.0	46.8	13.1	24.5	－	－	2.8
Ｋ　不動産業，物品賃貸業	[0.1]	100.0＊	－	－	100.0	－	－	－
Ｌ　学術研究，専門・技術サービス業	[6.0]	100.0	85.2	－	4.4	－	－	－
Ｍ　宿泊業，飲食サービス業	[1.6]	100.0	97.1	－	2.9	－	－	－
Ｎ　生活関連サービス業，娯楽業	[3.1]	100.0	53.9	－	6.5	－	－	－
Ｏ　教育，学習支援業	[1.9]	100.0	13.9	16.4	－	－	－	－
Ｐ　医療，福祉	[1.4]	100.0	97.5	3.7	0.6	1.8	1.8	1.8
Ｑ　複合サービス事業	[4.2]	100.0	11.7	－	－	－	－	－
Ｒ　サービス業（他に分類されないもの）	[3.3]	100.0	44.8	13.9	3.4	－	－	－

注：1)[ ]内の数値は、全企業のうち、退職年金制度の見直しを行った・行う予定がある企業割合である。

産業・企業規模、見直し内容別企業割合

（単位：%）

その見直し内容（複数回答）								見直しの時期、産業・企業規模
算定基礎額の算出方法の変更（ポイント制の導入等）	特別加算制度の導入（早期退職優遇加算を除く。）	賃金や物価上昇率に伴う給付水準の見直し制度を導入	支給率		退職年金を縮小又は廃止し毎月の給与を拡大		その他	
			増加	減少	労働者一律	労働者の選択制		
								過去３年間
11.4	2.0	2.9	7.2	2.0	0.6	4.7	6.4	T 調査産業計
11.7	－	－	4.0	7.8	－	－	22.0	1,000人以上
9.5	1.7	0.1	6.5	4.0	－	0.1	6.2	100～999人
5.7	1.8	－	10.1	3.9	－	－	9.6	300～999人
11.9	1.6	0.2	4.2	4.1	－	0.2	4.1	100～299人
12.4	2.5	4.6	7.9	0.2	0.9	7.6	4.7	30～99人
－	－	－	－	－	－	－	100.0	C 鉱業，採石業，砂利採取業
39.6	17.8	17.8	6.8	－	－	－	18.6	D 建設業
20.6	－	5.2	9.9	0.7	－	5.2	8.4	E 製造業
29.1	－	－	－	－	－	－	0.7	E1 消費関連
15.3	－	－	25.3	4.2	－	－	7.3	E2 素材関連
18.2	－	9.1	9.9	－	－	9.1	12.3	E3 機械関連
5.8	7.0	－	12.2	4.4	－	－	23.8	F 電気・ガス・熱供給・水道業
9.0	4.2	－	0.6	2.4	－	－	4.6	G 情報通信業
1.3	－	－	－	－	－	－	－	H 運輸業，郵便業
6.5	1.3	－	13.0	7.4	－	18.2	1.7	I 卸売業，小売業
0.5	3.2	－	31.7	3.2	－	－	2.1	50～55 卸売業
10.7	－	－	－	10.3	－	30.8	1.5	56～61 小売業
2.9	－	－	3.1	15.3	－	－	12.6	J 金融業，保険業
6.3	－	－	－	－	－	18.6	1.9	K 不動産業，物品賃貸業
8.1	－	－	3.0	－	8.1	－	4.2	L 学術研究，専門・技術サービス業
－	－	－	4.5	－	－	－	10.1	M 宿泊業，飲食サービス業
－	－	－	－	10.3	－	－	74.0	N 生活関連サービス業，娯楽業
－	－	－	－	5.2	－	－	10.3	O 教育，学習支援業
－	－	－	－	0.4	－	－	－	P 医療，福祉
47.1	－	13.5	13.5	17.6	－	13.5	21.7	Q 複合サービス事業
－	－	－	31.4	－	－	－	3.5	R サービス業（他に分類されないもの）
								今後３年間
8.7	2.4	1.7	9.2	4.6	1.8	1.8	18.1	T 調査産業計
16.4	4.1	4.1	10.7	6.7	5.0	5.0	18.5	1,000人以上
12.0	1.7	－	0.3	6.1	－	－	24.3	100～999人
12.7	0.8	－	0.6	2.4	－	－	19.7	300～999人
11.6	2.2	－	0.1	8.2	－	－	26.8	100～299人
5.0	2.6	2.6	15.7	3.2	2.6	2.6	13.5	30～99人
－	－	－	100.0	－	－	－	－	C 鉱業，採石業，砂利採取業
16.6	12.5	－	67.4	－	－	－	2.9	D 建設業
11.7	0.8	0.8	1.3	2.6	－	－	8.2	E 製造業
7.8	－	－	－	－	－	－	5.5	E1 消費関連
10.3	－	－	1.5	7.1	－	－	17.2	E2 素材関連
14.0	1.6	1.6	1.6	－	－	－	2.2	E3 機械関連
10.4	－	－	17.6	－	－	－	43.9	F 電気・ガス・熱供給・水道業
25.0	18.5	18.5	19.6	35.7	18.5	18.5	33.2	G 情報通信業
8.6	－	－	－	－	－	－	2.7	H 運輸業，郵便業
4.9	－	－	17.4	－	1.1	1.1	29.4	I 卸売業，小売業
12.1	－	－	40.1	－	－	－	－	50～55 卸売業
－	－	－	1.8	－	1.8	1.8	49.5	56～61 小売業
8.0	3.4	－	－	11.3	－	－	11.2	J 金融業，保険業
－	－	－	－	－	－	－	－	K 不動産業，物品賃貸業
1.0	－	－	－	－	－	－	9.3	L 学術研究，専門・技術サービス業
－	－	－	－	－	－	－	－	M 宿泊業，飲食サービス業
2.5	－	－	－	15.4	－	－	21.8	N 生活関連サービス業，娯楽業
56.0	－	－	－	3.1	－	－	24.6	O 教育，学習支援業
1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	P 医療，福祉
37.6	－	－	13.0	－	－	－	37.8	Q 複合サービス事業
－	－	－	－	－	－	－	37.9	R サービス業（他に分類されないもの）

退職給付（一時金・年金）の支給実態

第42表　退職給付（一時金・年金）制度の形態、産業・企業規模、退職者の有無別企業割合、退職事由別退職者割合（４－１）

退職給付（一時金・年金）制度の形態　計

（単位：%）

産業・企業規模	退職給付（一時金・年金）制度がある企業[1]		勤続20年以上かつ45歳以上の退職者がいた企業	勤続20年以上かつ45歳以上の退職者がいない企業	不明	勤続20年以上かつ45歳以上の退職者[2]	定年	定年以外		
								会社都合	自己都合	早期優遇
T 調査産業計	[80.5]	100.0	26.6	73.3	0.1	(100.0)	(64.3)	(5.4)	(22.8)	(7.5)
1,000 人以上	[92.3]	100.0	74.2	22.7	3.1	(100.0)	(63.3)	(6.0)	(20.3)	(10.4)
100 ～ 999 人	[86.6]	100.0	43.8	56.0	0.1	(100.0)	(65.9)	(4.9)	(24.3)	(5.0)
300 ～ 999 人	[91.8]	100.0	59.6	39.9	0.5	(100.0)	(64.8)	(5.1)	(22.3)	(7.8)
100 ～ 299 人	[84.9]	100.0	38.2	61.8	－	(100.0)	(67.1)	(4.7)	(26.7)	(1.4)
30 ～ 99 人	[77.6]	100.0	16.7	83.3	－	(100.0)	(64.2)	(4.1)	(30.8)	(0.9)
C 鉱業，採石業，砂利採取業	[92.3]	100.0	37.9	62.1	－	(100.0)	(78.0)	(4.5)	(12.0)	(5.5)
D 建設業	[87.5]	100.0	24.3	75.7	－	(100.0)	(67.8)	(3.8)	(27.5)	(0.9)
E 製造業	[88.4]	100.0	32.8	67.2	0.1	(100.0)	(68.0)	(7.3)	(16.3)	(8.4)
1,000 人以上	[98.5]	100.0	90.0	8.7	1.3	(100.0)	(65.0)	(8.9)	(14.7)	(11.4)
100 ～ 999 人	[92.9]	100.0	51.1	48.8	0.2	(100.0)	(72.9)	(3.7)	(19.0)	(4.4)
300 ～ 999 人	[97.5]	100.0	72.6	26.8	0.6	(100.0)	(72.0)	(3.2)	(17.8)	(6.9)
100 ～ 299 人	[91.5]	100.0	44.0	56.0	－	(100.0)	(74.1)	(4.4)	(20.4)	(1.1)
30 ～ 99 人	[86.2]	100.0	22.4	77.6	－	(100.0)	(73.1)	(7.4)	(19.6)	(－)
E1 消費関連	[81.4]	100.0	33.2	66.8	－	(100.0)	(66.0)	(4.4)	(19.8)	(9.8)
E2 素材関連	[92.4]	100.0	33.3	66.5	0.2	(100.0)	(71.6)	(9.2)	(15.9)	(3.3)
E3 機械関連	[90.6]	100.0	31.9	68.1	0.0	(100.0)	(66.3)	(7.1)	(15.3)	(11.3)
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[92.2]	100.0	50.3	48.7	1.0	(100.0)	(47.4)	(33.7)	(13.8)	(5.1)
G 情報通信業	[86.1]	100.0	32.6	67.4	0.1	(100.0)	(55.4)	(8.2)	(23.0)	(13.5)
H 運輸業，郵便業	[71.3]	100.0	28.3	71.6	0.1	(100.0)	(78.4)	(2.4)	(15.5)	(3.6)
I 卸売業，小売業	[78.1]	100.0	22.8	76.9	0.3	(100.0)	(59.0)	(5.6)	(26.2)	(9.2)
50～55 卸売業	[87.6]	100.0	24.2	75.6	0.2	(100.0)	(58.7)	(5.5)	(22.5)	(13.2)
56～61 小売業	[70.3]	100.0	21.4	78.3	0.3	(100.0)	(59.3)	(5.8)	(31.6)	(3.3)
J 金融業，保険業	[88.6]	100.0	59.4	39.8	0.8	(100.0)	(59.2)	(5.6)	(28.1)	(7.1)
K 不動産業，物品賃貸業	[81.5]	100.0	23.0	77.0	－	(100.0)	(56.6)	(5.9)	(26.0)	(11.5)
L 学術研究，専門・技術サービス業	[86.8]	100.0	33.5	66.3	0.1	(100.0)	(70.6)	(3.8)	(23.6)	(2.0)
M 宿泊業，飲食サービス業	[59.7]	100.0	14.1	85.8	0.1	(100.0)	(76.5)	(1.8)	(21.7)	(－)
N 生活関連サービス業，娯楽業	[65.3]	100.0	25.9	74.1	－	(100.0)	(73.2)	(5.8)	(20.0)	(1.0)
O 教育，学習支援業	[86.5]	100.0	28.9	70.2	0.9	(100.0)	(68.6)	(0.8)	(22.9)	(7.7)
P 医療，福祉	[87.3]	100.0	22.1	77.9	－	(100.0)	(46.7)	(0.3)	(47.7)	(5.3)
Q 複合サービス事業	[96.1]	100.0	80.7	19.3	－	(100.0)	(58.4)	(1.3)	(17.2)	(23.1)
R サービス業（他に分類されないもの）	[68.6]	100.0	20.4	79.6	0.1	(100.0)	(63.8)	(11.8)	(21.3)	(3.1)

注：1）[ ]内の数値は、全企業のうち、退職給付（一時金・年金）制度がある企業割合である。
2）( ) 内の数値は、勤続20年以上かつ45歳以上の退職者がいた企業のうち、当該退職者を100とした退職者割合である。

第42表　退職給付（一時金・年金）制度の形態、産業・企業規模、退職者の有無別企業割合、退職事由別退職者割合（４－２）

退職給付（一時金・年金）制度の形態　退職一時金制度のみ

（単位：%）

産業・企業規模	退職給付（一時金・年金）制度がある企業[1]		勤続20年以上かつ45歳以上の退職者がいた企業	勤続20年以上かつ45歳以上の退職者がいない企業	不明	勤続20年以上かつ45歳以上の退職者[2]	定年	定年以外		
								会社都合	自己都合	早期優遇
T 調査産業計	[59.1]	100.0	20.7	79.3	0.0	(100.0)	(67.9)	(2.7)	(23.4)	(6.0)
1,000人以上	[25.5]	100.0	61.0	34.9	4.1	(100.0)	(72.2)	(0.5)	(14.0)	(13.3)
100～999人	[50.5]	100.0	33.5	66.5	－	(100.0)	(67.0)	(3.9)	(26.5)	(2.6)
300～999人	[40.7]	100.0	49.5	50.5	－	(100.0)	(68.6)	(0.8)	(26.2)	(4.5)
100～299人	[53.8]	100.0	29.5	70.5	－	(100.0)	(65.9)	(6.2)	(26.7)	(1.2)
30～99人	[63.7]	100.0	15.9	84.1	－	(100.0)	(62.9)	(4.4)	(32.7)	(－)
C 鉱業，採石業，砂利採取業	[72.8]	100.0	31.7	68.3	－	(100.0)	(82.8)	(－)	(17.2)	(－)
D 建設業	[61.7]	100.0	19.7	80.3	－	(100.0)	(50.5)	(0.4)	(49.1)	(－)
E 製造業	[61.7]	100.0	25.3	74.7	－	(100.0)	(77.8)	(6.9)	(15.0)	(0.3)
1,000人以上	[7.9]	100.0	64.8	35.2	－	(100.0)	(87.2)	(0.9)	(8.0)	(3.9)
100～999人	[41.8]	100.0	38.1	61.9	－	(100.0)	(81.0)	(6.1)	(12.9)	(－)
300～999人	[27.6]	100.0	59.9	40.1	－	(100.0)	(82.6)	(0.8)	(16.6)	(－)
100～299人	[46.3]	100.0	34.1	65.9	－	(100.0)	(80.2)	(8.8)	(11.0)	(－)
30～99人	[71.7]	100.0	22.1	77.9	－	(100.0)	(73.4)	(8.6)	(18.1)	(－)
E1 消費関連	[62.9]	100.0	28.4	71.6	－	(100.0)	(78.8)	(0.5)	(20.1)	(0.7)
E2 素材関連	[63.7]	100.0	26.8	73.2	－	(100.0)	(74.2)	(7.8)	(18.0)	(－)
E3 機械関連	[58.5]	100.0	20.5	79.5	－	(100.0)	(80.4)	(15.1)	(4.2)	(0.3)
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[43.9]	100.0	36.7	63.3	－	(100.0)	(90.2)	(7.6)	(2.2)	(－)
G 情報通信業	[44.3]	100.0	18.5	81.5	－	(100.0)	(61.3)	(13.9)	(20.5)	(4.3)
H 運輸業，郵便業	[53.3]	100.0	16.6	83.4	－	(100.0)	(83.5)	(1.8)	(9.2)	(5.5)
I 卸売業，小売業	[50.8]	100.0	15.8	84.2	－	(100.0)	(56.4)	(5.8)	(36.4)	(1.4)
50～55 卸売業	[56.5]	100.0	16.6	83.4	－	(100.0)	(56.3)	(8.4)	(34.9)	(0.4)
56～61 小売業	[46.1]	100.0	15.0	85.0	－	(100.0)	(56.5)	(2.1)	(38.5)	(2.9)
J 金融業，保険業	[34.9]	100.0	39.9	60.1	－	(100.0)	(66.3)	(1.4)	(14.6)	(17.7)
K 不動産業，物品賃貸業	[57.6]	100.0	15.7	84.3	－	(100.0)	(51.6)	(7.4)	(36.1)	(4.9)
L 学術研究，専門・技術サービス業	[50.0]	100.0	25.9	74.1	－	(100.0)	(81.5)	(－)	(16.9)	(1.6)
M 宿泊業，飲食サービス業	[48.3]	100.0	14.1	85.9	－	(100.0)	(84.4)	(0.9)	(14.7)	(－)
N 生活関連サービス業，娯楽業	[56.2]	100.0	24.9	75.1	－	(100.0)	(83.2)	(5.3)	(11.5)	(－)
O 教育，学習支援業	[69.1]	100.0	29.9	68.9	1.1	(100.0)	(69.7)	(0.7)	(22.2)	(7.4)
P 医療，福祉	[77.4]	100.0	21.4	78.6	－	(100.0)	(53.8)	(0.3)	(44.0)	(1.9)
Q 複合サービス事業	[60.7]	100.0	75.2	24.8	－	(100.0)	(57.7)	(0.8)	(15.3)	(26.2)
R サービス業（他に分類されないもの）	[54.6]	100.0	12.4	87.6	－	(100.0)	(64.4)	(－)	(26.6)	(9.0)

注：1)［ ］内の数値は、全企業のうち、退職給付（一時金・年金）制度がある企業割合である。
2)（ ）内の数値は、勤続20年以上かつ45歳以上の退職者がいた企業のうち、当該退職者を100とした退職者割合である。

第42表　退職給付（一時金・年金）制度の形態、産業・企業規模、退職者の有無別企業割合、退職事由別退職者割合（４－３）

退職給付（一時金・年金）制度の形態　退職年金制度のみ

（単位：%）

産業・企業規模	退職給付（一時金・年金）制度がある企業[1]		勤続20年以上かつ45歳以上の退職者がいた企業	勤続20年以上かつ45歳以上の退職者がいない企業	不明	勤続20年以上かつ45歳以上の退職者[2]	定年	定年以外		
								会社都合	自己都合	早期優遇
T 調査産業計	[6.9]	100.0	30.2	69.2	0.6	(100.0)	(55.8)	(5.1)	(29.5)	(9.5)
1,000人以上	[22.8]	100.0	69.5	29.2	1.3	(100.0)	(53.3)	(4.9)	(34.2)	(7.6)
100～999人	[12.1]	100.0	43.6	55.5	1.0	(100.0)	(59.5)	(5.8)	(23.2)	(11.5)
300～999人	[16.6]	100.0	59.0	38.2	2.8	(100.0)	(60.6)	(6.6)	(16.3)	(16.5)
100～299人	[10.6]	100.0	35.6	64.4	－	(100.0)	(57.4)	(4.0)	(37.5)	(1.1)
30～99人	[4.2]	100.0	7.2	92.8	－	(100.0)	(55.9)	(－)	(10.9)	(33.2)
C 鉱業，採石業，砂利採取業	[5.6]	100.0	79.0	21.0	－	(100.0) *	(68.0)	(32.0)	(－)	(－)
D 建設業	[6.4]	100.0	19.1	80.9	－	(100.0)	(57.1)	(11.1)	(27.2)	(4.6)
E 製造業	[8.6]	100.0	43.7	55.7	0.6	(100.0)	(65.0)	(6.2)	(19.7)	(9.2)
1,000人以上	[31.3]	100.0	93.1	5.1	1.9	(100.0)	(62.0)	(7.7)	(18.9)	(11.4)
100～999人	[15.5]	100.0	62.5	36.5	0.9	(100.0)	(70.3)	(3.2)	(21.7)	(4.8)
300～999人	[20.3]	100.0	76.1	20.9	3.0	(100.0)	(73.5)	(3.7)	(16.3)	(6.5)
100～299人	[14.0]	100.0	56.4	43.6	－	(100.0)	(65.4)	(2.4)	(29.8)	(2.3)
30～99人	[5.0]	100.0	9.2	90.8	－	(100.0) *	(100.0)	(－)	(－)	(－)
E1 消費関連	[6.1]	100.0	60.9	39.1	－	(100.0)	(67.9)	(6.5)	(22.1)	(3.5)
E2 素材関連	[9.3]	100.0	31.2	67.3	1.4	(100.0)	(73.2)	(5.5)	(17.4)	(3.9)
E3 機械関連	[10.1]	100.0	46.3	53.5	0.2	(100.0)	(62.6)	(6.3)	(19.9)	(11.3)
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[13.8]	100.0	76.1	20.5	3.4	(100.0)	(78.9)	(11.9)	(9.2)	(－)
G 情報通信業	[15.5]	100.0	32.1	67.9	－	(100.0)	(69.1)	(－)	(28.5)	(2.3)
H 運輸業，郵便業	[3.7]	100.0	34.9	65.1	－	(100.0)	(78.0)	(6.0)	(12.8)	(3.2)
I 卸売業，小売業	[10.1]	100.0	23.8	74.7	1.5	(100.0)	(48.0)	(8.6)	(20.0)	(23.3)
50～55 卸売業	[9.4]	100.0	27.4	71.0	1.7	(100.0)	(38.5)	(6.3)	(10.8)	(44.4)
56～61 小売業	[10.6]	100.0	21.3	77.3	1.4	(100.0)	(58.6)	(11.2)	(30.2)	(－)
J 金融業，保険業	[17.0]	100.0	71.9	28.1	－	(100.0)	(55.5)	(3.3)	(30.8)	(10.4)
K 不動産業，物品賃貸業	[6.1]	100.0	48.7	51.3	－	(100.0)	(40.8)	(－)	(5.7)	(53.6)
L 学術研究，専門・技術サービス業	[13.6]	100.0	27.2	72.8	－	(100.0)	(70.9)	(3.2)	(25.1)	(0.9)
M 宿泊業，飲食サービス業	[5.4]	100.0	7.0	93.0	－	(100.0)	(62.2)	(－)	(37.8)	(－)
N 生活関連サービス業，娯楽業	[3.3]	100.0	35.9	64.1	－	(100.0)	(48.7)	(－)	(51.3)	(－)
O 教育，学習支援業	[0.5]	100.0	8.8	91.2	－	(100.0) *	(－)	(－)	(100.0)	(－)
P 医療，福祉	[3.3]	100.0	1.9	98.1	－	(100.0)	(2.3)	(－)	(97.7)	(－)
Q 複合サービス事業	[4.2]	100.0	76.3	23.7	－	(100.0)	(74.6)	(2.6)	(17.7)	(5.2)
R サービス業（他に分類されないもの）	[5.0]	100.0	35.9	64.1	－	(100.0)	(87.7)	(2.5)	(9.8)	(－)

注：1）[ ]内の数値は、全企業のうち、退職給付（一時金・年金）制度がある企業割合である。
2）( ) 内の数値は、勤続20年以上かつ45歳以上の退職者がいた企業のうち、当該退職者を100とした退職者割合である。

第42表　退職給付（一時金・年金）制度の形態、産業・企業規模、退職者の有無別企業割合、退職事由別退職者割合（４－４）

退職給付（一時金・年金）制度の形態	両制度併用

（単位：%）

産業・企業規模	退職給付（一時金・年金）制度がある企業[1]		勤続20年以上かつ45歳以上の退職者がいた企業	勤続20年以上かつ45歳以上の退職者がいない企業	不明	勤続20年以上かつ45歳以上の退職者[2]	定年	定年以外		
								会社都合	自己都合	早期優遇
T 調査産業計	[14.5]	100.0	48.9	50.8	0.2	(100.0)	(64.6)	(7.3)	(20.3)	(7.9)
1,000人以上	[43.9]	100.0	84.3	12.2	3.5	(100.0)	(62.9)	(8.4)	(18.7)	(10.1)
100～999人	[23.9]	100.0	65.8	34.2	－	(100.0)	(67.6)	(5.4)	(23.0)	(4.0)
300～999人	[34.4]	100.0	71.8	28.2	－	(100.0)	(64.7)	(6.7)	(23.0)	(5.6)
100～299人	[20.4]	100.0	62.4	37.6	－	(100.0)	(71.8)	(3.3)	(23.1)	(1.8)
30～99人	[9.7]	100.0	26.3	73.7	－	(100.0)	(71.2)	(3.4)	(25.0)	(0.5)
C 鉱業，採石業，砂利採取業	[13.9]	100.0	53.3	46.7	－	(100.0)	(75.9)	(2.0)	(10.0)	(12.1)
D 建設業	[19.4]	100.0	40.8	59.2	－	(100.0)	(76.7)	(4.3)	(18.3)	(0.8)
E 製造業	[18.1]	100.0	52.9	47.0	0.1	(100.0)	(66.5)	(7.9)	(15.4)	(10.2)
1,000人以上	[59.2]	100.0	91.8	7.1	1.1	(100.0)	(65.3)	(9.5)	(13.5)	(11.6)
100～999人	[35.6]	100.0	61.3	38.7	－	(100.0)	(70.4)	(2.8)	(20.5)	(6.3)
300～999人	[49.6]	100.0	78.2	21.8	－	(100.0)	(68.7)	(3.6)	(18.9)	(8.8)
100～299人	[31.3]	100.0	53.0	47.0	－	(100.0)	(73.6)	(1.4)	(23.5)	(1.5)
30～99人	[9.5]	100.0	32.1	67.9	－	(100.0)	(66.7)	(－)	(33.3)	(－)
E1 消費関連	[12.5]	100.0	43.7	56.3	－	(100.0)	(56.0)	(6.7)	(18.9)	(18.5)
E2 素材関連	[19.5]	100.0	55.3	44.5	0.2	(100.0)	(70.7)	(10.1)	(15.2)	(3.9)
E3 機械関連	[21.9]	100.0	55.4	44.6	－	(100.0)	(66.1)	(6.3)	(14.5)	(13.0)
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[34.6]	100.0	57.4	41.3	1.3	(100.0)	(42.2)	(37.2)	(14.8)	(5.9)
G 情報通信業	[26.3]	100.0	56.6	43.1	0.3	(100.0)	(51.7)	(9.3)	(22.1)	(17.0)
H 運輸業，郵便業	[14.3]	100.0	70.0	29.5	0.5	(100.0)	(71.7)	(3.0)	(24.1)	(1.2)
I 卸売業，小売業	[17.2]	100.0	42.9	56.8	0.3	(100.0)	(65.3)	(4.3)	(22.2)	(8.2)
50～55 卸売業	[21.7]	100.0	42.7	57.3	－	(100.0)	(67.4)	(3.5)	(19.2)	(9.9)
56～61 小売業	[13.6]	100.0	43.3	56.1	0.6	(100.0)	(61.8)	(5.6)	(27.2)	(5.4)
J 金融業，保険業	[36.7]	100.0	72.3	25.8	2.0	(100.0)	(58.7)	(7.2)	(30.3)	(3.8)
K 不動産業，物品賃貸業	[17.8]	100.0	38.0	62.0	－	(100.0)	(63.8)	(6.9)	(26.5)	(2.8)
L 学術研究，専門・技術サービス業	[23.2]	100.0	53.6	45.9	0.5	(100.0)	(66.1)	(5.6)	(25.7)	(2.7)
M 宿泊業，飲食サービス業	[6.0]	100.0	20.6	78.6	0.8	(100.0)	(62.5)	(4.7)	(32.7)	(－)
N 生活関連サービス業，娯楽業	[5.8]	100.0	29.5	70.5	－	(100.0)	(69.5)	(13.9)	(11.2)	(5.3)
O 教育，学習支援業	[16.8]	100.0	25.1	74.9	－	(100.0)	(64.0)	(1.0)	(25.6)	(9.3)
P 医療，福祉	[6.7]	100.0	40.6	59.4	－	(100.0)	(60.5)	(0.6)	(22.8)	(16.2)
Q 複合サービス事業	[31.2]	100.0	92.0	8.0	－	(100.0)	(60.0)	(3.2)	(25.0)	(11.8)
R サービス業（他に分類されないもの）	[9.0]	100.0	60.4	39.2	0.4	(100.0)	(59.5)	(20.5)	(20.0)	(－)

注：1)［ ］内の数値は、全企業のうち、退職給付（一時金・年金）制度がある企業割合である。
2)（ ）内の数値は、勤続20年以上かつ45歳以上の退職者がいた企業のうち、当該退職者を100とした退職者割合である。

第43表　産業・企業規模、年金受給資格者の有無別

産業・企業規模	退職年金制度がある企業[1)]	退職年金制度があり、勤続20年以上かつ45歳以上の退職者がいた企業[1)]		年金受給資格がある退職者がいた企業	年金受給資格がある退職者がいない企業	年金受給資格がある退職者の有無不明
T 調査産業計	[21.5]	[9.3]	100.0	71.5	7.3	21.2
1,000人以上	[66.8]	[54.7]	100.0	74.2	4.7	21.1
100～999人	[36.1]	[21.1]	100.0	74.0	4.2	21.8
300～999人	[51.0]	[35.0]	100.0	76.0	4.1	20.0
100～299人	[31.1]	[16.5]	100.0	72.7	4.2	23.1
30～99人	[13.9]	[2.8]	100.0	62.1	18.7	19.2
C 鉱業，採石業，砂利採取業	[19.6]	[11.9]	100.0	100.0	－	－
D 建設業	[25.8]	[9.2]	100.0	67.6	5.0	27.4
E 製造業	[26.7]	[13.4]	100.0	83.8	0.5	15.6
1,000人以上	[90.5]	[84.7]	100.0	83.6	1.2	15.1
100～999人	[51.1]	[31.7]	100.0	83.8	0.5	15.7
300～999人	[69.9]	[54.9]	100.0	82.4	1.2	16.3
100～299人	[45.3]	[24.5]	100.0	84.7	－	15.3
30～99人	[14.5]	[3.5]	100.0	84.3	－	15.7
E1 消費関連	[18.5]	[9.2]	100.0	81.5	0.8	17.7
E2 素材関連	[28.8]	[13.8]	100.0	81.9	－	18.1
E3 機械関連	[32.0]	[16.9]	100.0	86.8	0.8	12.4
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[48.4]	[31.3]	100.0	80.8	－	19.2
G 情報通信業	[41.8]	[19.9]	100.0	80.4	1.5	18.1
H 運輸業，郵便業	[18.0]	[11.4]	100.0	51.8	29.1	19.1
I 卸売業，小売業	[27.3]	[10.0]	100.0	64.1	10.7	25.2
50～55 卸売業	[31.1]	[12.0]	100.0	59.9	15.2	24.9
56～61 小売業	[24.2]	[8.4]	100.0	69.1	5.3	25.6
J 金融業，保険業	[53.7]	[39.4]	100.0	77.7	5.4	16.9
K 不動産業，物品賃貸業	[23.9]	[9.7]	100.0	81.9	4.7	13.4
L 学術研究，専門・技術サービス業	[36.8]	[16.2]	100.0	69.6	14.3	16.0
M 宿泊業，飲食サービス業	[11.4]	[1.7]	100.0	80.1	－	19.9
N 生活関連サービス業，娯楽業	[9.1]	[2.9]	100.0	75.8	18.9	5.3
O 教育，学習支援業	[17.3]	[4.3]	100.0	65.5	12.3	22.2
P 医療，福祉	[9.9]	[2.8]	100.0	61.5	1.0	37.5
Q 複合サービス事業	[35.4]	[31.9]	100.0	79.6	6.9	13.5
R サービス業（他に分類されないもの）	[14.0]	[7.3]	100.0	55.1	6.7	38.2

注：1）[ ]内の数値は、全企業を100とした企業割合である。
　　2）( )内の数値は、年金受給資格がある退職者がいる企業の年金受給資格がある退職者を100とした退職者割合である。

企業割合、退職年金の受給方法別退職者割合

（単位：%）

年金受給資格（公的年金及び確定拠出年金（個人型）は除く。）がある退職者[2)]	退職年金の受給方法			産業・企業規模
	年金の全部を年金として受給	年金全部を一時金として受給	年金の一部を一時金、一部を年金として受給	
(100.0)	(28.6)	(60.7)	(10.7)	**T 調査産業計**
(100.0)	(36.0)	(50.1)	(13.9)	1,000 人以上
(100.0)	(14.6)	(80.0)	(5.4)	100 ～ 999 人
(100.0)	(16.5)	(75.8)	(7.7)	300 ～ 999 人
(100.0)	(11.5)	(86.7)	(1.7)	100 ～ 299 人
(100.0)	(29.4)	(68.8)	(1.7)	30 ～ 99 人
(100.0)	(45.5)	(35.2)	(19.3)	**C 鉱業，採石業，砂利採取業**
(100.0)	(22.0)	(70.8)	(7.2)	**D 建設業**
(100.0)	(19.4)	(65.8)	(14.8)	**E 製造業**
(100.0)	(23.6)	(57.3)	(19.2)	1,000 人以上
(100.0)	(9.4)	(85.3)	(5.3)	100 ～ 999 人
(100.0)	(12.5)	(79.3)	(8.1)	300 ～ 999 人
(100.0)	(4.6)	(94.4)	(1.0)	100 ～ 299 人
(100.0)	(15.8)	(84.2)	(－)	30 ～ 99 人
(100.0)	(15.1)	(78.5)	(6.4)	E1 消費関連
(100.0)	(19.1)	(66.2)	(14.7)	E2 素材関連
(100.0)	(20.5)	(62.7)	(16.8)	E3 機械関連
(100.0)	(62.6)	(19.2)	(18.1)	**F 電気・ガス・熱供給・水道業**
(100.0)	(36.6)	(55.3)	(8.2)	**G 情報通信業**
(100.0)	(23.1)	(71.7)	(5.2)	**H 運輸業，郵便業**
(100.0)	(22.6)	(72.8)	(4.6)	**I 卸売業，小売業**
(100.0)	(20.5)	(75.2)	(4.3)	50～55 卸売業
(100.0)	(26.4)	(68.5)	(5.2)	56～61 小売業
(100.0)	(44.5)	(40.3)	(15.3)	**J 金融業，保険業**
(100.0)	(21.3)	(69.0)	(9.6)	**K 不動産業，物品賃貸業**
(100.0)	(25.4)	(65.1)	(9.5)	**L 学術研究，専門・技術サービス業**
(100.0)	(5.0)	(89.9)	(5.0)	**M 宿泊業，飲食サービス業**
(100.0)	(50.6)	(47.5)	(1.9)	**N 生活関連サービス業，娯楽業**
(100.0)	(70.5)	(27.6)	(1.9)	**O 教育，学習支援業**
(100.0)	(78.9)	(21.1)	(－)	**P 医療，福祉**
(100.0)	(14.7)	(73.1)	(12.2)	**Q 複合サービス事業**
(100.0)	(41.3)	(57.1)	(1.6)	**R サービス業（他に分類されないもの）**

第44表　学歴・職種、勤続年数階級、

学歴・職種、勤続年数階級	企業規模計			1，000人以上		
	退職時の所定内賃金（月額）	1人平均退職給付額[1]	月収換算[2]	退職時の所定内賃金（月額）	1人平均退職給付額[1]	月収換算[2]
	千円	万円	月分	千円	万円	月分
大学・大学院卒（管理・事務・技術職）	513	1,983	38.6	546	2,233	40.9
20～24年	488	1,267	26.0	542	1,711	31.6
25～29年	530	1,395	26.3	563	1,404	24.9
30～34年	507	1,794	35.4	548	2,034	37.2
35年以上	514	2,173	42.2	543	2,435	44.8
高校卒（管理・事務・技術職）	398	1,618	40.6	437	2,067	47.3
20～24年	313	525	16.8	386	676	17.5
25～29年	347	745	21.4	416	937	22.5
30～34年	346	928	26.8	373	1,152	30.9
35年以上	422	1,954	46.3	447	2,328	52.0
高校卒（現業職）	320	1,159	36.3	351	1,605	45.7
20～24年	272	421	15.5	287	600	20.9
25～29年	272	610	22.4	281	642	22.8
30～34年	299	814	27.2	298	876	29.4
35年以上	353	1,629	46.1	377	1,965	52.2
中学卒（現業職）	282	965	34.3	283	1,144	40.4
20～24年	222	268	12.1	174	275	15.8
25～29年	242	453	18.7	224	320	14.3
30～34年	277	728	26.2	232	431	18.6
35年以上	308	1,321	43.0	318	1,537	48.4

注：1)「退職給付額」は、平成29年１年間における勤続20年以上かつ年齢45歳以上の定年退職者の値であり、併用の場合は、退職一時金額と年金現価額の計である。
2)「月収換算」は、退職時の所定内賃金に対する退職給付額割合である。

企業規模別定年退職者１人平均退職給付額

３００～９９９人			１００～２９９人			３０～９９人		
退職時の所定内賃金（月額）	１人平均退職給付額[1)]	月収換算[2)]	退職時の所定内賃金（月額）	１人平均退職給付額[1)]	月収換算[2)]	退職時の所定内賃金（月額）	１人平均退職給付額[1)]	月収換算[2)]
千円	万円	月分	千円	万円	月分	千円	万円	月分
487	1,825	37.5	487	1,605	33.0	420	1,407	33.5
481	1,073	22.3	469	930	19.8	X	X	X
504	1,522	30.2	445	1,188	26.7	518	1,404	27.1
496	1,650	33.3	514	1,546	30.1	378	1,392	36.8
484	1,957	40.4	491	1,785	36.4	428	1,501	35.1
389	1,416	36.4	382	1,318	34.5	318	887	27.9
285	520	18.2	298	645	21.7	295	422	14.3
332	654	19.7	312	709	22.7	269	527	19.6
348	960	27.6	336	876	26.0	313	614	19.6
411	1,673	40.7	412	1,572	38.2	342	1,252	36.6
311	988	31.8	296	770	26.0	272	618	22.7
305	360	11.8	286	396	13.8	227	384	16.9
290	656	22.6	263	567	21.6	243	547	22.5
290	857	29.5	288	877	30.5	323	625	19.3
325	1,286	39.6	331	1,111	33.6	292	861	29.5
298	1,173	39.4	262	722	27.6	291	667	22.9
228	374	16.4	237	242	10.2	－	－	－
198	653	33.0	X	X	X	X	X	X
331	671	20.3	295	1,008	34.2	－	－	－
313	1,456	46.4	266	1,087	40.9	308	803	26.1

退職一時金制度のみの場合は退職一時金額、退職年金制度のみの場合は年金現価額、退職一時金制度と退職年金制度

第45表　学歴・職種、勤続年数階級、

学歴・職種、勤続年数階級	企業規模計			1，000人以上		
	退職時の所定内賃金（月額）	1人平均退職給付額[1]	月収換算[2]	退職時の所定内賃金（月額）	1人平均退職給付額[1]	月収換算[2]
	千円	万円	月分	千円	万円	月分
大学・大学院卒（管理・事務・技術職）	611	2,156	35.3	648	2,564	39.5
20～24年	468	634	13.5	608	1,296	21.3
25～29年	582	1,786	30.7	609	2,166	35.6
30～34年	650	2,572	39.5	652	2,729	41.9
35年以上	627	2,403	38.3	683	2,673	39.1
高校卒（管理・事務・技術職）	499	1,969	39.5	504	2,303	45.7
20～24年	454	415	9.2	304	579	19.0
25～29年	528	1,809	34.3	510	2,026	39.7
30～34年	495	1,967	39.7	477	1,986	41.7
35年以上	505	2,467	48.9	518	2,518	48.6
高校卒（現業職）	331	1,118	33.8	362	1,610	44.4
20～24年	274	545	19.8	X	X	X
25～29年	316	758	24.0	282	575	20.4
30～34年	332	1,109	33.4	353	1,450	41.0
35年以上	368	1,704	46.3	387	1,937	50.1
中学卒（現業職）	X	X	X	X	X	X
20～24年	－	－	－	－	－	－
25～29年	－	－	－	－	－	－
30～34年	－	－	－	－	－	－
35年以上	X	X	X	X	X	X

注：1)「退職給付額」は、平成29年１年間における勤続20年以上かつ年齢45歳以上の会社都合退職者の値であり、併用の場合は、退職一時金額と年金現価額の計である。
2)「月収換算」は、退職時の所定内賃金に対する退職給付額割合である。

企業規模別会社都合退職者１人平均退職給付額

３００～９９９人			１００～２９９人			３０～９９人		
退職時の所定内賃金（月額）	１人平均退職給付額[1)]	月収換算[2)]	退職時の所定内賃金（月額）	１人平均退職給付額[1)]	月収換算[2)]	退職時の所定内賃金（月額）	１人平均退職給付額[1)]	月収換算[2)]
千円	万円	月分	千円	万円	月分	千円	万円	月分
604	1,597	26.5	573	1,410	24.6	441	1,096	24.9
453	766	16.9	X	X	X	X	X	X
614	1,313	21.4	624	1,019	16.3	X	X	X
664	1,880	28.3	608	1,830	30.1	X	X	X
594	2,196	36.9	521	1,381	26.5	X	X	X
392	1,560	39.8	563	1,267	22.5	X	X	X
－	－	－	X	X	X	X	X	X
X	X	X	597	1,586	26.6	－	－	－
X	X	X	X	X	X	X	X	X
386	2,161	55.9	395	1,911	48.3	－	－	－
279	553	19.8	319	884	27.7	－	－	－
－	－	－	X	X	X	－	－	－
X	X	X	324	796	24.6	－	－	－
280	534	19.1	332	1,056	31.8	－	－	－
X	X	X	X	X	X	－	－	－
X	X	X	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－
X	X	X	－	－	－	－	－	－

退職一時金制度のみの場合は退職一時金額、退職年金制度のみの場合は年金現価額、退職一時金制度と退職年金制度

第46表　学歴・職種、勤続年数階級、

学歴・職種、勤続年数階級	企業規模計			1，000人以上		
	退職時の所定内賃金（月額）	1人平均退職給付額[1]	月収換算[2]	退職時の所定内賃金（月額）	1人平均退職給付額[1]	月収換算[2]
	千円	万円	月分	千円	万円	月分
大学・大学院卒（管理・事務・技術職）	513	1,519	29.6	514	1,884	36.6
20～24年	412	780	18.9	452	901	20.0
25～29年	578	1,399	24.2	505	1,732	34.3
30～34年	526	2,110	40.1	557	2,393	43.0
35年以上	498	2,116	42.5	510	2,270	44.5
高校卒（管理・事務・技術職）	363	1,079	29.7	436	1,707	39.2
20～24年	288	354	12.3	289	361	12.5
25～29年	357	754	21.1	434	744	17.1
30～34年	350	1,039	29.7	367	1,279	34.9
35年以上	435	2,047	47.0	479	2,445	51.0
高校卒（現業職）	287	686	23.9	294	788	26.8
20～24年	268	336	12.5	274	304	11.1
25～29年	288	630	21.9	273	659	24.1
30～34年	302	939	31.0	319	1,230	38.6
35年以上	305	1,177	38.6	336	1,326	39.5
中学卒（現業職）	274	372	13.6	254	506	19.9
20～24年	263	226	8.6	214	262	12.3
25～29年	250	239	9.6	262	394	15.0
30～34年	285	306	10.7	235	897	38.2
35年以上	303	801	26.5	336	1,155	34.4

注：1)「退職給付額」は、平成29年１年間における勤続20年以上かつ年齢45歳以上の自己都合退職者の値であり、併用の場合は、退職一時金額と年金現価額の計である。
2)「月収換算」は、退職時の所定内賃金に対する退職給付額割合である。

企業規模別自己都合退職者１人平均退職給付額

３００～９９９人			１００～２９９人			３０～９９人		
退職時の所定内賃金（月額）	１人平均退職給付額[1)]	月収換算[2)]	退職時の所定内賃金（月額）	１人平均退職給付額[1)]	月収換算[2)]	退職時の所定内賃金（月額）	１人平均退職給付額[1)]	月収換算[2)]
千円	万円	月分	千円	万円	月分	千円	万円	月分
461	1,247	27.1	392	844	21.6	800	819	10.2
481	819	17.0	350	430	12.3	342	852	24.9
425	1,101	25.9	413	833	20.2	1,685	700	4.2
468	1,364	29.1	354	1,136	32.1	X	X	X
489	2,091	42.7	466	1,629	34.9	X	X	X
364	906	24.9	274	525	19.1	334	738	22.1
355	443	12.5	228	344	15.1	371	282	7.6
345	779	22.6	309	546	17.7	340	958	28.1
391	998	25.5	340	694	20.4	232	611	26.3
382	1,449	38.0	307	931	30.3	319	1,926	60.3
295	841	28.5	301	512	17.0	261	528	20.2
239	264	11.0	305	319	10.5	237	437	18.5
303	689	22.7	309	649	21.0	278	519	18.7
356	717	20.1	253	732	28.9	279	728	26.1
301	1,315	43.8	X	X	X	238	355	15.0
201	582	28.9	292	349	12.0	289	280	9.7
－	－	－	313	417	13.3	X	X	X
－	－	－	－	－	－	X	X	X
－	－	－	－	－	－	X	X	X
201	582	28.9	X	X	X	X	X	X

退職一時金制度のみの場合は退職一時金額、退職年金制度のみの場合は年金現価額、退職一時金制度と退職年金制度

第47表　学歴・職種、勤続年数階級、

学歴・職種、勤続年数階級	企業規模計			1，000人以上		
	退職時の所定内賃金（月額）	1人平均退職給付額[1]	月収換算[2]	退職時の所定内賃金（月額）	1人平均退職給付額[1]	月収換算[2]
	千円	万円	月分	千円	万円	月分
大学・大学院卒（管理・事務・技術職）	536	2,326	43.4	563	2,452	43.6
20～24年	474	1,402	29.6	481	1,357	28.2
25～29年	530	1,995	37.6	539	2,157	40.0
30～34年	548	2,522	46.0	584	2,604	44.6
35年以上	539	2,530	46.9	569	2,706	47.5
高校卒（管理・事務・技術職）	412	2,094	50.8	415	2,180	52.5
20～24年	464	947	20.4	463	1,272	27.5
25～29年	386	1,522	39.5	402	1,658	41.2
30～34年	407	1,897	46.6	406	1,976	48.7
35年以上	419	2,521	60.1	422	2,528	59.9
高校卒（現業職）	301	1,459	48.6	331	1,828	55.3
20～24年	190	409	21.5	216	948	43.9
25～29年	287	1,210	42.2	306	1,517	49.5
30～34年	307	1,680	54.8	346	2,228	64.4
35年以上	351	1,955	55.7	352	1,962	55.7
中学卒（現業職）	278	1,300	46.8	302	1,517	50.2
20～24年	X	X	X	－	－	－
25～29年	X	X	X	X	X	X
30～34年	X	X	X	X	X	X
35年以上	X	X	X	－	－	－

注：1)「退職給付額」は、平成29年１年間における勤続20年以上かつ年齢45歳以上の早期優遇退職者の値であり、併用の場合は、退職一時金額と年金現価額の計である。
2)「月収換算」は、退職時の所定内賃金に対する退職給付額割合である。

企業規模別早期優遇退職者１人平均退職給付額

３００～９９９人			１００～２９９人			３０～９９人		
退職時の所定内賃金（月額）	１人平均退職給付額[1)]	月収換算[2)]	退職時の所定内賃金（月額）	１人平均退職給付額[1)]	月収換算[2)]	退職時の所定内賃金（月額）	１人平均退職給付額[1)]	月収換算[2)]
千円	万円	月分	千円	万円	月分	千円	万円	月分
480	2,090	43.6	480	2,521	52.6	375	861	23.0
465	1,489	32.0	X	X	X	－	－	－
517	1,540	29.8	X	X	X	X	X	X
450	2,272	50.4	461	2,541	55.1	－	－	－
495	2,546	51.4	476	2,457	51.6	366	801	21.9
404	1,844	45.6	424	1,851	43.7	353	2,388	67.6
475	655	13.8	X	X	X	－	－	－
351	1,256	35.8	X	X	X	－	－	－
414	1,596	38.5	X	X	X	－	－	－
412	2,572	62.4	430	2,185	50.8	353	2,388	67.6
222	524	23.6	X	X	X	－	－	－
181	219	12.1	－	－	－	－	－	－
234	484	20.7	X	X	X	－	－	－
205	274	13.3	－	－	－	－	－	－
341	1,895	55.6	－	－	－	－	－	－
X	X	X	－	－	－	－	－	－
X	X	X	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－
X	X	X	－	－	－	－	－	－

退職一時金制度のみの場合は退職一時金額、退職年金制度のみの場合は年金現価額、退職一時金制度と退職年金制度

第48表　学歴・職種、勤続年数階級、

学歴・職種、勤続年数階級	企業規模計			1，000人以上		
	退職時の所定内賃金（月額）	1人平均退職一時金額[1]	月収換算[2]	退職時の所定内賃金（月額）	1人平均退職一時金額[1]	月収換算[2]
	千円	万円	月分	千円	万円	月分
大学・大学院卒（管理・事務・技術職）	497	1,678	33.7	552	1,781	32.3
20～24年	486	1,058	21.7	606	1,457	24.1
25～29年	511	1,106	21.6	572	927	16.2
30～34年	504	1,658	32.9	599	1,773	29.6
35年以上	493	1,897	38.5	526	2,146	40.8
高校卒（管理・事務・技術職）	374	1,163	31.1	447	1,502	33.6
20～24年	308	462	15.0	382	493	12.9
25～29年	340	618	18.2	438	705	16.1
30～34年	345	850	24.6	443	1,044	23.6
35年以上	402	1,497	37.2	456	1,862	40.8
高校卒（現業職）	293	717	24.4	315	908	28.8
20～24年	273	390	14.3	242	444	18.4
25～29年	269	527	19.6	310	536	17.3
30～34年	299	645	21.6	280	658	23.5
35年以上	319	1,080	33.8	357	1,387	38.9
中学卒（現業職）	271	673	24.9	267	931	34.9
20～24年	231	262	11.4	242	565	23.3
25～29年	250	444	17.8	266	470	17.7
30～34年	273	658	24.1	260	384	14.8
35年以上	300	988	32.9	273	1,197	43.8

注：1）「退職一時金額」は、平成29年１年間における勤続20年以上かつ年齢45歳以上の定年退職者の値であり、
2）「月収換算」は、退職時の所定内賃金に対する退職給付額割合である。

企業規模別定年退職者１人平均退職一時金額（退職一時金制度のみ）

３００～９９９人			１００～２９９人			３０～９９人		
退職時の所定内賃金（月額）	１人平均退職一時金額[1)]	月収換算[2)]	退職時の所定内賃金（月額）	１人平均退職一時金額[1)]	月収換算[2)]	退職時の所定内賃金（月額）	１人平均退職一時金額[1)]	月収換算[2)]
千円	万円	月分	千円	万円	月分	千円	万円	月分
491	1,817	37.0	491	1,615	32.9	396	1,364	34.4
490	1,114	22.7	482	958	19.9	X	X	X
477	1,636	34.3	422	1,124	26.6	417	1,311	31.5
526	1,887	35.8	521	1,695	32.6	378	1,392	36.8
486	1,919	39.5	499	1,775	35.5	417	1,471	35.3
361	1,073	29.7	377	1,208	32.1	308	842	27.3
271	428	15.8	300	575	19.2	295	422	14.3
316	509	16.1	308	722	23.4	269	527	19.6
315	664	21.1	304	831	27.3	315	816	25.9
393	1,375	35.0	418	1,485	35.5	324	1,122	34.7
307	842	27.4	297	646	21.7	269	594	22.1
339	291	8.6	304	413	13.6	227	384	16.9
289	599	20.7	250	437	17.5	243	547	22.5
316	690	21.8	273	648	23.7	323	625	19.3
307	1,131	36.9	338	1,030	30.5	283	809	28.6
272	702	25.8	253	490	19.4	291	667	22.9
193	347	18.0	235	207	8.8	－	－	－
198	653	33.0	X	X	X	X	X	X
385	330	8.6	237	853	36.0	－	－	－
306	1,138	37.2	X	X	X	308	803	26.1

退職一時金制度のみの場合における退職一時金額である。

第49表　学歴・職種、勤続年数階級、

学歴・職種、勤続年数階級	企業規模計			1，000人以上		
	退職時の所定内賃金（月額）	1人平均年金現価額[1)]	月収換算[2)]	退職時の所定内賃金（月額）	1人平均年金現価額[1)]	月収換算[2)]
	千円	万円	月分	千円	万円	月分
大学・大学院卒（管理・事務・技術職）	525	1,828	34.9	559	2,007	35.9
20～24年	469	898	19.1	458	973	21.3
25～29年	537	1,458	27.1	556	1,654	29.8
30～34年	528	1,662	31.5	562	1,919	34.1
35年以上	525	1,947	37.1	562	2,094	37.2
高校卒（管理・事務・技術職）	423	1,652	39.0	436	1,785	40.9
20～24年	266	487	18.3	263	503	19.1
25～29年	365	878	24.1	364	960	26.4
30～34年	369	832	22.6	410	1,424	34.7
35年以上	441	1,901	43.1	449	1,927	42.9
高校卒（現業職）	330	1,177	35.6	366	1,448	39.6
20～24年	250	435	17.4	296	614	20.8
25～29年	289	723	25.0	321	923	28.8
30～34年	281	794	28.3	323	927	28.7
35年以上	368	1,524	41.5	381	1,622	42.6
中学卒（現業職）	313	1,254	40.0	305	1,001	32.8
20～24年	269	545	20.2	X	X	X
25～29年	X	X	X	X	X	X
30～34年	346	1,062	30.7	279	481	17.2
35年以上	311	1,480	47.6	320	1,184	37.0

注：1)「年金現価額」は、平成29年１年間における勤続20年以上かつ年齢45歳以上の定年退職者の値であり、
2)「月収換算」は、退職時の所定内賃金に対する退職給付額割合である。

企業規模別定年退職者１人平均年金現価額（退職年金制度のみ）

３００～９９９人			１００～２９９人			３０～９９人		
退職時の所定内賃金（月額）	１人平均年金現価額[1)]	月収換算[2)]	退職時の所定内賃金（月額）	１人平均年金現価額[1)]	月収換算[2)]	退職時の所定内賃金（月額）	１人平均年金現価額[1)]	月収換算[2)]
千円	万円	月分	千円	万円	月分	千円	万円	月分
489	1,675	34.2	475	1,417	29.8	X	X	X
472	1,021	21.6	X	X	X	－	－	－
508	1,174	23.1	X	X	X	－	－	－
489	1,404	28.7	530	1,495	28.2	－	－	－
488	1,833	37.6	463	1,568	33.9	X	X	X
420	1,718	40.9	401	1,364	34.0	419	1,301	31.1
X	X	X	－	－	－	－	－	－
366	780	21.3	－	－	－	－	－	－
397	1,258	31.7	X	X	X	X	X	X
429	1,887	43.9	394	1,447	36.7	X	X	X
292	925	31.6	272	687	25.2	X	X	X
254	394	15.5	195	303	15.6	－	－	－
287	663	23.1	X	X	X	－	－	－
269	832	30.9	271	708	26.1	－	－	－
322	1,382	43.0	352	1,020	29.0	X	X	X
317	1,575	49.6	315	1,022	32.4	－	－	－
X	X	X	X	X	X	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－
X	X	X	X	X	X	－	－	－
318	1,764	55.5	X	X	X	－	－	－

退職年金制度のみの場合における年金現価額である。

第50表　学歴・職種、勤続年数階級、

学歴・職種、勤続年数階級	企業規模計				1，000人以上			
	退職時の所定内賃金（月額）	1人平均退職給付額[1]	月収換算[2]	退職給付額のうち年金現価額	退職時の所定内賃金（月額）	1人平均退職給付額[1]	月収換算[2]	退職給付額のうち年金現価額
	千円	万円	月分	万円	千円	万円	月分	万円
大学・大学院卒								
（管理・事務・技術職）	525	2,357	44.9	1,265	538	2,540	47.2	1,376
20～24年	498	1,743	35.0	578	520	1,994	38.4	655
25～29年	559	1,854	33.2	932	552	2,085	37.8	1,097
30～34年	499	2,081	41.7	1,171	508	2,246	44.2	1,287
35年以上	526	2,493	47.4	1,358	543	2,660	49.0	1,457
高校卒								
（管理・事務・技術職）	426	2,313	54.3	1,087	431	2,454	56.9	1,161
20～24年	381	1,239	32.5	660	423	1,291	30.5	643
25～29年	374	1,277	34.1	637	390	1,500	38.5	718
30～34年	328	1,231	37.5	823	305	1,189	39.0	827
35年以上	437	2,474	56.6	1,141	443	2,612	58.9	1,214
高校卒								
（現業職）	346	1,650	47.7	851	358	1,841	51.5	949
20～24年	278	548	19.7	277	322	724	22.5	370
25～29年	273	746	27.3	314	251	640	25.5	337
30～34年	308	1,157	37.6	623	309	1,060	34.3	580
35年以上	369	1,962	53.2	1,020	379	2,132	56.3	1,095
中学卒								
（現業職）	282	1,226	43.5	743	286	1,259	43.9	793
20～24年	X	X	X	X	X	X	X	X
25～29年	225	482	21.4	167	196	226	11.5	88
30～34年	221	514	23.2	280	214	434	20.3	239
35年以上	313	1,546	49.5	960	335	1,737	51.8	1,111

注：1)「退職給付額」は、平成29年１年間における勤続20年以上かつ年齢45歳以上の定年退職者の値であり、両制度併用の
2)「月収換算」は、退職時の所定内賃金に対する退職給付額割合である。

企業規模別定年退職者１人平均退職給付額（両制度併用）

３００～９９９人				１００～２９９人				３０～９９人			
退職時の所定内賃金（月額）	１人平均退職給付額[1)]	月収換算[2)]	退職給付額のうち年金現価額	退職時の所定内賃金（月額）	１人平均退職給付額[1)]	月収換算[2)]	退職給付額のうち年金現価額	退職時の所定内賃金（月額）	１人平均退職給付額[1)]	月収換算[2)]	退職給付額のうち年金現価額
千円	万円	月分	万円	千円	万円	月分	万円	千円	万円	月分	万円
479	1,994	41.6	996	478	1,666	34.9	829	542	1,653	1.0	1,081
458	979	21.4	492	412	1,081	26.2	208	－	－	－	－
528	1,688	32.0	726	502	1,358	27.1	612	X	X	X	X
435	1,638	37.7	843	481	1,049	21.8	469	－	－	－	－
477	2,123	44.5	1,076	479	1,934	40.4	1,025	478	1,678	1.0	1,161
411	1,785	43.4	845	398	1,792	45.1	759	431	2,485	1.0	873
338	859	25.4	417	X	X	X	X	－	－	－	－
353	1,055	29.9	625	X	X	X	X	－	－	－	－
408	1,797	44.1	1,041	X	X	X	X	－	－	－	－
421	1,913	45.4	879	400	1,950	48.7	802	431	2,485	1.0	873
329	1,269	38.6	647	302	1,090	36.1	536	X	X	X	X
260	548	21.1	248	236	353	14.9	185	－	－	－	－
298	815	27.3	411	322	1,023	31.8	160	－	－	－	－
274	1,162	42.4	550	316	1,287	40.7	703	－	－	－	－
348	1,441	41.4	744	310	1,289	41.6	732	X	X	X	X
304	1,209	39.8	718	238	1,098	46.1	542	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	X	X	X	X	－	－	－	－
X	X	X	X	－	－	－	－	－	－	－	－
312	1,265	40.5	759	224	1,128	50.3	606	－	－	－	－

場合における退職一時金額と年金現価額の計である。

第51表　学歴・職種、勤続年数階級、

学歴・職種、勤続年数階級	企業規模計			1，000人以上		
	退職時の所定内賃金（月額）	1人平均年金月額[1)]	所定内賃金に占める割合	退職時の所定内賃金（月額）	1人平均年金月額[1)]	所定内賃金に占める割合
	千円	千円	%	千円	千円	%
大学・大学院卒（管理・事務・技術職）	553	107	19.3	590	119	20.2
20～24年	439	62	14.1	455	70	15.5
25～29年	573	129	22.6	572	130	22.7
30～34年	566	118	20.8	615	119	19.3
35年以上	551	103	18.6	595	120	20.1
高校卒（管理・事務・技術職）	411	72	17.6	492	102	20.8
20～24年	X	X	X	X	X	X
25～29年	355	56	15.8	409	67	16.4
30～34年	X	X	X	－	－	－
35年以上	446	84	18.9	501	106	21.1
高校卒（現業職）	359	78	21.9	375	90	23.9
20～24年	X	X	X	X	X	X
25～29年	281	36	12.9	268	36	13.4
30～34年	250	32	12.9	X	X	X
35年以上	419	108	25.7	423	114	27.0
中学卒（現業職）	297	58	19.7	240	14	5.8
20～24年	X	X	X	－	－	－
25～29年	X	X	X	X	X	X
30～34年	X	X	X	X	X	X
35年以上	309	76	24.5	X	X	X

注：1)「年金月額」は、平成29年１年間における勤続20年以上かつ年齢45歳以上の定年退職者の値であり、

企業規模別定年退職者１人平均年金月額（退職年金制度のみ）

３００～９９９人			１００～２９９人			３０～９９人		
退職時の所定内賃金（月額）	１人平均年金月額[1)]	所定内賃金に占める割合	退職時の所定内賃金（月額）	１人平均年金月額[1)]	所定内賃金に占める割合	退職時の所定内賃金（月額）	１人平均年金月額[1)]	所定内賃金に占める割合
千円	千円	%	千円	千円	%	千円	千円	%
493	83	16.8	490	107	21.9	－	－	－
X	X	X	－	－	－	－	－	－
－	－	－	X	X	X	－	－	－
506	119	23.4	X	X	X	－	－	－
494	78	15.7	522	106	20.3	－	－	－
428	61	14.3	317	81	25.7	X	X	X
－	－	－	－	－	－	－	－	－
X	X	X	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	X	X	X
438	63	14.4	317	81	25.7	－	－	－
309	45	14.4	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－
X	X	X	－	－	－	－	－	－
X	X	X	－	－	－	－	－	－
X	X	X	－	－	－	－	－	－
315	73	23.1	－	－	－	－	－	－
X	X	X	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－
322	91	28.3	－	－	－	－	－	－

退職年金制度のみの場合における年金月額である。

第52表　学歴・職種、勤続年数階級、

学歴・職種、勤続年数階級	企業規模計			1，000人以上		
	退職時の所定内賃金（月額）	1人平均年金月額[1)]	所定内賃金に占める割合	退職時の所定内賃金（月額）	1人平均年金月額[1)]	所定内賃金に占める割合
	千円	千円	%	千円	千円	%
大学・大学院卒（管理・事務・技術職）	538	90	16.7	549	94	17.1
20～24年	514	48	9.3	556	51	9.1
25～29年	594	79	13.3	565	90	15.9
30～34年	534	92	17.3	546	95	17.3
35年以上	535	93	17.4	548	97	17.6
高校卒（管理・事務・技術職）	439	78	17.7	443	79	17.8
20～24年	444	58	13.1	681	84	12.3
25～29年	433	62	14.4	454	64	14.2
30～34年	295	52	17.6	295	52	17.6
35年以上	448	80	17.9	450	81	18.0
高校卒（現業職）	380	69	18.2	387	71	18.4
20～24年	315	30	9.4	315	30	9.4
25～29年	249	21	8.2	244	19	7.9
30～34年	311	61	19.8	289	98	34.0
35年以上	394	73	18.5	400	74	18.6
中学卒（現業職）	333	83	25.0	332	86	25.9
20～24年	－	－	－	－	－	－
25～29年	X	X	X	X	X	X
30～34年	－	－	－	－	－	－
35年以上	332	85	25.6	330	87	26.5

注：1)「年金月額」は、平成29年１年間における勤続20年以上かつ年齢45歳以上の定年退職者の値であり、

企業規模別定年退職者１人平均年金月額（両制度併用）

３００～９９９人			１００～２９９人			３０～９９人		
退職時の所定内賃金（月額）	１人平均年金月額[1)]	所定内賃金に占める割合	退職時の所定内賃金（月額）	１人平均年金月額[1)]	所定内賃金に占める割合	退職時の所定内賃金（月額）	１人平均年金月額[1)]	所定内賃金に占める割合
千円	千円	%	千円	千円	%	千円	千円	%
479	73	15.3	469	67	14.2	580	77	13.4
414	57	13.9	X	X	X	－	－	－
576	78	13.5	X	X	X	X	X	X
431	75	17.5	X	X	X	－	－	－
476	74	15.5	513	77	15.0	X	X	X
405	67	16.5	442	76	17.2	X	X	X
X	X	X	X	X	X	－	－	－
366	55	15.1	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－
417	72	17.2	477	78	16.3	X	X	X
366	65	17.7	306	41	13.3	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－
X	X	X	－	－	－	－	－	－
X	X	X	X	X	X	－	－	－
373	64	17.3	280	68	24.4	－	－	－
X	X	X	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－
X	X	X	－	－	－	－	－	－

両制度併用の場合における年金月額である。

第53表　産業、学歴・職種、勤続年数階級、退職年金制度の支給形態別定年退職者１人平均年金現価額及び一時金選択額（２－１）

産業、学歴・職種、勤続年数階級	計			退職年金制度のみ			両制度併用		
	１人平均年金現価額	１人平均一時金選択額	年金現価額に占める一時金選択額の割合	１人平均年金現価額	１人平均一時金選択額	年金現価額に占める一時金選択額の割合	１人平均年金現価額	１人平均一時金選択額	年金現価額に占める一時金選択額の割合
	万円	万円	%	万円	万円	%	万円	万円	%
産業計									
大学・大学院卒									
（管理・事務・技術職）	1,443	803	55.7	1,828	1,430	78.2	1,265	515	40.7
20～24年	669	325	48.5	898	718	80.0	578	169	29.2
25～29年	1,089	632	58.0	1,458	953	65.3	932	496	53.2
30～34年	1,347	727	54.0	1,662	1,128	67.9	1,171	505	43.1
35年以上	1,541	861	55.9	1,947	1,574	80.9	1,358	538	39.6
高校卒									
（管理・事務・技術職）	1,248	735	58.8	1,652	1,344	81.4	1,087	492	45.2
20～24年	636	305	47.9	487	405	83.2	660	289	43.8
25～29年	725	505	69.6	878	698	79.4	637	394	61.9
30～34年	828	589	71.2	832	745	89.5	823	442	53.7
35年以上	1,338	773	57.7	1,901	1,534	80.7	1,141	505	44.3
高校卒									
（現業職）	925	681	73.5	1,177	1,066	90.6	851	567	66.6
20～24年	332	305	92.0	435	424	97.6	277	242	87.3
25～29年	433	389	89.8	723	674	93.2	314	272	86.6
30～34年	672	580	86.4	794	741	93.2	623	517	82.9
35年以上	1,119	789	70.5	1,524	1,365	89.6	1,020	649	63.6
中学卒									
（現業職）	900	676	75.1	1,254	1,115	88.9	743	481	64.8
20～24年	276	196	70.9	545	380	69.7	X	X	X
25～29年	165	143	86.5	X	X	X	167	147	88.2
30～34年	651	644	99.0	1,062	1,048	98.8	280	280	100.0
35年以上	1,106	795	71.9	1,480	1,298	87.7	960	600	62.5
製造業									
大学・大学院卒									
（管理・事務・技術職）	1,582	886	56.0	1,918	1,404	73.2	1,411	622	44.1
20～24年	691	353	51.1	812	569	70.0	572	141	24.7
25～29年	1,028	584	56.8	1,549	799	51.6	806	492	61.1
30～34年	1,537	794	51.7	1,711	1,101	64.3	1,407	565	40.1
35年以上	1,723	982	57.0	2,129	1,660	77.9	1,537	672	43.7
高校卒									
（管理・事務・技術職）	1,248	847	67.9	1,708	1,366	80.0	1,042	614	59.0
20～24年	414	350	84.5	X	X	X	412	342	83.2
25～29年	569	452	79.4	684	595	87.0	505	372	73.7
30～34年	1,188	795	66.9	1,232	1,232	100.0	1,153	454	39.4
35年以上	1,329	897	67.5	1,912	1,474	77.1	1,086	657	60.5
高校卒									
（現業職）	1,043	797	76.4	1,276	1,148	89.9	952	661	69.4
20～24年	388	347	89.5	406	406	100.0	378	317	83.8
25～29年	590	549	93.1	782	745	95.2	461	418	90.6
30～34年	703	601	85.5	810	749	92.5	640	514	80.3
35年以上	1,188	885	74.5	1,544	1,372	88.9	1,070	723	67.6
中学卒									
（現業職）	1,102	798	72.5	1,425	1,272	89.3	933	551	59.1
20～24年	X	X	X	X	X	X	－	－	－
25～29年	297	105	35.3	X	X	X	X	X	X
30～34年	1,025	1,020	99.5	1,141	1,134	99.4	657	657	100.0
35年以上	1,127	777	69.0	1,565	1,352	86.4	955	553	57.9

注：平成29年１年間における勤続20年以上かつ年齢45歳以上の定年退職者の値である。

第53表　産業、学歴・職種、勤続年数階級、退職年金制度の支給形態別定年退職者１人平均年金現価額及び一時金選択額（２－２）

産業、学歴・職種、勤続年数階級	計			退職年金制度のみ			両制度併用		
	１人平均年金現価額	１人平均一時金選択額	年金現価額に占める一時金選択額の割合	１人平均年金現価額	１人平均一時金選択額	年金現価額に占める一時金選択額の割合	１人平均年金現価額	１人平均一時金選択額	年金現価額に占める一時金選択額の割合
	万円	万円	%	万円	万円	%	万円	万円	%
非製造業									
大学・大学院卒									
（管理・事務・技術職）	1,332	737	55.3	1,748	1,452	83.1	1,156	435	37.6
２０～２４年	655	307	46.9	1,080	1,036	95.9	580	179	30.8
２５～２９年	1,157	686	59.3	1,354	1,127	83.2	1,074	500	46.6
３０～３４年	1,060	627	59.2	1,536	1,198	78.0	900	436	48.4
３５年以上	1,416	778	54.9	1,820	1,515	83.2	1,235	446	36.1
高校卒									
（管理・事務・技術職）	1,248	664	53.2	1,612	1,329	82.4	1,114	420	37.7
２０～２４年	787	274	34.8	496	393	79.2	852	248	29.1
２５～２９年	875	556	63.5	1,058	792	74.9	767	416	54.2
３０～３４年	534	422	78.9	561	415	73.9	505	430	85.1
３５年以上	1,344	700	52.1	1,893	1,577	83.3	1,170	422	36.1
高校卒									
（現業職）	755	511	67.7	915	852	93.1	726	449	61.9
２０～２４年	276	264	95.5	461	441	95.6	172	164	95.4
２５～２９年	311	265	85.1	632	565	89.4	229	188	82.0
３０～３４年	645	563	87.2	772	728	94.3	611	519	84.8
３５年以上	987	609	61.7	1,423	1,330	93.4	941	533	56.6
中学卒									
（現業職）	459	408	88.8	697	601	86.2	389	351	90.2
２０～２４年	269	186	69.2	545	369	67.8	X	X	X
２５～２９年	148	148	100.0	－	－	－	148	148	100.0
３０～３４年	180	172	95.6	394	323	82.1	153	153	100.0
３５年以上	985	895	90.9	979	979	100.0	988	864	87.5

注：平成29年１年間における勤続20年以上かつ年齢45歳以上の定年退職者の値である。

第54-1表　年金月額階級、企業規模、学歴・職種別

年金月額階級	企業規模計				1,000人以上				
	大学・大学院卒（管理・事務・技術職）	高校卒		中学卒（現業職）	大学・大学院卒（管理・事務・技術職）	高校卒		中学卒（現業職）	大学・大学院卒（管理・事務・技術職）
		管理・事務・技術職	現業職			管理・事務・技術職	現業職		
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
～ 1万円未満	－	－	－	4.0	－	－	－	16.2	－
1 ～ 2万円	1.1	－	3.5	20.6	1.8	－	4.7	83.8	－
2 ～ 3万円	2.0	5.7	23.9	－	2.9	－	31.9	－	0.7
3 ～ 4万円	4.2	26.7	16.6	－	3.7	9.1	4.7	－	5.8
4 ～ 5万円	8.3	15.1	9.0	43.1	6.3	9.2	6.4	－	13.5
5 ～ 6万円	18.5	14.8	16.4	16.2	9.9	13.8	15.1	－	37.6
6 ～ 7万円	2.0	1.8	1.3	－	2.0	0.7	1.8	－	2.0
7 ～ 8万円	9.3	8.0	4.1	－	12.0	7.9	1.8	－	6.1
8 ～ 9万円	7.2	2.6	3.2	－	8.1	7.4	4.3	－	6.8
9 ～ 10万円	7.9	4.5	－	－	4.8	11.7	－	－	7.1
10 ～ 12万円	12.5	4.7	1.3	－	13.4	7.9	1.7	－	5.0
12 ～ 14万円	5.1	1.6	－	－	7.0	4.6	－	－	2.4
14 ～ 16万円	3.7	4.4	3.6	－	6.0	8.2	4.9	－	－
16 ～ 18万円	2.4	4.6	－	16.2	3.1	10.5	－	－	0.6
18 ～ 20万円	3.1	2.3	－	－	3.1	－	－	－	3.6
20 ～ 22万円	3.0	3.1	－	－	3.0	8.9	－	－	3.5
22 ～ 24万円	4.5	－	13.3	－	5.7	－	17.8	－	2.9
24万円以上	5.2	－	3.8	－	7.2	－	5.1	－	2.4
1人平均年金月額（千円）	107	72	78	58	119	102	90	14	83

注：平成29年１年間における勤続20年以上かつ年齢45歳以上の定年退職者で、退職年金制度のみの場合における値である。

第54-2表　年金月額階級、企業規模、学歴・職種別

年金月額階級	企業規模計				1,000人以上				
	大学・大学院卒（管理・事務・技術職）	高校卒		中学卒（現業職）	大学・大学院卒（管理・事務・技術職）	高校卒		中学卒（現業職）	大学・大学院卒（管理・事務・技術職）
		管理・事務・技術職	現業職			管理・事務・技術職	現業職		
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
～ 1万円未満	1.7	0.3	2.5	－	0.1	0.3	3.0	－	13.1
1 ～ 2万円	3.5	2.4	1.3	－	2.9	2.0	1.5	－	2.3
2 ～ 3万円	1.4	6.1	7.8	－	1.5	6.2	5.5	－	1.5
3 ～ 4万円	4.4	9.2	11.1	20.8	5.1	9.4	11.3	16.5	3.0
4 ～ 5万円	10.1	11.9	13.3	15.8	9.3	9.7	14.4	16.7	11.7
5 ～ 6万円	11.9	7.5	12.1	－	13.5	8.2	13.2	－	8.3
6 ～ 7万円	6.0	5.4	10.5	－	5.4	5.6	10.1	－	8.3
7 ～ 8万円	10.9	22.6	9.2	－	10.3	24.2	3.8	－	8.5
8 ～ 9万円	6.3	4.0	6.2	46.5	5.5	3.4	6.9	49.0	8.5
9 ～ 10万円	8.5	4.9	11.7	－	6.4	4.4	13.5	－	12.7
10 ～ 12万円	14.1	13.3	2.6	7.3	16.4	13.4	3.1	7.7	6.4
12 ～ 14万円	7.5	3.7	5.2	－	7.9	4.0	6.1	－	9.4
14 ～ 16万円	5.0	3.0	4.2	6.5	5.7	3.1	5.0	6.9	2.4
16 ～ 18万円	2.3	1.6	1.1	－	2.7	1.7	1.3	－	－
18 ～ 20万円	1.9	0.4	0.4	－	1.9	0.4	0.5	－	3.2
20 ～ 22万円	2.1	1.6	0.1	－	2.6	1.8	－	－	－
22 ～ 24万円	1.0	0.6	－	－	1.2	0.6	－	－	－
24万円以上	1.3	1.5	0.7	3.1	1.5	1.5	0.8	3.2	0.7
1人平均年金月額（千円）	90	78	69	83	94	79	71	86	73

注：平成29年１年間における勤続20年以上かつ年齢45歳以上の定年退職者で、両制度併用の場合における値である。

定年退職者割合及び１人平均年金月額(退職年金制度のみ)

(単位：%)

３００～９９９人			１００～２９９人				３０～９９人			
高校卒		中学卒(現業職)	大学・大学院卒(管理・事務・技術職)	高校卒		中学卒(現業職)	大学・大学院卒(管理・事務・技術職)	高校卒		中学卒(現業職)
管理・事務・技術職	現業職			管理・事務・技術職	現業職			管理・事務・技術職	現業職	
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	－	－	－	100.0＊	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4.9	－	－	－	36.5	－	－	－	－	－	－
4.9	52.0	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－
37.5	16.7	57.1	－	－	－	－	－	－	－	－
31.6	20.4	21.4	－	－	－	－	－	－	－	－
4.9	－	－	1.0	－	－	－	－	－	－	－
1.4	10.9	－	－	41.5	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
1.4	－	－	46.3	－	－	－	－	－	－	－
6.2	－	－	46.3	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	1.0	－	－	－	－	－	－	－
4.9	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
1.2	－	21.4	5.5	5.5	－	－	－	－	－	－
1.2	－	－	－	16.5	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
61	45	73	107	81	－	－	－	X	－	－

定年退職者割合及び１人平均年金月額(両制度併用)

(単位：%)

３００～９９９人			１００～２９９人				３０～９９人			
高校卒		中学卒(現業職)	大学・大学院卒(管理・事務・技術職)	高校卒		中学卒(現業職)	大学・大学院卒(管理・事務・技術職)	高校卒		中学卒(現業職)
管理・事務・技術職	現業職			管理・事務・技術職	現業職			管理・事務・技術職	現業職	
100.0	100.0	100.0＊	100.0	100.0	100.0	－	100.0	100.0＊	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	22.4	29.3	－	－	－	－	－	－
5.7	－	－	0.9	－	58.2	－	－	47.0	－	－
9.4	15.5	100.0	－	3.8	－	－	－	－	－	－
37.4	10.7	－	0.9	3.8	－	－	34.2	－	－	－
2.0	9.1	－	0.9	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	15.4	16.2	36.0	－	－	53.0	－	－
10.5	61.6	－	40.0	7.5	－	－	－	－	－	－
11.0	1.7	－	9.4	－	2.3	－	13.9	－	－	－
9.2	－	－	－	7.8	3.5	－	51.9	－	－	－
13.8	－	－	2.8	7.0	－	－	－	－	－	－
－	－	－	0.9	3.8	－	－	－	－	－	－
－	－	－	3.5	14.0	－	－	－	－	－	－
－	－	－	1.8	7.0	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	1.4	－	0.9	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
1.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
67	65	X	67	76	41	－	77	X	－	－

第55表　勤続年数階級、退職給付額階級、企業規模、学歴・職種別

勤続年数階級	20年以上計

退職給付額階級	企業規模計				1,000人以上				
	大学・大学院卒（管理・事務・技術職）	高校卒		中学卒（現業職）	大学・大学院卒（管理・事務・技術職）	高校卒		中学卒（現業職）	大学・大学院卒（管理・事務・技術職）
		管理・事務・技術職	現業職			管理・事務・技術職	現業職		
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
～ 100 万円未満	0.3	1.3	0.8	6.7	0.2	0.8	0.4	16.4	0.1
100 ～ 200	0.4	1.1	4.6	14.8	0.3	0.3	2.1	3.7	0.5
200 ～ 300	0.7	2.3	6.9	1.6	0.4	0.4	4.8	1.1	0.8
300 ～ 400	2.5	4.5	6.3	2.8	1.7	2.5	2.8	2.1	1.0
400 ～ 500	1.8	4.1	7.3	3.4	2.8	2.2	2.8	1.8	0.7
500 ～ 600	2.3	3.8	7.1	2.6	2.1	3.2	4.7	2.3	1.9
600 ～ 700	2.2	4.7	4.5	5.8	2.1	3.2	1.9	2.1	3.0
700 ～ 800	2.5	3.7	3.8	3.2	1.3	1.8	3.2	5.9	3.4
800 ～ 900	2.2	3.3	4.4	5.9	2.1	1.2	2.3	3.4	2.5
900 ～ 1,000	2.7	3.4	4.5	9.6	1.3	2.0	2.6	3.5	4.2
1,000 ～ 1,100	3.9	4.9	3.0	5.4	2.8	2.1	1.7	4.0	6.2
1,100 ～ 1,200	3.9	3.9	4.3	7.2	2.3	3.4	2.3	4.7	5.7
1,200 ～ 1,300	3.6	3.4	5.8	3.5	2.7	2.7	4.4	2.3	4.4
1,300 ～ 1,400	3.2	3.1	3.7	4.2	1.9	1.7	5.3	4.3	4.2
1,400 ～ 1,500	4.0	3.1	3.3	2.4	2.3	3.8	4.0	6.0	5.0
1,500 ～ 1,600	3.5	3.3	3.5	1.2	2.5	3.0	4.6	3.0	6.2
1,600 ～ 1,700	3.4	2.9	3.1	1.6	3.1	2.9	6.2	1.9	3.4
1,700 ～ 1,800	3.2	3.2	2.7	2.6	3.2	4.2	5.3	3.0	3.6
1,800 ～ 1,900	2.7	3.9	3.4	1.9	2.6	3.2	6.5	4.8	3.0
1,900 ～ 2,000	3.2	2.8	3.1	6.5	3.8	3.0	5.5	14.4	3.6
2,000 ～ 2,200	8.4	5.4	2.8	2.2	7.5	7.8	5.5	4.6	6.7
2,200 ～ 2,400	7.2	6.0	4.7	2.1	7.7	9.2	7.2	1.9	6.5
2,400 ～ 2,600	6.5	6.2	1.7	1.4	8.4	9.0	3.6	1.4	3.3
2,600 ～ 2,800	5.3	5.6	1.0	1.5	6.8	9.9	2.0	1.5	3.9
2,800 ～ 3,000	4.6	2.9	0.6	－	5.3	3.2	1.4	－	4.4
3,000 ～ 3,500	8.4	3.3	1.2	－	11.4	5.4	2.5	－	7.8
3,500 ～ 4,000	3.7	2.0	－	－	5.6	3.9	－	－	2.1
4,000 ～ 4,500	2.1	1.1	1.6	－	3.3	2.2	3.5	－	1.0
4,500 ～ 5,000	0.6	0.1	0.4	－	1.1	0.2	1.0	－	0.1
5,000 万円以上	0.9	0.8	－	－	1.1	1.8	－	－	1.0
第１・十分位数（万円）	688	420	266	122	732	621	399	78	760
第１・四分位数（万円）	1,186	787	487	366	1,443	1,278	902	492	1,115
中位数（万円）	1,926	1,481	997	933	2,222	2,066	1,604	1,180	1,611
第３・四分位数（万円）	2,621	2,298	1,644	1,360	2,907	2,631	2,065	1,873	2,355
第９・十分位数（万円）	3,337	2,809	2,251	1,956	3,604	3,318	2,645	1,996	3,129
四分位分散係数	0.37	0.51	0.58	0.53	0.33	0.33	0.36	0.59	0.38
十分位分散係数	0.69	0.81	1.00	0.98	0.65	0.65	0.70	0.81	0.74

注：「退職給付額」は、平成29年１年間における勤続20年以上かつ年齢45歳以上の定年退職者の値であり、退職一時金制度のみの場合は退職一時

定年退職者割合及び特性値（退職給付制度計）（３－１）

（単位：%）

３００～９９９人			１００～２９９人				３０～９９人			
高校卒		中学卒（現業職）	大学・大学院卒（管理・事務・技術職）	高校卒		中学卒（現業職）	大学・大学院卒（管理・事務・技術職）	高校卒		中学卒（現業職）
管理・事務・技術職	現業職			管理・事務・技術職	現業職			管理・事務・技術職	現業職	
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2.4	0.6	1.2	1.0	－	2.5	－	0.3	2.9	0.1	－
2.6	4.1	9.0	1.2	0.1	5.9	30.7	－	2.9	10.5	23.7
2.1	6.1	6.4	1.0	5.2	7.8	－	1.7	5.0	12.9	－
5.8	5.2	2.0	2.4	3.4	5.5	6.2	11.3	9.4	18.7	－
2.0	6.8	6.0	0.9	7.0	13.5	5.9	－	8.8	12.4	－
3.9	10.5	4.1	1.6	1.5	12.0	3.7	5.8	7.6	3.2	－
3.8	4.5	6.6	2.9	5.4	8.5	－	－	9.3	6.2	23.7
4.0	5.9	2.2	4.9	3.8	6.1	1.8	4.0	8.4	－	－
4.5	8.7	7.4	3.4	9.0	3.8	－	0.7	2.4	5.9	20.0
3.2	6.1	2.0	2.8	6.6	3.3	10.4	8.0	4.6	9.7	32.7
6.2	4.4	5.3	3.5	3.2	5.6	10.8	5.2	12.9	1.3	－
5.0	7.0	6.5	6.4	2.8	2.9	15.8	5.4	5.1	9.1	－
3.9	5.2	－	6.1	8.6	7.2	10.0	3.3	0.1	8.5	－
2.2	2.1	6.7	5.9	3.2	4.2	4.8	5.0	7.4	－	－
4.9	4.6	－	6.1	1.4	2.2	－	8.3	0.8	1.3	－
4.8	3.0	－	5.5	3.3	3.9	－	0.2	2.7	0.1	－
5.7	1.0	4.6	6.1	2.3	1.0	－	0.4	0.1	－	－
2.7	0.5	7.3	4.4	4.1	1.2	－	－	0.1	－	－
2.2	1.4	－	1.3	6.2	1.3	－	4.8	5.5	－	－
2.5	3.5	4.4	1.2	5.2	－	－	1.7	－	0.1	－
4.6	1.7	2.2	7.2	5.1	0.1	－	20.0	－	－	－
6.4	6.3	6.9	3.7	2.7	1.3	－	10.9	0.1	－	－
5.3	0.5	4.6	8.1	5.9	0.1	－	－	－	－	－
3.4	0.4	4.6	4.2	1.3	－	－	1.0	0.1	－	－
3.1	0.1	－	3.8	0.8	－	－	1.8	3.7	－	－
2.4	0.1	－	3.1	1.4	0.1	－	－	－	－	－
0.3	－	－	1.1	0.5	－	－	－	－	－	－
0.3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
352	287	198	664	419	220	133	370	284	195	142
763	522	509	1,080	761	425	181	913	455	308	606
1,333	874	1,059	1,496	1,223	634	917	1,382	749	463	813
2,030	1,305	1,767	2,172	1,863	1,121	1,136	2,087	1,115	953	923
2,577	1,972	2,377	2,706	2,383	1,458	1,248	2,268	1,586	1,200	969
0.48	0.45	0.59	0.37	0.45	0.55	0.52	0.42	0.44	0.70	0.20
0.83	0.96	1.03	0.68	0.80	0.98	0.61	0.69	0.87	1.09	0.51

金額、退職年金制度のみの場合は年金現価額、両制度併用の場合は退職一時金額と年金現価額の計である。

第55表　勤続年数階級、退職給付額階級、企業規模、学歴・職種別

勤続年数階級	20年～34年

退職給付額階級	企業規模計				1,000人以上				
	大学・大学院卒（管理・事務・技術職）	高校卒		中学卒（現業職）	大学・大学院卒（管理・事務・技術職）	高校卒		中学卒（現業職）	大学・大学院卒（管理・事務・技術職）
		管理・事務・技術職	現業職			管理・事務・技術職	現業職		
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
～100万円未満	0.2	2.0	1.7	15.2	0.2	1.3	1.2	48.6	0.3
100～200	1.0	3.1	8.8	33.5	0.8	1.5	7.1	10.0	0.7
200～300	1.6	7.6	12.2	2.5	0.5	1.0	14.0	2.1	2.2
300～400	4.3	11.3	12.7	6.0	4.9	9.2	8.9	4.0	2.2
400～500	5.6	11.1	15.0	7.4	9.6	10.4	9.4	3.3	1.0
500～600	5.8	10.1	11.8	4.4	6.0	13.2	12.1	6.8	3.3
600～700	3.9	13.0	5.5	3.4	5.3	14.6	5.1	4.9	3.8
700～800	4.4	9.1	5.4	3.2	1.7	4.2	8.1	6.8	5.8
800～900	2.6	6.1	5.0	3.1	2.5	2.8	4.6	2.3	2.9
900～1,000	3.6	4.8	3.2	6.4	2.1	3.1	5.9	－	7.2
1,000～1,100	6.5	2.5	2.6	2.5	5.1	2.8	1.4	4.7	7.3
1,100～1,200	2.4	2.9	5.6	2.1	1.6	3.9	4.4	3.2	4.8
1,200～1,300	3.9	3.5	3.6	7.2	2.1	3.8	3.3	3.3	5.8
1,300～1,400	5.8	1.3	1.1	3.0	2.5	2.9	3.0	－	7.5
1,400～1,500	4.4	3.0	1.2	－	2.0	8.6	3.9	－	3.5
1,500～1,600	3.8	0.9	1.7	－	2.9	1.5	1.6	－	8.5
1,600～1,700	2.4	1.4	0.3	－	3.4	2.0	0.9	－	1.9
1,700～1,800	3.3	2.4	0.9	－	3.8	5.0	1.5	－	3.6
1,800～1,900	2.9	0.5	0.7	－	2.8	1.6	0.2	－	3.2
1,900～2,000	2.8	0.3	0.1	－	2.6	0.6	0.5	－	3.3
2,000～2,200	6.0	1.1	0.4	－	4.4	1.6	1.3	－	4.6
2,200～2,400	3.4	0.7	0.4	－	4.4	1.4	1.4	－	3.9
2,400～2,600	4.2	－	－	－	5.8	－	－	－	2.8
2,600～2,800	3.9	0.1	0.1	－	5.6	－	0.2	－	3.4
2,800～3,000	2.7	0.2	－	－	2.8	0.6	－	－	2.2
3,000～3,500	4.4	0.3	－	－	7.3	0.8	－	－	2.3
3,500～4,000	2.6	0.3	－	－	4.5	0.9	－	－	1.3
4,000～4,500	0.7	0.3	－	－	1.3	0.8	－	－	0.2
4,500～5,000	0.4	－	－	－	0.8	－	－	－	－
5,000万円以上	0.7	－	－	－	1.0	－	－	－	0.8
第１・十分位数（万円）	453	264	194	80	437	367	212	54	610
第１・四分位数（万円）	761	409	318	129	656	512	330	72	941
中位数（万円）	1,374	636	497	250	1,610	692	578	114	1,339
第３・四分位数（万円）	2,127	930	836	778	2,535	1,404	976	603	1,893
第９・十分位数（万円）	2,905	1,449	1,213	1,203	3,327	1,766	1,436	1,025	2,613
四分位分散係数	0.50	0.41	0.52	1.30	0.58	0.64	0.56	2.32	0.36
十分位分散係数	0.89	0.93	1.02	2.25	0.90	1.01	1.06	4.25	0.75

注：「退職給付額」は、平成29年１年間における勤続20年以上かつ年齢45歳以上の定年退職者の値であり、退職一時金制度のみの場合は退職一時

定年退職者割合及び特性値（退職給付制度計）（３－２）

（単位：%）

３００～９９９人			１００～２９９人				３０～９９人			
高校卒		中学卒（現業職）	大学・大学院卒（管理・事務・技術職）	高校卒		中学卒（現業職）	大学・大学院卒（管理・事務・技術職）	高校卒		中学卒（現業職）
管理・事務・技術職	現業職			管理・事務・技術職	現業職			管理・事務・技術職	現業職	
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0＊
8.5	1.3	－	－	－	3.6	－	－	－	0.1	－
4.6	5.2	17.2	3.1	－	7.8	45.1	－	5.9	15.0	72.5
6.1	9.0	12.8	2.5	16.4	11.6	－	3.9	10.3	13.2	－
5.8	11.4	6.4	2.4	7.7	8.1	9.1	7.4	19.2	24.4	－
6.7	14.1	19.4	2.6	5.6	19.0	8.6	－	18.0	17.1	－
14.1	17.0	－	4.5	－	14.1	5.5	10.2	10.6	4.4	－
8.5	7.3	13.4	2.4	14.0	9.0	－	－	13.3	－	－
5.4	6.2	－	8.1	12.0	6.7	2.6	9.2	15.1	－	－
6.6	7.8	16.6	5.1	13.7	1.0	－	－	4.9	8.5	－
6.3	5.8	－	4.1	10.8	0.1	7.2	3.2	2.1	2.0	27.5
6.5	5.0	6.4	5.9	1.7	4.1	0.2	11.7	0.1	－	－
4.9	3.1	7.8	3.9	3.6	2.7	－	－	0.2	12.9	－
3.5	2.4	－	10.6	8.6	5.5	14.7	0.2	－	2.3	－
1.6	1.5	－	10.5	－	－	7.1	11.1	0.2	－	－
0.9	0.7	－	5.4	0.3	－	－	15.0	－	－	－
2.1	0.8	－	3.9	0.3	3.6	－	－	－	－	－
4.2	0.2	－	2.0	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	3.9	3.9	1.6	－	－	0.2	－	－
－	0.9	－	2.7	－	1.6	－	3.3	－	－	－
0.6	－	－	1.8	－	－	－	3.8	－	－	－
1.6	－	－	5.2	1.4	－	－	15.5	－	－	－
1.3	－	－	0.9	－	－	－	1.6	－	－	－
－	－	－	4.0	－	－	－	－	－	－	－
0.3	－	－	1.1	－	－	－	0.8	－	－	－
－	－	－	2.5	－	－	－	3.3	－	－	－
－	－	－	1.1	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
131	239	158	476	261	181	122	383	240	166	X
397	383	261	793	416	324	155	739	346	275	X
648	553	470	1,251	753	499	354	1,339	481	389	X
1,036	844	835	1,603	951	727	958	1,897	683	808	X
1,501	1,096	1,066	2,180	1,251	1,241	1,280	2,144	784	1,141	X
0.49	0.42	0.61	0.32	0.36	0.40	1.13	0.43	0.35	0.69	X
1.06	0.77	0.97	0.68	0.66	1.06	1.64	0.66	0.57	1.25	X

金額、退職年金制度のみの場合は年金現価額、両制度併用の場合は退職一時金額と年金現価額の計である。

第55表　勤続年数階級、退職給付額階級、企業規模、学歴・職種別

勤続年数階級	35年以上

退職給付額階級	企業規模計				1,000人以上				
	大学・大学院卒（管理・事務・技術職）	高校卒		中学卒（現業職）	大学・大学院卒（管理・事務・技術職）	高校卒		中学卒（現業職）	大学・大学院卒（管理・事務・技術職）
		管理・事務・技術職	現業職			管理・事務・技術職	現業職		
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
～ 100 万円未満	0.3	1.0	0.0	0.6	0.1	0.6	0.1	0.4	－
100 ～ 200	0.2	0.4	0.9	1.5	0.1	0.0	0.1	0.6	0.4
200 ～ 300	0.3	0.2	2.4	1.0	0.3	0.2	1.0	0.6	0.3
300 ～ 400	1.7	1.8	0.6	0.5	0.3	0.9	0.3	1.2	0.6
400 ～ 500	0.2	1.4	0.6	0.5	0.0	0.2	0.1	1.1	0.6
500 ～ 600	0.8	1.3	3.0	1.3	0.5	0.7	1.7	－	1.3
600 ～ 700	1.5	1.5	3.6	7.5	0.8	0.4	0.7	0.7	2.7
700 ～ 800	1.6	1.5	2.3	3.2	1.2	1.2	1.1	5.4	2.4
800 ～ 900	2.0	2.2	3.8	7.9	1.9	0.8	1.4	3.9	2.3
900 ～ 1,000	2.4	2.9	5.6	11.8	1.0	1.7	1.2	5.2	3.0
1,000 ～ 1,100	2.7	5.9	3.3	7.5	1.9	2.0	1.8	3.7	5.7
1,100 ～ 1,200	4.6	4.2	3.2	10.8	2.6	3.2	1.4	5.5	6.1
1,200 ～ 1,300	3.5	3.4	7.7	0.8	2.9	2.4	4.9	1.8	3.9
1,300 ～ 1,400	2.1	3.7	5.9	5.1	1.7	1.4	6.2	6.4	2.9
1,400 ～ 1,500	3.7	3.1	5.1	4.1	2.5	2.7	4.0	9.0	5.5
1,500 ～ 1,600	3.4	4.3	5.0	2.0	2.4	3.4	5.8	4.5	5.3
1,600 ～ 1,700	3.8	3.4	5.6	2.8	3.0	3.2	8.3	2.9	4.0
1,700 ～ 1,800	3.1	3.5	4.3	4.4	3.0	4.0	6.8	4.5	3.6
1,800 ～ 1,900	2.6	5.2	5.8	3.2	2.6	3.6	9.1	7.1	2.9
1,900 ～ 2,000	3.4	3.7	5.7	11.1	4.3	3.6	7.6	21.5	3.7
2,000 ～ 2,200	9.5	7.1	4.9	3.8	8.7	9.3	7.2	6.9	7.6
2,200 ～ 2,400	8.9	8.1	8.4	3.5	9.1	11.1	9.6	2.9	7.5
2,400 ～ 2,600	7.5	8.7	3.2	2.4	9.5	11.2	5.1	2.0	3.5
2,600 ～ 2,800	6.0	7.7	1.7	2.5	7.4	12.3	2.7	2.2	4.0
2,800 ～ 3,000	5.4	3.9	1.2	－	6.3	3.8	2.0	－	5.2
3,000 ～ 3,500	10.2	4.4	2.2	－	13.1	6.6	3.6	－	9.9
3,500 ～ 4,000	4.2	2.6	－	－	6.1	4.6	－	－	2.4
4,000 ～ 4,500	2.7	1.4	2.9	－	4.2	2.5	5.0	－	1.3
4,500 ～ 5,000	0.7	0.1	0.8	－	1.2	0.2	1.4	－	0.2
5,000 万円以上	0.9	1.2	－	－	1.2	2.2	－	－	1.1
第１・十分位数（万円）	962	839	668	660	1,169	1,136	1,140	800	873
第１・四分位数（万円）	1,433	1,220	1,062	908	1,756	1,697	1,477	1,141	1,193
中位数（万円）	2,129	1,881	1,537	1,162	2,378	2,280	1,835	1,600	1,782
第３・四分位数（万円）	2,775	2,516	2,018	1,851	3,029	2,717	2,290	1,949	2,552
第９・十分位数（万円）	3,431	2,988	2,532	2,119	3,721	3,464	2,994	2,116	3,247
四分位分散係数	0.32	0.34	0.31	0.41	0.27	0.22	0.22	0.25	0.38
十分位分散係数	0.58	0.57	0.61	0.63	0.54	0.51	0.51	0.41	0.67

注：「退職給付額」は、平成29年１年間における勤続20年以上かつ年齢45歳以上の定年退職者の値であり、退職一時金制度のみの場合は退職一時

定年退職者割合及び特性値（退職給付制度計）（３－３）

（単位：%）

３００～９９９人			１００～２９９人				３０～９９人			
高校卒		中学卒（現業職）	大学・大学院卒（管理・事務・技術職）	高校卒		中学卒（現業職）	大学・大学院卒（管理・事務・技術職）	高校卒		中学卒（現業職）
管理・事務・技術職	現業職			管理・事務・技術職	現業職			管理・事務・技術職	現業職	
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
－	－	1.7	1.6	－	－	－	0.6	5.6	－	－
1.8	3.2	5.3	0.1	0.1	2.1	－	－	－	－	－
0.5	3.8	3.5	0.2	－	－	－	－	－	12.1	－
5.8	－	－	2.5	1.5	－	－	14.4	－	5.4	－
0.2	0.7	－	－	7.7	2.1	－	－	－	1.4	－
－	5.2	6.0	－	2.2	7.6	－	2.4	4.8	0.3	－
2.0	2.2	3.5	3.1	1.5	7.5	－	－	5.4	20.5	35.2
3.4	5.6	3.2	3.2	0.0	4.7	－	－	2.0	－	－
3.7	9.3	3.2	2.4	6.8	9.6	－	1.2	0.1	－	29.7
2.1	6.2	2.9	2.1	4.6	10.0	17.2	11.9	7.0	27.8	35.2
6.1	3.8	4.8	2.3	3.9	8.7	33.4	0.2	25.1	4.4	－
5.0	10.2	6.0	7.7	2.4	3.3	49.5	9.7	9.8	0.3	－
4.1	7.5	－	3.7	8.6	10.6	－	5.8	0.1	22.8	－
2.5	2.5	9.8	3.5	4.7	13.1	－	0.2	14.4	－	－
6.4	7.8	－	6.4	2.0	6.9	－	3.1	1.7	4.4	－
5.9	4.7	－	6.4	4.7	4.6	－	0.4	5.3	0.3	－
6.3	1.7	6.7	8.3	3.4	3.1	－	0.8	0.1	－	－
3.7	1.0	10.6	4.7	4.2	0.3	－	－	－	－	－
3.0	1.8	－	0.5	9.1	0.7	－	6.0	10.8	－	－
3.3	6.3	6.3	0.9	7.6	－	－	－	－	0.3	－
5.8	3.1	3.2	8.3	6.8	0.4	－	23.5	－	－	－
8.4	11.5	10.0	5.3	3.9	4.1	－	18.2	0.3	－	－
7.3	0.8	6.7	10.3	8.5	0.3	－	－	－	－	－
4.5	0.7	6.7	5.9	1.9	－	－	1.2	0.1	－	－
4.2	0.2	－	4.5	1.2	－	－	0.6	7.3	－	－
3.3	0.2	－	4.2	2.0	0.3	－	－	－	－	－
0.4	－	－	1.7	0.7	－	－	－	－	－	－
0.5	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
685	546	285	777	533	577	958	365	592	283	628
1,091	847	857	1,197	1,014	811	1,023	954	1,000	628	671
1,609	1,198	1,602	1,657	1,582	1,074	1,098	1,637	1,100	937	850
2,284	1,763	2,096	2,432	1,999	1,368	1,149	2,158	1,439	1,212	929
2,727	2,259	2,501	2,821	2,500	1,584	1,180	2,310	1,879	1,278	972
0.37	0.38	0.39	0.37	0.31	0.26	0.06	0.37	0.20	0.31	0.15
0.63	0.71	0.69	0.62	0.62	0.47	0.10	0.59	0.59	0.53	0.20

金額、退職年金制度のみの場合は年金現価額、両制度併用の場合は退職一時金額と年金現価額の計である。

第56表　退職給付額階級、企業規模、学歴・職種別

退職給付額階級	企業規模計				1,000人以上				
	大学・大学院卒（管理・事務・技術職）	高校卒		中学卒（現業職）	大学・大学院卒（管理・事務・技術職）	高校卒		中学卒（現業職）	大学・大学院卒（管理・事務・技術職）
		管理・事務・技術職	現業職			管理・事務・技術職	現業職		
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
～100万円未満	0.6	2.5	1.7	0.5	0.6	2.3	1.8	－	－
100～200	0.6	2.1	7.3	29.4	0.8	1.0	3.1	11.7	1.0
200～300	1.4	2.4	9.2	1.6	0.9	0.3	3.7	－	1.5
300～400	5.5	7.5	12.1	4.8	5.3	5.6	13.1	3.0	1.8
400～500	4.1	6.8	13.1	4.8	9.9	4.4	8.8	4.1	0.5
500～600	4.6	6.4	9.9	2.0	5.5	8.8	18.5	6.1	3.7
600～700	2.9	7.7	6.7	10.3	3.4	8.6	4.4	7.7	4.9
700～800	4.4	5.9	5.4	5.2	3.7	2.4	6.3	19.1	3.8
800～900	3.0	4.6	5.8	10.1	3.0	1.9	4.8	6.5	2.7
900～1,000	4.0	4.0	6.6	14.4	1.6	2.6	7.4	12.9	3.7
1,000～1,100	4.6	6.7	1.0	3.9	3.7	2.5	0.6	4.5	6.6
1,100～1,200	3.3	4.2	4.6	4.0	2.8	5.1	0.6	6.5	5.5
1,200～1,300	2.9	3.5	4.7	－	1.9	1.6	1.6	－	3.2
1,300～1,400	4.1	3.8	2.5	3.7	1.2	0.4	3.8	1.2	3.9
1,400～1,500	3.4	2.0	2.4	－	2.0	1.5	0.7	－	2.5
1,500～1,600	2.8	2.5	0.5	－	1.1	2.3	1.1	－	5.4
1,600～1,700	3.1	1.6	0.7	－	2.7	0.9	0.9	－	2.2
1,700～1,800	2.4	2.5	0.3	－	3.2	4.7	1.1	－	3.1
1,800～1,900	1.7	3.5	0.6	－	1.9	2.7	1.3	－	1.4
1,900～2,000	2.1	2.4	1.0	3.3	2.5	3.0	0.8	7.0	3.0
2,000～2,200	7.6	3.4	2.1	2.1	5.8	6.1	10.0	9.7	4.0
2,200～2,400	7.1	4.6	1.7	－	6.2	10.2	5.2	－	6.1
2,400～2,600	5.6	6.2	0.0	－	6.8	14.6	－	－	3.5
2,600～2,800	3.8	1.2	0.1	－	3.9	2.4	0.4	－	5.1
2,800～3,000	3.1	1.0	－	－	2.6	2.3	－	－	4.4
3,000～3,500	6.5	0.6	－	－	8.3	0.8	－	－	10.7
3,500～4,000	2.2	0.3	－	－	2.7	0.8	－	－	3.8
4,000～4,500	1.5	0.1	－	－	2.8	0.3	－	－	2.0
4,500～5,000	0.5	－	－	－	1.4	－	－	－	－
5,000万円以上	0.6	－	－	－	1.5	－	－	－	－
第１・十分位数（万円）	445	339	211	132	424	417	310	185	634
第１・四分位数（万円）	826	556	357	183	658	630	438	602	1,023
中位数（万円）	1,519	1,000	567	667	1,691	1,546	623	791	1,589
第３・四分位数（万円）	2,367	1,731	958	945	2,550	2,325	1,308	1,087	2,641
第９・十分位数（万円）	3,097	2,375	1,375	1,178	3,405	2,553	2,111	1,996	3,307
四分位分散係数	0.51	0.59	0.53	0.57	0.56	0.55	0.70	0.31	0.51
十分位分散係数	0.87	1.02	1.03	0.78	0.88	0.69	1.44	1.14	0.84

注：「退職給付額」は、平成29年１年間における勤続20年以上かつ年齢45歳以上の定年退職者の値であり、退職一時金制度のみの場合におけ

定年退職者割合及び特性値（退職一時金制度のみ）

（単位：%）

３００～９９９人			１００～２９９人				３０～９９人			
高校卒		中学卒（現業職）	大学・大学院卒（管理・事務・技術職）	高校卒		中学卒（現業職）	大学・大学院卒（管理・事務・技術職）	高校卒		中学卒（現業職）
管理・事務・技術職	現業職			管理・事務・技術職	現業職			管理・事務・技術職	現業職	
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
4.8	1.2	3.6	1.5	－	3.8	－	0.4	3.2	0.1	－
5.2	7.3	19.7	0.4	－	5.9	51.6	－	3.2	10.9	23.7
4.2	7.4	12.0	1.5	7.0	9.1	－	2.2	－	13.3	－
11.5	8.9	6.0	2.9	3.3	5.6	10.4	14.1	10.3	19.4	－
2.4	8.0	6.0	1.4	9.6	19.7	9.8	－	9.7	12.8	－
6.6	9.5	5.1	1.9	0.7	12.1	－	7.2	8.4	3.3	－
4.1	4.4	6.0	2.6	5.8	10.1	－	－	10.2	6.4	23.7
7.2	7.5	－	5.6	5.2	9.4	3.0	5.1	9.3	－	－
6.0	10.5	15.6	5.0	9.4	2.8	－	0.9	2.7	6.1	20.0
2.1	5.0	6.0	4.0	6.0	3.2	－	9.6	5.1	10.1	32.7
5.5	2.3	0.4	2.7	3.5	0.1	8.9	6.5	14.2	1.4	－
2.8	3.1	－	4.1	2.3	2.9	8.1	0.2	5.6	9.5	－
3.5	6.3	－	4.9	10.3	4.8	－	2.0	0.1	5.2	－
1.4	2.9	6.6	7.4	4.4	4.3	8.1	6.2	8.1	－	－
4.5	4.4	－	4.1	2.0	3.1	－	6.4	0.9	1.4	－
2.3	0.2	－	5.0	2.3	0.8	－	0.3	2.9	0.1	－
3.7	0.5	－	6.6	3.0	1.6	－	0.6	0.1	－	－
1.6	0.4	－	2.0	3.4	0.2	－	－	0.1	－	－
2.5	1.4	－	1.2	1.8	0.1	－	1.9	6.1	－	－
2.1	3.9	13.1	1.8	4.9	－	－	0.4	－	0.1	－
4.6	1.1	－	5.5	3.4	0.1	－	18.8	－	－	－
4.8	3.7	－	4.4	3.1	0.2	－	13.6	0.1	－	－
3.6	0.2	－	10.0	5.7	－	－	－	－	－	－
1.1	－	－	4.3	1.5	－	－	1.3	－	－	－
0.9	－	－	3.5	0.7	－	－	2.3	－	－	－
1.2	－	－	4.3	0.5	－	－	－	－	－	－
－	－	－	1.4	0.2	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
201	220	133	614	390	202	119	352	336	191	142
395	403	214	956	675	402	148	720	486	304	606
869	745	554	1,501	1,082	548	197	1,328	755	449	813
1,628	1,199	918	2,333	1,705	791	1,002	2,116	1,092	927	923
2,263	1,816	1,924	2,761	2,309	1,307	1,177	2,305	1,415	1,166	969
0.71	0.53	0.64	0.46	0.48	0.35	2.17	0.53	0.40	0.69	0.20
1.19	1.07	1.62	0.72	0.89	1.01	2.69	0.74	0.72	1.08	0.51

る退職一時金額である。

第57表　退職給付額階級、企業規模、学歴・職種別

退職給付額階級	企業規模計				1,000人以上				
	大学・大学院卒（管理・事務・技術職）	高校卒		中学卒（現業職）	大学・大学院卒（管理・事務・技術職）	高校卒		中学卒（現業職）	大学・大学院卒（管理・事務・技術職）
		管理・事務・技術職	現業職			管理・事務・技術職	現業職		
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
～100万円未満	－	－	0.1	0.7	－	－	0.3	2.8	－
100～200	0.4	0.1	2.3	1.4	0.3	－	0.3	5.5	0.3
200～300	0.1	7.2	8.7	0.8	0.2	2.0	6.7	3.2	－
300～400	0.1	1.6	2.6	2.8	－	0.4	0.9	10.8	0.3
400～500	0.4	1.4	3.0	4.8	0.3	0.7	0.3	－	0.5
500～600	1.3	2.5	8.1	7.5	1.5	1.1	2.0	5.9	1.2
600～700	3.0	0.7	3.9	2.9	3.9	0.5	3.1	－	0.2
700～800	2.5	0.9	4.3	1.9	1.4	2.4	3.9	7.2	3.1
800～900	2.2	3.1	4.9	3.2	2.8	1.5	3.5	12.1	1.9
900～1,000	2.2	3.7	4.9	8.9	0.8	4.9	2.5	－	5.0
1,000～1,100	4.7	5.0	4.3	4.7	2.7	3.4	3.2	3.5	6.8
1,100～1,200	5.4	6.0	4.1	2.9	2.9	2.5	5.5	－	6.9
1,200～1,300	6.7	4.7	5.2	19.2	4.1	5.1	6.6	11.6	7.2
1,300～1,400	4.4	2.6	2.6	5.8	3.5	3.3	1.7	11.6	6.3
1,400～1,500	4.7	2.6	6.0	－	4.0	4.2	5.2	－	6.7
1,500～1,600	5.2	7.5	7.8	1.3	4.3	11.9	8.8	5.2	7.9
1,600～1,700	5.7	6.0	3.9	8.2	4.8	6.3	5.9	10.3	6.5
1,700～1,800	5.6	4.2	7.3	11.4	5.2	3.3	13.2	10.3	5.2
1,800～1,900	3.3	5.6	5.1	－	2.9	6.9	8.2	－	4.2
1,900～2,000	3.7	4.0	4.1	－	5.4	7.7	7.4	－	2.0
2,000～2,200	10.8	6.5	2.4	－	11.6	10.6	4.3	－	7.8
2,200～2,400	6.6	3.9	1.0	5.8	9.8	6.1	1.7	－	3.4
2,400～2,600	3.5	3.3	1.4	2.9	4.2	2.5	1.1	－	3.3
2,600～2,800	4.8	4.1	0.4	2.9	6.7	2.2	0.8	－	3.0
2,800～3,000	4.1	7.6	0.4	－	4.0	2.9	0.8	－	5.2
3,000～3,500	6.6	3.5	1.2	－	9.1	4.8	2.1	－	4.5
3,500～4,000	1.3	0.5	－	－	2.3	1.4	－	－	－
4,000～4,500	0.3	1.1	－	－	0.1	1.6	－	－	0.6
4,500～5,000	0.5	－	－	－	1.0	－	－	－	－
5,000万円以上	0.1	－	－	－	0.2	－	－	－	－
第１・十分位数（万円）	903	474	288	488	886	930	574	254	949
第１・四分位数（万円）	1,241	1,076	606	866	1,414	1,319	1,046	547	1,183
中位数（万円）	1,719	1,606	1,170	1,239	1,981	1,699	1,548	1,071	1,547
第３・四分位数（万円）	2,284	2,172	1,655	1,675	2,526	2,133	1,816	1,516	2,075
第９・十分位数（万円）	2,942	2,872	1,920	2,254	3,151	2,844	2,035	1,703	2,815
四分位分散係数	0.30	0.34	0.45	0.33	0.28	0.24	0.25	0.45	0.29
十分位分散係数	0.59	0.75	0.70	0.71	0.57	0.56	0.47	0.68	0.60

注：「退職給付額」は、平成29年１年間における勤続20年以上かつ年齢45歳以上の定年退職者の値であり、退職年金制度のみの場合における年金

定年退職者割合及び特性値（退職年金制度のみ）

（単位：%）

３００～９９９人			１００～２９９人				３０～９９人			
高校卒		中学卒（現業職）	大学・大学院卒（管理・事務・技術職）	高校卒		中学卒（現業職）	大学・大学院卒（管理・事務・技術職）	高校卒		中学卒（現業職）
管理・事務・技術職	現業職			管理・事務・技術職	現業職			管理・事務・技術職	現業職	
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0＊	100.0	100.0＊	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	2.0	－	0.8	0.8	9.7	－	－	－	－	－
－	11.2	－	－	－	10.9	－	－	57.9	－	－
0.7	2.0	－	－	9.5	9.7	－	－	－	－	－
3.1	9.3	11.2	－	－	－	－	－	－	100.0	－
2.4	13.9	－	－	9.3	19.3	19.3	－	－	－	－
1.2	2.0	6.7	10.5	－	10.1	－	－	－	－	－
－	7.5	－	8.3	－	－	－	－	－	－	－
3.1	6.3	－	－	10.2	7.4	－	－	－	－	－
4.9	6.2	－	－	－	11.0	28.6	－	－	－	－
10.0	3.4	8.8	9.5	－	10.4	－	－	－	－	－
10.0	3.6	6.7	8.4	10.8	－	－	44.5	－	－	－
4.1	5.3	－	13.4	9.5	－	52.1	55.5	－	－	－
3.3	－	6.6	2.7	－	10.4	－	－	0.8	－	－
2.5	10.9	－	1.2	－	－	－	－	－	－	－
5.9	10.2	－	0.2	4.9	－	－	－	－	－	－
9.2	2.1	12.8	9.1	1.4	－	－	－	－	－	－
2.9	－	20.2	11.2	14.2	－	－	－	－	－	－
2.6	2.0	－	2.3	15.1	－	－	－	－	－	－
1.6	－	－	－	2.9	－	－	－	－	－	－
4.4	－	－	20.6	5.5	－	－	－	－	－	－
3.2	－	13.5	1.2	2.8	－	－	－	－	－	－
5.5	2.0	6.7	0.3	2.4	1.2	－	－	－	－	－
8.6	－	6.7	－	0.8	－	－	－	－	－	－
5.2	－	－	－	－	－	－	－	41.3	－	－
4.4	－	－	0.2	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
1.2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
880	271	489	687	397	203	552	X	217	X	－
1,095	503	1,080	1,056	853	345	920	X	243	X	－
1,578	833	1,678	1,293	1,299	604	1,204	X	286	X	－
2,392	1,421	2,229	1,796	1,829	972	1,252	X	2,879	X	－
2,830	1,562	2,503	2,119	2,053	1,315	1,281	X	2,952	X	－
0.41	0.55	0.34	0.29	0.38	0.52	0.14	X	4.60	X	－
0.62	0.77	0.60	0.55	0.64	0.92	0.30	X	4.77	X	－

現価額である。

第58表　退職給付額階級、企業規模、学歴・職種別

退職給付額階級	企業規模計				1,000人以上				
	大学・大学院卒（管理・事務・技術職）	高校卒		中学卒（現業職）	大学・大学院卒（管理・事務・技術職）	高校卒		中学卒（現業職）	大学・大学院卒（管理・事務・技術職）
		管理・事務・技術職	現業職			管理・事務・技術職	現業職		
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
～ 100 万円未満	0.0	－	－	17.6	－	－	－	25.7	0.3
100 ～ 200	0.3	－	2.3	1.3	－	－	2.3	－	－
200 ～ 300	0.2	0.0	3.9	2.1	0.2	0.0	4.6	1.2	0.7
300 ～ 400	0.5	0.9	0.8	0.2	0.4	1.2	0.2	0.3	0.7
400 ～ 500	0.3	0.9	2.1	0.8	0.1	1.2	1.7	1.2	1.3
500 ～ 600	0.5	0.2	3.6	1.3	0.6	0.3	1.3	－	－
600 ～ 700	1.2	1.7	2.1	1.1	0.9	0.5	1.0	－	3.3
700 ～ 800	0.6	1.3	1.8	1.1	0.1	1.3	2.1	－	3.0
800 ～ 900	1.4	1.4	2.6	1.5	1.3	0.8	1.3	0.5	2.7
900 ～ 1,000	1.7	2.4	2.0	3.5	1.3	1.0	1.2	－	3.9
1,000 ～ 1,100	2.8	2.0	4.7	7.7	2.4	1.6	1.6	3.9	5.0
1,100 ～ 1,200	3.9	2.5	4.1	13.3	1.9	2.5	2.0	4.8	4.7
1,200 ～ 1,300	2.9	2.8	7.2	1.2	2.6	2.8	4.7	1.7	3.4
1,300 ～ 1,400	1.9	2.1	5.2	4.1	1.7	2.2	6.5	4.4	2.3
1,400 ～ 1,500	4.2	5.1	3.6	6.6	1.9	5.1	4.6	9.6	6.7
1,500 ～ 1,600	3.5	3.0	5.5	2.7	2.7	1.6	4.6	4.0	5.4
1,600 ～ 1,700	2.5	3.5	5.6	0.9	2.8	3.5	7.7	1.3	1.9
1,700 ～ 1,800	2.9	3.8	4.0	2.1	2.5	4.1	4.6	3.0	2.7
1,800 ～ 1,900	3.5	3.9	6.2	5.2	2.9	2.7	7.6	7.6	4.1
1,900 ～ 2,000	4.2	2.8	5.3	13.7	4.0	2.0	6.5	19.9	6.1
2,000 ～ 2,200	8.1	8.2	3.7	3.3	6.9	8.3	4.4	3.2	9.4
2,200 ～ 2,400	7.5	9.1	9.1	3.2	7.8	9.2	9.1	3.1	10.3
2,400 ～ 2,600	8.7	7.4	3.7	2.6	10.7	7.1	5.3	2.2	2.9
2,600 ～ 2,800	7.0	12.9	2.1	2.8	8.4	15.9	2.7	2.3	3.0
2,800 ～ 3,000	6.2	3.9	1.4	－	7.1	3.7	1.9	－	3.5
3,000 ～ 3,500	11.2	7.3	2.5	－	13.7	8.3	3.4	－	6.9
3,500 ～ 4,000	6.4	5.1	－	－	8.3	6.1	－	－	1.8
4,000 ～ 4,500	3.5	2.7	3.8	－	4.7	3.4	5.4	－	－
4,500 ～ 5,000	0.7	0.3	1.1	－	0.9	0.4	1.5	－	0.4
5,000 万円以上	1.5	2.5	－	－	1.2	3.2	－	－	3.6
第１・十分位数（万円）	1,109	1,051	526	75	1,232	1,183	592	65	827
第１・四分位数（万円）	1,571	1,548	1,080	749	1,856	1,681	1,314	98	1,187
中位数（万円）	2,274	2,226	1,572	1,188	2,494	2,358	1,752	1,465	1,849
第３・四分位数（万円）	2,943	2,750	2,131	1,904	3,140	2,805	2,294	1,929	2,345
第９・十分位数（万円）	3,661	3,561	2,686	2,113	3,812	3,752	3,035	2,048	3,196
四分位分散係数	0.30	0.27	0.33	0.49	0.26	0.24	0.28	0.62	0.31
十分位分散係数	0.56	0.56	0.69	0.86	0.52	0.54	0.70	0.68	0.64

注：「退職給付額」は、平成29年１年間における勤続20年以上かつ年齢45歳以上の定年退職者の値であり、両制度併用の場合における退職一時

定年退職者割合及び特性値（両制度併用）

（単位：%）

３００～９９９人			１００～２９９人				３０～９９人			
高校卒		中学卒（現業職）	大学・大学院卒（管理・事務・技術職）	高校卒		中学卒（現業職）	大学・大学院卒（管理・事務・技術職）	高校卒		中学卒（現業職）
管理・事務・技術職	現業職			管理・事務・技術職	現業職			管理・事務・技術職	現業職	
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0＊	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	7.9	3.8	－	4.7	－	－	－	－	－
－	0.8	7.9	－	－	3.7	－	－	－	－	－
－	1.0	－	2.1	－	3.7	－	－	－	－	－
－	3.2	－	－	－	3.2	－	－	－	－	－
－	10.1	7.9	1.4	－	9.2	－	－	－	－	－
6.0	6.3	7.1	－	7.1	4.1	－	－	－	－	－
1.9	2.1	7.1	1.4	－	0.3	－	－	－	－	－
2.7	7.0	7.1	－	6.2	4.9	－	－	－	－	－
3.8	7.7	－	0.6	13.4	1.0	22.9	2.1	－	－	－
3.5	8.4	6.5	3.2	3.9	16.9	25.7	－	－	－	－
3.9	15.6	13.4	12.5	－	3.7	51.4	22.7	－	－	－
4.6	3.2	－	6.4	－	15.4	－	－	－	100.0	－
2.8	2.0	7.1	2.9	－	2.1	－	－	－	－	－
8.3	1.1	－	14.5	－	1.0	－	19.2	－	－	－
8.8	3.1	－	9.7	7.1	12.8	－	－	18.6	－	－
6.0	1.1	－	2.9	－	－	－	－	－	－	－
4.6	1.0	－	8.7	0.5	3.9	－	－	－	－	－
0.9	1.1	－	0.9	20.9	4.4	－	19.2	－	－	－
4.4	4.9	－	－	8.1	－	－	7.8	－	－	－
4.9	3.7	7.1	6.1	12.7	0.3	－	29.1	－	－	－
13.3	14.6	6.5	3.0	0.5	4.4	－	－	18.6	－	－
8.6	－	7.1	5.7	9.0	－	－	－	－	－	－
2.2	1.2	7.1	5.7	0.5	－	－	－	21.0	－	－
5.2	0.4	－	6.8	1.9	－	－	－	41.9	－	－
2.4	0.4	－	0.9	6.2	0.4	－	－	－	－	－
1.2	－	－	0.7	2.0	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
880	549	226	1,023	847	343	944	1,135	1,554	X	－
1,271	821	617	1,201	987	612	1,008	1,401	2,269	X	－
1,663	1,121	1,075	1,512	1,856	1,090	1,103	1,831	2,723	X	－
2,319	1,901	2,080	2,130	2,123	1,510	1,151	2,028	2,881	X	－
2,696	2,289	2,519	2,745	2,811	1,787	1,181	2,131	2,952	X	－
0.32	0.48	0.68	0.31	0.31	0.41	0.06	0.17	0.11	X	－
0.55	0.78	1.07	0.57	0.53	0.66	0.11	0.27	0.26	X	－

金額と年金現価額の計である。

Ⅳ　時　系　列　表

〔利用上の注意〕

1　昭和 59 年から平成 11 年までは、「賃金労働時間制度等総合調査」、平成 13 年から「就労条件総合調査」として調査している。

2　調査期日は、平成 11 年以前は 12 月末日現在、12 年度以降は１月１日現在であり、調査年を表章している。

3　昭和 59 年は、産業大分類の「卸売・小売業，飲食店」には「飲食店」は含まない。

4　企業規模「100～299 人」及び「300～999 人」については平成６年から集計している。

5　平成 19 年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が 30 人以上の会社組織の民営企業（複合サービス事業を含まず）」としており、平成 20 年から「常用労働者が 30 人以上の会社組織の民営企業（複合サービス事業を含まず）」とし、平成 27 年からは「常用労働者が 30 人以上の民営企業（複合サービス事業を含む）」に範囲を拡大した。

6　平成 16 年から平成 20 年までは、平成 14 年 3 月改定の日本標準産業分類に基づき表章し、平成 21 年から平成 27 年までは、平成 19 年 11 月改定の日本標準産業分類に基づき表章している。平成 28 年からは、平成 25 年 10 月改定の日本標準産業分類に基づき表章している。

時系列１表　　産業・企業規模別、１企業平均１日の所定労働時間

（単位：時間、分）

産業・企業規模＼年	昭和59年	60	61	62	63	平成元年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	13	14	15
T 調査産業計	**7:45**	**7:46**	**7:46**	**7:46**	**7:46**	**7:48**	**7:47**	**7:45**	**7:47**	**7:47**	**7:46**	**7:46**	**7:45**	**7:41**	**7:40**	**7:40**	**7:40**	**7:40**	**7:41**
1,000人以上	7:36	7:37	7:38	7:39	7:40	7:41	7:42	7:44	7:45	7:45	7:44	7:44	7:43	7:44	7:44	7:43	7:43	7:45	7:44
100～999人	7:41	7:44	7:44	7:43	7:43	7:44	7:44	7:44	7:46	7:46	7:45	7:46	7:44	7:41	7:40	7:41	7:40	7:41	7:42
300～999人	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	7:44	7:43	7:42	7:41	7:41	7:41	7:41	7:44	7:43
100～299人	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	7:46	7:46	7:45	7:42	7:40	7:41	7:40	7:40	7:42
30～99人	7:47	7:47	7:47	7:48	7:48	7:49	7:48	7:45	7:47	7:47	7:47	7:46	7:46	7:41	7:40	7:39	7:40	7:40	7:40
D 鉱業	7:42	7:44	7:45	7:49	7:44	7:45	7:42	7:43	7:43	7:45	7:44	7:42	7:40	7:36	7:35	7:36	7:35	7:40	7:40
E 建設業	7:47	7:50	7:49	7:53	7:51	7:53	7:52	7:47	7:49	7:49	7:48	7:48	7:45	7:44	7:46	7:43	7:43	7:41	7:41
F 製造業	7:47	7:48	7:48	7:48	7:49	7:49	7:49	7:48	7:49	7:49	7:49	7:49	7:50	7:45	7:45	7:45	7:45	7:46	7:48
G 電気・ガス・熱供給・水道業	7:28	7:28	7:30	7:32	7:31	7:33	7:35	7:34	7:32	7:32	7:33	7:33	7:34	7:34	7:34	7:35	7:35	7:37	7:40
H 運輸・通信業	7:47	7:48	7:49	7:47	7:49	7:53	7:49	7:45	7:47	7:47	7:46	7:46	7:44	7:35	7:35	7:36	7:34	7:36	7:36
I 卸売・小売業，飲食店	7:42	7:41	7:42	7:41	7:42	7:44	7:42	7:41	7:46	7:46	7:44	7:43	7:43	7:41	7:38	7:38	7:39	7:39	7:38
J 金融・保険業	7:20	7:24	7:24	7:19	7:19	7:27	7:26	7:25	7:28	7:29	7:28	7:28	7:27	7:27	7:28	7:28	7:23	7:27	7:30
K 不動産業	7:30	7:29	7:29	7:28	7:27	7:30	7:27	7:25	7:30	7:35	7:32	7:33	7:32	7:29	7:29	7:26	7:28	7:34	7:34
L サービス業	7:45	7:43	7:45	7:42	7:41	7:44	7:42	7:39	7:42	7:41	7:42	7:41	7:41	7:35	7:35	7:34	7:34	7:34	7:36

産業・企業規模＼年	16	17	18	19	20[2)]
T 調査産業計	**7:40**	**7:40**	**7:41**	**7:42**	**7:41**
1,000人以上	7:45	7:44	7:44	7:44	7:45
100～999人	7:42	7:41	7:42	7:43	7:44
300～999人	7:42	7:42	7:42	7:43	7:44
100～299人	7:42	7:41	7:42	7:43	7:44
30～99人	7:39	7:39	7:40	7:41	7:40
D 鉱業	7:39	7:39	7:40	7:37	7:41
E 建設業	7:40	7:41	7:41	7:38	7:40
F 製造業	7:47	7:47	7:47	7:47	7:47
G 電気・ガス・熱供給・水道業	7:36	7:37	7:38	7:40	7:39
H 情報通信業	7:35	7:34	7:34	7:38	7:39
I 運輸業	7:37	7:35	7:39	7:37	7:40
J 卸売・小売業	7:36	7:34	7:37	7:39	7:37
K 金融・保険業	7:28	7:27	7:28	7:30	7:32
L 不動産業	7:31	7:34	7:36	7:35	7:38
M 飲食店，宿泊業	7:37	7:40	7:39	7:40	7:41
N 医療，福祉	7:45	7:39	7:42	7:49	7:47
O 教育，学習支援業	7:36	7:36	7:37	7:42	7:42
Q サービス業（他に分類されないもの）	7:38	7:36	7:36	7:40	7:38

産業・企業規模＼年	21	22	23	24	25	26	27[3)]	28	29	30
T 調査産業計	**7:42**	**7:43**	**7:43**	**7:44**	**7:44**	**7:43**	**7:45**	**7:45**	**7:45**	**7：46**
1,000人以上	7:46	7:46	7:48	7:47	7:47	7:47	7:46	7:45	7:44	7：46
100～999人	7:44	7:44	7:45	7:46	7:46	7:44	7:46	7:45	7:44	7：45
300～999人	7:44	7:45	7:45	7:46	7:45	7:45	7:44	7:44	7:44	7：46
100～299人	7:44	7:44	7:44	7:46	7:46	7:44	7:47	7:45	7:44	7：45
30～99人	7:41	7:42	7:43	7:44	7:43	7:42	7:44	7:45	7:45	7：46
C 鉱業，採石業，砂利採取業	7:41	7:41	7:39	7:45	7:43	7:39	7:39	7:39	7:40	7：40
D 建設業	7:44	7:41	7:43	7:44	7:44	7:41	7:41	7:39	7:40	7：43
E 製造業	7:48	7:50	7:50	7:48	7:48	7:47	7:48	7:48	7:47	7：50
F 電気・ガス・熱供給・水道業	7:41	7:38	7:38	7:40	7:40	7:39	7:41	7:39	7:38	7：42
G 情報通信業	7:41	7:41	7:43	7:44	7:42	7:42	7:46	7:47	7:45	7：44
H 運輸業，郵便業	7:37	7:39	7:36	7:43	7:43	7:37	7:40	7:39	7:41	7：43
I 卸売業，小売業	7:38	7:40	7:42	7:42	7:42	7:41	7:42	7:44	7:44	7：46
J 金融業，保険業	7:34	7:34	7:36	7:37	7:35	7:34	7:34	7:35	7:35	7：38
K 不動産業，物品賃貸業	7:43	7:42	7:42	7:40	7:41	7:42	7:42	7:40	7:38	7：46
L 学術研究，専門・技術サービス業	7:39	7:45	7:44	7:45	7:45	7:45	7:45	7:47	7:46	7：42
M 宿泊業，飲食サービス業	7:40	7:39	7:40	7:48	7:43	7:40	7:46	7:43	7:46	7：45
N 生活関連サービス業，娯楽業	7:33	7:31	7:28	7:36	7:37	7:40	7:36	7:39	7:36	7：41
O 教育，学習支援業	7:36	7:37	7:38	7:43	7:39	7:41	7:41	7:43	7:40	7：46
P 医療，福祉	7:51	7:51	7:52	7:54	7:55	7:54	7:52	7:51	7:48	7：48
Q 複合サービス事業	…	…	…	…	…	…	7:36	7:35	7:33	7：35
R サービス業（他に分類されないもの）	7:44	7:42	7:44	7:45	7:42	7:44	7:45	7:45	7:46	7：46

注：1)　企業において最も多くの労働者が適用される１日の所定労働時間を平均したものである。
2)　平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」に範囲を拡大した。
3)　平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列２表　　産業・企業規模別、労働者１人平均１日の所定労働時間

（単位：時間、分）

産業・企業規模＼年	昭和59年	60	61	62	63	平成元年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	13	14	15
T 調査産業計	**7:40**	**7:41**	**7:42**	**7:43**	**7:42**	**7:43**	**7:43**	**7:44**	**7:45**	**7:45**	**7:44**	**7:44**	**7:43**	**7:42**	**7:41**	**7:41**	**7:41**	**7:42**	**7:42**
1,000人以上	7:37	7:39	7:40	7:41	7:40	7:42	7:42	7:43	7:45	7:43	7:43	7:42	7:42	7:42	7:43	7:42	7:42	7:43	7:42
100～999人	7:39	7:41	7:42	7:42	7:42	7:42	7:43	7:43	7:45	7:45	7:45	7:45	7:44	7:41	7:40	7:41	7:41	7:43	7:43
300～999人	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	7:44	7:43	7:43	7:41	7:41	7:41	7:41	7:44	7:43
100～299人	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	7:45	7:46	7:45	7:41	7:40	7:40	7:40	7:42	7:43
30～99人	7:46	7:47	7:47	7:48	7:47	7:49	7:47	7:45	7:47	7:47	7:47	7:46	7:45	7:41	7:41	7:39	7:40	7:40	7:40
D 鉱業	7:31	7:34	7:32	7:42	7:36	7:40	7:41	7:40	7:37	7:44	7:41	7:40	7:41	7:31	7:31	7:32	7:32	7:38	7:40
E 建設業	7:44	7:46	7:46	7:48	7:46	7:46	7:46	7:47	7:47	7:47	7:47	7:48	7:46	7:47	7:46	7:45	7:46	7:45	7:45
F 製造業	7:45	7:46	7:47	7:48	7:48	7:48	7:49	7:50	7:51	7:51	7:50	7:49	7:49	7:47	7:47	7:47	7:47	7:47	7:47
G 電気・ガス・熱供給・水道業	7:45	7:44	7:44	7:44	7:47	7:47	7:47	7:47	7:48	7:41	7:41	7:40	7:40	7:40	7:40	7:40	7:40	7:40	7:40
H 運輸・通信業	7:36	7:38	7:42	7:40	7:41	7:43	7:42	7:41	7:44	7:44	7:44	7:43	7:41	7:38	7:38	7:38	7:38	7:40	7:38
I 卸売・小売業，飲食店	7:38	7:40	7:40	7:37	7:38	7:39	7:39	7:39	7:43	7:43	7:42	7:40	7:40	7:42	7:40	7:40	7:40	7:39	7:39
J 金融・保険業	7:05	7:11	7:12	7:17	7:14	7:21	7:16	7:19	7:25	7:22	7:19	7:19	7:20	7:12	7:17	7:16	7:21	7:23	7:25
K 不動産業	7:30	7:30	7:29	7:30	7:30	7:33	7:34	7:31	7:35	7:37	7:36	7:36	7:34	7:35	7:36	7:34	7:36	7:35	7:34
L サービス業	7:41	7:40	7:42	7:42	7:41	7:44	7:43	7:41	7:41	7:42	7:41	7:40	7:40	7:37	7:37	7:37	7:36	7:41	7:39

産業・企業規模＼年	16	17	18	19	20[2)]
T 調査産業計	**7:42**	**7:42**	**7:42**	**7:43**	**7:43**
1,000人以上	7:43	7:43	7:43	7:43	7:43
100～999人	7:42	7:42	7:43	7:43	7:44
300～999人	7:42	7:43	7:43	7:42	7:44
100～299人	7:43	7:42	7:42	7:43	7:44
30～99人	7:41	7:40	7:40	7:42	7:41
D 鉱業	7:39	7:34	7:35	7:37	7:37
E 建設業	7:44	7:45	7:45	7:44	7:44
F 製造業	7:48	7:49	7:50	7:48	7:48
G 電気・ガス・熱供給・水道業	7:40	7:40	7:40	7:40	7:39
H 情報通信業	7:35	7:34	7:34	7:38	7:39
I 運輸業	7:40	7:38	7:39	7:41	7:39
J 卸売・小売業	7:41	7:39	7:40	7:42	7:43
K 金融・保険業	7:21	7:22	7:21	7:21	7:20
L 不動産業	7:36	7:37	7:38	7:37	7:39
M 飲食店，宿泊業	7:37	7:39	7:41	7:41	7:45
N 医療，福祉	7:42	7:42	7:42	7:46	7:45
O 教育，学習支援業	7:36	7:35	7:39	7:41	7:39
Q サービス業（他に分類されないもの）	7:41	7:41	7:39	7:40	7:41

産業・企業規模＼年	21	22	23	24	25	26	27[3)]	28	29	30
T 調査産業計	**7:44**	**7:44**	**7:44**	**7:45**	**7:45**	**7:44**	**7:45**	**7:45**	**7:43**	**7：45**
1,000人以上	7:44	7:45	7:45	7:45	7:45	7:45	7:44	7:44	7:43	7：44
100～999人	7:44	7:44	7:44	7:46	7:45	7:44	7:45	7:44	7:43	7：45
300～999人	7:44	7:45	7:45	7:45	7:44	7:44	7:44	7:44	7:43	7：45
100～299人	7:44	7:44	7:44	7:46	7:46	7:44	7:46	7:45	7:43	7：44
30～99人	7:42	7:43	7:43	7:45	7:43	7:43	7:45	7:46	7:46	7：47
C 鉱業，採石業，砂利採取業	7:35	7:36	7:34	7:39	7:36	7:32	7:34	7:33	7:35	7：34
D 建設業	7:47	7:45	7:48	7:47	7:47	7:46	7:45	7:44	7:44	7：46
E 製造業	7:50	7:49	7:49	7:49	7:49	7:48	7:49	7:49	7:47	7：49
F 電気・ガス・熱供給・水道業	7:40	7:40	7:40	7:40	7:40	7:40	7:41	7:40	7:40	7：40
G 情報通信業	7:38	7:40	7:39	7:41	7:40	7:41	7:41	7:41	7:40	7：40
H 運輸業，郵便業	7:40	7:40	7:40	7:44	7:43	7:40	7:42	7:41	7:42	7：45
I 卸売業，小売業	7:41	7:42	7:43	7:44	7:44	7:44	7:46	7:45	7:44	7：45
J 金融業，保険業	7:24	7:26	7:25	7:28	7:31	7:27	7:27	7:28	7:31	7：32
K 不動産業，物品賃貸業	7:40	7:40	7:41	7:39	7:40	7:41	7:41	7:39	7:37	7：46
L 学術研究，専門・技術サービス業	7:39	7:40	7:41	7:42	7:42	7:41	7:43	7:44	7:44	7：41
M 宿泊業，飲食サービス業	7:45	7:45	7:45	7:47	7:44	7:43	7:49	7:47	7:46	7：48
N 生活関連サービス業，娯楽業	7:33	7:36	7:34	7:39	7:37	7:39	7:37	7:38	7:37	7：39
O 教育，学習支援業	7:36	7:34	7:35	7:44	7:42	7:39	7:36	7:37	7:36	7：38
P 医療，福祉	7:50	7:49	7:51	7:54	7:55	7:53	7:47	7:47	7:44	7：44
Q 複合サービス事業	…	…	…	…	…	…	7:34	7:47	7:46	7：48
R サービス業（他に分類されないもの）	7:46	7:46	7:46	7:49	7:45	7:48	7:47	7:47	7:44	7：46

注：1)　企業において最も多くの労働者に適用される１日の所定労働時間を企業の労働者数(所定労働時間の定めのないものは除く。)により加重平均したものである。
2)　平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」に範囲を拡大した。
3)　平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列３表　　産業・企業規模別、１企業平均週所定労働時間

（単位：時間、分）

産業・企業規模＼年	昭和59年	60	61	62	63	平成元年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	13	14	15
T 調査産業計	**44:25**	**44:27**	**44:22**	**44:20**	**44:12**	**43:58**	**43:19**	**42:23**	**42:01**	**41:46**	**41:13**	**41:04**	**40:45**	**39:31**	**39:23**	**39:14**	**39:14**	**39:25**	**39:21**
1,000人以上	39:54	40:08	40:01	40:09	39:56	39:38	39:24	39:12	39:09	39:01	38:47	38:46	38:39	38:29	38:32	38:28	38:34	38:40	38:43
100～999人	43:09	43:09	43:08	43:01	42:39	42:20	41:55	41:10	40:59	40:35	40:17	40:11	39:54	39:03	38:56	38:53	38:52	39:01	39:03
300～999人	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	39:23	39:10	39:00	38:37	38:38	38:41	38:35	38:55	38:49
100～299人	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	40:34	40:30	40:10	39:10	39:01	38:56	38:57	39:03	39:07
30～99人	45:01	45:05	44:58	44:59	44:57	44:45	44:00	42:58	42:32	42:20	41:41	41:30	41:10	39:45	39:36	39:24	39:24	39:36	39:29
D 鉱業	45:26	45:27	45:34	45:33	44:54	44:58	44:27	43:39	43:16	42:33	41:51	41:27	41:12	39:52	39:41	39:18	39:08	39:21	39:30
E 建設業	46:02	46:14	46:01	46:32	46:11	46:10	45:27	44:00	43:16	42:46	42:15	42:17	41:46	39:52	39:47	39:46	39:33	39:44	39:45
F 製造業	44:06	44:15	44:08	44:09	44:02	43:31	43:06	42:19	41:56	41:38	41:09	40:55	40:36	39:34	39:21	39:14	39:14	39:24	39:22
G 電気・ガス・熱供給・水道業	39:42	39:42	39:38	39:24	39:17	39:14	39:05	38:54	39:01	39:01	38:48	38:29	38:20	38:25	38:17	38:17	38:17	38:33	38:34
H 運輸・通信業	45:08	45:26	45:25	45:08	45:16	45:45	44:54	43:32	42:50	42:27	41:59	42:00	41:47	39:50	39:34	39:19	39:16	39:31	39:27
I 卸売・小売業，飲食店	43:51	43:30	43:26	43:34	43:34	43:16	42:20	41:32	41:35	41:31	40:48	40:37	40:20	39:40	39:33	39:19	39:26	39:38	39:25
J 金融・保険業	39:55	40:07	39:40	39:19	39:05	37:56	37:38	37:30	37:26	37:31	37:18	37:17	37:13	37:09	37:23	37:19	37:01	37:30	37:39
K 不動産業	41:32	41:48	41:20	41:09	41:09	40:53	40:04	39:30	39:06	39:20	38:56	39:08	38:22	38:29	38:31	38:17	38:12	38:54	38:39
L サービス業	44:25	44:19	44:29	43:52	43:28	43:34	42:48	41:56	41:40	41:32	40:58	40:46	40:29	39:00	39:01	38:49	38:53	39:08	39:04

産業・企業規模＼年	16	17	18	19	20[2]
T 調査産業計	**39:21**	**39:16**	**39:15**	**39:18**	**39:21**
1,000人以上	38:45	38:42	38:38	38:46	38:54
100～999人	39:06	39:02	39:01	39:06	39:12
300～999人	38:48	38:46	38:47	38:54	39:01
100～299人	39:12	39:07	39:06	39:10	39:15
30～99人	39:28	39:22	39:22	39:24	39:25
D 鉱業	39:28	39:28	39:11	39:07	39:13
E 建設業	39:42	39:56	39:39	39:33	39:41
F 製造業	39:24	39:20	39:14	39:19	39:24
G 電気・ガス・熱供給・水道業	38:23	38:26	38:25	38:33	38:24
H 情報通信業	38:16	38:09	38:06	38:13	38:25
I 運輸業	39:32	39:30	39:34	39:34	39:31
J 卸売・小売業	39:13	38:58	39:12	39:15	39:13
K 金融・保険業	37:25	37:26	37:23	37:39	37:46
L 不動産業	38:44	38:37	38:46	38:42	38:51
M 飲食店，宿泊業	40:04	39:51	39:57	40:01	40:07
N 医療，福祉	39:33	39:08	39:17	39:29	39:39
O 教育，学習支援業	39:18	39:25	39:25	39:21	39:25
Q サービス業（他に分類されないもの）	39:17	39:08	39:06	39:18	39:17

産業・企業規模＼年	21	22	23	24	25	26	27[3]	28	29	30
T 調査産業計	**39:20**	**39:22**	**39:23**	**39:22**	**39：25**	**39：29**	**39：26**	**39:26**	**39:25**	**39：31**
1,000人以上	38:53	38:55	38:58	39:03	39：04	39：02	38：58	38:58	38:56	38：58
100～999人	39:10	39:08	39:07	39:10	39：16	39：18	39：16	39:15	39:10	39：14
300～999人	39:03	38:58	38:58	39:04	39：06	39：07	39：02	39:04	39:03	39：09
100～299人	39:12	39:11	39:10	39:12	39：19	39：21	39：20	39:18	39:12	39：16
30～99人	39:24	39:27	39:30	39:27	39：29	39：34	39：30	39:32	39:32	39：39
C 鉱業，採石業，砂利採取業	39:11	39:09	39:14	39:34	39：14	39：30	39：07	39:05	39:11	39：23
D 建設業	39:37	39:32	39:32	39:33	39：40	39：35	39：35	39:32	39:34	39：47
E 製造業	39:20	39:23	39:26	39:22	39：20	39：19	39：16	39:19	39:17	39：26
F 電気・ガス・熱供給・水道業	38:47	38:28	38:27	38:30	38：36	38：31	38：39	38:38	38:39	38：41
G 情報通信業	38:29	38:33	38:41	38:47	38：40	38：39	38：53	38:59	38:53	38：50
H 運輸業，郵便業	39:39	39:27	39:33	39:32	39：38	39：35	39：32	39:39	39:44	39：50
I 卸売業，小売業	39:13	39:21	39:20	39:18	39：22	39：30	39：33	39:33	39:32	39：44
J 金融業，保険業	37:55	37:59	38:03	38:08	37：57	37：57	38：00	38:02	38:01	38：21
K 不動産業，物品賃貸業	38:59	39:10	39:00	39:03	39：09	39：06	39：12	39:08	39:05	38：59
L 学術研究，専門・技術サービス業	38:41	39:00	38:57	39:06	39：05	39：05	38：45	39:02	39:04	38：40
M 宿泊業，飲食サービス業	39:50	39:46	39:48	39:48	39：53	40：09	40：17	40:06	40:11	39：56
N 生活関連サービス業，娯楽業	39:20	39:21	39:20	39:14	39：41	40：00	39：26	39:28	39:14	39：48
O 教育，学習支援業	39:17	39:09	39:16	39:19	39：05	39：14	39：11	39:19	39:12	39：22
P 医療，福祉	39:34	39:31	39:42	39:37	39：39	39：40	39：35	39:32	39:22	39：21
Q 複合サービス事業	…	…	…	…	…	…	38：38	38:33	38:30	38：46
R サービス業（他に分類されないもの）	39:29	39:29	39:29	39:29	39：23	39：35	39：18	39:17	39:21	39：35

注：1)　企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間を平均したものである。
2)　平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」に範囲を拡大した。
3)　平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列４表　　産業・企業規模別、労働者１人平均週所定労働時間

（単位：時間、分）

産業・企業規模＼年	昭和59年	60	61	62	63	平成元年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	13	14	15
T 調査産業計	**41:43**	**41:45**	**41:37**	**41:42**	**41:28**	**41:12**	**40:47**	**40:16**	**40:03**	**39:51**	**39:33**	**39:25**	**39:18**	**38:46**	**38:45**	**38:41**	**38:43**	**38:52**	**38:45**
1,000人以上	39:26	39:34	39:28	39:41	39:27	39:11	38:55	38:42	38:46	38:37	38:26	38:20	38:21	38:17	38:22	38:19	38:22	38:30	38:21
100～999人	42:23	42:21	42:19	42:19	41:59	41:39	41:16	40:41	40:19	40:05	39:48	39:39	39:27	38:49	38:47	38:44	38:43	38:53	38:51
300～999人	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	39:12	39:01	38:54	38:34	38:35	38:37	38:32	38:48	38:43
100～299人	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	40:21	40:15	39:58	39:04	38:57	38:51	38:54	38:59	38:58
30～99人	44:49	44:55	44:50	44:55	44:47	44:34	43:44	42:47	42:24	42:08	41:31	41:22	41:00	39:37	39:27	39:15	39:18	39:30	39:20
D 鉱業	42:24	42:58	42:46	43:30	42:44	42:55	42:50	41:59	40:21	40:36	40:14	39:52	39:50	38:33	38:28	38:19	38:16	38:45	38:52
E 建設業	44:24	44:19	44:20	44:43	44:09	43:44	43:18	42:09	41:31	41:09	40:44	40:44	40:23	39:36	39:23	39:22	39:22	39:18	39:20
F 製造業	41:11	41:14	41:11	41:12	41:04	40:51	40:38	40:16	40:05	39:56	39:38	39:29	39:21	38:58	38:58	38:52	38:52	38:57	38:55
G 電気・ガス・熱供給・水道業	39:20	39:05	38:44	39:03	38:57	38:28	38:44	38:46	38:50	38:05	38:06	38:01	38:02	37:48	37:48	38:00	37:59	37:59	38:04
H 運輸・通信業	43:14	43:21	42:26	42:39	42:34	42:34	42:02	41:17	41:10	40:49	40:31	40:20	40:13	39:04	39:04	38:52	38:53	39:19	38:51
I 卸売・小売業，飲食店	41:42	41:41	41:34	41:32	41:23	41:05	40:24	39:57	39:47	39:37	39:15	39:07	38:55	38:48	38:41	38:39	38:41	38:41	38:40
J 金融・保険業	38:24	38:25	38:02	38:44	38:01	36:45	36:15	36:14	36:42	36:41	36:22	36:23	36:30	35:57	36:23	36:16	36:50	37:07	36:48
K 不動産業	41:35	41:42	41:07	41:12	40:56	40:37	40:03	39:23	39:14	39:20	38:42	38:50	38:28	38:46	38:43	38:37	38:55	38:37	38:29
L サービス業	43:10	43:10	43:15	42:38	42:20	42:20	41:42	40:57	40:17	40:18	39:53	39:44	39:33	38:37	38:40	38:37	38:34	38:58	38:51

産業・企業規模＼年	16	17	18	19	20[2)]
T 調査産業計	**38:52**	**38:49**	**38:48**	**38:53**	**39:01**
1,000人以上	38:27	38:27	38:26	38:33	38:38
100～999人	38:57	38:53	38:51	38:56	39:06
300～999人	38:46	38:43	38:43	38:49	38:57
100～299人	39:07	39:01	38:58	39:03	39:14
30～99人	39:25	39:18	39:17	39:20	39:21
D 鉱業	39:14	38:23	38:06	38:31	38:38
E 建設業	39:19	39:23	39:19	39:12	39:24
F 製造業	39:00	38:58	38:58	39:04	39:09
G 電気・ガス・熱供給・水道業	38:22	38:24	38:22	38:24	39:19
H 情報通信業	38:15	38:07	38:02	38:12	38:20
I 運輸業	39:13	39:07	39:10	39:28	39:10
J 卸売・小売業	38:47	38:39	38:43	38:52	38:59
K 金融・保険業	36:46	36:55	36:49	36:49	36:44
L 不動産業	38:39	38:34	38:47	38:42	38:44
M 飲食店，宿泊業	39:33	39:36	39:30	39:35	39:48
N 医療，福祉	39:10	39:07	39:01	39:15	39:13
O 教育，学習支援業	39:00	39:02	39:12	39:01	39:01
Q サービス業（他に分類されないもの）	39:03	38:59	38:48	38:56	39:09

産業・企業規模＼年	21	22	23	24	25	26	27[3)]	28	29	30
T 調査産業計	**39:00**	**39:01**	**39:01**	**39:03**	**39：03**	**39：05**	**39：03**	**39:04**	**39：01**	**39：02**
1,000人以上	38:37	38:42	38:40	38:47	38：46	38：46	38：41	38:44	38：44	38：41
100～999人	39:05	39:00	38:59	39:03	39：05	39：06	39：07	39:06	39：00	39：03
300～999人	39:03	38:55	38:53	38:58	38：56	38：58	38：56	38:58	38：54	39：01
100～299人	39:07	39:05	39:03	39:09	39：13	39：13	39：17	39:13	39：05	39：06
30～99人	39:23	39:24	39:29	39:25	39：22	39：29	39：26	39:29	39：30	39：35
C 鉱業，採石業，砂利採取業	38:47	38:44	38:44	39:01	38：35	38：38	38：28	38:18	38：31	38：30
D 建設業	39:22	39:18	39:20	39:23	39：27	39：26	39：23	39:21	39：21	39：33
E 製造業	39:07	39:08	39:06	39:11	39：06	39：07	39：03	39:07	39：03	39：07
F 電気・ガス・熱供給・水道業	38:26	38:22	38:21	38:22	38：25	38：05	38：27	38:25	38：28	38：24
G 情報通信業	38:18	38:24	38:18	38:30	38：25	38：28	38：26	38:28	38：24	38：24
H 運輸業，郵便業	39:21	39:13	39:13	39:11	39：14	39：21	39：17	39:16	39：16	39：17
I 卸売業，小売業	38:56	38:59	39:02	39:00	39：04	39：09	39：10	39:07	39：04	39：08
J 金融業，保険業	37:07	37:16	37:09	37:22	37：33	37：17	37：17	37:25	37：37	37：22
K 不動産業，物品賃貸業	38:53	38:53	38:52	38:51	38：48	38：50	38：55	38:44	38：41	38：55
L 学術研究，専門・技術サービス業	38:28	38:30	38:32	38:43	38：36	38：30	38：36	38:42	38：46	38：30
M 宿泊業，飲食サービス業	39:36	39:37	39:50	39:40	39：31	39：48	39：56	39:42	39：49	39：40
N 生活関連サービス業，娯楽業	39:15	39:12	39:27	39:14	39：34	39：46	39：31	39:22	39：07	39：22
O 教育，学習支援業	38:54	38:45	38:46	39:08	38：56	39：03	38：57	38:55	38：51	38：58
P 医療，福祉	39:33	39:12	39:32	39:37	39：39	39：38	39：19	39:19	39：11	39：00
Q 複合サービス事業	…	…	…	…	…	…	38：16	39:08	39：02	39：15
R サービス業（他に分類されないもの）	39:23	39:13	39:13	39:26	39：11	39：32	39：12	39:13	39：02	39：20

注：1)　企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間を企業の労働者数（所定労働時間の定めのないものは除く。）により加重平均したものである。
2)　平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」に範囲を拡大した。
3)　平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列５表　　産業・企業規模別、何らかの週休２日制採用企業割合

（単位：%）

産業・企業規模＼年	昭和59年	60	61	62	63	平成元年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	13	14	15
T 調査産業計	**51.2**	**49.1**	**50.9**	**50.3**	**52.7**	**58.3**	**66.9**	**78.2**	**85.2**	**87.0**	**88.6**	**90.3**	**91.2**	**90.0**	**90.5**	**91.3**	**91.6**	**90.3**	**88.4**
1,000人以上	93.6	91.6	92.4	93.3	95.4	95.5	96.8	98.1	97.8	98.0	98.2	98.6	98.3	98.4	98.2	98.9	98.0	97.4	95.3
100～999人	67.6	66.5	67.1	68.6	72.8	77.6	81.3	88.7	90.6	93.7	93.9	94.5	94.8	95.0	94.9	95.2	95.7	95.0	92.7
300～999人	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	96.6	96.3	97.6	98.5	98.3	97.6	96.5	96.2	94.7
100～299人	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	93.0	93.9	94.0	93.9	93.9	94.5	95.5	94.6	92.0
30～99人	43.7	41.1	43.3	41.7	43.4	49.5	60.3	73.4	82.5	83.9	86.1	88.3	89.5	87.8	88.5	89.4	89.7	88.2	86.6
D 鉱業	18.7	18.5	25.2	21.5	28.4	30.0	33.6	68.4	72.5	83.3	84.1	86.5	85.2	88.0	89.5	85.3	94.5	96.6	82.3
E 建設業	20.2	17.0	19.4	19.5	23.4	25.6	41.5	61.1	79.7	87.6	88.4	92.9	92.7	92.8	93.6	94.8	95.6	91.8	91.3
F 製造業	61.8	57.0	59.5	59.8	63.1	69.9	76.0	85.8	90.4	92.7	93.8	95.8	96.1	94.9	95.0	95.7	96.5	95.4	92.7
G 電気・ガス・熱供給・水道業	89.7	82.9	83.8	89.6	87.4	93.5	93.5	93.9	96.3	93.6	96.5	97.1	97.2	95.6	98.3	98.3	100.0	92.5	93.3
H 運輸・通信業	36.2	29.7	33.2	35.2	34.2	32.5	45.2	62.9	73.4	72.4	75.4	77.5	80.9	74.4	79.7	82.8	72.5	84.5	75.8
I 卸売・小売業，飲食店	60.8	65.3	65.8	60.3	57.8	69.7	78.2	85.3	87.8	87.5	88.4	89.3	89.3	88.4	87.5	86.4	89.4	83.9	85.1
J 金融・保険業	95.3	94.1	96.7	92.6	93.2	97.6	97.5	97.0	100.0	98.2	100.0	100.0	99.5	99.3	100.0	100.0	100.0	99.2	98.6
K 不動産業	69.6	70.3	71.1	73.7	73.2	76.1	77.9	85.4	91.9	92.8	93.4	95.7	97.8	89.6	94.4	94.3	95.8	87.4	94.6
L サービス業	42.0	43.6	41.5	41.6	50.6	51.6	59.2	69.4	79.4	80.3	83.5	82.8	85.8	88.9	88.5	90.3	92.1	90.3	89.1

産業・企業規模＼年	16	17	18	19	20[2)]
T 調査産業計	**89.7**	**89.0**	**89.4**	**88.8**	**87.9**
1,000人以上	95.1	94.2	95.2	93.7	92.0
100～999人	91.9	91.8	93.5	91.5	91.1
300～999人	93.1	94.0	93.9	94.6	93.4
100～299人	91.5	91.1	93.4	90.5	90.4
30～99人	88.7	87.8	87.6	87.6	86.7
D 鉱業	91.7	89.0	89.8	93.6	91.7
E 建設業	91.7	86.8	89.1	91.1	89.6
F 製造業	93.4	92.6	91.6	92.5	91.6
G 電気・ガス・熱供給・水道業	98.8	97.8	95.9	95.0	92.4
H 情報通信業	93.8	95.7	96.1	98.3	98.2
I 運輸業	82.6	80.7	85.7	82.0	85.3
J 卸売・小売業	86.9	87.6	87.5	89.1	84.1
K 金融・保険業	98.2	99.5	99.6	99.3	98.7
L 不動産業	95.3	88.4	89.7	92.5	91.5
M 飲食店，宿泊業	83.3	84.7	78.0	72.8	78.5
N 医療，福祉	88.5	89.3	86.5	90.6	90.0
O 教育，学習支援業	86.4	87.7	92.6	89.8	89.4
Q サービス業（他に分類されないもの）	89.4	89.9	90.9	84.7	87.3

産業・企業規模＼年	21	22	23	24	25	26	27[3)]	28	29	30
T 調査産業計	**85.7**	**87.0**	**85.5**	**88.7**	**85.3**	**84.3**	**85.2**	**88.6**	**87.2**	**84.1**
1,000人以上	91.3	91.2	89.8	91.3	90.2	91.6	86.9	89.6	87.0	86.8
100～999人	88.8	89.5	89.2	89.7	89.3	87.4	85.2	88.2	87.6	85.9
300～999人	89.3	90.9	89.8	90.2	88.4	87.7	86.5	89.7	89.7	88.6
100～299人	88.6	89.1	89.0	89.5	89.6	87.3	84.8	87.8	86.9	85.0
30～99人	84.4	86.0	84.0	88.3	83.8	83.0	85.1	88.7	87.1	83.3
C 鉱業，採石業，砂利採取業	91.6	89.2	89.3	100.0	96.7	87.3	90.0	95.7	90.3	89.1
D 建設業	89.0	89.5	89.3	91.0	89.2	87.7	84.5	83.7	89.2	82.8
E 製造業	86.6	89.9	87.8	86.9	85.4	86.5	84.3	90.6	90.4	86.1
F 電気・ガス・熱供給・水道業	93.9	97.3	90.5	92.2	89.9	87.0	85.4	90.7	89.6	91.3
G 情報通信業	96.8	98.9	96.4	96.8	96.8	97.1	93.3	95.4	94.5	97.5
H 運輸業，郵便業	73.8	74.3	72.0	83.9	78.8	76.9	81.6	83.0	78.1	74.2
I 卸売業，小売業	85.8	90.2	88.0	88.4	83.7	82.3	80.8	88.7	88.8	88.2
J 金融業，保険業	97.2	98.8	99.8	99.5	97.1	95.3	95.9	97.6	98.7	96.5
K 不動産業，物品賃貸業	94.1	91.3	94.4	90.7	88.9	90.0	85.3	86.9	90.3	87.7
L 学術研究，専門・技術サービス業	94.9	95.6	91.6	99.3	97.8	94.2	90.8	95.5	93.4	94.6
M 宿泊業，飲食サービス業	78.7	77.3	79.8	91.5	79.3	68.1	79.6	85.0	75.1	75.6
N 生活関連サービス業，娯楽業	80.9	75.3	74.2	81.6	84.3	88.3	77.8	86.2	83.1	79.1
O 教育，学習支援業	87.4	83.6	85.0	94.0	83.6	81.6	85.0	92.3	86.5	85.1
P 医療，福祉	94.6	93.6	84.6	93.0	88.7	93.8	92.7	86.7	86.1	80.7
Q 複合サービス事業	…	…	…	…	…	…	91.1	93.2	93.0	88.8
R サービス業（他に分類されないもの）	86.7	82.0	81.6	90.1	87.0	85.6	89.6	92.4	90.4	84.5

注：1)　労働者によって適用する週休制が異なる企業については、最も多くの労働者に適用している週休制の形態を当該企業の形態とした。
2)　平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」に範囲を拡大した。
3)　平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列６表　　産業・企業規模別、完全週休２日制採用企業割合

（単位：%）

産業・企業規模＼年	昭和59年	60	61	62	63	平成元年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	13	14	15
T 調査産業計	**6.7**	**6.1**	**6.2**	**7.3**	**7.4**	**9.6**	**11.5**	**14.5**	**19.5**	**20.3**	**24.3**	**26.0**	**28.5**	**33.6**	**35.2**	**33.4**	**33.6**	**33.7**	**35.9**
1,000人以上	36.2	35.5	35.5	37.0	39.2	48.4	53.5	63.0	68.1	69.9	70.1	75.1	77.7	79.4	73.3	75.7	73.6	70.6	70.6
100～999人	12.3	12.0	11.8	11.7	12.7	16.4	19.2	24.7	26.8	30.3	34.2	37.1	41.6	45.5	42.8	43.4	43.4	44.9	50.4
300～999人	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	44.9	53.7	55.6	64.2	57.2	58.6	60.3	58.3	59.5
100～299人	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	30.9	32.0	37.4	39.8	38.4	38.7	38.3	40.6	47.4
30～99人	3.8	3.0	3.1	4.6	4.3	5.7	7.1	8.9	14.9	14.6	18.7	19.7	21.4	27.6	31.1	28.2	28.5	28.1	29.2
D 鉱業	3.2	3.0	3.2	4.7	4.8	5.5	4.7	6.2	11.0	13.0	12.1	13.0	12.2	18.6	15.8	17.7	22.8	13.1	21.3
E 建設業	2.6	1.8	2.5	0.6	1.0	2.3	3.0	7.8	10.8	16.4	11.5	12.7	14.0	26.0	34.1	28.7	23.6	26.1	25.2
F 製造業	8.8	7.7	7.1	8.2	7.7	10.2	10.9	13.7	14.2	16.1	19.5	23.8	26.2	32.8	30.6	32.2	31.4	35.6	36.7
G 電気・ガス・熱供給・水道業	28.0	28.9	29.9	38.2	39.5	46.0	49.6	50.7	39.0	38.0	38.0	49.4	59.9	58.1	56.8	66.5	66.1	62.5	70.9
H 運輸・通信業	5.6	3.8	3.9	5.0	7.4	5.1	6.7	9.3	17.6	15.8	18.4	13.2	14.3	22.9	23.1	16.3	16.1	20.9	22.8
I 卸売・小売業，飲食店	5.6	7.1	7.8	7.3	7.2	8.0	12.8	14.7	23.0	22.6	28.3	30.0	35.0	28.3	34.2	31.1	36.5	26.3	30.3
J 金融・保険業	7.3	8.4	7.6	6.6	9.1	69.7	75.8	83.2	93.3	92.8	97.0	97.0	95.0	94.0	92.1	83.8	95.3	92.5	90.8
K 不動産業	13.9	3.7	10.0	11.4	9.7	19.1	23.2	35.1	42.6	43.0	49.6	48.1	59.4	46.1	49.8	43.4	46.6	46.4	50.5
L サービス業	6.7	6.2	5.7	12.1	12.7	16.7	19.0	21.7	31.4	28.8	40.2	40.6	41.8	50.5	50.2	49.4	48.7	46.2	50.4

産業・企業規模＼年	16	17	18	19	20[2)]
T 調査産業計	**39.0**	**41.1**	**39.6**	**39.3**	**39.6**
1,000人以上	73.5	74.3	74.2	72.3	69.7
100～999人	48.2	51.4	52.8	47.0	48.2
300～999人	57.6	62.0	60.1	59.8	59.9
100～299人	45.3	48.1	50.5	42.9	44.6
30～99人	34.3	35.9	33.3	35.0	35.6
D 鉱業	16.7	19.6	30.9	46.2	41.2
E 建設業	25.3	27.5	33.9	29.9	28.0
F 製造業	40.0	43.9	38.3	39.1	41.5
G 電気・ガス・熱供給・水道業	60.3	62.6	64.1	71.0	68.4
H 情報通信業	86.6	83.1	85.6	91.8	82.1
I 運輸業	25.4	25.9	25.3	21.3	28.6
J 卸売・小売業	35.2	38.1	36.9	34.3	34.4
K 金融・保険業	96.8	96.3	97.7	95.8	93.4
L 不動産業	47.2	56.0	55.0	55.5	47.4
M 飲食店，宿泊業	22.7	20.9	21.6	16.8	27.5
N 医療，福祉	36.1	37.6	43.1	43.0	58.1
O 教育，学習支援業	29.0	36.0	27.0	41.4	29.5
Q サービス業（他に分類されないもの）	50.1	50.0	48.7	48.8	47.3

産業・企業規模＼年	21	22	23	24	25	26	27[3)]	28	29	30
T 調査産業計	**39.1**	**37.7**	**42.8**	**44.5**	**46.0**	**46.9**	**50.7**	**49.0**	**46.9**	**46.7**
1,000人以上	68.6	68.3	63.3	60.9	69.5	72.5	69.3	69.1	66.0	64.8
100～999人	46.3	46.9	49.2	46.7	56.0	54.4	55.4	52.1	50.4	53.1
300～999人	54.6	54.7	55.8	54.1	62.0	62.0	59.5	60.0	58.9	56.7
100～299人	43.8	44.6	47.3	44.4	54.2	52.0	54.1	49.6	47.7	52.0
30～99人	35.6	33.5	39.9	43.2	41.7	43.5	48.3	47.2	44.9	43.4
C 鉱業，採石業，砂利採取業	21.8	18.1	29.1	23.6	36.8	33.1	22.6	32.4	24.7	20.7
D 建設業	28.1	25.3	32.1	34.6	39.6	40.3	40.0	27.4	33.1	32.5
E 製造業	41.0	36.7	42.4	34.1	44.5	44.8	47.6	49.3	44.9	44.8
F 電気・ガス・熱供給・水道業	61.9	65.4	55.1	62.1	62.7	62.3	65.8	66.6	60.8	69.1
G 情報通信業	84.2	87.8	79.5	86.1	87.8	89.2	87.5	86.5	85.3	84.0
H 運輸業，郵便業	20.9	20.1	25.2	34.5	25.6	32.1	29.6	25.1	28.0	29.0
I 卸売業，小売業	36.7	36.3	46.2	46.1	45.3	44.9	46.5	42.4	42.9	46.4
J 金融業，保険業	91.6	94.2	83.6	91.9	93.9	89.4	91.2	90.7	95.9	90.8
K 不動産業，物品賃貸業	48.9	53.5	55.9	53.2	56.6	58.8	46.1	44.8	54.7	56.8
L 学術研究，専門・技術サービス業	62.5	63.0	59.7	72.8	79.3	73.3	77.3	76.1	71.8	76.6
M 宿泊業，飲食サービス業	23.8	25.3	34.0	45.5	36.5	31.9	31.7	34.0	25.0	27.6
N 生活関連サービス業，娯楽業	30.9	29.4	30.3	39.1	38.2	36.8	39.5	40.3	40.2	42.4
O 教育，学習支援業	34.4	40.3	42.0	39.9	40.5	48.2	53.4	54.1	51.7	51.0
P 医療，福祉	57.8	57.1	60.0	64.7	64.7	71.8	67.9	61.7	58.1	48.1
Q 複合サービス事業	…	…	…	…	…	…	57.7	56.3	53.6	53.2
R サービス業（他に分類されないもの）	45.9	44.5	45.1	54.6	51.5	57.8	58.2	60.3	57.0	61.1

注：1)　労働者によって適用する週休制が異なる企業については、最も多くの労働者に適用している週休制の形態を当該企業の形態とした。
2)　平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」に範囲を拡大した。
3)　平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、
平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列７表　　産業・企業規模別、何らかの週休２日制適用労働者割合

（単位：%）

産業・企業規模＼年	昭和59年	60	61	62	63	平成元年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	13	14	15
T 調査産業計	**77.3**	**76.5**	**78.0**	**77.6**	**79.9**	**82.7**	**86.4**	**91.6**	**94.2**	**95.2**	**95.4**	**96.2**	**96.5**	**95.4**	**95.6**	**95.8**	**95.0**	**94.0**	**91.3**
1,000人以上	96.2	96.3	96.1	95.9	97.4	97.9	98.6	99.3	98.8	98.7	98.6	99.1	98.8	98.2	97.4	98.0	96.4	94.8	91.3
100～999人	75.0	74.3	75.2	74.6	78.4	82.2	85.3	91.5	94.0	95.7	95.9	96.2	96.5	96.1	96.3	95.9	95.9	95.1	93.2
300～999人	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	97.5	97.2	97.7	98.0	98.2	97.1	96.4	95.7	94.7
100～299人	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	94.4	95.3	95.4	94.3	94.5	94.7	95.3	94.6	91.8
30～99人	46.2	44.3	45.6	43.7	46.2	52.3	63.6	76.1	84.4	86.5	87.5	89.7	91.5	89.0	90.8	91.7	90.9	90.5	88.0
D 鉱業	60.4	45.5	48.3	42.5	62.6	59.1	54.7	84.2	89.1	91.9	93.8	93.2	95.1	93.7	93.7	91.2	97.3	97.5	90.6
E 建設業	45.8	46.4	48.7	48.3	54.3	57.6	67.1	78.7	89.1	93.5	93.7	95.9	97.5	95.5	97.2	97.8	97.1	95.2	96.0
F 製造業	85.8	83.9	85.0	85.2	86.9	89.5	91.7	95.4	96.7	97.3	97.4	98.4	98.2	96.6	96.3	97.0	96.5	96.0	94.4
G 電気・ガス・熱供給・水道業	99.3	99.0	99.3	99.4	99.4	99.4	99.6	99.6	99.8	99.7	99.7	99.9	99.8	95.8	97.9	99.0	99.4	98.1	97.9
H 運輸・通信業	54.9	54.8	66.3	65.6	68.3	70.1	75.1	84.1	85.3	87.8	87.6	89.5	90.8	87.2	87.3	90.1	85.7	84.7	71.0
I 卸売・小売業，飲食店	82.2	83.5	84.1	82.4	82.1	87.4	91.4	95.0	96.6	96.3	96.7	97.6	96.9	96.9	97.2	95.7	95.3	94.9	94.2
J 金融・保険業	99.4	99.4	99.7	99.5	98.6	99.7	99.7	99.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.7	99.9	100.0	99.8	99.9	97.9
K 不動産業	71.3	72.5	76.2	75.8	77.2	81.4	88.2	90.4	93.1	96.0	95.9	97.4	95.7	92.3	95.0	95.2	88.3	91.6	95.5
L サービス業	55.4	53.0	51.7	58.7	65.8	66.9	73.7	82.1	90.3	90.9	91.6	89.9	92.1	94.8	94.4	94.4	94.8	91.1	89.8

産業・企業規模＼年	16	17	18	19	20[1)]
T 調査産業計	**89.8**	**91.2**	**92.2**	**91.8**	**90.6**
1,000人以上	88.7	91.5	93.6	92.2	90.1
100～999人	91.8	92.8	93.5	92.9	91.7
300～999人	93.0	94.1	93.3	94.8	93.2
100～299人	90.7	91.6	93.6	91.2	90.5
30～99人	88.0	87.9	87.9	89.3	89.3
D 鉱業	94.2	96.1	96.3	96.1	90.5
E 建設業	95.3	93.3	94.4	94.9	92.3
F 製造業	90.9	93.3	94.2	92.5	90.8
G 電気・ガス・熱供給・水道業	97.5	98.6	97.8	97.6	96.6
H 情報通信業	95.8	96.6	98.1	98.4	98.4
I 運輸業	72.6	73.1	77.3	78.6	80.6
J 卸売・小売業	92.8	93.9	93.2	93.4	92.8
K 金融・保険業	95.1	99.8	99.7	99.9	99.5
L 不動産業	92.4	89.6	91.0	92.3	89.7
M 飲食店，宿泊業	83.7	87.0	79.1	79.0	89.4
N 医療，福祉	87.3	88.2	91.1	86.4	93.4
O 教育，学習支援業	90.4	93.1	94.9	94.1	87.1
Q サービス業（他に分類されないもの）	88.5	89.1	91.6	90.9	87.9

産業・企業規模＼年	21	22	23	24	25	26	27[2)]	28	29	30
T 調査産業計	**87.9**	**90.2**	**88.1**	**89.8**	**88.4**	**88.3**	**85.2**	**88.2**	**87.5**	**86.5**
1,000人以上	89.5	91.6	89.3	90.5	89.5	91.1	85.4	87.4	86.9	87.9
100～999人	89.0	90.7	89.5	89.7	89.5	88.4	85.4	88.8	88.0	86.3
300～999人	90.1	92.2	89.7	89.9	88.9	88.5	86.3	90.6	89.7	87.2
100～299人	88.1	89.3	89.4	89.5	90.0	88.4	84.5	87.2	86.5	85.5
30～99人	83.7	87.7	84.5	89.1	85.4	84.6	84.5	88.3	87.5	84.7
C 鉱業，採石業，砂利採取業	89.7	94.9	92.0	99.4	94.9	93.2	90.6	96.1	92.1	93.8
D 建設業	91.2	93.0	92.5	93.2	92.6	92.1	89.5	89.9	92.1	90.8
E 製造業	88.8	91.5	90.1	88.7	88.3	88.0	85.0	88.8	90.2	90.6
F 電気・ガス・熱供給・水道業	97.3	98.1	96.8	97.3	94.0	96.7	86.6	88.1	94.5	96.4
G 情報通信業	98.4	98.9	97.3	96.7	98.9	96.1	94.4	96.8	97.2	97.3
H 運輸業，郵便業	72.2	77.3	72.9	83.8	81.1	85.4	75.4	72.7	73.3	66.7
I 卸売業，小売業	88.3	92.5	89.6	88.4	86.5	85.7	80.5	87.9	86.4	84.9
J 金融業，保険業	99.7	99.6	98.5	99.7	98.4	97.1	98.9	98.2	98.8	98.6
K 不動産業，物品賃貸業	92.8	91.8	91.3	92.9	90.4	93.5	89.4	93.0	90.4	92.8
L 学術研究，専門・技術サービス業	95.6	97.2	91.8	96.5	97.1	92.4	86.4	90.9	92.9	95.4
M 宿泊業，飲食サービス業	83.4	82.0	81.2	91.1	81.5	73.1	78.4	86.2	78.9	85.8
N 生活関連サービス業，娯楽業	79.0	79.0	78.8	85.5	82.8	82.4	79.7	81.9	81.4	81.6
O 教育，学習支援業	87.5	87.3	81.8	91.5	87.4	81.8	82.1	88.7	87.9	84.4
P 医療，福祉	90.3	92.7	78.9	92.3	82.8	92.0	88.9	87.2	85.6	80.8
Q 複合サービス事業	…	…	…	…	…	…	93.3	97.4	96.9	97.9
R サービス業（他に分類されないもの）	85.9	85.9	83.3	89.8	88.6	90.6	86.6	93.5	86.8	85.8

注：1)　平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」に範囲を拡大した。
2)　平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列８表　　産業・企業規模別、完全週休２日制適用労働者割合

（単位：%）

産業・企業規模＼年	昭和59年	60	61	62	63	平成元年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	13	14	15
T 調査産業計	**27.0**	**27.1**	**28.2**	**28.5**	**29.5**	**36.9**	**39.2**	**45.9**	**51.3**	**52.9**	**53.9**	**57.8**	**59.3**	**60.9**	**59.2**	**58.7**	**57.6**	**56.5**	**57.1**
1,000人以上	49.0	50.1	50.6	49.9	52.2	64.1	67.4	76.1	80.8	82.1	80.8	84.8	85.9	85.1	81.9	82.5	79.3	76.0	73.3
100～999人	16.3	16.3	15.6	15.7	16.2	21.7	23.8	30.8	35.0	37.4	40.7	46.1	49.0	52.6	50.1	50.0	50.8	51.8	55.5
300～999人	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	48.5	58.2	59.0	65.3	60.8	61.8	62.2	60.5	61.6
100～299人	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	33.3	34.6	39.5	40.9	40.0	39.1	40.2	43.3	49.6
30～99人	4.2	3.2	3.5	5.2	4.9	6.5	8.2	9.4	15.4	16.2	19.8	20.3	22.6	30.6	32.4	30.4	31.2	29.6	30.1
D 鉱業	7.3	8.1	9.1	9.0	10.0	13.7	14.3	16.6	27.0	43.0	36.3	41.5	41.7	31.2	34.5	30.2	40.9	36.5	43.7
E 建設業	6.9	5.1	5.2	2.1	3.4	4.3	7.5	30.4	33.8	38.4	38.3	44.9	44.8	55.6	56.1	51.9	50.7	56.3	55.3
F 製造業	40.2	40.6	39.2	41.2	41.9	43.7	44.4	49.7	52.5	53.1	53.8	60.2	61.4	64.1	60.0	61.6	60.8	61.4	62.4
G 電気・ガス・熱供給・水道業	67.2	65.7	67.3	66.7	68.4	86.5	86.3	86.2	84.9	86.4	86.1	88.8	94.2	91.2	91.5	92.3	92.1	86.2	90.5
H 運輸・通信業	9.2	7.4	26.5	21.7	22.9	22.8	23.2	29.4	38.9	40.3	41.6	42.5	42.8	41.3	43.4	41.4	33.9	31.9	33.2
I 卸売・小売業，飲食店	21.2	22.8	22.9	20.0	19.9	25.3	31.3	35.4	42.0	43.2	45.9	50.1	56.1	54.9	53.4	53.5	52.8	47.7	49.4
J 金融・保険業	8.1	9.8	7.5	10.4	15.4	93.5	97.1	97.9	98.9	99.7	99.7	99.7	99.7	98.6	99.3	95.2	98.8	95.3	82.7
K 不動産業	8.2	4.5	7.2	12.5	14.9	28.6	33.1	46.5	45.2	47.5	58.5	58.7	62.9	50.6	52.9	49.9	45.3	56.6	56.9
L サービス業	15.8	17.7	18.6	25.6	25.3	30.7	34.9	41.9	54.4	54.1	59.1	58.1	59.6	63.9	62.1	61.8	62.2	56.3	60.9

産業・企業規模＼年	16	17	18	19	20[1)]
T 調査産業計	**56.7**	**60.4**	**60.2**	**59.1**	**56.1**
1,000人以上	73.2	77.1	79.0	78.7	74.2
100～999人	53.0	57.6	57.7	53.6	53.8
300～999人	59.1	64.5	63.0	62.5	63.7
100～299人	47.3	51.0	52.6	45.3	45.3
30～99人	35.7	38.2	34.4	37.5	37.7
D 鉱業	30.2	36.1	45.8	64.8	50.9
E 建設業	51.1	52.9	56.7	60.0	54.1
F 製造業	59.0	66.3	64.8	60.5	61.1
G 電気・ガス・熱供給・水道業	89.5	89.4	90.3	90.7	90.4
H 情報通信業	87.5	83.8	87.2	93.3	89.5
I 運輸業	26.1	31.4	30.3	28.0	26.6
J 卸売・小売業	53.7	55.3	52.4	51.5	52.4
K 金融・保険業	95.0	98.6	98.4	98.8	98.5
L 不動産業	49.0	54.3	57.8	54.8	50.4
M 飲食店，宿泊業	31.7	28.0	29.4	19.4	26.5
N 医療，福祉	41.3	40.3	41.2	39.8	45.6
O 教育，学習支援業	39.2	46.1	35.8	51.7	37.3
Q サービス業（他に分類されないもの）	58.4	58.8	61.4	60.0	56.7

産業・企業規模＼年	21	22	23	24	25	26	27[2)]	28	29	30
T 調査産業計	**55.6**	**54.9**	**54.5**	**54.6**	**61.0**	**61.5**	**61.1**	**59.8**	**58.4**	**59.4**
1,000人以上	75.3	75.6	67.3	69.1	75.5	77.7	73.4	72.1	71.5	72.6
100～999人	50.3	51.9	53.6	49.2	59.9	58.9	58.6	56.1	54.3	55.3
300～999人	56.4	58.4	59.5	54.4	64.7	63.5	63.7	62.6	60.0	58.2
100～299人	45.1	46.2	48.7	44.4	55.5	54.5	54.1	50.3	49.1	52.5
30～99人	36.6	34.0	40.3	42.0	43.7	44.8	47.4	47.6	46.0	45.6
C 鉱業，採石業，砂利採取業	35.4	30.2	40.7	38.5	46.8	49.7	37.6	50.9	43.1	47.8
D 建設業	50.4	50.4	54.9	52.3	59.8	60.7	59.1	50.7	55.2	56.4
E 製造業	59.9	57.8	57.3	51.1	65.0	64.1	64.0	65.0	63.5	64.9
F 電気・ガス・熱供給・水道業	88.0	79.1	74.7	78.9	83.6	89.5	80.2	79.2	81.4	85.8
G 情報通信業	90.7	90.8	74.9	84.6	93.5	87.9	91.3	90.1	92.5	88.3
H 運輸業，郵便業	24.0	28.7	31.6	38.1	35.0	38.4	36.1	30.3	30.8	29.7
I 卸売業，小売業	50.0	51.1	53.4	52.3	54.7	55.2	54.4	51.6	49.0	47.4
J 金融業，保険業	99.2	99.0	89.3	97.3	98.1	96.7	98.3	95.9	98.1	97.8
K 不動産業，物品賃貸業	52.8	50.5	51.1	54.3	56.8	64.1	58.9	60.9	61.3	73.3
L 学術研究，専門・技術サービス業	78.4	79.0	68.4	74.5	85.6	79.9	78.0	81.5	79.5	87.7
M 宿泊業，飲食サービス業	26.7	28.7	38.0	43.4	40.8	35.4	36.4	40.9	33.2	41.8
N 生活関連サービス業，娯楽業	31.4	30.0	35.0	41.1	43.6	37.1	37.6	41.3	40.0	44.3
O 教育，学習支援業	43.8	47.1	48.4	41.4	44.0	45.2	51.4	56.2	56.1	53.3
P 医療，福祉	46.4	52.9	52.6	58.9	56.2	61.4	61.7	54.5	54.8	52.8
Q 複合サービス事業	…	…	…	…	…	…	65.2	82.4	81.0	86.1
R サービス業（他に分類されないもの）	58.6	54.8	49.2	54.7	58.8	68.1	65.8	66.7	63.9	63.5

注：1)　平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」に範囲を拡大した。
2)　平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列９表　　産業・企業規模別、１企業平均年間休日総数

（単位：日）

産業・企業規模＼年	昭和59年	60	61	62	63	平成元年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	13	14	15
T 調査産業計	…	**80.1**	**80.5**	**80.5**	**82.2**	**85.0**	**88.6**	**93.0**	**96.7**	**98.6**	**100.6**	**101.0**	**102.1**	**103.5**	**104.1**	**105.0**	**104.9**	**103.3**	**104.7**
1,000人以上	…	99.3	100.0	100.4	101.4	105.4	108.6	112.3	114.1	114.8	115.3	115.1	116.1	116.9	116.8	117.5	117.1	115.6	115.8
100～999人	…	86.1	86.1	86.7	88.8	91.8	95.3	99.4	102.0	104.6	105.6	105.9	107.3	108.5	108.3	109.1	109.3	109.1	109.7
300～999人	…	…	…	…	…	…	…	…	107.6	109.5	109.9	110.7	111.7	112.8	112.3	112.9	113.3	113.2	112.8
100～299人	…	…	…	…	…	…	…	…	100.3	103.1	104.2	104.5	106.0	107.1	107.1	108.0	108.1	107.8	108.6
30～99人	…	77.2	77.8	77.4	79.0	81.7	85.3	89.8	93.9	95.6	98.1	98.4	99.5	101.2	102.0	103.0	102.8	100.6	102.5
D 鉱業	…	71.8	71.9	72.0	74.5	77.1	78.0	82.2	85.9	91.2	93.9	93.9	96.2	96.3	95.8	99.2	101.1	100.3	100.5
E 建設業	…	72.7	73.1	71.7	74.0	76.7	79.8	87.2	91.4	94.7	95.4	95.5	96.1	102.8	105.2	102.8	104.6	101.8	103.8
F 製造業	…	83.9	84.2	84.5	85.9	89.4	92.5	96.4	98.7	101.3	102.9	104.2	105.3	105.4	106.3	107.4	107.2	107.9	108.1
G 電気・ガス・熱供給・水道業	…	98.3	98.2	102.8	101.8	105.2	107.7	109.3	107.1	109.6	110.6	111.1	114.3	114.5	113.3	115.2	115.1	115.1	117.0
H 運輸・通信業	…	70.5	71.7	72.4	74.1	73.4	76.5	81.9	90.3	93.5	95.1	94.4	95.3	95.8	95.4	100.8	97.2	97.0	97.7
I 卸売・小売業，飲食店	…	83.0	83.4	81.9	83.0	86.2	91.3	95.5	98.7	99.5	101.8	101.1	102.4	101.6	101.1	102.2	102.8	99.1	100.3
J 金融・保険業	…	92.5	95.6	94.8	96.7	112.2	115.8	117.1	120.0	119.8	120.2	118.5	119.9	121.1	119.2	119.9	119.1	118.8	120.0
K 不動産業	…	85.6	89.0	87.9	89.6	93.7	97.8	102.4	106.8	108.8	110.6	109.4	113.4	109.4	109.5	107.9	110.4	107.9	111.3
L サービス業	…	76.8	76.6	78.9	81.8	83.9	87.2	90.3	95.8	95.3	99.4	99.8	101.5	106.2	106.5	107.1	106.8	103.1	107.1

産業・企業規模＼年	16	17	18	19	20[3]
T 調査産業計	**104.7**	**105.3**	**105.1**	**105.4**	**105.5**
1,000人以上	116.5	116.3	116.6	115.6	115.3
100～999人	109.2	109.5	109.6	109.4	109.3
300～999人	112.8	113.3	113.5	112.3	112.3
100～299人	108.0	108.3	108.4	108.4	108.3
30～99人	102.5	103.3	103.0	103.4	103.8
D 鉱業	100.5	101.8	103.8	104.5	104.9
E 建設業	101.3	102.3	102.8	104.0	102.5
F 製造業	108.4	108.4	107.9	108.4	109.2
G 電気・ガス・熱供給・水道業	117.1	117.1	117.2	116.8	115.5
H 情報通信業	120.0	118.6	119.2	120.0	119.6
I 運輸業	97.9	97.8	97.5	96.4	101.9
J 卸売・小売業	102.3	104.1	103.4	103.5	103.7
K 金融・保険業	120.3	120.4	120.0	118.3	119.9
L 不動産業	111.4	111.5	111.9	110.1	110.9
M 飲食店，宿泊業	92.1	92.6	92.9	93.7	93.7
N 医療，福祉	105.3	106.7	106.4	107.6	107.2
O 教育，学習支援業	103.2	102.1	102.3	105.5	102.3
Q サービス業（他に分類されないもの）	105.4	106.6	106.9	106.1	104.7

産業・企業規模＼年	21	22	23	24	25	26	27[4]	28	29	30
T 調査産業計	**105.6**	**106.4**	**106.1**	**106.9**	**105.4**	**105.8**	**107.5**	**108.0**	**108.3**	**107.9**
1,000人以上	116.1	116.4	115.8	114.3	114.4	114.7	114.4	115.3	115.1	114.9
100～999人	110.4	110.7	110.1	110.6	109.2	109.1	110.5	110.6	110.6	110.8
300～999人	112.4	113.4	112.5	113.1	111.8	112.5	112.0	113.4	113.3	112.5
100～299人	109.8	109.9	109.3	109.8	108.4	108.0	110.0	109.7	109.7	110.3
30～99人	103.5	104.5	104.4	105.4	103.8	104.4	106.2	106.8	107.2	106.4
C 鉱業，採石業，砂利採取業	103.0	103.7	102.6	104.2	105.0	102.5	103.1	104.9	105.8	103.8
D 建設業	104.2	106.3	104.8	105.7	105.0	105.2	104.3	103.3	104.7	104.0
E 製造業	109.9	110.3	110.3	110.4	110.0	110.6	111.6	111.6	111.7	111.4
F 電気・ガス・熱供給・水道業	118.0	118.5	118.2	117.4	115.6	115.7	118.0	118.1	117.0	116.8
G 情報通信業	121.2	123.5	120.5	119.6	118.1	120.3	120.5	121.9	121.1	118.8
H 運輸業，郵便業	100.4	98.9	96.9	101.8	98.5	98.9	98.5	98.0	99.3	100.3
I 卸売業，小売業	103.3	104.8	105.3	105.2	103.5	103.8	104.9	105.1	106.3	105.7
J 金融業，保険業	121.1	121.9	119.7	119.6	118.0	120.9	120.1	120.6	121.2	118.4
K 不動産業，物品賃貸業	111.0	109.7	109.6	108.2	107.8	110.1	108.3	108.5	110.8	109.6
L 学術研究，専門・技術サービス業	116.4	116.1	115.4	116.8	116.3	117.2	118.0	118.3	118.8	118.8
M 宿泊業，飲食サービス業	91.9	91.0	94.3	98.1	95.6	93.5	95.3	95.7	97.7	97.1
N 生活関連サービス業，娯楽業	94.3	95.2	96.0	98.8	96.4	95.8	99.9	101.6	101.7	104.6
O 教育，学習支援業	101.9	105.1	103.5	105.4	102.8	105.6	110.8	112.8	113.8	112.7
P 医療，福祉	108.9	110.3	110.3	108.8	108.6	109.2	110.8	111.6	110.8	109.4
Q 複合サービス事業	…	…	…	…	…	…	112.5	112.9	113.0	110.4
R サービス業（他に分類されないもの）	107.1	108.9	108.0	109.0	106.3	107.3	108.6	109.4	110.3	109.0

注：1)　年間休日総数については、昭和59年は調査していない。
2)　企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数を平均したものである。
3)　平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」に範囲を拡大した。
4)　平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列10表　産業・企業規模別、労働者１人平均年間休日総数

（単位：日）

産業・企業規模＼年	昭和59年	60	61	62	63	平成元年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	13	14	15
T 調査産業計	…	**92.9**	**94.1**	**94.0**	**95.5**	**98.6**	**101.8**	**105.7**	**108.7**	**110.2**	**110.9**	**111.0**	**112.0**	**112.5**	**112.4**	**113.2**	**112.8**	**112.7**	**113.1**
1,000人以上	…	104.0	105.6	105.0	106.4	110.1	112.6	115.8	117.2	118.0	118.1	118.0	119.0	119.3	118.7	119.6	119.1	118.9	118.7
100～999人	…	89.9	90.2	90.0	91.9	95.0	98.5	102.6	106.2	108.1	108.7	109.2	110.4	110.9	110.8	111.4	111.5	112.1	112.5
300～999人	…	…	…	…	…	…	…	…	110.1	111.6	112.0	112.8	113.7	113.9	113.8	114.4	114.4	114.9	114.4
100～299人	…	…	…	…	…	…	…	…	102.6	104.8	105.6	105.8	107.4	108.1	107.9	108.7	108.8	109.4	110.7
30～99人	…	78.0	78.6	78.5	80.0	82.7	86.7	91.0	95.1	97.3	99.4	99.3	100.5	103.1	103.5	104.6	103.8	102.3	103.9
D 鉱業	…	79.2	81.8	79.7	81.5	85.7	87.2	89.9	96.3	101.3	100.1	102.7	102.4	102.7	103.5	103.9	106.2	106.5	108.0
E 建設業	…	80.5	81.9	80.7	83.8	86.7	90.2	99.5	103.7	105.2	106.4	107.1	107.8	111.8	112.0	111.2	111.9	111.5	112.2
F 製造業	…	99.7	99.9	100.0	101.2	103.3	105.8	109.1	111.2	112.5	113.2	114.0	114.7	114.5	114.7	115.4	115.4	116.0	116.0
G 電気・ガス・熱供給・水道業	…	110.4	110.8	110.3	111.1	116.6	118.7	119.7	119.4	120.9	120.3	119.7	121.5	121.9	121.1	121.5	121.3	120.8	121.2
H 運輸・通信業	…	77.9	87.8	86.8	88.8	85.2	91.4	94.6	98.6	101.6	102.0	101.8	102.9	103.4	103.9	107.4	106.5	103.6	106.2
I 卸売・小売業，飲食店	…	92.1	92.4	91.9	93.0	95.9	100.3	104.6	108.3	109.4	110.4	109.9	110.9	111.0	110.4	111.0	110.0	110.0	110.2
J 金融・保険業	…	93.4	96.2	96.9	98.6	118.2	119.3	120.1	120.1	121.1	120.2	119.2	120.8	121.8	119.4	120.5	119.2	120.3	119.3
K 不動産業	…	86.4	89.1	89.6	91.7	98.5	104.1	108.8	109.6	111.2	113.4	113.0	115.1	112.0	111.5	111.8	110.7	112.7	114.5
L サービス業	…	83.6	83.5	87.4	89.2	91.9	96.3	99.7	106.0	106.2	108.2	107.6	109.9	112.2	112.0	113.0	112.5	110.5	111.8

産業・企業規模＼年	16	17	18	19	20[3]
T 調査産業計	**113.0**	**113.2**	**113.1**	**112.9**	**112.3**
1,000人以上	119.0	119.0	118.9	118.5	118.3
100～999人	112.1	112.5	112.8	112.1	111.7
300～999人	114.5	115.1	115.5	114.2	114.3
100～299人	109.9	109.9	110.2	110.1	109.6
30～99人	104.5	105.1	104.4	105.6	105.8
D 鉱業	103.0	107.8	109.5	110.9	107.7
E 建設業	110.9	111.2	111.4	112.6	110.6
F 製造業	115.6	116.1	116.2	115.5	115.9
G 電気・ガス・熱供給・水道業	121.9	121.8	121.5	120.9	121.3
H 情報通信業	121.1	119.8	119.8	120.4	120.8
I 運輸業	103.6	103.0	102.1	102.1	103.1
J 卸売・小売業	111.6	112.1	111.6	111.2	111.2
K 金融・保険業	120.0	120.9	120.5	119.4	120.9
L 不動産業	113.6	112.8	113.4	111.3	113.2
M 飲食店，宿泊業	98.4	97.0	97.7	98.7	96.8
N 医療，福祉	107.5	108.6	107.8	108.5	108.7
O 教育，学習支援業	107.4	106.6	106.2	110.2	106.6
Q サービス業（他に分類されないもの）	111.3	111.9	112.1	111.5	109.7

産業・企業規模＼年	21	22	23	24	25	26	27[4]	28	29	30
T 調査産業計	**112.6**	**113.4**	**113.0**	**113.5**	**112.6**	**112.9**	**113.2**	**113.8**	**113.7**	**113.7**
1,000人以上	117.7	119.6	119.3	118.5	118.2	118.5	117.7	118.3	118.1	118.0
100～999人	112.6	113.2	112.6	113.1	111.9	112.3	112.8	113.1	112.9	113.1
300～999人	113.9	115.1	114.5	115.0	113.8	114.6	114.1	115.1	115.2	114.4
100～299人	111.4	111.4	111.1	111.4	110.1	110.2	111.6	111.2	110.9	111.9
30～99人	105.3	106.3	105.7	106.8	105.9	106.4	107.2	108.0	108.3	107.9
C 鉱業，採石業，砂利採取業	104.8	105.5	105.8	108.5	109.3	107.4	107.6	110.4	110.2	109.9
D 建設業	112.6	113.8	113.3	113.7	111.9	112.3	111.5	111.9	113.1	112.2
E 製造業	117.0	116.6	116.6	116.6	116.5	116.8	117.1	117.7	117.8	117.6
F 電気・ガス・熱供給・水道業	122.7	123.5	122.1	121.9	120.4	121.7	121.8	122.0	120.8	120.9
G 情報通信業	122.0	123.8	121.3	121.2	120.0	121.2	121.5	122.2	121.7	119.8
H 運輸業，郵便業	104.4	103.8	103.4	107.4	103.7	103.3	102.9	103.2	104.3	106.6
I 卸売業，小売業	110.7	110.9	110.7	111.2	110.1	110.6	111.2	111.1	111.5	111.0
J 金融業，保険業	108.6	122.2	120.6	120.7	119.3	119.8	119.3	120.2	121.0	119.1
K 不動産業，物品賃貸業	113.0	113.0	113.1	110.9	112.1	114.3	112.7	114.1	114.3	115.9
L 学術研究，専門・技術サービス業	120.2	120.3	120.2	120.1	118.4	119.4	119.9	120.1	120.8	119.6
M 宿泊業，飲食サービス業	99.2	99.7	98.2	100.4	100.8	98.3	100.4	101.9	102.0	102.9
N 生活関連サービス業，娯楽業	97.5	98.4	98.3	101.3	97.7	97.6	99.5	103.1	103.0	105.6
O 教育，学習支援業	106.7	108.2	106.6	109.1	105.5	107.3	114.2	114.6	116.1	113.3
P 医療，福祉	109.0	110.8	110.6	108.5	108.2	110.3	111.9	112.6	111.2	111.5
Q 複合サービス事業	…	…	…	…	…	…	115.0	116.9	122.6	119.7
R サービス業（他に分類されないもの）	109.9	112.7	110.8	112.2	111.9	111.5	111.8	111.2	112.3	112.5

注：1)　年間休日総数については、昭和59年は調査していない。
2)　企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数を、その適用される労働者数により加重平均したものである。
3)　平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」に範囲を拡大した。
4)　平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列11表　産業・企業規模別、労働者１人平均年次有給休暇の付与日数

（単位：日）

産業・企業規模＼年	昭和59年	60	61	62	63	平成元年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	13	14	15
T 調査産業計	**14.8**	**15.2**	**14.9**	**15.1**	**15.3**	**15.4**	**15.5**	**15.7**	**16.1**	**16.3**	**16.9**	**17.2**	**17.4**	**17.4**	**17.5**	**17.8**	**18.0**	**18.1**	**18.2**
1,000人以上	16.9	17.2	17.0	17.1	17.1	17.4	17.4	17.6	17.9	18.1	18.6	18.7	18.8	18.8	19.0	19.2	19.4	19.5	19.5
100～999人	13.9	14.5	14.0	14.2	14.5	14.7	14.7	14.9	15.1	15.5	16.2	16.6	16.8	16.8	16.9	17.3	17.6	17.7	17.6
300～999人	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	16.6	17.0	17.5	17.4	17.4	17.9	18.2	18.0	18.1
100～299人	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	15.8	16.2	16.2	16.3	16.3	16.8	17.1	17.4	17.2
30～99人	12.6	12.7	12.3	12.6	13.1	12.9	13.4	13.6	13.5	13.7	14.7	15.2	15.6	15.6	15.6	16.0	16.4	16.4	17.0
D 鉱業	15.4	15.8	16.0	16.9	16.8	16.2	15.9	16.3	16.4	17.0	17.1	17.8	17.3	17.2	18.0	18.1	18.0	18.0	18.6
E 建設業	13.9	14.6	14.5	14.6	14.5	14.7	15.4	15.1	15.3	15.4	16.3	16.4	16.7	16.5	16.5	17.3	17.7	18.3	18.3
F 製造業	15.5	15.5	15.2	15.6	15.7	15.9	15.8	16.1	16.4	16.8	17.5	17.9	18.0	17.9	18.2	18.2	18.7	18.7	18.8
G 電気・ガス・熱供給・水道業	19.1	19.2	19.3	19.2	19.2	18.6	18.8	19.2	19.2	19.2	19.6	19.6	19.4	19.6	19.8	20.1	19.7	19.7	19.7
H 運輸・通信業	14.9	15.1	14.5	15.3	15.6	15.8	15.8	16.0	16.7	16.5	16.6	16.8	16.9	17.2	17.2	17.4	17.4	16.8	17.3
I 卸売・小売業，飲食店	13.2	14.5	14.2	13.9	14.2	14.7	14.9	14.9	14.9	15.1	15.8	16.3	16.6	16.9	16.9	17.4	17.3	17.7	17.5
J 金融・保険業	17.1	17.4	17.2	17.4	17.3	17.1	17.7	18.5	18.7	18.6	18.4	18.1	18.4	18.2	18.3	18.6	18.4	18.7	19.8
K 不動産業	13.8	14.2	13.9	13.1	14.3	14.0	13.8	15.1	15.2	15.4	16.6	16.7	16.8	17.5	16.3	17.4	16.8	17.7	16.9
L サービス業	13.1	13.4	12.5	13.1	13.4	13.1	13.7	14.0	14.5	14.8	16.0	16.1	16.4	16.9	16.8	17.2	17.6	17.1	17.4

産業・企業規模＼年	16	17	18	19	20[2)]
T 調査産業計	**18.0**	**18.0**	**17.9**	**17.7**	**17.6**
1,000人以上	19.2	19.1	19.1	18.8	18.8
100～999人	17.6	17.7	17.6	17.4	17.3
300～999人	17.9	18.0	18.1	17.9	17.7
100～299人	17.3	17.3	17.0	17.0	17.0
30～99人	16.6	16.8	16.8	16.5	16.4
D 鉱業	18.1	18.2	18.4	19.1	18.5
E 建設業	17.8	18.1	17.8	18.4	17.5
F 製造業	18.8	18.6	18.6	18.1	18.3
G 電気・ガス・熱供給・水道業	19.8	19.8	19.8	19.8	19.6
H 情報通信業	18.2	18.4	18.3	17.8	18.3
I 運輸業	17.2	17.1	17.0	16.8	16.9
J 卸売・小売業	17.6	17.7	17.6	17.7	17.2
K 金融・保険業	19.0	19.2	19.1	18.8	19.0
L 不動産業	17.5	16.6	17.9	17.0	16.4
M 飲食店，宿泊業	15.5	16.0	16.1	15.6	15.9
N 医療，福祉	14.7	14.2	15.1	14.2	14.9
O 教育，学習支援業	16.2	16.1	16.4	16.3	17.1
Q サービス業（他に分類されないもの）	16.8	17.0	17.0	16.6	16.4

産業・企業規模＼年	21	22	23	24	25	26	27[3)]	28	29	30
T 調査産業計	**18.0**	**17.9**	**17.9**	**18.3**	**18.3**	**18.5**	**18.4**	**18.1**	**18.2**	**18.2**
1,000人以上	19.8	19.0	18.9	19.3	19.5	19.4	19.3	19.1	19.2	19.1
100～999人	17.5	17.7	17.8	18.0	18.1	18.3	18.1	17.8	17.9	17.8
300～999人	17.8	18.1	18.3	18.3	18.5	18.5	18.4	18.0	18.2	18.0
100～299人	17.1	17.3	17.3	17.6	17.8	18.1	17.8	17.7	17.6	17.7
30～99人	16.3	16.9	16.8	17.1	16.9	17.4	17.6	17.0	17.3	17.5
C 鉱業，採石業，砂利採取業	18.5	18.5	18.6	18.4	18.2	18.6	18.0	18.0	18.3	18.4
D 建設業	18.0	18.6	18.1	18.3	18.2	18.3	18.6	17.8	18.1	18.2
E 製造業	18.4	18.6	18.5	19.0	18.9	19.1	19.1	18.8	19.0	18.8
F 電気・ガス・熱供給・水道業	19.6	19.6	19.7	19.6	20.1	19.8	19.5	19.4	19.5	19.5
G 情報通信業	18.5	18.8	18.6	18.8	19.6	19.0	18.7	19.3	18.9	19.2
H 運輸業，郵便業	19.3	17.2	17.5	18.1	17.5	18.1	18.2	17.7	17.7	18.1
I 卸売業，小売業	17.7	17.5	17.5	17.9	17.8	18.0	18.4	18.0	18.3	18.2
J 金融業，保険業	19.8	19.6	19.2	19.8	19.4	19.9	19.5	19.4	20.3	19.3
K 不動産業，物品賃貸業	17.0	17.0	17.1	17.6	17.9	18.2	17.2	17.4	17.8	17.2
L 学術研究，専門・技術サービス業	17.6	18.2	18.1	18.6	18.4	18.5	18.8	18.6	18.1	18.4
M 宿泊業，飲食サービス業	15.3	15.8	15.9	16.3	16.3	16.7	16.8	16.0	16.5	16.1
N 生活関連サービス業，娯楽業	15.7	15.4	16.0	16.4	16.5	16.9	16.9	15.7	16.9	18.3
O 教育，学習支援業	16.4	16.7	16.6	16.9	17.1	18.0	18.7	18.5	18.8	18.6
P 医療，福祉	14.4	14.5	14.4	15.0	14.9	14.5	16.9	16.7	16.8	17.0
Q 複合サービス事業	…	…	…	…	…	…	19.3	19.5	19.4	20.1
R サービス業（他に分類されないもの）	16.0	16.5	16.4	16.9	17.4	17.8	17.5	16.8	17.0	17.3

注：1)　「付与日数」には、繰越日数を含まない。
2)　平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」に範囲を拡大した。
3)　平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列12表　産業・企業規模別、労働者１人平均年次有給休暇の取得日数

（単位：日）

産業・企業規模＼年	昭和59年	60	61	62	63	平成元年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	13	14	15
T 調査産業計	**8.2**	**7.8**	**7.5**	**7.6**	**7.6**	**7.9**	**8.2**	**8.6**	**9.0**	**9.1**	**9.1**	**9.5**	**9.4**	**9.4**	**9.1**	**9.0**	**8.9**	**8.8**	**8.8**
1,000人以上	9.6	9.4	8.8	8.8	8.8	9.3	9.5	10.3	10.7	10.8	10.6	11.0	11.0	11.3	10.8	10.9	10.6	10.1	10.4
100～999人	7.6	7.2	6.9	7.0	7.1	7.3	7.7	7.8	8.1	8.1	8.3	8.7	8.5	8.3	8.3	8.2	8.2	8.1	8.0
300～999人	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	8.6	8.8	8.7	8.7	8.9	8.8	8.7	8.3	8.2
100～299人	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	8.0	8.5	8.3	7.9	7.7	7.7	7.7	8.0	7.9
30～99人	6.7	6.3	6.0	6.1	6.4	6.4	6.7	6.9	7.0	7.3	7.7	7.9	7.8	7.5	7.2	7.0	7.3	7.5	7.3
D 鉱業	10.8	11.1	11.6	12.3	11.5	9.9	10.8	10.7	10.9	11.2	11.4	10.4	11.6	9.8	10.8	11.5	10.5	10.4	10.4
E 建設業	7.1	6.3	6.0	6.2	6.3	6.3	6.8	6.4	6.6	6.9	7.1	7.3	7.0	6.8	6.9	6.5	6.2	6.6	6.4
F 製造業	9.3	9.0	8.6	8.6	8.7	9.1	9.3	9.8	10.2	10.7	10.7	11.1	11.1	10.8	10.8	10.5	10.6	10.5	10.3
G 電気・ガス・熱供給・水道業	12.9	12.1	12.3	12.5	12.7	12.6	12.6	12.8	14.1	15.2	13.8	16.0	14.1	15.3	15.4	16.1	15.5	15.2	15.1
H 運輸・通信業	9.5	9.4	8.7	9.0	8.7	9.4	9.4	10.3	11.2	10.1	9.7	10.0	9.8	10.8	9.3	10.7	10.1	7.9	8.8
I 卸売・小売業，飲食店	5.7	5.3	5.3	5.1	5.2	5.5	6.0	5.9	6.0	5.7	6.2	6.5	6.3	7.1	7.0	6.4	6.4	6.0	6.5
J 金融・保険業	7.2	6.5	5.9	6.0	6.0	5.7	7.0	6.8	7.7	8.2	7.5	7.8	8.4	8.5	8.4	7.9	8.0	7.4	7.0
K 不動産業	7.6	7.2	6.7	6.6	7.6	7.2	7.1	8.2	7.1	7.5	8.2	8.3	8.6	9.0	7.8	8.1	7.8	8.0	7.9
L サービス業	7.1	7.3	6.4	6.8	6.8	7.2	7.4	7.8	8.1	8.7	8.8	9.1	9.0	8.8	8.3	8.6	8.4	8.6	8.7

産業・企業規模＼年	16	17	18	19	20[2]
T 調査産業計	**8.5**	**8.4**	**8.4**	**8.3**	**8.2**
1,000人以上	10.4	9.9	10.2	9.7	10.0
100～999人	7.5	7.6	7.6	7.6	7.6
300～999人	7.6	7.9	7.9	7.7	8.0
100～299人	7.5	7.3	7.3	7.4	7.3
30～99人	7.2	7.2	7.2	7.1	7.0
D 鉱業	10.3	11.0	11.6	11.7	11.5
E 建設業	6.4	6.3	6.2	6.4	6.2
F 製造業	10.1	9.9	10.2	9.6	9.9
G 電気・ガス・熱供給・水道業	15.4	15.3	14.9	15.3	14.9
H 情報通信業	9.9	9.9	9.7	9.5	10.0
I 運輸業	8.9	8.5	8.5	8.4	8.4
J 卸売・小売業	5.9	5.9	5.9	6.1	6.0
K 金融・保険業	8.0	8.3	7.7	8.1	8.0
L 不動産業	7.4	7.8	7.6	7.3	7.0
M 飲食店，宿泊業	4.7	5.0	4.4	4.2	4.7
N 医療，福祉	5.7	5.6	6.3	5.9	6.4
O 教育，学習支援業	7.2	6.8	7.1	7.0	7.5
Q サービス業（他に分類されないもの）	8.4	8.1	8.2	7.9	7.9

産業・企業規模＼年	21	22	23	24	25	26	27[3]	28	29	30
T 調査産業計	**8.5**	**8.5**	**8.6**	**9.0**	**8.6**	**9.0**	**8.8**	**8.8**	**9.0**	**9.3**
1,000人以上	10.6	10.2	10.5	10.9	10.6	10.8	10.1	10.4	10.6	11.2
100～999人	7.9	7.9	8.1	8.2	7.8	8.4	8.3	8.2	8.4	8.5
300～999人	7.9	8.1	8.4	8.6	8.2	8.7	8.7	8.5	8.8	8.6
100～299人	7.9	7.8	7.7	7.7	7.5	8.1	8.0	7.9	8.2	8.4
30～99人	6.5	6.9	7.0	7.2	6.8	7.4	7.6	7.4	7.5	7.7
C 鉱業，採石業，砂利採取業	11.0	11.6	10.9	10.4	10.9	11.2	10.3	10.4	10.4	11.6
D 建設業	7.0	7.1	6.7	6.9	6.6	7.4	7.1	6.8	6.9	7.0
E 製造業	10.0	9.9	9.8	10.3	10.2	10.3	10.1	10.4	10.7	11.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	14.6	14.6	14.8	14.4	14.3	14.0	13.6	13.8	14.0	14.2
G 情報通信業	10.1	10.3	10.7	11.4	10.8	11.0	10.3	10.7	11.2	11.5
H 運輸業，郵便業	10.2	8.4	8.7	10.3	8.7	9.2	9.3	8.5	8.6	9.3
I 卸売業，小売業	6.1	6.0	6.4	6.4	6.0	6.5	6.4	6.4	6.4	6.5
J 金融業，保険業	8.2	8.5	9.3	9.6	9.7	10.5	9.5	9.5	10.4	11.2
K 不動産業，物品賃貸業	6.9	7.2	7.3	7.4	7.6	7.6	7.3	7.1	7.8	8.6
L 学術研究，専門・技術サービス業	8.8	9.7	9.6	9.4	9.2	9.4	9.7	9.6	10.4	10.1
M 宿泊業，飲食サービス業	4.5	5.0	5.2	6.1	4.9	6.7	5.4	5.2	5.4	5.2
N 生活関連サービス業，娯楽業	6.6	6.5	7.1	7.0	6.3	6.3	6.5	6.2	6.6	6.7
O 教育，学習支援業	6.3	6.6	6.8	6.8	7.5	6.9	7.2	7.6	7.0	8.0
P 医療，福祉	5.2	6.4	6.1	7.1	6.9	6.6	8.6	8.4	8.8	8.9
Q 複合サービス事業	…	…	…	…	…	…	6.3	12.4	12.5	13.0
R サービス業（他に分類されないもの）	7.9	8.7	9.2	8.5	8.1	8.2	8.5	8.0	8.5	9.5

注：1)　１年間に実際に取得した日数である。
2)　平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」に範囲を拡大した。
3)　平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列13表　産業・企業規模別、労働者１人平均年次有給休暇の取得率

（単位：%）

産業・企業規模＼年	昭和59年	60	61	62	63	平成元年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	13	14	15
T 調査産業計	**55.6**	**51.6**	**50.3**	**50.2**	**50.0**	**51.5**	**52.9**	**54.6**	**56.1**	**56.1**	**53.9**	**55.2**	**54.1**	**53.8**	**51.8**	**50.5**	**49.5**	**48.4**	**48.1**
1,000人以上	57.3	54.5	51.8	51.6	51.2	53.7	54.7	58.3	59.6	59.8	56.8	58.7	58.5	60.0	56.7	56.5	54.6	51.7	53.1
100～999人	54.8	49.2	49.2	49.1	49.2	49.7	52.1	52.2	53.2	52.4	51.1	52.2	50.4	49.5	48.9	47.3	46.5	46.1	45.5
300～999人	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	51.9	51.8	49.8	50.2	50.9	49.3	47.6	46.2	45.2
100～299人	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	50.4	52.7	51.1	48.7	46.9	45.5	45.4	46.1	45.8
30～99人	53.2	49.3	48.8	48.1	48.7	49.4	50.1	50.3	51.5	52.8	51.9	51.9	50.3	48.0	45.9	43.7	44.6	45.6	43.1
D 鉱業	70.4	69.9	72.8	72.9	68.7	60.8	67.7	65.8	66.4	65.8	66.7	58.3	67.4	56.8	59.9	63.3	58.3	57.8	56.2
E 建設業	51.1	43.3	41.3	42.4	43.3	42.7	44.0	42.5	43.1	45.2	43.8	44.4	42.0	41.3	42.0	37.4	34.9	36.3	35.1
F 製造業	60.3	58.0	56.5	54.9	55.1	57.0	58.9	61.1	62.6	63.5	61.1	62.2	61.5	60.5	59.6	57.4	56.6	56.2	54.8
G 電気・ガス・熱供給・水道業	67.7	63.4	63.7	65.1	66.3	67.6	67.0	67.0	73.6	79.3	70.3	81.5	72.5	77.9	77.7	80.2	78.7	77.1	76.7
H 運輸・通信業	64.1	62.2	60.3	58.7	55.9	59.6	59.4	64.6	67.4	61.1	58.5	59.7	58.1	62.7	54.2	61.6	58.2	47.1	51.1
I 卸売・小売業，飲食店	43.4	36.6	37.2	37.0	36.5	37.3	40.1	39.6	40.4	38.0	39.3	39.5	37.8	42.3	41.2	37.0	37.1	33.7	36.8
J 金融・保険業	42.0	37.4	34.1	34.7	34.8	33.6	39.5	37.0	41.1	44.3	40.9	43.1	45.7	46.6	45.9	42.1	43.6	39.6	35.6
K 不動産業	54.8	50.8	47.8	50.4	53.0	51.5	51.2	54.2	46.8	48.5	49.6	49.7	51.2	51.7	47.6	46.7	46.5	45.3	46.9
L サービス業	54.8	54.6	51.4	51.9	50.5	55.0	54.0	55.7	56.0	58.9	54.9	56.7	54.5	51.9	49.7	50.0	48.0	50.4	49.8

産業・企業規模＼年	16	17	18	19	20[2]
T 調査産業計	**47.4**	**46.6**	**47.1**	**46.6**	**46.7**
1,000人以上	53.9	52.1	53.4	51.7	53.1
100～999人	42.9	42.9	43.1	43.4	43.8
300～999人	42.3	43.8	43.4	43.0	45.0
100～299人	43.6	42.1	42.8	43.9	42.8
30～99人	43.3	42.7	42.8	43.0	42.4
D 鉱業	57.1	60.6	63.1	61.0	62.0
E 建設業	35.9	35.0	34.8	34.9	35.3
F 製造業	53.9	53.0	54.9	53.1	54.0
G 電気・ガス・熱供給・水道業	77.9	77.3	75.0	77.5	76.3
H 情報通信業	54.5	54.0	53.2	53.6	54.8
I 運輸業	51.9	49.9	49.8	49.9	49.6
J 卸売・小売業	33.6	33.5	33.6	34.6	34.6
K 金融・保険業	42.3	43.2	40.2	43.0	42.0
L 不動産業	42.4	46.8	42.7	43.0	42.7
M 飲食店，宿泊業	30.2	31.1	27.0	26.9	29.8
N 医療，福祉	38.8	39.6	41.5	41.4	42.7
O 教育，学習支援業	44.6	42.4	43.4	43.0	44.0
Q サービス業（他に分類されないもの）	49.9	48.1	48.3	47.9	48.3

産業・企業規模＼年	21	22	23	24	25	26	27[3]	28	29	30
T 調査産業計	**47.4**	**47.1**	**48.1**	**49.3**	**47.1**	**48.8**	**47.6**	**48.7**	**49.4**	**51.1**
1,000人以上	53.7	53.5	55.3	56.5	54.6	55.6	52.2	54.7	55.3	58.4
100～999人	45.1	45.0	45.4	45.5	43.4	45.9	46.0	45.9	47.2	47.6
300～999人	44.1	44.9	46.0	47.1	44.6	47.0	47.1	47.1	48.0	47.6
100～299人	46.0	45.0	44.7	44.0	42.3	44.9	44.9	44.8	46.5	47.6
30～99人	40.0	41.0	41.8	42.2	40.1	42.2	43.2	43.7	43.8	44.3
C 鉱業，採石業，砂利採取業	59.4	63.0	58.6	56.7	60.0	60.1	57.0	57.7	57.0	62.9
D 建設業	38.9	38.1	37.2	37.7	36.1	40.3	38.1	38.2	38.0	38.5
E 製造業	54.5	53.2	53.0	54.2	54.0	54.0	52.8	55.4	56.2	58.4
F 電気・ガス・熱供給・水道業	74.4	74.2	75.2	73.6	71.1	70.6	69.8	71.3	71.8	72.9
G 情報通信業	54.8	54.6	57.5	60.9	55.0	57.7	55.0	55.5	58.9	59.8
H 運輸業，郵便業	52.7	48.9	49.8	56.7	49.8	50.5	51.1	48.2	49.0	51.4
I 卸売業，小売業	34.3	34.6	36.5	35.8	33.5	36.4	34.5	35.5	34.9	35.8
J 金融業，保険業	41.2	43.3	48.4	48.4	50.0	52.8	49.0	49.0	51.5	58.3
K 不動産業，物品賃貸業	40.4	42.2	42.7	42.2	42.2	41.6	42.6	40.9	43.7	49.9
L 学術研究，専門・技術サービス業	49.7	53.3	52.8	50.5	49.8	50.9	51.7	51.6	57.6	54.7
M 宿泊業，飲食サービス業	29.4	31.4	32.5	37.4	29.8	40.1	32.2	32.6	32.8	32.5
N 生活関連サービス業，娯楽業	42.1	42.0	44.4	42.9	38.4	37.1	38.2	39.4	38.9	36.5
O 教育，学習支援業	38.7	39.5	41.0	40.0	43.6	38.2	38.6	41.0	37.2	43.3
P 医療，福祉	36.3	44.0	42.5	47.5	46.1	45.4	50.8	50.2	52.5	52.2
Q 複合サービス事業	…	…	…	…	…	…	32.4	63.7	64.6	64.7
R サービス業（他に分類されないもの）	49.4	52.7	56.0	50.3	46.7	46.5	48.8	47.9	49.9	54.8

注：1)　「取得率」は、（取得日数計／付与日数計）×100(%)である。
2)　平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」に範囲を拡大した。
3)　平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列14表　産業・企業規模別、年次有給休暇の計画的付与制度がある企業割合

（単位：%）

産業・企業規模＼年	昭和59年	60	61	62	63	平成元年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	13	14	15
T 調査産業計	・	・	・	・	**14.2**	**12.8**	**13.3**	**14.8**	…	…	**16.3**	**17.5**	…	**18.5**	**19.5**	**17.6**	**16.0**	**13.0**	**12.7**
1,000人以上	・	・	・	・	26.5	29.6	35.7	37.5	…	…	38.7	41.4	…	42.9	45.2	41.8	37.6	34.4	31.7
100～999人	・	・	・	・	14.8	17.2	18.3	21.7	…	…	19.6	19.4	…	23.7	23.7	23.0	21.5	20.5	20.5
300～999人	・	・	・	・	…	…	…	…	…	…	26.6	27.2	…	29.9	27.8	29.6	27.3	25.8	25.8
100～299人	・	・	・	・	…	…	…	…	…	…	17.5	17.1	…	21.8	22.5	20.9	19.8	18.8	18.8
30～99人	・	・	・	・	13.5	10.4	10.6	11.3	…	…	14.2	15.8	…	15.7	17.0	14.7	13.2	9.3	9.0
D 鉱業	・	・	・	・	9.6	11.8	5.7	6.5	…	…	16.6	14.2	…	18.1	13.2	21.4	9.9	13.6	12.2
E 建設業	・	・	・	・	18.0	9.3	15.8	14.3	…	…	19.2	18.5	…	14.2	14.3	11.4	6.6	10.4	10.0
F 製造業	・	・	・	・	12.1	12.9	12.7	15.6	…	…	17.6	20.0	…	18.8	18.6	16.5	17.0	18.0	16.6
G 電気・ガス・熱供給・水道業	・	・	・	・	14.9	14.7	21.4	14.9	…	…	14.1	20.3	…	25.5	22.3	25.1	18.6	10.3	10.0
H 運輸・通信業	・	・	・	・	9.0	5.7	9.6	11.0	…	…	8.7	13.0	…	13.7	15.5	13.0	13.3	6.4	6.4
I 卸売・小売業，飲食店	・	・	・	・	16.1	16.8	13.8	15.8	…	…	19.6	18.2	…	17.8	22.4	20.6	17.2	9.2	10.3
J 金融・保険業	・	・	・	・	38.8	38.9	45.3	45.3	…	…	43.4	40.5	…	54.5	52.6	48.7	47.3	31.6	28.6
K 不動産業	・	・	・	・	25.6	18.5	24.3	19.2	…	…	18.1	13.1	…	37.3	23.9	32.7	25.8	14.1	10.6
L サービス業	・	・	・	・	16.0	12.6	12.0	11.5	…	…	9.8	11.3	…	22.0	22.2	21.0	19.5	12.6	12.8

産業・企業規模＼年	16	17	18	19	20[1)]
T 調査産業計	**14.4**	**14.8**	**16.3**	**17.0**	**15.7**
1,000人以上	30.4	31.6	31.7	32.5	31.4
100～999人	18.2	16.3	18.2	19.6	18.0
300～999人	23.5	22.4	24.1	25.0	24.0
100～299人	16.5	14.4	16.3	17.9	16.1
30～99人	12.3	13.7	15.0	15.5	14.5
D 鉱業	1.9	6.3	4.7	5.7	8.3
E 建設業	11.4	13.4	15.1	15.0	18.7
F 製造業	19.5	19.4	19.1	17.7	20.8
G 電気・ガス・熱供給・水道業	10.2	12.9	15.2	19.3	17.1
H 情報通信業	19.5	14.6	22.5	20.3	20.1
I 運輸業	11.6	11.4	12.0	11.3	8.3
J 卸売・小売業	13.4	10.7	14.9	13.7	14.8
K 金融・保険業	32.4	28.1	39.2	34.8	30.7
L 不動産業	12.0	8.2	19.9	18.1	11.2
M 飲食店，宿泊業	6.7	6.1	6.5	11.0	5.2
N 医療，福祉	9.6	9.4	10.2	10.0	11.5
O 教育，学習支援業	8.4	12.6	14.5	14.0	13.3
Q サービス業（他に分類されないもの）	10.1	16.8	16.3	25.2	13.3

産業・企業規模＼年	21	22	23	24	25	26	27[2)]	28	29	30
T 調査産業計	**17.2**	**17.0**	**16.9**	**15.4**	**19.6**	**23.6**	**16.0**	**15.5**	**18.4**	**19.1**
1,000人以上	35.1	35.1	33.2	31.8	32.8	36.3	26.6	29.8	29.7	28.8
100～999人	22.3	20.4	21.4	18.9	24.2	27.5	20.6	20.4	22.6	23.6
300～999人	25.3	25.2	22.9	22.7	25.1	31.3	24.1	25.2	26.0	24.9
100～299人	21.4	19.0	21.0	17.7	23.9	26.4	19.5	18.8	21.4	23.2
30～99人	14.9	15.3	14.8	13.6	17.5	21.8	13.9	13.2	16.4	17.0
C 鉱業，採石業，砂利採取業	16.4	11.8	16.5	12.6	21.3	11.2	15.6	5.3	5.7	10.9
D 建設業	11.6	15.0	17.5	20.0	20.6	26.1	19.3	15.7	20.8	14.7
E 製造業	22.4	19.8	21.1	17.7	22.5	27.1	21.8	21.3	22.2	24.2
F 電気・ガス・熱供給・水道業	17.1	18.2	18.6	13.8	19.1	21.3	9.6	15.6	16.2	14.1
G 情報通信業	23.0	24.9	22.8	24.1	27.6	26.8	24.8	24.5	28.8	21.5
H 運輸業，郵便業	13.9	10.1	7.1	12.0	13.7	21.4	4.6	5.8	7.4	14.9
I 卸売業，小売業	14.3	19.2	15.7	14.8	18.6	21.5	15.9	16.3	17.9	22.5
J 金融業，保険業	34.7	39.5	34.7	34.1	36.6	41.7	40.1	38.9	44.5	34.6
K 不動産業，物品賃貸業	18.5	14.5	17.7	15.2	17.8	30.4	20.7	16.2	22.3	14.6
L 学術研究，専門・技術サービス業	24.0	21.4	29.7	21.3	30.8	28.5	21.2	21.2	26.8	22.0
M 宿泊業，飲食サービス業	12.4	11.1	11.2	8.0	19.5	22.3	14.7	10.4	17.7	12.3
N 生活関連サービス業，娯楽業	12.8	10.5	11.5	11.2	12.2	17.5	17.0	11.3	19.4	9.4
O 教育，学習支援業	20.4	15.9	22.4	10.1	17.7	23.1	19.1	15.1	20.0	21.2
P 医療，福祉	13.0	12.2	16.4	9.2	18.4	18.7	9.1	12.7	13.8	17.0
Q 複合サービス事業	…	…	…	…	…	…	15.9	15.6	19.5	18.6
R サービス業（他に分類されないもの）	17.2	13.5	14.3	13.3	15.7	18.8	11.0	10.7	16.2	16.9

注：1)　平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」に範囲を拡大した。
2)　平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列15表　産業・企業規模別、１企業平均年次有給休暇の計画的付与日数

（単位：日）

産業・企業規模＼年	昭和59年	60	61	62	63	平成元年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	13	14	15
T 調査産業計	・	・	・	・	**4.2**	**4.2**	**4.4**	**4.3**	…	…	**4.2**	**4.0**	…	**4.5**	**4.1**	**4.1**	**3.9**	**4.3**	**4.1**
1,000人以上	・	・	・	・	3.3	3.2	3.7	3.5	…	…	4.3	4.1	…	4.2	4.5	4.3	3.9	3.9	4.0
100～999人	・	・	・	・	3.8	3.8	3.6	3.9	…	…	3.9	3.6	…	3.9	3.9	3.9	3.7	4.3	4.2
300～999人	・	・	・	・	…	…	…	…	…	…	3.8	3.6	…	3.7	3.6	4.0	3.8	4.2	4.4
100～299人	・	・	・	・	…	…	…	…	…	…	3.9	3.5	…	4.0	4.0	3.9	3.7	4.4	4.0
30～99人	・	・	・	・	4.4	4.6	5.0	4.8	…	…	4.3	4.3	…	4.8	4.2	4.2	4.0	4.3	4.1
D 鉱業	・	・	・	・	3.4	3.8	2.3	6.6	…	…	5.2	4.4	…	5.3	4.4	4.1	3.0	2.0	2.6
E 建設業	・	・	・	・	3.5	6.2	5.0	4.3	…	…	3.7	4.1	…	4.5	4.5	4.7	5.0	4.0	4.5
F 製造業	・	・	・	・	4.1	3.6	3.8	3.8	…	…	4.2	3.7	…	3.9	3.8	3.7	3.6	4.2	4.0
G 電気・ガス・熱供給・水道業	・	・	・	・	3.9	2.8	3.8	4.4	…	…	4.7	3.4	…	3.5	3.6	3.1	3.4	4.2	5.1
H 運輸・通信業	・	・	・	・	5.5	3.5	4.3	4.8	…	…	4.0	5.1	…	5.3	5.8	4.4	4.6	4.7	4.1
I 卸売・小売業，飲食店	・	・	・	・	4.6	4.6	4.3	4.5	…	…	4.1	4.1	…	4.5	3.4	3.8	3.6	4.5	4.2
J 金融・保険業	・	・	・	・	3.6	3.5	3.9	4.4	…	…	4.7	4.3	…	5.0	5.0	5.0	4.8	5.2	6.1
K 不動産業	・	・	・	・	4.4	4.4	4.4	4.3	…	…	5.5	4.2	…	5.4	4.7	4.6	5.0	5.1	5.4
L サービス業	・	・	・	・	4.2	4.5	5.7	5.7	…	…	4.8	4.3	…	4.9	4.2	4.5	4.0	4.4	4.0

産業・企業規模＼年	16	17	18	19	20[1)]
T 調査産業計	**4.3**	**4.2**	**4.5**	**4.4**	**4.1**
1,000人以上	4.5	4.4	4.1	4.8	4.3
100～999人	4.0	4.2	4.3	4.6	4.0
300～999人	4.5	4.3	4.3	4.7	4.2
100～299人	3.7	4.2	4.3	4.5	3.9
30～99人	4.5	4.2	4.7	4.3	4.1
D 鉱業	3.5	4.4	6.0	7.2	2.9
E 建設業	4.2	4.6	5.3	5.9	4.6
F 製造業	3.7	4.0	3.9	3.9	3.6
G 電気・ガス・熱供給・水道業	3.3	3.5	3.8	4.5	3.6
H 情報通信業	3.8	3.7	4.1	4.4	3.3
I 運輸業	5.2	4.4	4.3	6.3	4.0
J 卸売・小売業	5.6	4.0	5.3	3.5	4.5
K 金融・保険業	5.9	5.9	5.6	6.2	5.4
L 不動産業	4.5	4.0	5.0	6.1	3.9
M 飲食店，宿泊業	5.5	7.4	5.0	4.7	5.1
N 医療，福祉	4.0	4.1	3.5	6.0	5.1
O 教育，学習支援業	4.3	4.7	4.3	4.7	5.1
Q サービス業（他に分類されないもの）	3.8	4.3	4.7	4.5	4.5

産業・企業規模＼年	21	22	23	24	25	26	27[2)]	28	29	30
T 調査産業計	**5.0**	**5.0**	**4.8**	**4.7**	**5.2**	**5.4**	**5.3**	**4.6**	**5.0**	**4.9**
1,000人以上	4.4	4.5	4.5	5.9	5.2	5.2	4.9	4.7	4.8	5.0
100～999人	4.7	4.5	4.5	4.2	5.0	5.1	5.0	4.8	4.8	5.0
300～999人	4.6	4.5	4.5	4.2	4.8	4.9	4.8	4.6	4.7	4.7
100～299人	4.7	4.5	4.4	4.2	5.1	5.1	5.0	4.8	4.8	5.2
30～99人	5.2	5.2	5.0	4.9	5.3	5.5	5.6	4.5	5.1	4.9
C 鉱業，採石業，砂利採取業	4.6	6.0	7.0	6.3	27.6	8.2	6.5	8.6	7.0	7.5
D 建設業	4.7	4.9	5.0	4.3	5.6	4.8	4.6	4.8	4.6	3.6
E 製造業	4.6	4.8	4.0	4.0	4.4	5.4	4.6	4.0	4.3	4.5
F 電気・ガス・熱供給・水道業	4.1	5.3	4.1	4.0	17.1	5.3	3.9	5.2	3.7	5.8
G 情報通信業	5.1	3.9	4.2	3.7	4.7	4.8	5.1	5.2	5.0	5.1
H 運輸業，郵便業	4.3	5.7	5.5	6.2	5.4	5.7	3.8	3.9	5.7	5.7
I 卸売業，小売業	5.2	5.0	4.9	4.8	5.1	5.6	5.4	4.4	5.0	5.1
J 金融業，保険業	5.4	5.1	5.5	8.0	6.0	5.7	5.7	5.7	5.7	6.1
K 不動産業，物品賃貸業	5.5	5.2	5.4	4.5	6.5	6.1	5.6	4.7	5.1	6.0
L 学術研究，専門・技術サービス業	4.6	4.4	5.9	4.2	4.3	5.0	5.0	5.0	4.3	4.5
M 宿泊業，飲食サービス業	6.7	5.7	7.7	7.0	6.5	5.0	5.0	3.8	4.4	5.5
N 生活関連サービス業，娯楽業	5.9	4.6	4.8	4.9	7.0	5.2	6.0	3.6	7.3	4.9
O 教育，学習支援業	5.8	5.2	4.9	6.4	8.2	6.8	6.9	7.3	5.4	6.8
P 医療，福祉	4.9	5.1	6.1	4.6	6.1	6.8	8.3	5.4	6.3	4.8
Q 複合サービス事業	…	…	…	…	…	…	5.5	4.4	5.1	5.1
R サービス業（他に分類されないもの）	5.2	5.7	5.4	4.9	5.0	5.1	5.2	4.9	4.4	4.8

注：1)　平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」に範囲を拡大した。
2)　平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列16表　産業・企業規模別、１年単位の変形労働時間制を採用している企業割合

（単位：%）

産業・企業規模＼年	昭和59年	60	61	62	63	平成元年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	13	14	15
T 調査産業計	・	・	・	・	**0.1**	**0.3**	**0.6**	**1.0**	**1.5**	**1.6**	**7.6**	**8.7**	**15.1**	**35.9**	**34.3**	**33.3**	**36.3**	**42.8**	**39.8**
1,000人以上	・	・	・	・	1.0	1.3	1.7	1.9	2.3	2.7	14.9	14.3	16.8	18.8	20.5	19.8	20.3	22.7	22.7
100～999人	・	・	・	・	0.4	0.7	0.6	1.4	1.6	2.4	11.4	12.7	17.2	32.4	34.8	33.2	37.0	36.5	35.5
300～999人	・	・	・	・	…	…	…	…	3.5	3.2	16.7	16.2	19.1	25.2	29.6	28.4	30.5	31.1	32.6
100～299人	・	・	・	・	…	…	…	…	1.1	2.1	9.8	11.6	16.7	34.6	36.3	34.7	39.0	38.3	36.4
30～99人	・	・	・	・	－	0.2	0.6	0.8	1.4	1.3	5.8	6.8	14.1	37.9	34.6	33.7	36.5	45.9	42.0
D 鉱業	・	・	・	・	－	－	2.0	－	－	－	8.1	12.0	15.0	52.0	54.4	41.3	48.4	65.3	64.0
E 建設業	・	・	・	・	－	－	0.1	0.1	0.4	0.4	5.8	8.2	19.6	52.6	46.6	40.3	46.8	62.3	52.9
F 製造業	・	・	・	・	0.2	0.6	0.6	1.8	1.4	2.0	11.4	12.8	20.3	41.3	45.3	44.7	46.5	49.0	46.6
G 電気・ガス・熱供給・水道業	・	・	・	・	－	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	7.0	10.9	12.4	24.7	15.1	18.7	19.9	24.2	23.2
H 運輸・通信業	・	・	・	・	0.4	0.4	0.1	0.0	4.0	3.5	5.2	5.3	11.3	34.5	24.2	22.7	32.2	45.9	50.7
I 卸売・小売業，飲食店	・	・	・	・	0.0	0.2	1.2	1.0	1.0	0.7	5.7	5.7	12.4	33.2	26.1	27.7	29.8	38.3	33.1
J 金融・保険業	・	・	・	・	0.2	0.2	－	－	1.4	1.1	1.2	3.2	3.5	3.0	6.6	8.8	5.2	0.5	1.2
K 不動産業	・	・	・	・	－	－	－	－	－	2.0	4.8	3.0	4.2	9.2	14.0	11.1	9.5	24.8	18.0
L サービス業	・	・	・	・	0.0	0.0	0.6	0.3	1.6	1.4	4.2	5.1	4.9	19.9	21.8	20.9	21.2	27.0	24.8

産業・企業規模＼年	16	17	18	19	20[2)]
T 調査産業計	**36.9**	**36.4**	**39.5**	**38.4**	**35.8**
1,000人以上	23.8	24.4	23.0	24.7	24.4
100～999人	36.0	34.9	35.9	37.3	35.5
300～999人	32.9	30.6	31.8	31.1	30.2
100～299人	36.9	36.3	37.2	39.3	37.1
30～99人	37.7	37.3	41.5	39.3	36.2
D 鉱業	63.9	54.8	56.9	41.5	51.7
E 建設業	53.8	52.0	55.2	53.7	55.6
F 製造業	46.4	45.3	53.7	52.0	45.0
G 電気・ガス・熱供給・水道業	23.3	22.5	21.6	22.4	26.8
H 情報通信業	5.4	5.3	5.2	6.3	12.0
I 運輸業	39.3	40.6	37.8	40.4	44.6
J 卸売・小売業	34.3	29.4	33.0	31.2	29.9
K 金融・保険業	2.3	3.6	2.6	2.5	2.6
L 不動産業	29.6	17.9	12.7	20.9	23.1
M 飲食店，宿泊業	25.1	35.9	27.8	25.0	22.7
N 医療，福祉	16.9	17.4	16.8	17.5	10.1
O 教育，学習支援業	43.6	43.6	47.1	51.0	50.9
Q サービス業（他に分類されないもの）	21.4	24.4	25.4	26.6	23.9

産業・企業規模＼年	21	22	23	24	25	26	27[3)]	28	29	30
T 調査産業計	**35.6**	**37.0**	**36.9**	**33.3**	**32.3**	**35.4**	**30.6**	**34.7**	**33.8**	**35.3**
1,000人以上	24.6	25.6	24.4	22.7	20.9	21.0	20.6	22.3	23.1	22.0
100～999人	34.5	34.6	34.7	36.1	32.6	36.2	31.3	32.8	31.4	31.3
300～999人	31.3	30.3	32.2	32.6	30.4	31.6	27.3	28.5	27.1	29.9
100～299人	35.5	35.9	35.4	37.2	33.3	37.5	32.6	34.2	32.7	31.8
30～99人	36.4	38.2	38.0	32.6	32.5	35.5	30.6	35.8	35.0	37.4
C 鉱業，採石業，砂利採取業	61.1	69.5	73.0	66.9	59.8	58.4	67.6	65.8	64.2	66.2
D 建設業	54.4	46.8	47.3	48.6	46.5	47.3	41.2	50.6	51.0	56.1
E 製造業	45.3	48.6	50.7	48.4	49.3	51.6	47.9	55.3	52.6	51.2
F 電気・ガス・熱供給・水道業	27.4	26.3	27.4	24.5	24.6	24.9	25.7	25.7	29.5	27.4
G 情報通信業	10.3	11.7	8.2	7.9	7.4	8.6	3.9	3.8	4.6	8.9
H 運輸業，郵便業	45.3	46.5	48.6	41.1	33.3	40.8	48.4	51.7	47.4	50.1
I 卸売業，小売業	33.3	34.9	33.1	28.7	27.8	32.4	26.0	34.6	34.5	34.9
J 金融業，保険業	2.6	3.8	2.1	4.6	2.9	2.9	3.8	5.3	3.9	4.6
K 不動産業，物品賃貸業	31.5	31.9	27.7	21.8	21.1	21.1	28.0	31.5	24.1	21.6
L 学術研究，専門・技術サービス業	19.3	26.3	24.7	15.3	14.8	16.8	20.8	20.1	20.0	14.0
M 宿泊業，飲食サービス業	18.9	16.6	20.9	15.5	15.1	20.9	23.2	16.1	17.0	26.1
N 生活関連サービス業，娯楽業	28.6	27.5	28.9	29.6	24.1	24.0	27.8	34.0	36.2	25.3
O 教育，学習支援業	39.4	39.8	37.2	41.8	42.9	43.1	34.0	40.7	39.9	43.0
P 医療，福祉	9.1	20.0	19.0	12.8	11.6	14.3	11.8	13.5	14.3	21.8
Q 複合サービス事業	…	…	…	…	…	…	29.4	31.6	33.7	29.3
R サービス業（他に分類されないもの）	21.8	26.6	19.8	21.2	23.9	25.6	22.1	27.2	27.3	25.3

注：1)　平成5年までは「3か月単位の変形労働時間制」の数値である。（労働基準法の改正により、平成6年4月から最長の変形期間が3か月から1年に延長された。）
2)　平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」に範囲を拡大した。
3)　平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列17表　産業・企業規模別、１か月単位の変形労働時間制を採用している企業割合

（単位：%）

産業・企業規模＼年	昭和59年	60	61	62	63	平成元年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	13	14	15
T 調査産業計	・	・	・	・	**6.0**	**8.4**	**10.7**	**14.8**	**23.3**	**22.7**	**21.2**	**18.3**	**22.4**	**16.3**	**17.5**	**16.6**	**15.5**	**14.8**	**14.5**
1,000人以上	・	・	・	・	18.3	22.1	23.4	28.3	31.8	33.5	34.3	34.5	34.3	33.0	29.9	30.5	34.1	37.0	34.1
100～999人	・	・	・	・	10.0	13.6	15.6	18.7	25.3	22.6	21.3	20.8	22.7	19.4	21.8	22.1	19.6	18.9	18.8
300～999人	・	・	・	・	…	…	…	…	26.4	27.4	22.3	24.0	25.5	23.8	26.7	26.2	24.7	26.3	26.9
100～299人	・	・	・	・	…	…	…	…	25.0	21.1	21.0	19.8	21.8	18.1	20.3	20.9	18.0	16.6	16.2
30～99人	・	・	・	・	4.0	5.9	8.4	12.8	22.2	22.4	20.7	16.8	21.9	14.6	15.4	14.0	13.4	12.5	12.2
D 鉱業	・	・	・	・	3.8	1.7	5.3	14.8	23.5	14.9	16.5	17.2	26.8	24.4	15.0	17.7	21.3	7.7	7.8
E 建設業	・	・	・	・	0.5	3.8	6.0	8.0	30.6	24.1	29.0	20.4	26.9	14.2	14.1	12.3	8.4	10.4	9.7
F 製造業	・	・	・	・	7.6	9.6	11.5	17.2	25.9	23.4	21.4	19.1	21.4	12.5	12.2	10.9	10.0	10.1	9.3
G 電気・ガス・熱供給・水道業	・	・	・	・	6.6	9.3	14.7	19.7	17.9	19.7	32.3	37.1	37.2	32.5	34.4	35.2	35.3	37.3	34.2
H 運輸・通信業	・	・	・	・	15.0	15.1	26.6	30.3	34.4	34.7	26.1	28.7	33.9	28.2	32.7	33.6	30.9	27.3	23.0
I 卸売・小売業，飲食店	・	・	・	・	2.3	4.2	6.2	8.3	13.1	16.2	16.4	14.0	18.8	17.3	20.6	18.7	18.7	16.0	17.3
J 金融・保険業	・	・	・	・	1.8	7.6	8.0	6.8	8.5	9.0	11.7	10.8	9.7	10.1	9.7	9.5	11.6	8.4	6.7
K 不動産業	・	・	・	・	1.9	2.0	2.6	1.7	10.9	13.1	14.2	13.0	12.9	12.7	13.1	20.2	23.4	31.9	33.2
L サービス業	・	・	・	・	5.4	10.7	8.0	13.1	17.4	21.3	17.9	13.6	19.2	17.5	18.0	18.2	18.4	16.9	18.1

産業・企業規模＼年	16	17	18	19	20[1]
T 調査産業計	**14.3**	**15.3**	**15.2**	**13.6**	**14.4**
1,000人以上	33.2	35.5	36.2	37.8	39.7
100～999人	17.8	18.7	19.1	19.0	21.4
300～999人	24.0	23.0	24.9	25.5	28.1
100～299人	15.9	17.4	17.3	16.9	19.3
30～99人	12.3	13.3	13.0	10.6	11.2
D 鉱業	14.8	20.9	19.2	26.7	21.3
E 建設業	8.8	8.4	10.7	8.8	4.8
F 製造業	8.8	9.4	7.7	7.8	10.2
G 電気・ガス・熱供給・水道業	30.9	33.8	36.9	43.7	34.9
H 情報通信業	12.2	14.0	15.4	17.6	8.9
I 運輸業	26.1	25.7	28.9	20.9	18.3
J 卸売・小売業	15.6	19.2	18.0	17.2	13.3
K 金融・保険業	11.7	13.1	12.8	13.3	17.4
L 不動産業	13.2	14.6	20.7	14.7	25.5
M 飲食店，宿泊業	29.7	30.9	31.2	29.1	36.1
N 医療，福祉	20.6	31.9	29.9	27.2	29.8
O 教育，学習支援業	12.1	11.3	18.9	12.5	15.8
Q サービス業（他に分類されないもの）	16.0	15.7	15.2	12.2	19.0

産業・企業規模＼年	21	22	23	24	25	26	27[2]	28	29	30
T 調査産業計	**15.5**	**15.3**	**14.1**	**15.8**	**16.6**	**17.9**	**20.3**	**23.9**	**20.9**	**22.3**
1,000人以上	38.3	40.2	38.5	41.1	40.6	40.6	36.6	41.7	45.0	46.8
100～999人	20.5	21.5	19.5	21.3	19.7	20.9	27.3	30.4	30.3	30.4
300～999人	24.7	27.3	27.5	31.9	29.7	29.3	32.4	35.0	36.6	35.6
100～299人	19.2	19.8	17.2	18.0	16.7	18.4	25.6	28.9	28.3	28.7
30～99人	13.0	12.4	11.4	13.0	14.8	16.1	17.2	20.8	16.5	18.1
C 鉱業，採石業，砂利採取業	17.1	12.5	15.5	10.8	15.3	13.7	13.7	13.0	13.0	16.0
D 建設業	8.0	13.7	9.3	6.6	7.5	9.8	10.4	14.4	9.7	4.9
E 製造業	9.4	9.6	8.1	10.1	7.5	8.0	7.9	10.2	7.4	8.8
F 電気・ガス・熱供給・水道業	41.4	41.5	40.3	39.6	41.2	46.1	42.9	43.4	45.2	46.3
G 情報通信業	8.2	7.1	6.9	8.6	8.5	7.7	10.9	13.2	9.8	13.9
H 運輸業，郵便業	22.9	22.5	19.3	16.6	18.3	27.3	20.4	22.6	23.0	28.4
I 卸売業，小売業	19.4	15.6	15.6	19.2	22.0	20.0	17.4	19.3	12.0	20.2
J 金融業，保険業	11.7	10.7	8.0	6.2	7.3	9.7	15.7	15.2	14.3	18.1
K 不動産業，物品賃貸業	16.8	14.8	15.0	18.9	22.9	18.9	28.8	22.7	28.9	21.2
L 学術研究，専門・技術サービス業	6.3	4.5	2.3	9.8	5.8	6.2	4.0	9.0	6.6	8.9
M 宿泊業，飲食サービス業	23.4	25.9	29.1	28.0	31.0	32.8	30.2	33.6	38.9	37.5
N 生活関連サービス業，娯楽業	26.6	21.1	21.5	19.6	28.0	29.8	23.7	29.7	29.2	22.5
O 教育，学習支援業	17.2	12.5	14.4	10.9	8.1	6.2	14.8	14.3	17.7	17.9
P 医療，福祉	22.8	24.4	26.3	36.5	39.4	43.2	49.2	54.0	46.4	47.3
Q 複合サービス事業	…	…	…	…	…	…	19.1	23.7	22.5	27.2
R サービス業（他に分類されないもの）	16.6	22.8	18.5	19.0	18.3	22.5	17.2	20.2	20.8	16.8

注：1)　平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」に範囲を拡大した。
2)　平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列18表　　産業・企業規模別、フレックスタイム制を採用している企業割合

（単位：%）

産業・企業規模＼年	昭和59年	60	61	62	63	平成元年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	13	14	15
T 調査産業計	・	・	・	・	**0.8**	**1.2**	**2.2**	**2.7**	**3.5**	**3.9**	**3.6**	**4.3**	**4.8**	**4.4**	**5.1**	**5.7**	**5.6**	**5.0**	**4.9**
1,000人以上	・	・	・	・	6.2	14.1	23.4	30.8	33.5	34.2	33.3	34.9	38.4	33.4	33.9	35.7	35.9	32.8	30.1
100～999人	・	・	・	・	1.3	2.3	4.0	4.3	6.3	6.8	6.5	7.4	9.0	6.9	7.7	8.8	10.3	8.3	10.2
300～999人	・	・	・	・	…	…	…	…	13.7	14.0	12.9	13.9	15.2	13.1	14.6	16.7	17.6	15.3	16.8
100～299人	・	・	・	・	…	…	…	…	4.1	4.5	4.5	5.4	7.2	5.0	5.6	6.4	8.1	6.1	8.1
30～99人	・	・	・	・	0.4	0.4	0.8	1.2	1.4	1.6	1.4	1.9	1.9	2.5	3.2	3.6	2.8	2.8	2.0
D 鉱業	・	・	・	・	－	2.0	0.4	0.8	2.9	6.3	3.9	3.8	6.0	4.8	4.9	4.2	7.6	2.6	2.6
E 建設業	・	・	・	・	0.3	0.4	0.4	1.9	1.0	0.5	0.8	1.1	1.5	0.7	2.7	2.8	1.6	2.4	2.7
F 製造業	・	・	・	・	0.6	1.4	2.2	2.8	3.9	4.5	4.6	4.7	4.9	4.9	5.6	6.0	6.3	5.6	5.8
G 電気・ガス・熱供給・水道業	・	・	・	・	－	3.9	7.8	9.4	8.8	10.2	10.8	11.6	11.6	8.6	9.3	11.5	11.8	8.7	9.0
H 運輸・通信業	・	・	・	・	1.6	1.3	1.7	1.2	0.2	0.6	3.6	2.0	1.3	1.9	4.7	3.1	3.9	0.7	2.8
I 卸売・小売業，飲食店	・	・	・	・	0.4	0.8	1.3	1.5	4.0	2.9	2.7	3.2	4.5	3.8	2.6	5.0	3.7	5.5	4.4
J 金融・保険業	・	・	・	・	0.6	2.2	2.2	3.8	6.1	3.2	4.2	7.2	3.3	5.6	9.6	8.5	7.0	12.8	7.5
K 不動産業	・	・	・	・	0.7	－	2.4	1.0	4.1	2.3	2.4	3.4	3.5	0.9	1.7	2.4	1.0	6.6	5.2
L サービス業	・	・	・	・	1.9	2.1	5.5	6.2	6.2	8.6	4.4	8.5	10.4	8.8	9.3	9.9	10.8	7.0	6.1

産業・企業規模＼年	16	17	18	19	20[1]
T 調査産業計	**5.9**	**6.8**	**6.3**	**6.2**	**4.9**
1,000人以上	31.6	32.5	31.2	29.4	30.6
100～999人	9.3	10.9	10.7	8.7	7.6
300～999人	18.1	17.1	19.7	14.3	14.1
100～299人	6.5	8.9	7.8	6.9	5.6
30～99人	3.7	4.4	3.8	4.4	3.3
D 鉱業	4.6	7.7	7.8	5.0	4.0
E 建設業	3.0	2.6	2.5	1.6	3.3
F 製造業	6.5	9.4	7.1	5.4	5.2
G 電気・ガス・熱供給・水道業	10.8	12.8	14.2	15.3	11.3
H 情報通信業	25.8	26.1	22.5	35.3	23.3
I 運輸業	4.7	2.7	5.0	3.7	2.8
J 卸売・小売業	3.7	4.7	4.8	4.9	4.0
K 金融・保険業	10.6	10.1	10.4	7.6	6.1
L 不動産業	4.0	4.9	4.3	3.2	5.9
M 飲食店，宿泊業	3.1	0.3	2.4	2.2	4.5
N 医療，福祉	4.4	4.5	4.0	10.7	7.5
O 教育，学習支援業	5.6	3.9	5.6	4.2	1.5
Q サービス業（他に分類されないもの）	5.7	6.9	7.0	6.1	3.7

産業・企業規模＼年	21	22	23	24	25	26	27[2]	28	29	30
T 調査産業計	**6.1**	**5.9**	**5.9**	**5.2**	**5.0**	**5.3**	**4.3**	**4.6**	**5.4**	**5.6**
1,000人以上	31.9	31.8	32.0	25.9	28.2	27.7	21.7	22.1	23.6	24.4
100～999人	10.6	10.1	10.7	9.7	9.2	9.3	8.4	7.9	8.3	8.4
300～999人	18.6	18.1	17.6	15.8	13.4	16.0	13.2	13.8	14.2	10.7
100～299人	8.2	7.7	8.6	7.8	7.9	7.3	6.9	6.0	6.4	7.6
30～99人	3.8	3.6	3.5	2.9	2.8	3.2	2.2	2.8	3.7	3.9
C 鉱業，採石業，砂利採取業	0.7	3.0	0.9	1.5	3.8	4.1	6.1	8.0	5.2	6.3
D 建設業	2.6	2.1	2.0	0.6	0.8	1.5	2.0	1.1	0.9	2.1
E 製造業	5.7	6.0	8.1	7.7	6.8	7.3	5.2	6.5	6.8	7.8
F 電気・ガス・熱供給・水道業	9.7	11.0	10.0	13.0	11.5	12.1	10.2	10.3	14.1	8.7
G 情報通信業	29.8	26.8	22.3	18.8	20.2	23.8	17.0	21.3	22.2	25.3
H 運輸業，郵便業	1.0	3.5	2.0	2.1	2.0	2.5	4.5	3.7	4.1	3.7
I 卸売業，小売業	5.0	3.2	4.1	4.0	2.8	4.0	3.0	3.0	6.3	4.1
J 金融業，保険業	9.2	9.1	9.5	8.4	10.1	9.8	8.0	7.8	6.5	8.7
K 不動産業，物品賃貸業	4.5	6.2	5.6	5.2	3.8	2.5	6.2	4.0	8.2	6.9
L 学術研究，専門・技術サービス業	19.5	18.6	16.5	10.5	10.5	10.4	13.7	14.3	13.0	13.9
M 宿泊業，飲食サービス業	2.8	2.5	1.1	1.8	2.6	1.2	2.8	4.4	5.0	2.3
N 生活関連サービス業，娯楽業	7.5	4.0	3.9	2.1	3.9	2.1	0.6	0.1	1.9	5.3
O 教育，学習支援業	7.5	6.2	4.0	5.2	5.6	2.8	1.9	2.6	2.7	2.0
P 医療，福祉	8.2	4.0	7.2	2.8	2.6	1.7	2.0	0.7	0.8	1.7
Q 複合サービス事業	…	…	…	…	…	…	14.4	14.0	14.8	12.3
R サービス業（他に分類されないもの）	4.8	7.9	5.3	4.4	5.6	4.9	4.9	6.8	5.8	8.5

注：1)　平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」に範囲を拡大した。
2)　平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列19表　　産業・企業規模別、事業場外みなし労働時間制を採用している企業割合

（単位：%）

産業・企業規模＼年	昭和59年	60	61	62	63	平成元年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	13	14	15
T 調査産業計	・	・	・	・	**2.9**	…	**4.4**	**4.4**	…	…	**4.5**	**4.3**	**5.8**	**8.3**	**7.2**	**8.5**	**7.4**	**7.0**	**7.3**
1,000人以上	・	・	・	・	4.3	…	10.0	9.3	…	…	13.1	13.7	13.2	15.7	13.3	13.8	15.3	16.9	15.9
100～999人	・	・	・	・	3.1	…	7.1	7.3	…	…	8.7	7.2	9.2	10.9	12.6	12.3	11.4	9.7	11.7
300～999人	・	・	・	・	…	…	…	…	…	…	13.2	11.1	14.0	12.9	14.3	12.2	11.5	13.1	16.3
100～299人	・	・	・	・	…	…	…	…	…	…	7.3	6.1	7.8	10.3	12.1	12.4	11.4	8.6	10.2
30～99人	・	・	・	・	2.8	…	3.1	3.2	…	…	2.5	2.7	4.1	7.1	4.8	6.9	5.7	5.7	5.4
D 鉱業	・	・	・	・	－	…	－	2.2	…	…	0.8	－	－	6.8	6.0	6.1	2.5	0.6	8.8
E 建設業	・	・	・	・	0.1	…	2.7	4.0	…	…	1.8	3.0	3.4	6.4	7.2	7.8	7.2	4.9	4.5
F 製造業	・	・	・	・	2.8	…	2.8	2.6	…	…	3.9	3.5	4.3	6.0	5.8	6.5	6.7	5.3	5.9
G 電気・ガス・熱供給・水道業	・	・	・	・	0.8	…	0.8	－	…	…	3.5	0.7	1.4	3.7	4.8	4.8	2.4	2.5	2.9
H 運輸・通信業	・	・	・	・	5.5	…	8.0	1.6	…	…	6.6	4.0	7.0	10.2	4.2	6.9	3.2	5.9	5.5
I 卸売・小売業，飲食店	・	・	・	・	3.2	…	7.4	11.4	…	…	8.8	8.3	12.3	12.9	11.5	13.9	11.8	15.2	12.9
J 金融・保険業	・	・	・	・	2.0	…	4.8	3.3	…	…	1.7	2.2	1.8	4.4	3.1	3.8	5.0	6.4	8.0
K 不動産業	・	・	・	・	1.2	…	5.2	2.0	…	…	3.6	3.2	6.9	8.6	7.0	2.3	2.2	8.5	10.5
L サービス業	・	・	・	・	3.9	…	3.5	2.4	…	…	2.1	2.7	2.8	7.8	6.5	8.2	6.9	3.0	6.2

産業・企業規模＼年	16	17	18	19	20[1)]
T 調査産業計	**8.6**	**9.3**	**8.8**	**8.8**	**8.8**
1,000人以上	20.3	22.2	20.6	21.7	19.5
100～999人	11.8	13.6	14.3	15.4	14.2
300～999人	17.2	18.6	17.8	18.7	17.2
100～299人	10.1	12.1	13.2	14.3	13.3
30～99人	6.9	7.1	6.3	5.8	6.5
D 鉱業	5.6	2.5	2.0	3.2	2.5
E 建設業	4.7	7.9	7.2	4.1	6.2
F 製造業	5.9	7.8	7.0	7.8	7.9
G 電気・ガス・熱供給・水道業	1.9	2.6	2.2	2.2	2.5
H 情報通信業	17.0	15.7	14.2	11.6	12.1
I 運輸業	8.2	6.1	5.6	5.1	5.7
J 卸売・小売業	17.3	17.7	18.4	17.6	12.9
K 金融・保険業	8.4	12.8	11.9	10.0	12.7
L 不動産業	16.4	12.5	10.2	11.2	11.0
M 飲食店，宿泊業	3.5	1.7	2.8	5.6	5.6
N 医療，福祉	6.6	7.8	6.5	5.8	2.8
O 教育，学習支援業	4.0	1.5	1.6	2.4	3.9
Q サービス業（他に分類されないもの）	4.9	5.6	4.4	6.3	8.0

産業・企業規模＼年	21	22	23	24	25	26	27[2)]	28	29	30
T 調査産業計	**7.5**	**9.1**	**9.3**	**10.4**	**9.2**	**11.3**	**11.3**	**10.0**	**12.0**	**14.3**
1,000人以上	19.4	19.7	19.0	17.1	17.7	17.9	17.0	17.8	18.2	16.5
100～999人	10.3	12.7	13.4	14.5	12.9	14.2	14.8	13.4	15.2	16.0
300～999人	15.4	17.5	18.7	19.0	17.6	18.8	14.3	14.8	16.4	16.5
100～299人	8.8	11.2	11.8	13.1	11.4	12.8	14.9	13.0	14.8	15.8
30～99人	6.1	7.5	7.6	8.7	7.7	10.1	9.7	8.4	10.6	13.5
C 鉱業，採石業，砂利採取業	－	2.2	1.0	3.5	4.7	5.6	12.2	7.4	13.0	6.5
D 建設業	6.3	4.9	6.1	8.3	11.1	10.6	12.5	15.4	9.0	13.0
E 製造業	6.1	9.9	9.7	12.1	11.0	13.5	12.7	12.4	12.0	18.3
F 電気・ガス・熱供給・水道業	2.9	2.2	1.6	1.6	1.7	2.4	11.0	7.5	10.9	4.9
G 情報通信業	11.5	13.6	9.0	13.4	12.1	12.0	13.5	13.8	14.2	15.5
H 運輸業，郵便業	4.5	6.3	5.7	6.3	3.6	4.8	11.3	8.1	12.9	13.7
I 卸売業，小売業	12.3	13.8	14.7	14.3	12.7	16.3	17.7	14.3	21.0	22.7
J 金融業，保険業	7.4	9.4	6.7	16.1	13.1	15.7	11.9	11.1	10.8	16.9
K 不動産業，物品賃貸業	14.0	16.0	10.6	16.7	15.0	16.8	19.3	17.1	22.5	16.6
L 学術研究，専門・技術サービス業	7.9	5.5	11.6	10.9	13.3	9.3	12.7	14.5	13.3	12.1
M 宿泊業，飲食サービス業	2.6	4.0	5.0	4.7	4.6	4.3	8.9	5.8	8.7	6.7
N 生活関連サービス業，娯楽業	5.8	3.6	4.3	6.3	6.2	5.6	10.8	6.8	9.5	12.8
O 教育，学習支援業	4.2	8.7	6.8	7.6	5.0	3.2	6.1	3.3	4.3	6.7
P 医療，福祉	6.0	4.1	3.5	3.7	0.8	3.3	1.3	2.7	4.0	6.1
Q 複合サービス事業	…	…	…	…	…	…	13.4	10.8	12.7	11.5
R サービス業（他に分類されないもの）	4.2	5.6	7.3	7.4	3.7	10.9	10.8	8.8	12.0	11.5

注：1)　平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」に範囲を拡大した。
2)　平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列20表　　産業・企業規模別、専門業務型裁量労働制を採用している企業割合

（単位：%）

産業・企業規模＼年	昭和59年	60	61	62	63	平成元年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	13	14	15
T 調査産業計	・	・	・	・	**0.3**	…	**0.6**	**0.7**	…	…	**0.5**	**0.9**	**0.5**	**1.4**	**2.1**	**1.9**	**1.7**	**1.2**	**1.4**
1,000人以上	・	・	・	・	0.5	…	1.1	1.7	…	…	3.7	5.1	5.3	6.1	5.7	5.7	5.6	7.3	7.4
100～999人	・	・	・	・	0.2	…	0.5	0.8	…	…	1.1	1.3	0.9	2.5	2.7	2.1	1.8	2.3	2.8
300～999人	・	・	・	・	…	…	…	…	…	…	1.3	1.1	1.2	3.1	5.8	4.1	2.7	3.5	4.3
100～299人	・	・	・	・	…	…	…	…	…	…	1.0	1.3	0.8	2.3	1.7	1.4	1.5	2.0	2.3
30～99人	・	・	・	・	0.3	…	0.6	0.6	…	…	0.2	0.6	0.2	0.9	1.7	1.7	1.5	0.6	0.7
D 鉱業	・	・	・	・	－	…	－	－	…	…	－	－	－	－	－	－	－	－	－
E 建設業	・	・	・	・	－	…	－	－	…	…	0.3	0.3	0.3	0.4	0.9	1.2	1.9	0.1	0.1
F 製造業	・	・	・	・	0.6	…	0.8	0.7	…	…	0.8	1.2	0.6	1.6	2.2	2.7	2.0	1.4	1.9
G 電気・ガス・熱供給・水道業	・	・	・	・	－	…	－	－	…	…	－	－	－	0.6	－	－	－	－	－
H 運輸・通信業	・	・	・	・	－	…	－	－	…	…	0.3	－	－	0.5	0.5	－	－	0.1	0.8
I 卸売・小売業，飲食店	・	・	・	・	0.0	…	1.0	1.3	…	…	0.5	0.4	0.3	1.0	1.8	1.3	0.5	1.9	1.7
J 金融・保険業	・	・	・	・	－	…	－	0.4	…	…	－	－	－	－	－	－	－	0.5	1.5
K 不動産業	・	・	・	・	－	…	－	－	…	…	0.2	－	－	1.6	－	－	－	－	－
L サービス業	・	・	・	・	0.1	…	0.2	0.8	…	…	0.2	2.1	1.3	3.2	4.3	2.9	3.3	1.5	1.5

産業・企業規模＼年	16	17	18	19	20[2]
T 調査産業計	**2.5**	**3.4**	**2.8**	**2.9**	**2.2**
1,000人以上	7.3	8.0	9.5	8.5	11.2
100～999人	3.1	3.9	3.4	4.5	3.2
300～999人	4.1	5.4	5.9	5.1	4.9
100～299人	2.8	3.5	2.6	4.3	2.7
30～99人	2.2	3.1	2.3	2.1	1.6
D 鉱業	－	－	－	－	－
E 建設業	2.6	2.4	1.9	1.3	0.3
F 製造業	2.8	4.3	3.3	3.3	3.3
G 電気・ガス・熱供給・水道業	－	0.6	0.6	1.5	1.4
H 情報通信業	16.3	21.2	18.1	16.5	22.3
I 運輸業	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
J 卸売・小売業	1.1	2.2	1.2	1.7	0.3
K 金融・保険業	1.5	2.3	1.3	0.7	1.7
L 不動産業	0.8	0.7	－	1.7	0.8
M 飲食店，宿泊業	0.0	0.0	0.1	0.1	0.7
N 医療，福祉	1.4	0.2	0.6	1.8	0.6
O 教育，学習支援業	－	0.1	0.2	0.2	－
Q サービス業（他に分類されないもの）	2.8	2.9	3.2	3.8	1.5

産業・企業規模＼年	21	22	23	24	25	26	27[3]	28	29	30
T 調査産業計	**2.1**	**2.5**	**2.2**	**2.3**	**2.2**	**3.1**	**2.3**	**2.1**	**2.5**	**1.8**
1,000人以上	8.8	9.7	8.8	7.7	7.6	7.2	9.6	9.5	10.2	11.0
100～999人	2.5	3.7	3.6	3.6	3.2	3.2	3.1	2.7	3.2	3.0
300～999人	4.0	5.1	4.5	4.8	3.6	4.0	4.9	4.2	5.6	3.7
100～299人	2.0	3.2	3.3	3.2	3.1	3.0	2.5	2.2	2.4	2.8
30～99人	1.8	1.9	1.6	1.7	1.6	2.9	1.7	1.6	2.0	1.0
C 鉱業，採石業，砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
D 建設業	0.3	0.4	0.4	3.2	1.4	3.7	0.2	0.7	1.9	0.4
E 製造業	1.9	2.7	3.1	1.8	2.2	3.3	3.1	3.0	2.1	1.6
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0.9	0.9	1.0	0.9	0.6	0.8	0.9	0.4	0.5	1.9
G 情報通信業	17.4	23.0	17.7	14.2	17.0	18.1	19.4	20.1	26.6	21.2
H 運輸業，郵便業	0.0	0.0	0.0	0.8	－	－	0.0	0.0	0.0	0.8
I 卸売業，小売業	2.2	1.0	0.7	1.8	1.7	2.7	1.6	0.9	2.3	0.8
J 金融業，保険業	1.4	1.0	2.5	2.5	1.6	2.7	0.2	1.6	1.7	1.7
K 不動産業，物品賃貸業	1.3	0.2	0.6	0.2	0.4	0.6	0.5	1.9	2.1	0.8
L 学術研究，専門・技術サービス業	6.4	8.4	8.7	9.1	8.8	7.6	7.4	7.4	7.7	12.1
M 宿泊業，飲食サービス業	0.4	0.3	0.4	0.0	0.2	0.0	3.5	1.4	0.3	0.4
N 生活関連サービス業，娯楽業	0.2	1.1	0.1	0.0	0.0	－	0.2	－	2.7	0.2
O 教育，学習支援業	0.9	0.6	0.6	1.2	1.8	0.8	5.8	6.1	6.5	4.9
P 医療，福祉	1.3	－	0.1	0.2	1.0	1.2	－	0.1	0.2	0.1
Q 複合サービス事業	…	…	…	…	…	…	－	－	－	－
R サービス業（他に分類されないもの）	1.0	2.1	1.7	2.9	1.1	3.4	0.4	0.4	0.8	0.1

注：1)　専門業務型裁量労働制は平成11年まで「裁量労働のみなし労働時間制」として調査したものである。
2)　平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」に範囲を拡大した。
3)　平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

V　調　　査　　票

統計法に基づく一般統計調査

平成30年就労条件総合調査
調　査　票

㊙厚生労働省

政府統計
統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

この調査票に記入された事項については、秘密の保護に万全を期し、統計作成以外の目的には使用しませんので、ありのままを記入してください。
また、オンライン調査票による回答も可能ですので、詳しくは「オンライン調査利用ガイド」をご覧下さい。

1 この調査は、常用労働者が30人以上の民営企業を対象としています（注１）。

2 この調査は、企業を単位として依頼しておりますので、本社（本店）のほかに、支社、工場、出張所などの事業所があれば、それらも含めて回答してください。
なお、本社（本店）以外の事業所にこの調査票が到着した場合は、お手数ですが本社（本店）の担当部署へ回送をお願いします。

3 記入に当たっては、給与、会計、人事等についてよく把握されている方が記入してください。また、別冊の「記入要領」を必ず読んで、黒のインク、又はボールペンを使用して記入してください。

4 該当する番号を○で囲む回答については、特に断りのない限り、該当する番号を１つ選んで○で囲んでください。 回答欄が[1][2][3]のように網掛けになっている場合は、複数回答可となっています。

5 この調査票は、特に断りのない限り、**平成30年1月1日現在の状況**について記入してください。

6 **この調査票のI-5以降の設問は、「Ⅰ-4全常用労働者（注2）のうち、期間を定めずに雇われている労働者（パートタイム労働者（注3）を除く。）」について記入してください。**

7 記入の終わった調査票は、同封の返信用封筒に入れ、**平成30年1月23日までに返送してください。**

8 調査票の記入についてご質問がありましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

問い合わせ先　**厚生労働省就労条件総合調査事務局**
【TEL】 **0120－178－857**
【FAX】 03－6825－4062
【e-mail】syurou@surece.co.jp

企業の名称・所在地
都道府県番号 一連番号 産業分類番号 企業規模番号
1 2 3

記入担当連絡先者
フリガナ
氏名
所属部局名
電話　（　　）　局　　番（内線　　番）
メールアドレス　　@

（所在地、企業名に変更等がありましたら訂正をお願いします。）

Ⅰ　企業の属性

1　主な生産品の名称又は事業の内容

2　企業全体の全常用労働者数
（本社・支社を合わせた全常用労働者数）（注２）

5,000人以上	1,000～4,999人	300～999人	100～299人	30～99人
1	2	3	4	5

4

3　労働組合の有無
有 1　無 2　5

4　全常用労働者のうち、期間を定めずに雇われている労働者数
（パートタイム労働者を除く。）
千　人　6

（注２）「常用労働者」とは、次の①又は②のいずれかに該当する者をいいます。
①　期間を定めずに雇われている労働者
②　１か月以上の期間を定めて雇われている労働者

（注３）「パートタイム労働者」とは、１日の所定労働時間が貴社の一般の労働者より短い者又は１日の所定労働時間が貴社の一般の労働者と同じであっても１週の所定労働日数が少ない労働者をいいます。

（注１）「民営企業」には、医療法人、社会福祉法人、各種協同組合等の会社組織以外の法人も含みます。

SAMPLE

SAMPLE

Ⅰ-5以降の設問はすべて「Ⅰ－４ 全常用労働者のうち、期間を定めずに雇われている労働者（パートタイム労働者を除く。）」について記入してください。

5　次に掲げる業務のうち、貴社で従事する労働者がいる業務に該当する番号を、すべて○で囲んでください（ただし、資格を有する者がいても、その**業務**に従事していなければ該当しません。）。

新商品又は新技術の研究開発等	０１	金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発	１１
情報処理システムの分析又は設計	０２	学校教育法に規定する大学における教授研究	１２
記事又は放送番組の取材又は編集	０３	公認会計士	１３
デザイナー	０４	弁護士	１４
プロデューサー又はディレクター	０５	建築士（一級建築士、二級建築士、木造建築士）	１５
コピーライター	０６	不動産鑑定士	１６
システムコンサルタント	０７	弁理士	１７
インテリアコーディネーター	０８	税理士	１８
ゲーム用ソフトウェアの創作	０９	中小企業診断士	１９
証券アナリスト	１０	事業運営の企画、立案、調査及び分析	２０

Ⅱ　労働時間制度

1　所定労働時間（休憩時間、残業時間は含みません。）

(1) 就業規則等で定められた１日の所定労働時間及び週所定労働時間を記入してください。

	時間	分	
１日の所定労働時間			8
週所定労働時間			9

本社・支社の別、労働者の種類などによって異なる場合は、最も多くの労働者に適用されている所定労働時間を記入してください。

(2) 週所定労働時間別に適用労働者数を記入してください。

週所定労働時間 時間　分　～　時間　分	適用労働者数 千　人	
～ 34:59		10
35:00 ～ 35:59		11
36:00 ～ 36:59		12
37:00 ～ 37:59		13
38:00 ～ 38:59		14
39:00 ～ 39:59		15
40:00		16
40:01 ～ 42:00		17
42:01 ～ 44:00		18
44:01 ～		19
計		

監視又は断続労働に従事する者、監督又は管理の地位にある者などで、労働時間の定めのない者は除外してください。
次の「２ 週休制」においても同様に除外してください。

2　週休制

週休制の形態別に適用労働者数を記入してください。

週休制の形態		適用労働者数 千　人	
週休１日制又は週休１日半制			20
何らかの週休２日制	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度(注1)		21
	完全週休２日制		22
完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度(注2)			23
計			

この２つの欄（1(2)の計と２の計）は一致します。

また、１頁Ⅰ－４の期間を定めずに雇われている常用労働者数と一致する場合とそれより少ない場合があります。

（注）1)　月３回、隔週、月２回、月１回の週休２日制の他、３勤１休、４勤１休等をいいます。
　　2)　月１回以上週休３日制、３勤３休、３勤４休等をいいます。

SAMPLE

【３頁参考】

Ⅱ　労働時間制度

３　年間休日総数

・年間休日総数には、平成29年１年間における休日の合計日数を記入してください。就業規則等で年間休日数を定めている場合はその日数を記入してください。

・**「休日」**とは、就業規則、労働協約又は労働契約等において、労働の義務がないとされた日のことで、「週休日」（日曜日、土曜日などの会社指定の休日）及び「週休日以外の休日」（国民の祝日・休日、年末年始、夏季休暇、会社創立記念日などで会社の休日とされている日）の合計日数をいいます。ただし、年次有給休暇や雇用調整、生産調整等のための臨時休業日数は含みません。

４　年次有給休暇

・（１）②,③の年次有給休暇の付与・取得日数については、１人当たり日数ではなく、延べ日数を記入してください。

・（２）労使協定等に基づき、年次有給休暇を計画的に付与する制度について記入してください。（労働基準法第39条第６項）

・（３）労使協定等に基づき、年次有給休暇を時間単位で取得できる制度について記入してください。（労働基準法第39条第４項）

５　特別休暇制度

「特別休暇」とは、週休日や法定休暇（年次有給休暇、産前・産後休暇、育児休業、介護休業、子の看護のための休暇等）以外に付与される休暇で、就業規則等で制度（慣行も含む。）として認めている休暇をいいます。なお、法定休暇で法律の規定よりも労働者を優遇している場合の上積分については含みません。

・**①「夏季休暇」**とは、一般的に７月～９月の夏季の期間に連続で与えられる休暇（休日も含む。）をいいます。

・**②「病気休暇」**とは、本人が業務外の私傷病によって就労できない場合に認められる休暇をいいます。

・**③「リフレッシュ休暇」**とは、一定の勤続を有する者の心身の休養等のための休暇をいいます（例えば、勤続20年で10日、勤続30年で20日の休暇を与える等）。これ以外に結婚20周年等家庭生活の節目、季節の節目にとるものも含みます。アニバーサリー休暇、永年勤続休暇等名称は問いません。

・**④「ボランティア休暇」**とは、社会・地域貢献活動を支援する休暇をいいます。

・**⑤「教育訓練休暇」**とは、職業人としての資質の向上、その他職業に関する教育訓練を受ける労働者に対して与えられる休暇をいいます。

・**⑥「上記以外で1週間以上の長期の休暇」**とは、上記以外で１週間以上連続した休暇をいいます。年末年始、５月の連休期間などにおいて連続して与えられる休暇も、それが週休日も含め、１週間以上連続した休暇となる場合も含みます。

（注１）**「1回当たり最高付与日数」**には、特別休暇を週休日等の休日と連続してとる制度としている又は推奨している場合は、週休日等の休日を最高付与日数に算入してください。例えば完全週休２日制の場合、週休日の翌日から次の週休日までの休みの際には、９日としてください。ただし、週休日と祝祭日のみの場合は特別休暇に含みません。

（注２）**「1回当たり最高付与日数」「年間の最高付与日数」**については、「1回当たり最高付与日数」又は「年間の最高付与日数」の制度がない場合や不明な場合は１桁目に「－」を記入してください。

（注３）**⑥「上記以外で１週間以上の長期の休暇」**に該当する休暇が複数ある場合は、最も長いものについて記入してください。また、①～⑤の他、法定休暇（年次有給休暇、産前・産後休暇、育児休業、介護休業、子の看護のための休暇等）で法律の規定よりも労働者を優遇している場合の上積分を含みません。

【４頁参考】

６　変形労働時間制

変形労働時間制には、「１年単位の変形労働時間制」、「１か月単位の変形労働時間制」、「１週間単位の非定型的変形労働時間制」、「フレックスタイム制」があります。

1	**「１年単位の変形労働時間制」**とは、労使協定等により、１か月を超え、１年以内の一定期間を平均し、週所定労働時間が40時間を超えない範囲内において、特定の日又は週に１日８時間又は１週40時間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度をいいます。（労働基準法第32条の4）
2	**「１か月単位の変形労働時間制」**とは、労使協定又は就業規則等により、１か月以内の一定の期間を平均し、週所定労働時間が40時間を超えない範囲内において、特定の日又は週に１日８時間又は１週40時間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度をいいます。（労働基準法第32条の2）
3	**「１週間単位の非定型的変形労働時間制」**とは、常用労働者数が30人未満の小売業、旅館、料理店及び飲食店の事業場において、労使協定等により週所定労働時間が40時間を超えない範囲内において、就業規則であらかじめ定めることなく、１日８時間を超え10時間まで所定労働時間として労働させることができる制度をいいます。（労働基準法第32条の5）
4	**「フレックスタイム制」**とは、就業規則等により、１か月以内の一定期間（清算期間）の総労働時間を定めておき、労働者はその枠内で、各日の始業及び終業の時刻を自分で決定して働く制度をいいます。（労働基準法第32条の3）

SAMPLE

3　年間休日総数　（２頁裏面参照）

年間休日総数は何日ですか。また、その休日日数が適用される労働者数は何人ですか。

年間休日総数	日	24
適用労働者数	千　人	25

（本社・支社の別、労働者の種類などによって異なる場合は、最も多くの労働者に適用されている休日日数を記入してください。）

4　年次有給休暇（２頁裏面参照）

(1) 平成29年(又は平成28会計年度)１年間における年次有給休暇について、男女計と女の別に記入してください。なお、企業全体についての記入が困難な場合は、常用労働者数の最も多い事業所について記入してください。

① 平成29年(又は平成28会計年度)中に年次有給休暇の取得資格のある労働者数		千　人	26
	うち女	千　人	27
② 年間延べ付与日数（繰越日数を除く。）		百万　千　日	28
	うち女	百万　千　日	29
③ 年間延べ取得（消化）日数（注）		百万　千　日	30
	うち女	百万　千　日	31

（注）時間単位で取得した分は、合計して日数に換算し、端数は四捨五入してください。

(2) 年次有給休暇を計画的に付与する制度がありますか。該当する番号を１つ○で囲んでください。

制　度　が　あ　る	1	→ 年間を通じて、計画的に付与する年次有給休暇は１人当たり何日ですか。 日 33
制　度　が　な　い	2	32

(3) 年次有給休暇を時間単位で取得できる制度がありますか。該当する番号を１つ○で囲んでください。

制　度　が　あ　る	1	→ 年間を通じて、時間単位で取得できる年次有給休暇は１人当たり何日ですか。 日 35
制　度　が　な　い	2	34

5　特別休暇制度（２頁裏面参照）

次の特別休暇制度がありますか。制度がある場合には、賃金の支給状況について該当する番号を１つ○で囲んで、「１回当たり最高付与日数」及び「年間の最高付与日数」を記入してください。

また、平成29年（又は平成28会計年度）１年間の利用状況について該当する番号を１つ○で囲んでください。

特別休暇の種類	制度の有無		賃金の支給 有給 全額	賃金の支給 有給 一部	賃金の支給 無給	１回当たり最高付与日数（注１）（注２）	年間の最高付与日数（注２）	平成29年(又は平成28会計年度)１年間の利用の有無 有	平成29年(又は平成28会計年度)１年間の利用の有無 無
① 夏季休暇	有	1	1	2	3	千　日		1	2
36	無	2				37		39	
② 病気休暇	有	1	1	2	3		日	1	2
40	無	2				41		44	
③ リフレッシュ休暇	有	1	1	2	3			1	2
45	無	2				46		48	
④ ボランティア休暇	有	1	1	2	3		日	1	2
49	無	2				50		53	
⑤ 教育訓練休暇	有	1	1	2	3			1	2
54	無	2				55		58	
⑥ 上記以外で１週間以上の長期の休暇（注３）	有	1	1	2	3			1	2
59	無	2				60		63	

休暇の名称を記入してください。

（　　）

SAMPLE

【４頁参考】

７　みなし労働時間制

みなし労働時間制には、「事業場外みなし労働時間制」、「専門業務型裁量労働制」、「企画業務型裁量労働制」があります。

1	**「事業場外みなし労働時間制」**とは、出張や外回りの営業のように使用者の具体的な指揮・監督が及ばない事業場外で労働する場合で、労働時間の算定が困難な場合に、原則として所定労働時間労働したものとみなす制度をいいます。（労働基準法第38条の2）
2	**「専門業務型裁量労働制」**とは、デザイナーやシステムエンジニアなど、業務遂行の手段や時間配分などに関して使用者が具体的な指示をしない以下の19の業務について、実際の労働時間数とはかかわりなく、労使協定等で定めた労働時間数を働いたものとみなす制度をいいます。（労働基準法第38条の3） ① 新商品又は新技術の研究開発等の業務　⑧ インテリアコーディネーターの業務　⑮ 建築士(一級建築士、二級建築士、木造建築士)の業務 ② 情報処理システムの分析又は設計の業務　⑨ ゲーム用ソフトウェアの創作の業務　⑯ 不動産鑑定士の業務 ③ 記事又は放送番組の取材又は編集の業務　⑩ 証券アナリストの業務　⑰ 弁理士の業務 ④ デザイナーの業務　⑪ 金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発の業務　⑱ 税理士の業務 ⑤ プロデューサー又はディレクターの業務　⑫ 学校教育法に規定する大学における教授研究の業務　⑲ 中小企業診断士の業務 ⑥ コピーライターの業務　⑬ 公認会計士の業務 ⑦ システムコンサルタントの業務　⑭ 弁護士の業務
3	**「企画業務型裁量労働制」**とは、事業運営の企画、立案、調査及び分析の業務であって、業務遂行の手段や時間配分などに関して使用者が具体的な指示をしない業務について、実際の労働時間数とはかかわりなく、労使委員会で定めた労働時間数を働いたものとみなす制度をいいます。 なお、導入にあたっては労使委員会における委員の５分の４以上の多数による決議と対象労働者本人の同意が必要です。（労働基準法第38条の4） **［対象となり得る業務の例］** ①経営企画を担当する部署における業務のうち、経営状態・経営環境等について調査及び分析を行い、経営に関する計画を策定する業務 ②人事・労務を担当する部署における業務のうち、現行の人事制度の問題点やその在り方等について調査及び分析を行い、新たな人事制度を策定する業務 ③広報を担当する部署における業務のうち、効果的な広告手法等について調査・分析を行い、広告を企画・立案する業務

８　勤務間インターバル制度

（注１）**「勤務間インターバル制度」**とは、労働者の健康確保などを目的として、実際の終業時刻から始業時刻までの間隔を一定時間以上空ける制度をいいます。
なお、実際の終業時刻から始業時刻までの具体的な時間数を定めていない場合は、これに該当しません。
例えば、以下の例が「勤務間インターバル制度」に該当します。
①実際の終業時刻から始業時刻までの間隔を一定時間以上空けることを定めている場合
（例）「終業時刻から１１時間空けなければ始業してはならない」と定めている場合。勤務時間が午前９時～午後５時の労働者が、午後１１時に退社した場合は翌日の始業時刻が午前１０時となる。
②実際の終業時刻に応じて翌日の始業時刻を定めている場合
（例）「午後１０時～午後１１時の間に終業した場合、翌日の始業時刻は午前１０時」、「午後１１時～午後１２時の間に終業した場合、翌日の始業時刻は午前１１時」などと実際の終業時刻に応じて、始業時刻を定めている場合。
（※）「午前０時以降に終業した場合、翌日の始業時刻は午前１１時」、「午後１０時以降残業禁止であるが、始業時刻に関する定めはなく早く来ることも可能」といった例のように、実際の終業時刻から始業時刻までの間隔が明確でない定め方をする場合は、これに該当しません。

（注２）**「11時間以上空いている」**とは、平成29年１年間のすべての勤務日において、実際の終業時刻から始業時刻までの間隔が１１時間以上空いている場合（終業時刻から始業時刻までの間に、休日を挟む場合は除く。）をいい、所定の終業時刻と翌日の所定の始業時刻が１１時間以上空いていても、必ずしもこれに該当するとは限りません。なお、注１の「勤務間インターバル制度」が適用されている労働者であるか否かは問いません。

（注３）**「導入している」**と回答する場合、労働協約、労使協定又は就業規則に当該制度が定められていることを必要とし、慣行で決まっている場合などはこれに該当しません。

SAMPLE

6　変形労働時間制（２頁裏面参照）

変形労働時間制を採用していますか。該当する番号をすべて○で囲み、採用している場合は適用労働者数を記入してください。

変形労働時間制採用の有無			適用労働者数
採用している	１年単位の変形労働時間制	1	千　人　65
	１か月単位の変形労働時間制	2	66
	１週間単位の非定型的変形労働時間制	3	67
	フレックスタイム制	4	68
採用していない		5	64

7　みなし労働時間制（３頁裏面参照）

(1)　みなし労働時間制を採用していますか。該当する番号をすべて○で囲み、採用している場合は適用労働者数を記入してください。

みなし労働時間制採用の有無			適用労働者数
採用している	事業場外みなし労働時間制	1	千　人　70
	専門業務型裁量労働制	2	71
	企画業務型裁量労働制	3	72
採用していない		4	69

〔上記(1)で「２　専門業務型裁量労働制」に○をつけた企業が下記(2)をお答えください。〕

(2)　専門業務型裁量労働制が適用される労働者が従事する業務について、該当する番号をすべて○で囲んでください。

新商品又は新技術の研究開発等	01	インテリアコーディネーター	08	弁護士	14
情報処理システムの分析又は設計	02	ゲーム用ソフトウェアの創作	09	建築士（一級建築士、二級建築士、木造建築士）	15
記事又は放送番組の取材又は編集	03	証券アナリスト	10	不動産鑑定士	16
デザイナー	04	金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発	11	弁理士	17
プロデューサー又はディレクター	05	学校教育法に規定する大学における教授研究	12	税理士	18
コピーライター	06	公認会計士	13	中小企業診断士	19
システムコンサルタント	07				73

8　勤務間インターバル制度（注１）（３頁裏面参照）

(1)　1年間を通じて、実際の終業時刻から始業時刻までの間隔が、１１時間以上空いている（注２）労働者はどれくらいいますか。該当する番号を１つ○で囲んで下さい。

全くいない	ほどんどいない	全体の4分の1程度いる	半数程度いる	全体の4分の3程度いる	ほとんど全員	全員
1	2	3	4	5	6	7　74

(2)　勤務間インターバル制度を導入していますか。該当する番号を１つ○で囲んでください。

導入している（注３）	導入を予定又は検討している	導入予定はなく、検討もしていない
1	2	3　75

(4)へ

〔上記(2)で「１　導入している」に○をつけた企業がお答えください。〕

(3)　実際の終業時刻から始業時刻までの間に空けることとしている具体的な時間を記入してください。
間隔の時間を複数設けている場合は、最も短い間隔の時間を記入してください。

時間	分
	76

〔上記(2)で「３　導入予定はなく、検討もしていない」に○をつけた企業がお答えください。〕

(4)　勤務間インターバル制度を導入していない（しなかった）理由について、該当する番号をすべて○で囲んでください（なお、当該制度を知らなかった場合には、「当該制度を知らなかったため」のみに○をつけてください）。

夜間も含め、常時顧客や取引相手の対応が必要なため	人員不足や仕事量が多いことから、当該制度を導入すると業務に支障が生じるため	当該制度を導入すると労働時間管理が煩雑になるため	超過勤務の機会が少なく、当該制度を導入する必要性を感じないため	その他	当該制度を知らなかったため
1	2	3	4	5	6　77

SAMPLE

【５頁参考】

Ⅲ　賃金制度

時間外労働の割増賃金率

(1) 時間外労働の割増賃金率

時間外労働の割増賃金率は、25％以上（１か月60時間を超える時間外労働に係るものを除く。）とされています。（労働基準法第37条第１項）

（注１）**「時間外労働」**とは、法定労働時間（１日８時間、１週40時間）を超えて労働させることをいいます。

（注２）**「定めている」**とは、就業規則等において、割増賃金率などの割増賃金の計算の方法を定めている場合をいいます。

(2) １か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率

１か月60時間を超える時間外労働については、割増賃金率は50％以上とされています。（労働基準法第37条第１項）
ただし、中小企業(注３)については当分の間、引上げが猶予され、１か月60時間超の部分についても25％以上とされています。

（注３）**「中小企業」とは、具体的には下の表に該当する企業をいいます。**

業種※	資本金の額又は出資の総額		常時使用する労働者数※
小売業	5,000万円以下	又は	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
上記以外の業種	3億円以下		300人以下

※「業種」及び「常時使用する労働者数」については、記入要領６頁を参照してください。

（注４）**「定めている」**とは、就業規則等において、１か月60時間を超える時間外労働について割増賃金率などの割増賃金の計算の方法を定めている場合をいいます。１か月60時間以下の時間外労働に係る割増賃金率と同率の場合（「割増賃金率は（60時間を超えるかどうかに関係なく）一律25％としている場合」「45時間以下の割増賃金率を25％、45時間を超える割増賃金率を一律50％としている場合」、「割増賃金率を一律50％としている場合」等）もこれに該当します。

(3) 代替休暇

労使協定を締結すれば、１か月60時間を超える時間外労働を行った労働者に対して、割増賃金率が引き上げられた部分に対応した部分（25％以上から50％以上に引き上げられた部分）の割増賃金の支払いに代えて通常の賃金が支払われる休暇を付与することができます。（労働基準法第37条第3項）

（注５）代替休暇を取得した労働者の実人員をいいます。同じ労働者が複数回取得した場合は、１人として計算してください。

(4) 特別条項付き時間外労働協定

時間外労働の限度時間(例えば１か月45時間など)(※)を超えて時間外労働を行わせる必要がある場合に締結する協定をいいます。

※　時間外労働を行わせるためには、労働基準法第36条に基づき、労使間で時間外労働に関する協定（いわゆる「36協定」）を締結しますが、延長できる時間については、「時間外労働の限度に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)において限度時間が定められています。この限度時間を超えて臨時的に時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合には、特別の事情や限度時間を超えることのできる回数等を定めた「特別条項付き時間外労働協定」を締結することで、限度時間を超えて労働時間を延長することができます。
なお、「特別条項付き時間外労働協定」については、限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率についても定めることが必要となっています。

SAMPLE

Ⅲ　賃金制度

時間外労働（注１）の割増賃金率（４頁裏面参照）

（休日労働、深夜労働は含みません。また、職種などによって異なる場合は、最も多くの労働者に適用されているものを記入してください。）

(1)　時間外労働の割増賃金率

時間外労働の割増賃金率（１か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率は除く。）について、就業規則等で定めていますか。該当する番号を１つ○で囲んでください。

また、定めている（注２）場合は、どのように定めていますか。該当する番号を１つ○で囲み、「一律に定めている場合」は割増賃金率を記入してください。

				割増賃金率
定めている（注２）	1	一律に定めている	1	％
定めていない	2	時間外労働時間数等に応じて異なる率を定めている	2	
78		79		80

(2)　１か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率

①　貴社は中小企業（注３）に該当しますか。該当する番号を１つ○で囲んでください。

なお、中小企業に該当するかの判断は、4頁裏面(2)（注３）を参照してください。

中小企業（注３）に該当する	1
中小企業に該当しない	2
	81

②　就業規則等において、１か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めていますか。

該当する番号を１つ○で囲んでください。

また、定めている（注４）場合は、割増賃金率を記入してください。

定めている（注４）	1	→ 割増賃金率	％
定めていない	2	→ (4) へ	
82			83

〔上記①で「２　中小企業に該当しない」かつ同②で「１　定めている」に○をつけた企業が下記(3)をお答えください。〕

(3)　代替休暇（4頁裏面参照）

労使協定等において、割増賃金の支払いに代えて有給の休暇を付与する、代替休暇の制度がありますか。該当する番号を１つ○で囲んでください。

制度がある	1	→ 平成29年（又は平成28会計年度）１年間で実際に代替休暇を取得した労働者（注５）は何人ですか。
制度がない	2	千　人
84		85

〔上記(3)の回答の有無にかかわらず、下記(4)をお答えください。〕

(4)　特別条項付き時間外労働協定（4頁裏面参照）

「特別条項付き時間外労働協定」を結んでいますか。該当する番号を１つ○で囲んでください。

また、結んでいる場合は、限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（３か月以内の一定期間に係るものに限ります。）を記入してください。

			割増賃金率
結んでいる	1	→ 限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率	％
結んでいない	2		
86			87

SAMPLE

【６頁参考】

Ⅳ　退職給付（一時金・年金）制度

※厚生年金などの公的年金制度はこの調査の対象としません。公的年金制度のみの場合は、「退職給付（一時金・年金）制度がない」に○をつけてください。

1　退職給付（一時金・年金）制度の有無、支払準備形態

ア **「中小企業退職金共済制度」**とは、中小企業退職金共済法に基づき企業が退職金の支給を目的に勤労者退職金共済機構と契約を結び、退職金の原資の積立て事務を委託する制度をいいます。

イ **「特定退職金共済制度」**とは、企業又は個人事業主が地域の所得税法に定める特定退職金共済団体（商工会議所、商工会連合会等）と契約を結び、退職金原資を定期的に預け、管理・運用してもらう仕組みをいいます。

ウ **「厚生年金基金」**とは、厚生労働大臣の認可を受けて厚生年金基金を設立し、厚生年金保険法でいう、老齢厚生年金の一部を基金が国に代わって行う代行給付に、企業の実情に応じた給付を上乗せする退職給付（年金）制度をいいます。この調査では代行部分を除いた上乗せ給付部分についてのみ対象としています。

エ **「確定給付企業年金」**とは、加入した期間などに基づいてあらかじめ給付額が定められている企業年金制度をいいます。規約型（労使合意の年金規約に基づき外部機関で積立）と基金型（厚生年金の代行のない基金）があり、確定給付型の企業年金について、受給権保護等を図る観点から、積立義務、受託者責任の明確化、情報開示といったルールを定めた上で、労使合意に基づき、柔軟な制度設計が可能となるよう必要な措置が講じられています。

（注1）**「CBP（キャッシュ・バランス・プラン）」**とは、
労働者ごとに仮想個人口座を設け、その口座に一定のルールに基づいて持分付与額（元金相当部分）を累積していくとともに、一定の再評価率に基づく再評価額（利息相当部分）を付与し、支払い開始時までに積み立てた元利合計額を支給する制度をいいます。

オ **「確定拠出年金（企業型）」**とは、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに給付額が決定される年金制度をいいます。対象者により企業型と個人型（iDeCo（イデコ））に分かれますが、この調査では企業型のみ対象としています。

カ **「企業独自の年金」**とは、上記アからオ以外の年金をいいます。

2　退職一時金制度の運営

(1)　退職一時金の算定基礎額について

・**「退職時の賃金」**のうち**「すべての基本給」**とは、基本給の項目が１つのもの及び２つ以上あるものすべてが算定基礎額の対象となる場合をいい、
「一部の基本給」とは、基本給の項目が２つ以上あるもののうち一部の項目が算定基礎額の対象となる場合をいいます。

・**「別に定める金額」**とは、賃金と直接関連させずに算定基礎額を決めている場合、又は退職一時金額そのものを算出する場合をいい、その種類は次のようなものがあります。

ア　**「別テーブル方式」**とは、退職一時金算定のために、賃金表とは別の体系又はテーブルとして算定基礎額表を定めているものをいいます。例えば、勤続年数別に設定した算定基礎額に、役職など等級別に定めた支給係数を乗じて算出するものなどがあります。

イ　**「定額方式」**とは、退職時の賃金とは関係なく、勤続年数別、退職事由別など、退職一時金額そのものを事前に定めているものをいいます。

ウ　**「点数（ポイント制）方式」**とは、一般に点数×単価の形がとられ、職能等、級別に一定の点数を定め、これに在級年数を乗じて入社から退職するまでの累積点を算出し、これに一点当たりの単価を乗じる方式（持ち点方式）をいいます。

SAMPLE

Ⅳ　退職給付（一時金・年金）制度

年金を一時金として受け取ることができる場合は、「一時金制度」ではなく「年金制度」として記入してください。
厚生年金などの公的年金制度はこの調査の対象としません。公的年金制度のみの場合は、「退職給付（一時金・年金）制度がない」に○をつけてください。

1　退職給付（一時金・年金）制度の有無、支払準備形態（５頁裏面参照）

退職給付（一時金･年金）制度がありますか。制度がある場合は、支払準備形態について該当する番号をすべて○で囲んでください。

退職給付(一時金･年金)制度がある	一時金	社内準備	1
		中小企業退職金共済制度	2
		特定退職金共済制度	3
		その他（名称　　）	4
	年金	厚生年金基金（上乗せ給付）	5
		確定給付企業年金（ＣＢＰ(注１)を含む）	6
		確定拠出年金（企業型）	7
		企業独自の年金	8
退職給付（一時金・年金）制度がない			9

88

2～8のみ又は9のみと回答した場合、次頁「3　退職給付（一時金･年金）制度の見直し」へ

2　退職一時金制度の運営

次の(1)～(3)は、１で、**「１　社内準備」に○をつけた企業**がお答えください。

(1)　退職一時金の算定基礎額に用いているものは次のうちどれですか。該当する番号をすべて○で囲んでください。(5頁裏面参照)

退職時の賃金	1	すべての基本給	1
		一部の基本給	2
別に定める金額	2	別テーブル方式	1
		定額方式	2
		点数(ポイント制)方式	3
その他	3	その他（　　）	4
		（具体的に　　）	

89　90　91

(2)　その時々の賃金額の改定（定期昇給、ベースアップによるもの）を、退職一時金の算定基礎額に反映させていますか。該当する番号を１つ○で囲んでください。

区分	定期昇給・ベースアップを行っている				定期昇給・ベースアップを行っていない
	反映される			反映されない	
	全部が自動的に反映される	一部が自動的に反映される	反映分は労使協議で決める		
定期昇給	1	2	3	4	5　92
ベースアップ	1	2	3	4	5　93

(3)　退職一時金の受給に必要な最低勤続年数は何年何か月ですか。

退職事由	最低勤続年数
会社都合（注）	年　月　94
自己都合	年　月　95

（注）会社都合には定年退職を含みます。

次の(4)は、１で、**「１　社内準備」のみに○をつけた企業**がお答えください。

(4)　退職一時金の保全措置を講じていますか。講じている場合に、その方式及び保全額はどのようになっていますか。該当する番号をすべて○で囲んでください。（６頁裏面参照）

いる	1	方式	保証方式　1
			信託方式　2
			質権、抵当権設定方式　3
			退職手当保全委員会方式　4　97
		保全額	自己都合退職見積額の1/4相当額　1
			中小企業退職金共済制度による支払相当額　2
			労使協議で決めた額　3
			その他（具体的に　　）　4　98
いない	2	保全措置を講じないことについて労使協定を締結　1	
		上記以外　2　99	

96

SAMPLE

【６頁参考】

Ⅳ　退職給付（一時金・年金）制度

２　退職一時金制度の運営

(4)退職一時金の保全措置について

・**「保全措置」**とは、賃金の支払いの確保等に関する法律（賃確法）第５条にいう退職手当の保全措置をいい、就業規則等で労働者に退職手当を支払うことを明らかにした場合に、当該退職手当の支払いに充てるべき額のうちの一定額を銀行等による保証等で保全することをいいます。

ア **「保証方式」**とは、事業主の労働者に対する退職手当支払い債務を銀行等の金融機関が事業主と連帯して保証し、事業主が退職手当を支払えなくなったときに、金融機関が事業主に代わって退職手当を支払う方式をいいます。

イ **「信託方式」**とは、保全措置を講ずべき額について、労働者を受益者とする信託契約を信託会社（銀行を含む。）と締結し、事業主が退職手当を支払えなくなったときに、信託財産から退職手当に相当する額の金銭を労働者が取得する方式をいいます。

ウ **「質権、抵当権設定方式」**とは、労働者の事業主に対する退職手当支払い請求権を担保するため、事業主と労働者との間で、質権又は抵当権を設定し、退職手当が支払えなくなったときは、質権又は抵当権の目的物を換価して、退職手当の支払いに充てる方式をいいます。

エ **「退職手当保全委員会方式」**とは、事業主から退職手当の支払い準備に関する状況について報告を受け、必要に応じ事業主に対して支払い準備の状況について意見を述べたり、退職手当の支払いの準備に関する苦情を処理することを内容とする委員会を設置する方式をいいます。

オ **「自己都合退職見積額の１／４相当額」**とは、「退職手当要支給額方式」のことで、全労働者が自己都合により退職するものと仮定した場合の退職手当総額の４分の１の額です。

カ **「中小企業退職金共済制度による支払相当額」**とは、「中退金最低掛金額方式」のことで、中小企業退職金共済制度（中退金）に最低掛金月額（昭和55年11月までは毎月800円、55年12月から61年11月までは1,200円、61年12月から平成３年11月までは3,000円、３年12月から７年11月までは4,000円、７年12月からは5,000円）を納付したと仮定した場合に、中小企業退職金共済制度により支払われることとなる退職金に相当する額です。ただし、賃確法が施行された昭和52年４月１日以前の分については、計算に含まないこととされています。

キ **「労使協議で決めた額」**とは、「労使協定方式」のことで、労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表するものと書面により協定した額です。

【７頁参考】

Ⅳ　退職給付（一時金・年金）制度

３　退職給付(一時金･年金)制度の見直し

過去3年間の実施状況･今後3年間の予定

(1)　退職一時金制度

・01の**「退職一時金制度を新たに導入又は既存のものの他に設置」**とは、退職一時金制度がない企業が制度を導入、又は従前の制度に加え、新たに制度を設置した場合をいいます。例えば、「社内準備」に加えて「中小企業退職金共済制度」に新たに加入した場合等がこれに該当します。

・03の**「退職一時金制度を他の退職一時金制度へ移行」**とは、他の支払準備形態の退職一時金制度への移行をいい、例えば、「社内準備」から「中小企業退職金共済制度」への移行等がこれに該当します。

・04の**「退職一時金制度の廃止・脱退（他の制度へ移行した場合を除く。）」**には中小企業退職金共済制度からの脱退を含みます。

・07, 08の支給率「増加」，「減少」には予定利率の変更により支給額が増加，減少した場合を含みます。

・09、10の**「退職一時金を縮小又は廃止し毎月の給与を拡大」**には、賞与の拡大も含めてください。また、退職一時金相当額の全部又は一部を、在職中に毎月の給与や賞与に上乗せして前払いする、いわゆる退職一時金の前払い制度への移行も含めてください。

(2)　退職年金制度

・03の**「年金制度を他の年金制度へ移行」**とは、他の支払準備形態の年金制度への移行をいい、例えば、「厚生年金基金制度」から「確定給付企業年金制度」への移行等がこれに該当します。

・10, 11の支給率「増加」，「減少」には予定利率の変更により支給額が増加，減少した場合を含みます。

・12、13の**「退職年金を縮小又は廃止し毎月の給与を拡大」**には、賞与の拡大も含めてください。また、退職年金相当額の全部又は一部を、在職中に毎月の給与や賞与に上乗せして前払いする、いわゆる退職年金の前払い制度への移行も含めてください。

(3)　退職一時金及び年金の縮小又は廃止による毎月の給与の拡大

・「所定内賃金」とは、所定内労働時間に対し支払われる賃金で、基本給、業績給、勤務手当、奨励手当（精皆勤手当）、生活手当、その他の諸手当等をいい、所定外賃金（時間外手当、深夜手当、休日出勤手当等）及び賞与は除きます。

SAMPLE

3 退職給付（一時金・年金）制度の見直し（６頁裏面参照）

(1)　退職一時金制度について過去３年間（平成27～29年）に何らかの見直しを行いましたか。また、今後３年間（平成30～32年）に見直しの予定はありますか。該当する番号をすべて○で囲んでください。

項目			過去３年間の実施状況	今後３年間の予定
退職一時金	退職一時金制度を新たに導入又は既存のものの他に設置		０１	０１
	退職一時金の全部又は一部を年金へ移行		０２	０２
	退職一時金制度を他の退職一時金制度へ移行		０３	０３
	退職一時金制度の廃止･脱退(他の制度へ移行した場合を除く。)		０４	０４
	算定基礎額の算出方法の変更（ポイント制の導入等）		０５	０５
	特別加算制度の導入（早期退職優遇加算を除く。）		０６	０６
	支給率	増加	０７	０７
		減少（以下の09、10の場合を除く。）	０８	０８
	退職一時金を縮小又は廃止し毎月の給与を拡大	労働者一律	０９	０９
		労働者の選択制	１０	１０
	その他（具体的に　　）		１１	１１
	見直しを行わなかった・見直しを行う予定はない		１２	１２

100　101

(2)　退職年金制度について過去３年間（平成27～29年）に何らかの見直しを行いましたか。また、今後３年間（平成30～32年）に見直しの予定はありますか。該当する番号をすべて○で囲んでください。

項目			過去３年間の実施状況	今後３年間の予定
退職年金	年金制度を新たに導入又は既存のものの他に設置		０１	０１
	年金の全部又は一部を退職一時金へ移行		０２	０２
	年金制度を他の年金制度へ移行		０３	０３
	年金制度の廃止（他の制度へ移行した場合を除く。）		０４	０４
	年金支給期間の延長（終身への変更を含む。）		０５	０５
	年金支給期間の短縮		０６	０６
	算定基礎額の算出方法の変更（ポイント制の導入等）		０７	０７
	特別加算制度の導入（早期退職優遇加算を除く。）		０８	０８
	賃金や物価上昇率に伴う給付水準の見直し制度を導入		０９	０９
	支給率	増加	１０	１０
		減少（以下の12、13の場合を除く。）	１１	１１
	退職年金を縮小又は廃止し毎月の給与を拡大	労働者一律	１２	１２
		労働者の選択制	１３	１３
	その他（具体的に　　）		１４	１４
	見直しを行わなかった・見直しを行う予定はない		１５	１５

102　103

次の(3)は、(1)及び(2)の「過去３年間の実施状況」において、
(1)で、**「０９・１０ 退職一時金を縮小又は廃止し毎月の給与を拡大」**又は
(2)で、**「１２・１３ 退職年金を縮小又は廃止し毎月の給与を拡大」に○をつけた企業**がお答えください。

(3)　退職一時金及び年金の縮小又は廃止による毎月の給与の拡大について、１人１か月当たり平均所定内賃金（６頁裏面(3)参照）及び１人当たり平均賞与と、そのうち平均拡大額をそれぞれ記入してください。なお、企業全体での記入が困難な場合は、最も平均的な労働者について記入してください。

１人１か月当たり平均所定内賃金				うち平均拡大額			
百万			千円				千円
104							105

１人当たり平均賞与				うち平均拡大額			
百万			千円	百万			千円
106							107

（注）1) 千円単位で記入し、単位未満は四捨五入してください。
2) 「１人当たり平均賞与」に拡大がなかった場合は、「１人当たり平均賞与」は記入し、「１人当たり平均賞与」に係る「うち平均拡大額」の記入は不要です。
3) 労働者の選択制の場合は、選択している労働者の平均又は選択している労働者のうち最も平均的な労働者について記入してください。

退職給付（一時金・年金）制度のある企業は、次頁へ。
制度のない企業は、以上で終わりです。　ご協力いただきありがとうございました。

SAMPLE

【８頁参考】

Ⅴ　退職給付（一時金・年金）の支給実態

※厚生年金などの公的年金制度はこの調査の対象としませんので、年金の額に含めないでください。

２　労働者個人別退職給付（一時金・年金）の支給実態

調査対象退職者の抽出方法（記入要領７頁～８頁を参照してください。）

A 平成29年１年間の退職者数 勤続20年以上かつ年齢45歳以上	B A÷30 （単位未満切り上げ）	C 調査対象者数 A÷B （単位未満切り上げ）	記入退職者
１～３０人	1	1～30	退職者全員を記入します
３１～６０人	2	31～60 ／ 2	名簿の２番目ごとの退職者を記入します
６１～９０人	3	61～90 ／ 3	名簿の３番目ごとの退職者を記入します
９１～１２０人	4	91～120 ／ 4	名簿の４番目ごとの退職者を記入します

＊Aが１２１人以上の場合も同様に調査対象者数を計算します。

【例1】 A：退職者数35人
B：35÷30＝1．1（単位未満切り上げ）＝2
C：調査対象者数　A÷B
35÷2＝17．5（単位未満切り上げ）＝18
35人の名簿から1番目を選び、1番以降は2番目ごとに選び、全部で18人を選んでください。

●○●○●○●○●○●○●○●○●○●○●　……　●○●○●○●○●
１２３４５６７８９　～　　18人　35人

【例2】 A：退職者数68人
B：68÷30＝2．26（単位未満切り上げ）＝3
C：調査対象者数　A÷B
68÷3＝22．6（単位未満切り上げ）＝23
68人の名簿から1番目を選び、1番以降は3番目ごとに選び、全部で23人を選んでください。

●○○●○○●○○●○○●○○●○○●　……　●○○●○○●○
１２３４５６７８９　～　　23人　68人

SAMPLE

Ⅴ　退職給付（一時金・年金）の支給実態

退職給付（一時金・年金）制度のある企業が記入してください。**厚生年金などの公的年金制度はこの調査の対象外です。**

1　退職者数

(1) 平成29年１年間に、貴企業を**勤続20年以上かつ年齢45歳以上で退職した常用労働者**がいますか。

	い　る	いない
108	1	2

→ ご協力ありがとうございました。

(2) 上記退職者数を事由別に記入してください。

平成29年１年間の	①定年	定年以外 ②会社都合	③自己都合	④早期優遇	計 A ①+②+③+④
	千 人	千 人	千 人	千 人	千 人
退職者数 109					113
うち女 114					118

調査対象退職者数の抽出

B A÷30 単位未満切り上げ	C 調査対象者数 A÷B 単位未満切り上げ
	人
122	123

30人以内になります

(3) 左記計Ａの退職者のうち年金受給資格者の年金（公的年金及び確定拠出年金（個人型）は除く。）の受給方法別に、その人数を記入してください。

年金の受給方法	年金受給資格者数 千 人
年金の全部を年金として受給	119
年金の全部を一時金として受給	120
年金の一部を一時金、一部を年金として受給	121
計	

2　労働者個人別退職給付（一時金・年金）の支給実態

勤続20年以上かつ年齢45歳以上の退職者

（平成29年１年間の退職者数が30人以内の場合は全員分を記入してください。31人以上の場合は退職者を年齢順に並べてⅤの１の(2)調査対象退職者数の抽出により算出したCの人数分を記入してください。（７頁裏面参照））

Ⅴの１の(2)の退職者について退職給付を支給又は退職給付の支給額が確定した退職者個人別に該当する項目をそれぞれ○で囲み、退職時の年齢、退職時までの勤続年数、退職給付（一時金及び年金）額等をそれぞれ記入してください。**いずれかの制度がない場合は０円と記入してください。**なお、厚生年金基金の代行部分は除いてください。

また、**厚生年金などの公的年金制度はこの調査の対象外です**ので、年金の額に含めないでください。（８頁裏面参照）

（金額については千円未満四捨五入）

一連番号	退職労働者の番号等	性 男	性 女	退職時の職種 管理・事務・技術職	退職時の職種 現業職	最終学歴 中学卒	最終学歴 高校卒	最終学歴 高専・短大卒	最終学歴 大学・大学院卒	退職事由 定年	退職事由 会社都合	退職事由 自己都合	退職事由 早期優遇	退職時の年齢 歳	退職時までの勤続年数（１年未満切り捨て） 年	退職時の所定内賃金（月額） 千円	退職一時金額 百万 千円	年金現価額 百万 千円	年金現価額のうち退職労働者の選択により支給された一時金額 百万 千円	年金月額 千円	備考
124 01		1	2	1	2	1	2	3	4	1	2	3	4								135
136 02		1	2	1	2	1	2	3	4	1	2	3	4								147
148 03		1	2	1	2	1	2	3	4	1	2	3	4								159
160 04		1	2	1	2	1	2	3	4	1	2	3	4								171
172 05		1	2	1	2	1	2	3	4	1	2	3	4								183

（注）一時金（年金を一時金として選択した場合は除く。）及び年金（公的年金及び確定拠出年金（個人型）は除く。））について、２つ以上の退職給付がある場合は、それぞれその合計額を記入してください。

SAMPLE

【８頁参考】

Ⅴ　退職給付（一時金・年金）の支給実態

２　労働者個人別退職給付（一時金・年金）の支給実態

ア　**「退職時の職種」**は、退職者が退職時にどのような業務に従事していたかにより、管理・事務・技術職と現業職に区分します。

①　**「管理・事務・技術職」**とは、管理、経理、人事、営業、福利厚生、研究等の部門における業務に従事する労働者（単純作業に従事する者を含む。）及び生産又は建設部門においてこれらの業務に従事する事務員、技術員並びに直接作業に従事しない職長、組長等の監督的労働者をいいます。

②　**「現業職」**とは、販売従事者、サービス職業従事者、保安職業従事者、運輸・通信従事者、技能工、採掘・製造・建設作業者及び労務作業者等、上記①以外の業務に従事する労働者をいいます。

イ　**「最終学歴」**の区分は次のとおりです。

①	中学卒	新制中学・旧制高等小学校
②	高校卒	新制高校・旧制中学
③	高専・短大卒	高等専門学校、短期大学
④	大学・大学院卒	大学、旧制大学、大学院

なお、上記以外の学歴については、修業年限等を考慮のうえ上記の学歴に区分してください。たとえば、高校卒業後専修学校の専門課程２年以上を終了した人は短大卒に含まれます。

ウ　**「退職時までの勤続年数」**について

①　試用及び見習期間は勤続年数に換算し、休職期間は勤続年数から除外してください。

②　会社の名義変更、分離、合併等により名称が変わったり、形式的に解雇の手続きが行われたりしても、実質的に会社に継続して勤務しているとみなされる場合であって、かつ、退職給付を算定する際に勤続年数を通算する場合には、前後の勤続年数を通算してください。

エ　**「退職時の所定内賃金（月額）」**について

「所定内賃金」とは、所定内労働時間に対し支払われる賃金で、基本給、業績給、勤務手当、奨励手当（精皆勤手当）、生活手当、その他の諸手当等をいい、所定外賃金（時間外手当、深夜手当、休日出勤手当等）及び賞与は除きます。

ここでは、労働者が退職した月に支給した１か月間の所定内賃金額を記入してください。また、退職前に病気休暇等で給与が減額支給されていた者等は備考欄か欄外にその旨記入してください。

オ　**「退職一時金額」**について

退職労働者に支給した又は支給しようとする退職一時金額を記入してください。

なお、退職給付（年金）制度がある場合に、年金を選択により一時金として支給した金額は、この欄に記入せずに「年金現価額」欄に記入してください。

カ　**「年金現価額」**とは、何年かにわたって支払うべき年金額の総額から、その間に生ずる利息分を控除して現在の金額に換算した額をいいます。

なお、終身年金の場合には、支給開始年齢からの余命年数（記入要領11頁「45歳以上の余命年数」参照）を支給期間として計算してください。

キ　**「年金月額」**について

年金を受給する者の年金支給開始時における年金月額を記入してください。年金を全額一時金として支給した者は０円としてください。

SAMPLE

	一連番号	退職労働者の番号等	性		退職時の職種		最終学歴				退職事由				退職時の年齢（歳）	退職時までの勤続年数（1年未満切り捨て）（年）	退職時の所定内賃金（月額）（千円）	退職一時金額（百万 千円）	年金現価額（百万 千円）	年金現価額のうち退職労働者の選択により支給された一時金額（百万 千円）	年金月額（千円）	備考	
			男	女	管理・事務・技術職	現業職	中学卒	高校卒	高専・短大卒	大学・大学院卒	定年	会社都合	自己都合	早期優遇									
184	06		1	2	1	2	1	2	3	4	1	2	3	4									195
196	07		1	2	1	2	1	2	3	4	1	2	3	4									207
208	08		1	2	1	2	1	2	3	4	1	2	3	4									219
220	09		1	2	1	2	1	2	3	4	1	2	3	4									231
232	10		1	2	1	2	1	2	3	4	1	2	3	4									243
244	11		1	2	1	2	1	2	3	4	1	2	3	4									255
256	12		1	2	1	2	1	2	3	4	1	2	3	4									267
268	13		1	2	1	2	1	2	3	4	1	2	3	4									279
280	14		1	2	1	2	1	2	3	4	1	2	3	4									291
292	15		1	2	1	2	1	2	3	4	1	2	3	4									303
304	16		1	2	1	2	1	2	3	4	1	2	3	4									315
316	17		1	2	1	2	1	2	3	4	1	2	3	4									327
328	18		1	2	1	2	1	2	3	4	1	2	3	4									339
340	19		1	2	1	2	1	2	3	4	1	2	3	4									351
352	20		1	2	1	2	1	2	3	4	1	2	3	4									363

（注）一時金（年金を一時金として選択した場合は除く。）及び年金（公的年金及び確定拠出年金（個人型）は除く。））について、２つ以上の退職給付がある場合は、それぞれその合計額を記入してください。

SAMPLE

SAMPLE

9頁裏

	一連番号	退職労働者の番号等	性		退職時の職種		最終学歴				退職事由				退職時の年齢 歳	退職時までの勤続年数（1年未満切り捨て） 年	退職時の所定内賃金（月額） 千円	退職一時金額 百万 千円	年金現価額 百万 千円	年金現価額のうち退職労働者の選択により支給された一時金額 百万 千円	年金月額 千円	備考	
			男	女	管理・事務・技術職	現業職	中学卒	高校卒	高専・短大卒	大学・大学院卒	定年	会社都合	自己都合	早期優遇									
364	21		1	2	1	2	1	2	3	4	1	2	3	4									375
376	22		1	2	1	2	1	2	3	4	1	2	3	4									387
388	23		1	2	1	2	1	2	3	4	1	2	3	4									399
400	24		1	2	1	2	1	2	3	4	1	2	3	4									411
412	25		1	2	1	2	1	2	3	4	1	2	3	4									423
424	26		1	2	1	2	1	2	3	4	1	2	3	4									435
436	27		1	2	1	2	1	2	3	4	1	2	3	4									447
448	28		1	2	1	2	1	2	3	4	1	2	3	4									459
460	29		1	2	1	2	1	2	3	4	1	2	3	4									471
472	30		1	2	1	2	1	2	3	4	1	2	3	4									483

SAMPLE

（注）一時金（年金を一時金として選択した場合は除く。）及び年金（公的年金及び確定拠出年金（個人型）は除く。））について、２つ以上の退職給付がある場合は、それぞれその合計額を記入してください。

～ ご協力いただきありがとうございました。 ～

平成 30 年就労条件総合調査報告

平成31年1月　発行

編 集　厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付
　　参事官（企画調整担当）付賃金福祉統計室
　　電 話 03(5253)1111　　内線 7639,7638
発 行　厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）

○本冊子は、グリーン購入法等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
○リサイクル適性の表示：紙へリサイクル可
本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料［Bランク］のみを用いて作製しています。